平成３０年　第４回定例会

摂津市議会会議録

平成３０年１２月　３日　開会
平成３０年１２月１９日　閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

平成３０年第４回定例会

○１２月３日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－ 2
開会の宣告 ----------1－ 3
市長挨拶
開議の宣告 ----------1－ 3
会議録署名議員の指名 ----------1－ 3
日程１　会期の決定 ----------1－ 3
日程２　議選第４号 ----------1－ 3
選挙
日程３　議案第７５号 ----------1－ 4
提案理由の説明（市長）
採決
日程４　認定第１号～認定第８号 ----------1－ 4
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、
駅前等再開発特別委員長）
討論（弘豊議員、三好義治議員、森西正議員、松本暁彦議員）
採決
日程５　議案第６９号～議案第７４号、議案第７６号～議案第９５号 -----1－21
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、建設部長、
市民生活部長、保健福祉部理事、次世代育成部長、市長公室長）
質疑（三好義治議員）
委員会付託
休会の決定 ----------1－35
散会の宣告 ----------1－36

○１２月１８日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－ 2
開議の宣告 ----------2－ 3

会議録署名議員の指名 ----------2－ 3
日程１　一般質問
松本暁彦議員 ----------2－ 3
楢村一臣議員 ----------2－14
水谷毅議員 ----------2－24
南野直司議員 ----------2－31
光好博幸議員 ----------2－36
村上英明議員 ----------2－44
中川嘉彦議員 ----------2－49
香川良平議員 ----------2－58
増永和起議員 ----------2－63
延会の宣告 ----------2－76

○１２月１９日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 4
会議録署名議員の指名 ----------3－ 4
日程１　一般質問
安藤薫議員 ----------3－ 4
弘豊議員 ----------3－ 9
藤浦雅彦議員 ----------3－18
三好俊範議員 ----------3－35
森西正議員 ----------3－44
日程２　議案第６９号～議案第７４号、議案第７６号～議案第９５号 -----3－53
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長）
討論（増永和起議員）
採決
日程３　議案第９６号～議案第１０２号 ----------3－56
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市長公室長）
採決
日程４　議会議案第１６号～議会議案第２３号 ----------3－61
討論（弘豊議員）
採決
閉会の宣告 ----------3－62

☆添付資料

審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2
一般質問要旨 ---------- 資料－ 3
議決結果一覧 ---------- 資料－ 6

摂　津　市　議　会　会　議　録

平成３０年１２月３日

（第１日）

平成３０年第４回摂津市議会定例会会議録

平成３０年１２月 ３日（月曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

1 出席議員 （１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	中川嘉彦
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	三好義治	１２番	楢村一臣
１３番	渡辺慎吾	１４番	森西　正
１５番	香川良平	１６番	三好俊範
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 （０名）

1 地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	山本和憲
総務部長	井口久和	市民生活部長	野村眞二
環境部長	山田雅也	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	土井正治
上下水道部長	山口　猛	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊田拓夫
消防長	明原　修	会計管理者	牛渡長子

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	岩見賢一郎

１ 議　事　日　程

1,				会期決定の件
2,	議	選 第	４号	摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件
3,	議	案 第	７５号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
4,	認	定 第	１号	平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	２号	平成２９年度摂津市水道事業会計決算認定の件
	認	定 第	３号	平成２９年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
	認	定 第	４号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	５号	平成２９年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	７号	平成２９年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
5,	議	案 第	６９号	平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）
	議	案 第	７０号	平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
	議	案 第	７１号	平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
	議	案 第	７２号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
	議	案 第	７３号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）
	議	案 第	７４号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議	案 第	７６号	指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）
	議	案 第	７８号	指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）
	議	案 第	７９号	指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）
	議	案 第	８０号	指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
	議	案 第	８２号	指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
	議	案 第	８３号	指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）
	議	案 第	８４号	指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
	議	案 第	８５号	指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
	議	案 第	８６号	指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
	議	案 第	８７号	指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）
	議	案 第	８８号	指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
	議	案 第	８９号	指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）
	議	案 第	９０号	指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）
	議	案 第	９１号	摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件
	議	案 第	９５号	摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件

（午前１０時　開会）

○嶋野浩一朗議長　ただいまから平成３０年第４回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走、何かとお忙しいところ、平成３０年第４回の定例市議会にご参集を賜り、大変ありがとうございます。

早速でございますが、今回お願いいたします案件は、予算案件といたしまして、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）ほか５件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件１件、条例案件といたしまして、摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件ほか４件、その他案件といたしまして、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）ほか１４件、合計２７件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たり、ご挨拶とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１７日間とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、議選第４号、摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、摂津市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

葭中冨佐子氏、勝吉彦氏、篠﨑忠行氏及び土井絹代氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました葭中冨佐子氏、勝吉彦氏、篠﨑忠行氏及び土井絹代氏を当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、葭中冨佐子氏、勝吉彦氏、篠﨑忠行氏及び土井絹代氏が摂津市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、摂津市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。
お諮りします。
指名の方法は議長が指名することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
稲田盛一氏、武部寛子氏、村井悦栄氏及び吉岡幸子氏を指名します。
お諮りします。
ただいま指名いたしました稲田盛一氏、武部寛子氏、村井悦栄氏及び吉岡幸子氏を当選人と定めることに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、稲田盛一氏、武部寛子氏、村井悦栄氏及び吉岡幸子氏が摂津市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。
次に、補充の順序についてお諮りします。
補充の順序は、ただいま指名しました順序とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
日程３、議案第７５号を議題とします。
提案理由の説明を求めます。市長。
（森山市長　登壇）
○森山市長　議案第７５号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、平成３０年１２月１９日付で岩田敏江氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き岩田敏江氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。
○嶋野浩一朗議長　説明が終わり、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
討論に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　討論なしと認め、討論を終わります。
議案第７５号を採決します。
本件について、同意することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、本件は同意されました。
日程４、認定第１号など８件を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。
（渡辺慎吾総務建設常任委員長　登壇）
○渡辺慎吾総務建設常任委員長　おはようございます。
ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。
９月４日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第５号、平成２９年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、

以上２件について、１０月１６日、２３日及び２５日の３日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については出席者による賛成多数、認定第５号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長　文教上下水道常任委員長。

（安藤薫文教上下水道常任委員長　登壇）

○安藤薫文教上下水道常任委員長　ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

９月４日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第２号、平成２９年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第３号、平成２９年度摂津市下水道事業会計決算認定の件、以上３件について、１０月１５日、１６日及び２２日の３日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

９月４日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第４号、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第６号、平成２９年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第７号、平成２９年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第８号、平成２９年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上５件について、１０月１５日、２２日及び２３日の３日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第６号については全員賛成、その他の案件については賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長　議会運営委員長。

（松本暁彦議会運営委員長　登壇）

○松本暁彦議会運営委員長　ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

９月４日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１１月２８日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長　駅前等再開発特別委員長。

（藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　登壇）

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

９月４日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１０月２６日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、出席者による賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がございますので、許可します。弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　日本共産党議員団を代表して、認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第７号及び認定第８号に対する反対討論を行います。

２０１７年度は、４年に一度の市議会議員選挙、そして、森山市政４期目のスタートの年度でした。

子ども医療費助成が所得制限なしで１８歳まで、ひとり親医療費助成については２２歳まで拡大する条例が制定され、就学援助制度の入学準備金の大幅引き上げと中学１年生に対する２月支給が実現するなど、子育て環境が前進しました。また、介護では、要支援の方への現行サービスの継続も行われました。

その一方、市として公的責任を縮小、後退させる動きが進行しています。市民サービスコーナーの廃止、学校校務員業務の民間委託の開始、小学校給食の民間委託を新たに１校拡大、正雀保育所の民営化、学童保育の民間委託の検討などです。その上、８，０００人を超える請願署名に寄せられた北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求めた市民の声には背を向けたままです。

今、来年度予算編成作業が行われていますが、改めて、地方自治体の役割である住民の福祉の増進を図るという基本に立ち返り、全ての市民の安心・安全な暮らしを支える立場に立つことを求めます。とりわけ、今年は大阪北部地震、猛暑と豪雨、台風２１号など、自然災害による被害が相次ぎ、その傷はいまだに癒えていません。市民にとって最も身近な自治体として、国や大阪府への働きかけと併せて、市の独自の取り組みを求めるものです。

それでは、最初に、自治体としての基本的問題について５点申し上げます。

第１に、引き続き大阪府内でもトップクラスの財政力を市民の暮らしに生かすという点です。

昨年度決算を２００４年度と比較しますと、まず、貯金、基金は５０億円から２．７６倍の１３８億円となっています。市債、借金については、一般会計、水道会計、公共下水道会計を合わせて９４１億円が５３８億円と、この１３年間で４０３億円、４１％減少しています。また、財政力指数は５年ぶりに１を超え、一人当たり市税収入では府内トップとなっています。

一方で、市民の暮らしはどうでしょうか。摂津市民の働く人の年間平均所得額は、２００４年と比べると２６万円も減少し、市民生活の実態は一層苦しくなっています。このような中で、今年度、国民健康保険や介護保険の保険料の値上げを行いましたが、大きな黒字が発生しているのに値上げをする、こんなことはやめるべきです。市民生活の実態に寄り添って、豊かな財政力をとことん市民の暮らしに生かすべきだと申し上げるものです。

第２に、国と自治体との関係についてです。

昨年度は、市・府民税の決定額を勤務先に通知する特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載に関する対応が問われました。残念ながら、本市はマイナンバーを記載して送りました。しかし、１年後の今年、総務省が、マイナンバー記載について、当分の間、記載しないとする省令改正を行いました。これは、各地での誤送付や事務所での管理上の問題等が起き、手続きそのもの

に対する批判が高まったからです。

また、今年４月から、子ども医療費助成制度に対する国保の減額調整、ペナルティーが廃止されることになりました。これは、全国の自治体が長年にわたり声を上げ、子育て支援という点でも国民的な課題に引き上げてきたからです。今、国保の構造的な問題解決に向けて、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、国に対して、公費を１兆円投入して、保険料率の値上げを抑制して協会けんぽ並みの負担率にすることを求めています。

これらのように、市民にとって不利益になる問題については、国の言いなりにならずに、ほかの自治体とも協力して、制度の改善に向け声を上げることを求めます。

第３に、職員の労働環境についてです。

昨年度は、年間の残業時間５００時間を超える職員が前年度に比べ２倍の１０人にも上るなど、残業時間が増加しています。条例改正に係る事務や福祉の現場で増加したとのことですが、改めて、平準化できないものか、協力体制がとれないものか、適正な職員配置、職員の増員も含めて必要な改善を求めます。

第４に、災害・防災対策、被災者に対する公的支援についてです。

昨年度は、市内二つ目として、鳥飼小学校区で防災マップづくりのワークショップが行われ、今年度も順次取り組まれています。毎年行われているさまざまな訓練を実のあるものにすることと併せて、全ての地域での手づくり防災マップの取り組みを早期に実施することを求めます。

また、今年の大阪北部地震や台風２１号による被害状況と対応等を検証するとともに、摂津市地域防災計画の具体的な見直し議論を行うことと、家屋の全壊、半壊に対する支援策の拡充をはじめ、一部損壊に対する支援策を本格的に実施するよう国に働きかけるとともに、市独自の固定資産税の減免など、支援策を検討することを求めます。

第５に、平和の取り組みです。

昨年７月、国連で採択した核兵器禁止条約を受けて、今、日本政府に対して条約締結を求める運動が広がっています。本市は、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名を市民署名活動として関係団体とともに取り組んでいます。引き続き、平和首長会議の一員として、より一層この運動を広げていただきたいと思います。

次に、市民の暮らしや営業にかかわる問題で５点申し上げます。

第１に、国民健康保険についてです。

２０１７年度の決算で５億円の黒字を出し、基金をつくって積み上げる計画ですが、２０１８年度に総額４，０００万円の保険料値上げを行い、さらに、今後６年間の連続値上げで市民の負担を増やそうとしています。大阪府が求める国民健康保険府内統一化に合わせるためですが、統一化には法的根拠もなく、全国でも大阪府だけが進めているものです。統一化に合わせるのではなく、保険料値下げで黒字を市民に還元し、市民の命と健康を守るという自治体本来の立場に立つべきです。

第２に、介護保険についてです。

２０１８年度からせっつ高齢者かがやきプランの第７期になり、保険料は基準額で月額３３０円の値上げとなりました。市は、それまでの３億７，０００万円の基金は全て繰り入れて保険料引き下げに使うと言いましたが、第６期の最終年度である２０１７年度が単年度で３億円もの黒字となっています。この黒字分を引き下げに使っ

ていれば、保険料は値上げではなく値下げにできていたわけです。黒字分は施設の未整備が要因で、市は黒字を十分予測できたのに保険料を値上げしたことに市民の納得は得られません。この３億円は、第７期では宙に浮いた使う計画のないお金です。これを財源に、保険料、利用料の減免制度の拡充や創設を行うことを求めます。

第３に、生活保護の問題です。

生活扶助基準や住宅扶助基準の引き下げがさまざまな影響を及ぼしています。親身な対応が必要ですが、摂津市ではケースワーカーが不足し、一人当たり平均で約１１６世帯もの担当を持っています。社会福祉法で定められた標準数の８０世帯を大きく超え、大阪府からも改善するよう再三指摘を受けている状態です。また、現在の１０名いるケースワーカーは全て男性ですが、ＤＶ被害を受けた女性利用者への対応など、女性ケースワーカーの必要性は高まっています。ケースワーカーの増員、特に複数の女性ケースワーカーを配置するよう求めます。

第４に、市民サービスコーナーが廃止され、証明書発行等の取り次ぎサービスが新設されましたが、利用は少なく、代替の役割を果たせていません。マイナンバー制度に対する抵抗感が国民の中に根強くある中、コンビニ交付は広がりません。マイナンバーカードの取得、コンビニ交付を暗に押しつけるのではなく、取り次ぎサービスをオンライン化するなど、市民の利便性向上に努めることを求めます。

第５に、雇用を守り、中小企業・小規模事業者を支援する問題です。

２０１７年度から摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例が施行されています。中小企業も使いやすく、条件を変え、指定を受けた事業者は、市内産業の振興、雇用機会の増大などに協力しなければならないとの努力義務も加えられました。しかし、奨励金の約９割は大企業が受けており、雇用創出でも摂津市民の割合は約１割でしかないことがわかりました。企業立地等促進事業費は、商工振興費の５分の１を占める大きな金額です。市民の雇用拡大、中小企業・小規模事業者への支援こそ行うべきだと申し上げておきます。

また、健都イノベーションパークへの企業誘致に関しても、２０１６年度から予算がついて動き始めていますが、国立循環器病研究センターを核とした医療クラスターの形成といいながら、吹田市、摂津市それぞれが個別にコンサルタントへ委託して、進出企業の動向をうかがうということが効率的なやり方と言えるでしょうか。神戸ポートアイランドにおける医療クラスターの前例からも、関連企業の集積は容易なものではありません。改めて事業の進め方を見直すよう求めます。

次に、子育て、教育の問題についてです。

この間の子ども医療費助成の高校卒業年齢までの拡大に対しては大いに評価するものですが、一方で、削られた入院時食事療養費は、非課税世帯のみに限られ、昨年度は利用実績がほとんどないという状況になっています。所得制限を設けたことでの影響と実態把握を進め、近年、大きな社会問題になっている子どもの貧困対策に対しても一層取り組みを強めることを求め、以下４点について問題点を指摘します。

第１に、保育所の待機児童と保育の公的責任についてです。

待機児童は、４月時点で前年より１０名多い３４名、そして、年度末の３月には１

７９名にまで膨らんでいます。年度内に増え続ける待機児童に対して柔軟に受け入れを行えるような体制は、民間園では難しいことだからこそ、近隣市では公立で待機児童受け入れの施設をつくっています。また、社会福祉法人の受け入れ辞退で民営化が１年先延ばしとなった正雀保育所の件や、山田川公園に新たに誘致した民間園で、文部科学省の補助金の内示がおくれ、開園時期が延びたことなど、民間頼みの計画のもとでの弊害もあらわれています。第５次行革に掲げている公立保育所の民営化方針は、きっぱりこの際見直して、保育の公的責任を果たしていくことを求めます。

第２に、学童保育事業についてです。

第５次行革の中で民間委託の計画を掲げ、保護者が求める保育時間の延長や土曜日開所について、民間委託ありきでしか検討してこなかったことについて、極めて不誠実だと言えます。求められるサービス向上のためには指導員の確保が必要で、それが困難だということを委託に切りかえることで乗り切れるという発想自体、指導員の人材確保と育成という役割を放棄するもので、児童の安全・安心と健やかな成長を育む学童保育の事業に逆行するものです。北摂の近隣市では、直営で延長保育を既に実施しているところが大勢です。本市でも早急に実施するように求めます。

また、申し込み時期に間に合わず、４月入所ができない待機児童の解消についても、総合計画の数値目標でゼロを掲げているのに具体的取り組みがされていないことも厳しく指摘し、改善を求めます。

第３に、学力向上に向けた取り組みについてです。

今、児童・生徒の学力をはかる物差しとして、民間業者による学力テストが頻繁に行われ、子どもたちはテスト漬けです。地域や学校のランクづけ、真の学力向上からかけ離れたテスト対策など、学校教育をゆがめかねません。とりわけ、大阪府中学校チャレンジテストは、高校入試、中学校教育をゆがめるもので、その結果が公立高校入試の内申書評定に反映されるなどあってはなりません。これらの点からも、見直し、中止を求めます。

また、英語教育の小学校教科化の前倒しで、大阪府教委がつくった６か年プログラム「ＤＲＥＡＭ」については、取り組みの初年度で、１年生から６年生まで同じ教材のグレード１が行われました。「『ＤＲＥＡＭ』の授業は楽しいか」のアンケートには、高学年ほど「そうは思わない」と否定的な回答だったことからしても、年齢に応じた児童の成長に合わせた学習時間になっていないことがうかがえます。授業時間外で時間をとってまであえてやらなければならないことなのかも含めて検証し、見直しを求めます。

第４に、中学校給食についてです。

デリバリー方式選択制中学校給食を開始して３年、喫食率は低迷し、次年度の事業者選定には、これまで委託していた業者は手を挙げず、今年、新たに契約した業者では単価がはね上がる状態になっています。そもそも、今のデリバリー方式選択制では、昼食が食べられない生徒をなくしたいという導入当時の目的や、教育の一環としての目標は達せられません。学校給食法に基づく自校調理全員喫食の給食へ抜本的に見直す検討を早急に行い、少なくとも来年度中に具体的方向性を出すことを求めます。

最後に、上下水道の問題についてです。

新しく機構改革で上下水道部として組織

再編された年度ですが、下水道事業の公営企業会計への移行や事業統合することでのメリットなどは、市民の実感できるところにはあらわれていません。昨年１０月に北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願が出されました。大阪広域水道企業団が供給単価を３円引き下げているのに、摂津市では、将来見通しを理由に、その分の引き下げも難しいと言います。市民生活の実態からすれば、せめて北摂の近隣市並みに引き下げてほしいと願うのは当然です。引き続き、安全・安心の水道事業の取り組みを維持することと併せて、料金の引き下げについても実現するように求めます。

また、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地における地下水汲み上げの開始による影響で、事業収益に大きな影響が生じてきました。地下水は公水で、誰のものでもありません。自分の土地から汲み上げているから自分のものという司法の論理での身勝手なやり方に強く抗議するよう求めるのと併せ、水循環基本法の理念に沿うような強制力のある法的仕組みを国に対して要望することも求めるものであります。

以上、反対討論とします。

○嶋野浩一朗議長　次に、三好義治議員。

（三好義治議員　登壇）

○三好義治議員　それでは、民主市民連合議員団を代表いたしまして、認定第１号から認定第８号までの平成２９年度の各会計決算について、賛成の立場から討論を行っていきたいと思います。

まず初めに、本年度は、大阪北部地震や北海道胆振東部地震、西日本豪雨や台風２１号、異常とも言える猛暑など、日本列島はたび重なる災害に見舞われました。まずもって、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

とりわけ、大阪北部地震、台風２１号では、本市も大きな被害を受け、被災地となりました。今もなお住まいの修繕が完了していないなど、不安な中で生活されているという声を多くお聞きします。少しでも早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、民主市民連合といたしましても精いっぱいの努力を傾けてまいる所存であります。

また、森山市長におかれましては、平成２９年６月からの１年間、全国市長会の副会長として摂津市の枠を超えて活躍され、国に対する要望などを通じ、行政の円滑な運営と進展に取り組まれました。本市をはじめ、地方自治体の声を国に届けるべくご尽力いただきましたことについて敬意を表します。

さて、直近の社会経済状況に目を向けてみますと、内閣府が発表いたしました月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているとの基調判断となっております。一方で、今後の見通しについては、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの認識も示されており、決して楽観できない不安定な状況にあると考えております。現実問題といたしまして、アメリカのトランプ政権の保護主義的な姿勢に端を発する米中の貿易摩擦や、イギリスのＥＵ離脱などにより、日本をはじめ、世界経済に影響を及ぼすことは避けられず、今後の行く末を大変危惧しているところでございます。

次に、決算年度であります平成２９年度につきましては、地方自治法が施行されて

７０周年を迎える年でありました。我々地方自治を担う者として、地方自治の意義と重要性について、思いを新たにしたところでございます。

このような中、本市の平成２９年度一般会計決算では、黒字決算を維持いたしました。しかしながら、これは、前年度に引き続き、多額の基金を取り崩すことにより、辛うじて収支の均衡を図ったものでございます。

また、主要基金残高は、取り崩ししてもなお１３０億円を超過しているところであり、危機的な財政状況にあった過去を思い返しますと、まだまだ余裕があるとの見方もできるかもしれませんが、現在の基金については臨時的収入によるものであることを忘れてはなりません。

さらに、肝心の本市財政構造の実態は、経常収支比率が１００％を超え、経常的な支出を市税等の経常的な収入で賄い切れない、いわば全く余力がない状況であると言えます。高齢化の進展による扶助費の増大や公共施設の更新が迫る中にあって、大いに憂慮するところであります。

今後とも、税制改正や消費税率引き上げの影響などを注視していただき、本市への影響を十分に把握し、確固たる財政基盤の確立に向けて、より一層の工夫と努力をされることを期待するものでございます。

それでは、平成２９年度の具体的な施策や実施事業について、第４次摂津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿って申し上げてまいります。

初めに、市民が元気に活動するまちづくりについてでございます。

まちづくりを推進していくためには、市民や事業者、行政が相互に知恵を出し合い、話し合い、連携していくことが非常に重要となっております。

このような中、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会と摂津市により、「つながりのまち摂津」連絡会議を立ち上げられ、街頭啓発活動や地域コミュニティ活動の推進に関する交流研修会などに取り組まれたことは、協働のまちづくりに向けた大きな一歩であると考えております。

また、旧南摂津市民サービスコーナーを活用して防犯ステーションを設置され、摂津警察署や摂津セーフティパトロール隊、摂津防犯協会などとの連携のもと、安全・安心に向けた市民、地域の主体的な活動を支援されたことについて評価したいと思います。

また、情報発信力の強化といたしまして、ホームページの全面リニューアルに取り組まれました。より見やすく伝わりやすい情報の発信ができる体制を整備されましたことを評価したいと思います。

今後につきましては、摂津市の魅力を多くの人に知ってもらい、訪れてもらうため、シティプロモーションの視点から、より積極的な取り組みを期待しております。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてでございます。

本市の懸案事項でありました千里丘駅西地区の交通混雑や密集市街地の解消につきましては、千里丘西地区市街地再開発準備組合の決議結果を踏まえ、市施行による新たなまちづくりを進めることとされました。非常に難しい事業ではありますが、機を捉えた判断であると高く評価いたします。この取り組みが、長年の課題の解決並びに本市の新たな魅力の一つとなりますことを期待しております。

次に、阪急京都線連続立体交差事業につ

いては、大阪府などとの綿密な連携により、国の都市計画事業認可を取得され、早期着工に向けた用地調査等を着実に実施されました。今後の事業推進につきましても、地域住民に対する丁寧な説明、対応をお願いしておきます。

ただいま申し上げました千里丘駅西地区の再開発や阪急京都線連続立体交差事業などの大規模プロジェクトは、市の魅力や推進力につながる一方で、大きな財政的リスクが想定されるものであります。このことを常に念頭に置き、財政状況を見きわめながら事業を進めていただきたいと思います。

続いて、防犯対策については、犯罪の起こりにくい地域環境を整備していくため、通学路などの街頭防犯カメラの設置や防犯灯の増設などにより、安全で安心な地域・まちづくりを着実に進めたことについて評価いたします。

災害対策におきましても、防災行政無線のデジタル化や聴取エリア拡大に向けた高機能スピーカー１６台の配備を実施され、災害発生時の情報提供体制の強化を図られました。また、一時避難所を拡充するため、民間事業者等との連携や地域での防災マップ作成の支援、災害時に子どもたちが自主的に判断し行動する意識の醸成に向けた防災教育のカリキュラム整備など、幅広い施策を展開されたことについて評価いたします。

今後につきましては、本市に甚大な被害をもたらしました大阪北部地震や台風２１号などによる災害対策の教訓、課題を十分に反映した、より効果的な取り組みを実践していただくよう要望しておきます。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてでございます。

環境美化の取り組みといたしましては、ＪＲ千里丘駅から阪急摂津市駅周辺を環境美化推進地区として指定されますとともに、環境美化ボランティア制度の創設などに取り組まれましたことについて評価したいと思います。

今後につきましても、摂津市環境の保全及び創造に関する条例に基づき、しっかりと取り組みを前進させていただきたいと思います。

次に、本市の懸案事項の一つであるごみ焼却炉の更新問題につきましては、茨木市との広域化に向けた協議を着実に進められました。今後につきましても、本市の将来にかかわる重大な課題であり、丁寧かつ慎重な協議を進めていただきますよう要望いたします。

なお、ＪＲ東海への井戸掘削差し止めを求めた訴訟での最高裁判所の決定につきましては、まことに残念でありますが、地盤沈下の監視、調査など、今できることをしっかりと取り組まれるようお願いしておきます。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてでございます。

北大阪健康医療都市では、健康をテーマとした大規模マンションの入居が順次開始されております。また、健康と医療の核となる国立循環器病研究センター及び国立健康・栄養研究所の移転後には、世界に誇る複合医療産業拠点としての動きがいよいよ本格化してまいります。今後は、健都ならではの健康寿命の延伸及び関連産業の振興に資する取り組みを一層推進していただくことをお願いしておきます。

さて、健康・医療のまちづくりとして、平成２９年度におきましては、新たなウオーキングコースの設定や、大正川河川敷公

園の遊歩道における距離標設置、健幸マイレージ事業などを通じた市民の自主的な健康づくりを後押しする環境整備を推進されました。

また、国立循環器病研究センターと連携し、早期受診による心筋梗塞の未然防止を広くＰＲするＳＴＯＰ　ＭＩキャンペーンや、胃がん発生予防のためのピロリ菌検査を新たに実施されるなど、疾病予防の取り組みを積極的に進められたことを高く評価いたします。

子育て施策につきましては、女性の社会進出等による保育所の待機児童問題が全国的に取り上げられる中、小規模保育事業所の開設支援などにより、待機児童数の減少につながったことを評価したいと思います。また、母子コーディネーターによる妊婦全員面接にもご尽力いただきました。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについてでございます。

地方教育行政法の改正に基づき、新たな教育委員会の体制がスタートしたところでございますが、改正の趣旨であります責任体制の明確化、危機管理体制の構築、とりわけ首長との連携強化については、教育行政を円滑に進めていく中で非常に重要であると考えております。今後も引き続き、市長と教育長の綿密な連携、協力をお願いしたいと思います。

次に、本市教育行政の大きな課題の一つであります学力の向上に対しましては、生徒の意欲を高める授業改善、学習意欲の向上と学習習慣の形成の観点が重要であると申し上げてきたところでございます。平成２９年度には、新たに民間塾と連携した摂津市オリジナルの摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を市内３か所にて開始されました。参加した児童・生徒の学習定着度や学校の授業以外の学習時間はおおむね向上していると聞いているところであり、取り組みについて評価したいと思います。

また、摂津小学校の校舎増築工事、各小学校における洋式トイレの改修やエアコンの更新など、教育環境の改善にもご配慮いただきました。

次に、活力ある産業のまちづくりについて述べさせていただきます。

市内の中小企業が生産、製造する６商品を摂津優品（せっつすぐれもん）として認定する新たな取り組みを開始され、中小企業を応援するとともに、ものづくりのまち摂津のＰＲに取り組まれました。また、特殊詐欺の防止に向けて、自動通話録音装置の無償貸与にも取り組まれましたことを評価いたします。

なお、健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、健康・医療関係企業の集積に向け、関係機関との密な連携のもと、引き続きしっかりと取り組まれるようお願いしておきます。

次に、計画を実現する行政経営についてでございます。

公共施設マネジメントの取り組みについては、公共施設等総合管理計画に基づき、関係部署による庁内連絡会議を立ち上げ、施設点検や評価、マネジメントの指標等の検討に着手されたことについて評価したいと思います。

なお、公共施設の更新の問題は、市の存立にかかわる喫緊の課題でありますことから、これまで以上に速度を上げて鋭意取り組まれますよう要望いたします。

また、人事施策につきましては、全職員の能力と実績に基づく人事評価制度の構築、導入に取り組まれましたことを評価いたします。なお、運用に当たっては、職員

の人材育成と組織力向上につながる取り組みになるようお願い申し上げます。

続きまして、各特別会計決算について述べてまいります。

水道事業会計についてでありますが、水道事業収益の根幹である給水収益が減少する反面、施設の老朽化に伴う更新需要が増大し、今後の経営環境は厳しさを増しており、適正な供給価格を維持するためには、常に企業経営の視点に立ち、高度なコスト意識が求められます。

そのような中、水道施設の耐震化の進捗状況を見ますと、基幹管路の更新により耐震化率が２４．３％となり、３．３ポイント向上いたしました。また、平成２９年度から取り組みを進められている鳥飼送水所３号配水池耐震工事は、今年度中の完了見込みであり、配水池耐震化率が５４．５％と、１５．１ポイントの向上が図られます。限られた財源の中で、無駄のない投資により、将来にわたって安全・安心な水道水の安定した供給に努められることを評価いたします。

現在、水道ビジョンの見直しを行うとともに、経営戦略の策定が進められておりますが、投資と財源を均衡させながら健全な水道経営に努めていただくよう要望しておきます。

次に、下水道事業特別会計についてでありますが、近年、多発する大型台風や都市型水害である局地的ゲリラ豪雨をはじめとした自然災害への対応強化が求められる中、三箇牧鳥飼雨水幹線整備の推進や東別府雨水幹線の工事着手に向けた取り組みなどの浸水対策にご尽力をいただきました。また、経営のさらなる健全化を目指し、平成２９年４月からの地方公営企業法適用による地方公営企業としての事業運営が開始されました。現在、新たな下水道ビジョンの策定とともに、水道事業と併せた経営戦略の策定が進められております。市民の恒久的財産である下水道施設を適切に維持するため、財務情報の整理と、その企業的性格を生かした能率的な経営を行うとともに、しっかりと将来を見据えた計画のもとに事業運営されますことを要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

平成２９年度につきましては、若年層の健康管理意識の向上等を目的としたセルフ健康チェックサービスを新たに実施されたことを評価いたします。今後につきましても、高齢化の進展により医療費の増加が懸念されますが、市民の健康寿命の延伸に向け、大阪府と十分に連携し、被保険者間の負担の公平性の確保を図りながら、特別会計の原則に沿った健全な運営に努めていただきますよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計では、新たな総合事業の実施や認知症予防の体操などを通じ、介護予防及び自立支援に向けて取り組まれたことを評価いたします。超高齢時代に突入し、給付費の伸びも懸念されますが、地域包括ケアシステムの構築により、介護保険制度の安定的な運営と、誰もが地域で安心して暮らせる社会を実現していただきますよう期待しております。

以上、具体的な施策や実施事業について申し上げました。

最後に、これまでの代表質問などでも取り上げてきたところでございますが、人口減少の問題について述べさせていただきたいと思います。

本市の人口は、現在、大規模開発により一時的に増加しておりますが、安威川以南

地域、とりわけ鳥飼東部地域の人口減少は顕著であり、深刻な状況に至っていると言っても過言ではありません。人口の減少は、市税収入の減少や小・中学校の小規模化、さらには地域コミュニティにも重大な影響を与えます。また、私は、空き家等の低・未利用の空間がランダムに発生する、いわゆる都市のスポンジ化による生活利便性の低下や、治安・景観の悪化などの負の連鎖を大変危惧しているところでございます。これらの課題に対する対策の成否は、今後のまちの姿を大きく左右するものであります。非常に複雑、困難な課題ではありますが、私は、一つ一つの課題に対し、戦略を持ち、先送りすることなく取り組めば、着実に改善に向かっていくものと考えております。私たち民主市民連合議員団といたしましては、森山市長との強い連携のもと、努力を重ねてまいることをここに申し上げ、平成２９年度各会計決算についての賛成討論といたします。

○嶋野浩一朗議長　次に、森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　大阪維新の会を代表して、認定第１号について反対討論を行います。

平成２９年度の一般会計、特別会計の決算は、歳入決算が５４２億３，６３３万２，０００円、歳出決算が５１６億２，８０８万円で、形式収支が２６億８２５万２，０００円、実質収支が２５億８，１２８万２，０００円となっております。

一般会計では、前年と同様に、実質収支では黒字、単年度収支では赤字となっております。また、積立金、積立金取崩額等の増減額を合算した実質単年度収支においては黒字となっております。財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金の主要３基金の現在高を合計すると、前年度と同様に減少となり、本年度末では１３８億１，６８５万３，０００円となっております。

また、市債については、元金償還額は２５億２，７１０万４，０００円、利子償還額は１億９，２２８万９，０００円で、歳出総額に占める割合は８．２％となっております。新規発行額を元金償還金以内に抑制していることから、本年度末現在高は２０１億９，６６６万５，０００円となっており、年々減少しております。このことについては評価をいたします。

歳入の状況は、前年度に比べ６億９，１１３万９，０００円の減少となっており、これは、主に繰入金で２億５，２６１万７，０００円、国庫支出金で２億２，６５７万円増加したものの、市債で３億８，１９０万円、地方交付税で３億７，７５４万円、市税で２億５，９６３万９，０００円、繰越金で２億１，１７６万１，０００円減少したことによるものであります。

本市の根幹的な歳入である市税決算額は、主に法人市民税で４億４，８２８万７，０００円、固定資産税で１億８，５６５万９，０００円増加したものの、市たばこ税で９億７，３０６万９，０００円減少し、市税全体で２億５，９６３万９，０００円の減収となっております。また、市税収入率は、前年度に比べ０．１ポイント上昇し、９７．６％となっており、なお、歳入総額に占める自主財源の割合も６５．３％で、前年度に比べ０．３ポイント上昇しております。

歳出では、前年度と比べ５億９，１６９万５，０００円の減少となっており、これは、主に教育費で７億２，８５０万４，０００円、民生費で３億３，０８９万１，０００円、消防費で１億９，０７５万４，０００円増加したものの、総務費で９億２，

０００万３，０００円、公債費で７億６，７１６万９，０００円、土木費で１億７４０万９，０００円減少したことによるものであります。

普通会計での財政分析の結果を見ますと、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度に比べ５．６ポイント悪化し、１００．４％となり、平成２４年度以来５年ぶりに１００％を上回りました。これは、主に比率計算で分母となる経常一般財源等が自主財源である市税で減少した結果であります。

また、国の地方財政対策である臨時財政対策債を除いて算出した経常収支比率は、２．９ポイント悪化し、１００．４％となり、１年で１００％を上回る状況に戻り、硬直的な財政構造が続いております。

臨時財政対策債の本年度末現在高は９０億４，０９６万９，０００円で、一般会計の市債現在高の４４．８％を占めており、その比率は過大となっております。

財政力指数は、３か年平均で０．０２０ポイント改善し、０．９９８となっているものの、５年連続で１を下回っております。単年度においては、平成２３年度以来６年ぶりに１を上回っております。

実質公債費比率は、前年度に比べ１．３ポイント改善し、２．９％、公債費負担比率は、２．９ポイント改善し、１２．０％となっております。市債現在高は減少傾向で、実質公債費比率は、前年度に比べ本年度は２．９％と改善しております。これは、市債発行額を元金償還金以内に抑制してきたことによる効果であり、評価をいたしたいと思います。公債費は、義務的経費の中で特に弾力性の乏しい経費であり、過去の財政運営においては、多額の公債費償還が公債費比率や経常収支比率を押し上げてしまいました。今後見込まれる公共施設の更新等で多額の市債発行を余儀なくされることを考えますと、前年度からの借換債未発行に見られるような市債発行の抑制や、繰上償還等による公債費管理をさらに徹底するとともに、将来負担の軽減を図り、十分な市債発行余地を持っておくことが引き続き望まれます。

いずれにしても、今後は、主要３基金をいかに活用するかが課題と言えます。昨今のマイナス金利政策により、基金から生じる利息収入で事業を展開できる状況ではございません。また、今後は、少子高齢化や扶助費の増加、過去に整備した施設の老朽化による改修費や更新費用の増加など財政需要がさらに大きくなること、減災をはじめとする防災対策などを考慮すれば、基金の活用も含めて中長期的な視野に立った財政運営を行うことが必要であります。

平成２９年度では、前年度に引き続き、財政調整基金を取り崩すこととなりましたけれども、できるだけ基金に頼らない予算執行が望まれます。そのためには、予算編成においても、前年度予算を是とすることなく、成果を重視することによって事業の選択と重点化を基本として取り組むこと、引き続き、職員一人一人がコスト意識を持ち、市民の福祉向上と、さらなる財政の健全化のために、新たな発想で進まれることを願います。

そのような中で、平成２９年度予算では、再開発事業費として掲載をされておりました千里丘西地区再開発支援事業が、決算におきまして事業名がなくなっております。千里丘西地区市街地再開発準備組合が解散となり、市施行の再開発を進めていくことになり、千里丘西地区市街地再開発準備組合に対する補助金が不要になりまし

た。市施行の再開発を進めていくことに対しては賛成するところであります。

しかしながら、千里丘西地区市街地再開発準備組合に対しての補助金を、何年の間、幾らの金額を補助してきたのか、市民の税金を投入してきたのか。平成２８年度に３９４万２，０００円、平成２７年度に約６３９万４，０００円、平成２６年度に約９２０万１，０００円、平成２５年度に１，５００万円、平成２４年度から平成１１年度はなかったものの、平成１４年度から平成１０年度の間は毎年５０万円の２５０万円、平成９年度から平成元年度の間は毎年１００万円の９００万円、計約４，６０３万８，０００円もの金額を補助してきたわけであります。千里丘西地区市街地再開発準備組合解散の直前に、とある理事者は、再開発に反対の地権者が準備組合に参加していただいたんですよという有頂天になったような発言もございました。もし仮に準備組合が解散していなければ、今後、もっともっと補助金を出していたわけであります。

市は、約４，６０３万８，０００円の補助費のみを約３０年間の費やした費用として議会に説明されておりますけれども、補助金以外では、出張旅費、消耗品、印刷製本費等も支出していたわけであります。さらに、千里丘西地区再開発支援事業として、職員も時間を費やして勤務をしてきたわけであります。それらに費やしてきた時間を人件費換算すると幾らの金額になるのか。約４，６０３万８，０００円のみの金額だけではありません。

準備組合の解散を市がリードしてきたわけではなく、たまたま準備組合が解散となり、市が施行するという形になったことだけは理解をしておいていただきたいと思います。

平成２９年度決算において、千里丘西地区市街地再開発準備組合に対しての補助金がなくなったことに対しては賛成をいたしたいと思います。しかしながら、約３０年前から多額の補助金を出して、また、費用、市民の税金を費やして、千里丘西地区市街地再開発がいまだ成り立っていないことに対しては賛成はできません。摂津市民、摂津市にとって大きな今までのマイナスでございます。

そして、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の地盤沈下の問題であります。

市の訴訟対策について、大阪維新の会は、依頼弁護士について、この件に関して、本当にこの弁護士でいいのか、裁判に勝つためにはこの弁護士でいいのかという提言をいたしてまいりました。結果、敗訴となりました。市民の不安はまだなくなっておりません。市民の不安がなくなっておらない、そのように市が進めてきたことに対しては賛成をいたしかねます。

続きまして、健都イノベーションパークについてでございます。

健都イノベーションパークにどのような企業を誘致して進出していただくのか、そのことが、本市、これからの摂津市にとりまして、財政がどのようになっていくのか、歳入がどのようになっていくのかが変わっていく、それだけの大きな大切な事業であります。先ほども他の会派の議員から話がありましたが、健都イノベーションパークは吹田市主導になっております。本来であれば、本市が主導権を握って、我々摂津市の中にどれだけの歳入が入ってくるのか、これからの財政をどのように豊かにしていくのか、それだけ大切な大事な事業だと思います。今、理事者のほうから答弁を

よく聞くのは、人ごとのようなスタンスの答弁でございます。ぜひとも市が主導となって、本市の財政、歳入がよりよく変わる、そういうスタンスをとっていただきたく思います。現段階では、健都イノベーションパークの本市の進め方には賛成をいたしかねます。

そして、空き家対策についてでございます。

今まで本市は、空き家対策について、内部で２年間の調整会議を進め、そして空き家対策を進めていくという答弁を何度とされてきました。結果は、なかなか難しい、空き家対策がなかなか進められないという答えであります。市民からしますと、そういう答弁、答えというのは必要でありません。実際に我々市民が困っておる、それを何とか解決してほしい、それを進めていただきたい、内部で会議をするのではなく、戸籍謄本を調べていただいたり、そして文書を調べていただいたり、まず速やかに動いていただく、それが市民の願いであります。市におきましては、ぜひとも速やかにその対応をしていただいて、調整会議だけでなく、実際に空き家を解決していただく、そういうことをぜひとも進めていただきたいと思います。これは大いに期待をし、進めていただくことを願ってやみません。

以上のことから、認定第１号に対する大阪維新の会の反対討論といたします。

○嶋野浩一朗議長　続いて、松本議員。

（松本暁彦議員　登壇）

○松本暁彦議員　それでは、自民党・市民の会を代表いたしまして、市長が提案されました認定第１号から認定第８号について、一貫して賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、平成２９年度を振り返りますと、北朝鮮のミサイル問題や九州北部豪雨の自然災害など、さまざまな脅威に直面いたしました。また、明るい話題もありました。将棋の藤井四段の前人未到の２９連勝、３月には、平昌冬季オリンピックが開催され、日本はメダルを過去最多の１３個獲得しました。そして、本市では、次なる５０年に向け、これまで培ってきた経験や実績を結集し、歩みを踏み出したところであります。

さて、本市の財政状況に目を向けますと、平成２９年度一般会計決算は２億１，４１８万円の実質収支黒字になったものの、財政調整基金を取り崩し、収支均衡を保ったものです。これは、たばこ税と交付税の計１２億円もの大幅減収が財政運営に大きな影響を及ぼしました。さらには、扶助費が昨年度よりも２億８，４００万円増加し、大きな課題になってきている状況があります。これらを踏まえると、本市の財政は予断許さぬ状況であることは明確であり、真に必要とされる行政サービスの見きわめ、増収への取り組みなど、効率的・効果的な財政運営の一層の努力を重ねられることが不可欠であります。私たち自民党・市民の会も、市民の立場に立って、将来を見据えたよりよいまちづくりのために、具体的政策をしっかりと提言し、摂津市政に取り組んでまいります。

さて、平成２９年度では、本市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる四つの基本目標に向け、また、安全・安心、健康、子どもを予算編成の重点テーマにし、まちづくりに取り組まれました。

それでは、個々の施策について申し上げます。

まずは、安全・安心の施策についてで

す。

本市の犯罪件数の減少に際し、平成２８年度から継続する防犯カメラ設置は、まちの安全・安心の一翼を担っているものであり、評価いたします。さらなる安全・安心のまちづくりに向け、計画的な防犯カメラの設置を要望します。

また、地域と警察と行政が連携した交通安全対策は、地域のニーズに応えるための適切な取り組みであり、高く評価いたします。

消防においては、化学消防ポンプ車の更新により、産業都市という本市の特性に応じた消防力の強化を評価いたします。

また、淀川の想定浸水を掲載したハザードマップをＮＴＴタウンページとのコラボで製作し、全戸配布したことを高く評価いたします。

さらに、耐震改修補助において、８軒９戸に対応され、地震災害対策として重要な取り組みをされたことを評価いたします。今後、今年一連の災害対応と、そして、南海トラフ地震などの大災害に備え、耐震化に一層取り組まれることを要望いたします。

安全・安心のまちづくりは、特に、大阪北部地震、西日本豪雨、台風２１号の一連の災害において、本市の自助・共助・公助の課題を現実として引き出すことになりました。この教訓を踏まえ、３０年以内に発生確率７０％から８０％と確実に起きるであろう南海トラフ地震などの大災害に備え、実効性ある防災体制を整える努力を行うよう要望いたします。

次に、健康の施策について申し上げます。

まず、国立循環器病研究センターとの連携のもとにＳＴＯＰ ＭＩキャンペーンを行い、心筋梗塞から命を守る取り組みについて、高く評価いたします。

また、受動喫煙防止として、ＪＲ千里丘駅周辺や阪急摂津市駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、施行されたことを高く評価します。

さらに、運動器症候群予防対応について、本市オリジナルのロコモティブシンドローム予防体操を制作し、普及する取り組みを高く評価いたします。

健康づくりは、健都のまちづくりの成功への取り組み、ＩＣＴを活用して具体的数値等の成果に基づいた健康施策、また、三師会や大阪人間科学大学等の関係機関との密接な連携を行うことによって、日本で誇れる健康寿命延伸のまち摂津の実現を目指して取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、子どもに関してですが、待機児童の解消について、山田川公園の保育所整備や、正雀保育所の園舎建て替え等による保育受け入れ定員の増加に努力されたことを評価します。

また、教育での学力向上のため、学力調査等を適切に分析され、その上で学習塾を活用した摂津ＳＵＮＳＵＮ塾で個々の生徒の学力や目標に応じた学習支援に取り組まれていることを高く評価いたします。

そして、摂津小学校の校舎増築工事により、児童増加への学校教育環境への適切な対応を行われたことを評価します。

さらに、教育委員会での産業医の配置と、ストレスチェック制度を導入し、教職員の労働安全衛生を強化され、実際に対応されたことを評価いたします。

子どもの施策については、子育て支援でのニーズ増加や児童虐待件数の増加、学力向上問題、また、一部地域での小規模校化

などは大きな課題であり、将来を担う世代の育成、引き続きしっかりとその対応に取り組まれることを要望いたします。

そのほか、時代に応じた新しい人事評価システムの導入、利用者の利便性向上のためのホームページのリニューアルの取り組みや、庁舎の省エネを考慮したＥＳＣＯ事業、大幅に参加者を増やすことができた摂津ふれあいマラソン、摂津ブランドを築くための摂津優品（せっつすぐれもん）、環境美化、ごみ減量の取り組みなど、市民サービス向上のための多くの取り組みを行われたことについて評価いたします。

続いて、公営企業会計、特別会計について申し述べさせていただきます。

まず、水道事業会計についてですが、大阪広域水道企業団とのかかわり、自己水源の活用と水道需要とのバランス、そして水道管老朽化対策など、多岐にわたり市民の水道利用向上に取り組まれていることを評価いたします。今後、鳥飼車両基地や個人利用での水需要の減少に伴い、事業収益が大幅に減少する中で、市民にとって大切なライフラインをしっかりと将来にわたって維持するように、鋭意取り組まれることを要望いたします。

次に、公共下水道事業会計についてでありますが、安威川以南での雨水整備の必要性を認識され、東別府雨水幹線等の継続的な取り組み姿勢について評価いたします。厳しい財政状況の中、引き続きの雨水対策と老朽化への課題取り組みを適切に行われることを要望いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険制度の広域化への準備と被保険者の分析を踏まえた計画策定など、将来を見据えた取り組みについて評価いたします。ただ、未収納対応や加入者の減少などの課題も多く、さらに少子高齢化が進み、財政が逼迫することが明白な状況において、適切な財政運営はもちろんのこと、特定健診の受診勧奨を一層進めるなど、生活習慣病の予防や課題解決への取り組みを促進し、将来世代に向けて持続可能な制度を構築することを要望いたします。

次に、介護保険特別会計では、つどいの場を５か所に増加し、高齢者の生きがいづくり等の取り組み、また、介護予防を強化するリハビリテーション活動支援などの取り組みを評価いたします。引き続き、認知症予防、介護予防に力を入れるとともに、しっかりと地域包括ケアシステムを構築して、地域とともに高齢者も安心して暮らせるまちづくりに取り組まれるよう要望いたします。

以上、平成２９年度の具体的な事業を挙げて賛成理由を述べさせていただきました。

最後に、一言申し上げます。

たばこ税や交付税の減少、扶助費の増加など、さまざまな環境が変化している中、市税収入の確保を重視しつつも、一層の柔軟な財政運営が求められます。そのような中で、第５次行革にめどがつき、体制が整えられた今、行政サービスが本当にこれでよいのかという振り返りが必要な時期でもあります。なぜなら、市が直面する鳥飼地域の人口減少問題、南海トラフ地震や淀川洪水などのさまざまな大災害、老朽化した公共施設、拡大し続ける社会ニーズへの対応、そして健都の成功への取り組み、また、庁内においても、各種行政計画整備や人的資源マネジメントは喫緊の課題であります。このような多様な課題を解決するためには、もはや同一部局でおさめることはできず、部局を横断した目標や計画と柔軟

な組織対応が不可欠であり、それにはさまざまな変化が求められるからです。そのためには、前例や慣例にこだわることなく、全ての行政サービスは住民の福祉の増進という目的が大前提であることを自覚し、その上で、みずから前例をつくるという強い気持ちと柔軟な思考によって、将来を見据え、先行的な行政経営に取り組むことが大切であります。

私たち自民党・市民の会は、市民が誇りを持って暮らせる、さんさんと輝くまち摂津を目指し、森山市長との強い連携のもと、協力をします。全身全霊で努力を重ねてまいることをここに申し上げ、平成２９年度各会計決算についての賛成討論といたします。

○嶋野浩一朗議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　以上で討論を終わります。

認定第１号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長　起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第７号及び認定第８号を一括採決します。

本５件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長　起立者多数です。

よって、本５件は認定されました。

認定第５号及び認定第６号を一括採決します。

本２件について、認定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、本２件は認定されました。

日程５、議案第６９号など２６件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　議案第６９号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、青少年運動広場改修工事実施設計委託料、更生医療費及び通所給付費などの追加補正となっております。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，５６６万５，０００円を追加し、その総額を３４６億６，６５７万４，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１４国庫支出金、項１国庫負担金４，８７４万８，０００円の増額は、通所支援等負担金などでございます。

項２国庫補助金５０万円の増額は、保育対策総合支援事業費補助金でございます。

項３委託金１６万２，０００円の増額は、国民年金事務委託金でございます。

款１５府支出金、項１府負担金３，７０４万６，０００円の増額は、通所支援等負担金などでございます。

項３委託金２６９万６，０００円の増額は、府議会議員選挙費委託金でございます。

款１８繰入金、項２基金繰入金３，３７

６万６，０００円の減額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

款１９諸収入、項４雑入２，０２７万９，０００円の増額は、後期高齢者医療定率負担金過年度精算分でございます。

次に、歳出につきましては、款１議会費から款９教育費までの人件費を補正し、６，８２９万４，０００円減額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、４２ページからの給与費明細書に記載いたしております。

続きまして、人件費を除く増減といたしましては、款２総務費、項４選挙費２６９万６，０００円の増額は、府議会議員選挙の期日前投票などに係る経費でございます。

項７保健体育費８７８万３，０００円の増額は、青少年運動広場改修工事実施設計委託料などによるものでございます。

款３民生費、項１社会福祉費３，３２２万６，０００円の増額は、更生医療費や療養介護医療給付費などによるものでございます。

項２児童福祉費５，８００万５，０００円の増額は、通所給付費などによるものでございます。

項３生活保護費２，３４２万４，０００円の増額は、過年度分国庫返還金によるものでございます。

款７土木費、項２道路橋りょう費１，７９０万５，０００円の増額は、千里丘三島線道路改良事業に係る移転補償費によるものでございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、７ページ、第２表繰越明許費に記載のとおりで、体育施設維持管理事業について、翌年度にわたって事業を実施するため繰越明許するものでございます。

次に、第３条債務負担行為の補正につきましては、８ページからの第３表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

指定管理１０事業につきましては、指定期間満了に伴う更新のため、新たに限度額を設定するものでございます。設定期間につきましては、平成３１年度から平成３５年度までの期間で、限度額総額を５８億１，０３４万円に設定しております。

その他の債務負担行為の追加につきましては、衛生害虫等駆除事業といたしまして、平成３１年度から平成３３年度までの期間、１，７００万円を限度額とするものでございます。

動物死体収集・運搬事業につきましては、平成３１年度から平成３３年度までの期間、１，６５１万円を限度額とするものでございます。

交通指導業務事業につきましては、平成３１年度から平成３３年度までの期間、２，６０２万円を限度額とするものでございます。

消防寝具借上事業につきましては、平成３１年度から平成３３年度までの期間、３５２万円を限度額とするものでございます。

以上、議案第６９号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定に係る議案第７６号から議案第９０号までの提案内容の説明に先立ち、総括的に手続及び議案の内容についてご説明いたします。

本市におきましては、平成１８年４月から公共施設で指定管理者制度を導入してお

りますが、今回、平成３０年度末をもって３８施設の各指定管理者の指定期間が満了いたします。また、新たに１施設について指定管理者制度を導入いたしますので、これらの施設につきまして、指定管理者の指定及び指定期間の設定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第７６号から議案第８０号までは、公募を実施したものであり、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、平成３０年４月より計１１回開催してまいりました。選定につきましては、当該委員会において、施設ごとに書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その審査結果から、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

議案第８１号から議案第９０号までは、指定管理者制度導入に関する指針（第２次改訂版）に基づき、現在、指定管理者として指定している団体を引き続き指定管理者として指定するものでございます。これらの施設につきましても、指定を受けようとする者から申請を受け、提出された事業計画書等の書類を慎重に審査し、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき原則５年としております。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

まず初めに、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記しております。

次に、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所及び名称を明記しております。

最後に、当該指定管理者として指定する期間を明記しております。

以上が、指定管理者の指定に関する各議案の共通事項でございます。

それでは、議案第７６号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件は、市営住宅鳥飼八町団地ほか３団地の指定管理者として、日本管財・日本住宅管理共同事業体を指定することにつきまして、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、日本管財・日本住宅管理共同事業体は、兵庫県西宮市六湛寺町９番１６号の日本管財株式会社、代表取締役社長、福田慎太郎が代表者でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７６号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）についての提案内容のご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　上下水道部長。

（山口上下水道部長　登壇）

○山口上下水道部長　議案第７０号、平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、職員の育児休業の取得による給与の減額分に伴う人件費関係予算の補正及び債務負担行為の追加による補正でございます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款水道事業費用は、既

決額１９億５，９３０万５，０００円から４４９万９，０００円を減額し、補正後の額を１９億５，４８０万６，０００円とするものでございます。

第１項営業費用は、既決額１８億９，２８１万９，０００円から４４９万９，０００円を減額し、補正後の額を１８億８，８３２万円とするもので、その内容につきましては、１５ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第３条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を改めるもので、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、平成３１年度までの期間、１、３１０万円を限度額として設定するものでございます。

また、配水管整備事業の別府一丁目２０番地内配水管布設工事は、平成３１年度までの期間、３，６５０万円を限度額として設定するものでございます。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額３億６，９９４万３，０００円から４４９万９，０００円を減額し、補正後の額を３億６，５４４万４，０００円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は２ページに、予定貸借対照表は４ページから５ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は６ページに、給与費明細書は８ページから１３ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７１号、平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係予算の補正、債務負担行為の追加による補正及び企業債の限度額変更による補正でございます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款下水道事業費用は、既決額３８億１，７６９万１，０００円から８２万３，０００円を減額し、補正後の額を３８億１，６８６万８，０００円とするものでございます。

第１項営業費用は、既決額３０億８，２３３万５，０００円から８２万３，０００円を減額し、補正後の額を３０億８，１５１万２，０００円とするもので、その内容につきましては、１５ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、第１款資本的収入は、既決額３１億８，３５８万１，０００円から１億５，９９４万８，０００円を増額し、補正後の額を３３億４，３５２万９，０００円とするものでございます。

第１項企業債は、既決額２１億１，２３０万円から１，３１０万円を増額し、補正後の額を２１億２，５４０万円とするものでございます。

第２項負担金等は、既決額１億１，７２７万６，０００円から６，６８４万８，０００円を増額し、補正後の額を１億８，４１２万４，０００円とするものでございます。

第３項国庫補助金は、既決額７，１００万円から８，０００万円を増額し、補正後の額を１億５，１００万円とするものでございます。

第１款資本的支出は、既決額４４億７，６４５万４，０００円から１億５，５３５万４，０００円を増額し、補正後の額を４６億３，１８０万８，０００円とするものでございます。

第１項建設改良費は、既決額５億３，３８４万５，０００円から１億５，５３５万４，０００円を増額し、補正後の額を６億８，９１９万９，０００円とするもので、その内容につきましては、１５ページから１６ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額１２億９，２８７万３，０００円を１２億８，８２７万９，０００円に改めるとともに、補填財源は過年度分損益勘定留保資金９，３１８万６，０００円を過年度分損益勘定留保資金９，５２５万１，０００円に、当年度分損益勘定留保資金１１億９，９６８万７，０００円を当年度分損益勘定留保資金１１億９，３０２万８，０００円に改めるものでございます。

第４条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を改めるもので、公共下水道整備事業の三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事は、平成３１年度までの期間、１億４，０００万円を限度額として設定するものでございます。

第５条は、企業債の限度額を改めるもので、公共下水道工事の増額に伴い、公共下水道事業の限度額１億７，５００万円を１億８，８１０万円に変更するものでございます。

第６条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額１億３４８万８，０００円から５４６万９，０００円を減額し、補正後の額を９，８０１万９，０００円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は３ページに、予定貸借対照表は４ページから５ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は６ページに、給与費明細書は８ページから１３ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、議案第７２号、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、国保財政安定化支援事業に係る繰入金などの確定による繰入金の増減及び繰越金が主なものでございます。

歳出におきましては、過年度分国庫府費等返還金の確定に伴う増及び財政調整基金による増などのほか、人事異動等に伴う人件費の減を併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億７，４４０万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０３億３７１万６，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１国民健康保険料、項１国民健康保険料２，７２９万８，０００円の減額は、被保険者数の減及び保険料軽減の増に伴うものでございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金２，３０８万５，０００円の減額は、国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定によるもののほか、職員給与費等繰入金の減に伴うものでございます。

款６繰越金、項１繰越金５億２，４７６万円の増額は、過年度分国庫府費等返還金及び財政調整基金の積立金等の今回の補正財源とさせていただくものでございます。

款７財産収入、項１財産運用収入２万９，０００円の増額は、財政調整基金の運用益を計上いたすものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費５３万５，０００円の減額は、職員の人事異動等に伴う補正でございます。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、項２後期高齢者支援金等分及び項３介護納付金分は、財源内訳の変更に伴う補正でございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金１億１，２２９万５，０００円の増額は、療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金に係る過年度分国庫府費等返還金でございます。

款８基金積立金、項１基金積立金３億６，２６４万６，０００円の増額は、第３回定例会にて条例設置しました国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、１４ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７３号、平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の精査額の計上をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ２２５万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を６５億４，４０９万３，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款６繰入金、項１一般会計繰入金２２５万７，０００円の減額は、人事異動に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費２２５万７，０００円の減額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、８ページからの給与費明細書に記載い

たしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７４号、平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定繰入金の確定と、それに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０億７，８０３万４，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款４繰入金、項１一般会計繰入金２２９万６，０００円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金２２９万６，０００円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第８７号及び議案第８８号についてでございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第８７号、摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設の指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設の指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は摂津市桜町二丁目１番７号で、代表者は理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８７号、摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設の指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８８号、摂津市立みきの路指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立みきの路の指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は摂津市桜町二丁目１番７号で、代表者は理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８８号、摂津市立みきの路指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　議案第７７号及び議案第８１号でございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第７７号、摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設の指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設の指定管理者として、野里電気工業株式会社を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、野里電気工業株式会社の本社の所在地は大阪市西淀川区柏里二丁目４番１号、代表者は代表取締役、告野満彦でございます。

指定の期間は、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものです。

以上、議案第７７号、摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設の指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第８１号、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場の指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、摂津都市開発株式会社の所在地は摂津市千里丘東二丁目１０番１号、代表者は代表取締役、藤井義巳でございます。

指定の期間は、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものです。

以上、議案第８１号、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場の指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９２号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、生産緑地法の一部改定により、市は条例により生産緑地地区の区域の規模について定めることができるとされましたことから、小規模農地についても保全を図るため、生産緑地地区の区域の規模要件を定める本条例を制定するものであります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第１条では、条例制定の趣旨を定めております。

第２条では、区域の規模を定めており、生産緑地法で定められております規模要件５００平方メートル以上を３００平方メートル以上と定めております。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第９２号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件についての提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　暫時休憩します。

（午前１１時５５分　休憩）

（午後　０時５９分　再開）

○嶋野浩一朗議長　再開します。

午前中に引き続きまして、提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

（野村市民生活部長　登壇）

○野村市民生活部長　それでは、議案第７６号から議案第９０号までのうち、市民生活部が所管するものを、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第７８号、指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）についてご説明申し上げます。

本件は、正雀市民ルームの指定管理者として、株式会社ビケンテクノを指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社ビケンテクノの主たる事務所は吹田市南金田二丁目１２番１号で、代表者は代表取締役社長、梶山龍誠氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第７９号　指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立鳥飼体育館ほか７施設の指定管理者として、株式会社エスエスケイを指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社エスエスケイの主たる事務所は大阪市中央区上本町西一丁目２番１９号で、代表者は代表取締役、佐々木恭一氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第８０号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立温水プールの指定管理者として、シンコースポーツ・日本管財グループを指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、シンコースポーツ・日本管財グループの主たる事務所は大阪市西区江戸堀一丁目２番１１号で、代表者はシンコースポーツ大阪株式会社代表取締役、石崎克己氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第８２号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立コミュニティプラザの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長、有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第８３号、指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）についてご説明申し上げます。

本件は、フォルテ３０１及びフォルテ３０３の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、地方自治法

第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、摂津都市開発株式会社の主たる事務所は摂津市千里丘東二丁目１０番１号で、代表者は代表取締役、藤井義巳氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第８４号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市民文化ホールの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長、有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７６号から議案第９０号までのうち、市民生活部が所管します指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　それでは、議案第８５号及び議案第８６号でございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第８５号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立保健センターの指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は摂津市南千里丘５番３０号で、代表者は理事長、河野公一氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８５号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８６号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立休日小児急病診療所の指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は摂津市南千里丘５番３０号で、代表者は理事長、河野公一氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８６号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９５号、摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）２９ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件は、健康増進法の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

健康増進法の改正により、摂津市健康づくり推進条例第８条第７号中「第２５条」を「第２５条の４第３号」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は規則で定める日から施行するものでございます。

以上、摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　続きまして、次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　議案第８９号及び議案第９０号でございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第８９号、摂津市立第１児童センター指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立第１児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は摂津市桜町二丁目１番７号で、代表者は理事長、松嶋桂子氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８９号、摂津市立第１児童センター指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９０号、摂津市立児童発達支援センター指定管理者指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立児童発達支援センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は摂津市桜町二丁目１番７号で、代表者は理事長、松嶋桂子氏でございます。

指定の期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第９０号、摂津市立児童発達支援センター指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９４号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、児童発達支援センターの使用料の額の特例につきまして、指定管理期間に合わせ延長するもの、また、就学児の保育所等訪問支援の利用に係る使用料の特例を改定するため、必要な改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料２８ページの摂津市立児童発達支援センター条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明

申し上げます。

使用料の額の特例を規定しております附則第３項につきまして、特例の適用期間を新たに平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までとするとともに、特例を受けることができる事業のうち、保育所等訪問支援事業につきましては、未就学児のみを対象とすることに改めるものでございます。

今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成３１年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　次に、市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　議案第９１号、摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、公務において活躍することが期待できる有益な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が海外で勤務等をする配偶者と生活をともにする場合に、３年を超えない範囲で休業することを可能とする休業制度を創設するもので、地方公務員法第２６条の６の規定に基づき、新規に制定するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

第１条は、この条例の趣旨について定めております。

第２条から第４条は、休業の承認や期間、対象事由の基本的な事項について定めております。

第５条から第８条までは、休業の承認申請、期間の延長や承認の取消事由など、運営上の規定について定めております。

第９条から第１１条までは、代替職員の採用、職務復帰後の給料月額や退職手当の取扱い等、休業に伴う各種対応について定めております。

第１２条は、必要な事項の規則への委任について定めており、議案参考資料（条例関係）の１ページから２ページに本条例の各条文に関係する規則案を掲載いたしております。

なお、附則といたしまして、第１項には本条例を平成３１年４月１日から施行する旨を、第２項には準備行為を規定しており、準備行為は第１項において公布の日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第９１号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９３号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるもので、仕事と育児の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が勤務を完全に離れることなく両立が可能となるよう、養育する子の小学校就学前までの期間、育児のために通常の勤務時間より短い時間で勤務ができる育児短時間勤務の制度に関する新たな規定を定めるとともに、議案第９１号でご説明申し上げました配偶者同行休業の制度導入に伴う所要の改正を併せて行うものでございます。

本改正条例は、大きく六つの条文から成っており、条文に沿ってご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の３ページから２７ページも併せてご覧いただき

ますようお願いいたします。

第１条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、改正後の第１０条から第１２条までは、育児短時間勤務をすることができない職員や、職員が選択できる勤務形態などの基本的な事項を、改正後の第１３条から第１８条までは、承認や期間の延長、承認の取り消し、承認執行後の例外規定や退職手当の取扱いなど、運用上の規定を新たに定めており、このほか、文言の整理や条番号の整備を行うものでございます。

第２条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっており、第２条、第３条及び第６条は、週休日や勤務時間の割り振り等について、育児短時間勤務職員の規定を加え、第１１条は、年次有給休暇について、育児短時間勤務職員の規定を加えるほか、文言の整理や項番号の整備を行うものでございます。

第３条は、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、第２条は、臨時的任用職員の定義に配偶者同行休業に伴う代替任用の規定を加えるものでございます。

第４条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第３条及び第１０条の３は、給料表の適用について、育児短時間勤務に伴う代替の任期付職員の規定を加え、改正後の第１０条の４は、育児短時間勤務職員に支給する給料月額の除算について規定を新たに設け、第１７条及び第２０条は、時間外勤務手当について育児短時間勤務職員の規定を、第２３条、第２４条及び第２６条の２は、育児短時間勤務職員に支給する各種手当の除算についての規定をそれぞれ加えるほか、文言の整理や条番号等の整備を行うものでございます。

第５条は、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部改正となっており、管理職手当の月額を定めた別表の備考に、育児短時間勤務職員は市長が別に定める規定を加えるものでございます。

第６条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、第１１条第２項は、時間外勤務の割り振りに係る規定に育児短時間勤務職員を加え、第１９条の４として、配偶者同行休業の承認を受けた職員には休業期間に給与を支給しない旨の規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項で、本条例は平成３１年４月１日から施行する旨を、第２項で準備行為を規定しており、準備行為は、第１項において、公布の日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第９３号の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　それでは、説明が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員　それでは、議案第７６号、議案第７８号、議案第８０号の指定管理者指定の件について、確認を含めて質疑させていただきたいと思います。

まず、議案第７６号の市営住宅の指定する団体、日本管財・日本住宅管理共同事業体とあります。もう１点の議案第８０号、温水プールのほうではシンコースポーツ・日本管財グループとあるんですが、議案第７６号の日本管財と日本管財グループというのは同一企業体であるのかどうか、確認の意味で教えていただきたいと思います。

議案第７８号におきましては、正雀市民ルームの指定管理者として株式会社ビケンテクノが落札しているんですが、選定基準

及び選定結果、並びに、説明会の資料を見ておりますと、どうも随意契約になっているような形跡が見えるのですが、その他の事業者というのはその説明会にも参加されなかったのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　答弁を求めます。総務部長。

○井口総務部長　答弁いたします。

議案第７６号の日本管財につきましては、正式には日本管財株式会社でございます。

あと、所管が違いますので、議案第７８号につきましては担当部に答弁をかえたいと思います。よろしくお願いします。

○嶋野浩一朗議長　続きまして、市民生活部長。

○野村市民生活部長　まず、議案第７８号、正雀市民ルームの件でございますが、株式会社ビケンテクノということで、説明会に関しましては他の事業者も参加しておりましたが、応募につきましてはこのビケンテクノ１者であったということで、選定委員会でプレゼンテーション等、提案内容を聞いた中での採点を行って決定したということでございます。

そして、日本管財グループでございますが、名称としましては日本管財株式会社ということでございますので、同一かと思われます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　まず、正雀市民ルームにつきまして、募集期間に応募をいただいたのは１者でございました。選定委員会として、その１者のヒアリングを受けて、指定管理者の選定委員会といたしましては、選定する者に一応最低基準を決めまして、その最低基準をクリアできているということでこの場にご提出させていただいているという状況でございます。

それと、指定管理者の名称につきましては、応募の団体からグループというお名前をつけてこられたり、また、そのようなことをつけてこられない共同事業体という名称で出されておりますので、ご提出のあった募集の申請書の名称を使用させていただいているということでございまして、我々としては、日本管財については同様の企業グループであるものと把握しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　三好義治議員。

○三好義治議員　議案第７６号と議案第８０号で、同一会社が日本管財と日本管財グループという名称を使っているという認識でよろしいですかね。応募する段階で何でこれが統一されていないのかというのが、非常に疑問に思う節があるんですが、その点、何で日本管財株式会社と日本管財グループと名称を変えて公募に挑んだのかという理由なんかはわかっておりますかね。

それと、議案第７８号の正雀市民ルーム。もともと、この正雀市民ルームができて、それから、摂津市の外郭団体ができた段階で、施設管理公社が相当努力して運営に携わっていただいておったんですけど、今回のこの選定基準、選定結果を見ると、応募すらしていないということは、指定管理を受ける意思があるのかどうかというのが問われてくると思うんですよ。今は、コミュニティセンターと文化ホール、これは施設管理公社が受けていますけども、なぜそういったところの指導がなされてなくて公募にも参加されてなかったのか、この理由についてお聞かせいただけますか。

○嶋野浩一朗議長　それでは、会社の名称の件について答弁をお願いしたいと思います。市長公室長。

○山本市長公室長　事前に募集段階で、グループなり共同事業体でご提出する場合も名称を統一するようにという規定がなかったということは、今ご指摘をいただいて反省をしているところでございます。そういう規定がなかった状態で、応募してこられた企業がグループというお名前をつけられたり、共同事業体というお名前をつけておりますので、基本的には両者とも同じようなグループといいますか、共同事業体を組んでご提出があったと認識をいたしております。

今後、名称につきまして、ただいまのご指摘について、我々としては募集段階で統一するように努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　続きまして、市民生活部長。

○野村市民生活部長　それでは、議案第７８号の件についてでございます。説明会におきましては、ただいま議員からのご質疑の中にもありました施設管理公社も出席はされておられました。ただ、申し込みの段階ではなかったということで、詳しい内容については今の時点では定かではございませんが、内部で検討された結果で申し込みのほうがいただけていなかったという形かと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　三好義治議員。

○三好義治議員　もう最後にしておきますけど、全て要望にしておきますけども、今回の結果を見ますと、駐輪場が１０か所、これが民間に全て移管されましたし、それから、温水プールにしても民間に指定されました。それぞれ努力はしていると思うんですが、ただ、摂津市内における外郭団体の雇用の確保という部分について、今の施設管理公社もそうですけども、シルバー人材センターも駐輪場はもう手放さなければならない。民間は、努力はしておりますけど、さらにこの外郭団体への育成というのは、これから先、まだ５年後ぐらいになりますけども、新たな施設ができたときに、やっぱり公的にやったら高いとか、民間やったら安いとかいう経営努力という部分を、できるだけご指導をお願いしておきたいと。

今回の正雀市民ルームについては、応募すらしていないと。募集したら、そこには来ているけども、評価の基準値にも満たないと見えるんですね。この選定結果を見させていただくと、選定結果の中に施設管理公社は一切載ってないんですよ。１者だけの随意契約の形になっているからね。だから、そういった選定基準まで満たないというような結果しか見られないと。だから、この点については、今後、それぞれの外郭団体に対する経営指導、そういったことを各部門においてやっていただくことをお願い申し上げまして質疑を終わらせていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　以上で質疑を終わります。

本２６件につきましては、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

１２月４日から１２月１７日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後１時３４分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　嶋　野　浩一朗

摂津市議会議員　　水　谷　　毅

摂津市議会議員　　南　野　直　司

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成３０年１２月１８日

（第２日）

平成３０年第４回摂津市議会定例会会議録

平成３０年１２月１８日（火曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

1　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	中川嘉彦
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	三好義治	１２番	楢村一臣
１３番	渡辺慎吾	１４番	森西　正
１５番	香川良平	１６番	三好俊範
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

1　欠席議員　（０名）

1　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	山本和憲
総務部長	井口久和	市民生活部長	野村眞二
環境部長	山田雅也	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	土井正治
上下水道部長	山口　猛	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊田拓夫
消防長	明原　修		

1　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	岩見賢一郎

1 議　事　日　程

1,　　一般質問

松　本　暁　彦　議員
楢　村　一　臣　議員
水　谷　　毅　議員
南　野　直　司　議員
光　好　博　幸　議員
村　上　英　明　議員
中　川　嘉　彦　議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○嶋野浩一朗議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、中川議員及び弘議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

松本議員。

（松本暁彦議員　登壇）

○松本暁彦議員　おはようございます。

それでは、順位に基づき、質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税を活用した教育支援施策について、私は、昨年１２月議会からふるさと納税を取り上げていますが、現在の検討状況についてお聞かせください。

次に、海洋プラスチックごみ問題への啓発についてですが、近年、海洋プラスチックごみが国際的にも国内的にも大きな問題となっています。イギリスのシンクタンク、エレン・マッカーサー財団が、海洋プラスチックごみに関する報告書を公表しています。この報告書によれば、世界で年間８００万トンのプラスチックが海洋に漏出し、２０１４年には、海の中に５トンの魚に対して１トンのプラスチックがあると推測され、２０５０年になると、プラスチックのほうが魚よりも増える見通しとされています。

摂津市に海はありませんが、市民が捨てたプラスチックの一部が川を通って大阪湾に至り、海洋ごみになっているのは否定できません。私たち摂津市民も海洋プラスチックごみに対し責任を負っています。

この現状を踏まえ、また、次世代のためにも、よりよい地球環境を維持するには、海洋プラスチックごみをこれ以上出さないことが必要になります。そのため、まずはできることから対策を推進すべきです。

そこで、まず、本市のプラスチックごみ対策の現状をお聞かせください。

次に、学童保育での延長保育等についてですが、延長保育が延期になった理由についてお聞かせください。

次に、大阪北部地震等の教訓資料についてですが、本日は大阪北部地震発生よりちょうど半年の節目であります。まず、現在の状況についてお聞かせください。

次に、教訓を踏まえ自助・共助・公助の同時並行的な強化について、地震時の自主防災組織などの連携はどうだったのか、お聞かせください。

次に、教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討について、まず、大阪北部地震での東正雀地域のガス漏れや道路障害など、市内状況について、消防と庁内部署や警察との情報共有ができていたのか、お聞かせください。

最後に、教訓を踏まえ庁内を統括できる危機管理専門職の必要性について、総務部長は、大阪北部地震において、罹災証明書の発行、避難所運営、大阪ガス、関西電力等との調整、災害見舞金等の財政調整、多くの業務をこなされていました。その疲労は言うまでもなく、南海トラフ地震での数か月にわたる対応は困難です。平時においても、地域防災計画の修正と防災サポーター制度構築、災害対策本部訓練、各種マニュアル作成などの多くの業務が先送りです。災害はいつ起きるかわからない、それゆえ、これらの問題は早急に解決すべきです。地震以降、教訓資料収集以外で対応されたことについてお聞かせください。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　それでは、答弁を求めます。市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　おはようございます。

ふるさと納税の検討状況についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、過去の答弁から申し上げておりますように、ふるさとやお世話になった地域を応援したいという気持ちを寄附という形で実現していくものであると認識いたしております。また、ふるさと納税により得られる寄附金につきましては、市民サービスの充実や郷土愛を深める取り組み等に活用していくことが制度の趣旨からもふさわしいと考えております。

現在、より多くの方々に寄附を行っていただけるように、また、いただいた寄附を市民サービスに還元していくための仕組みについて検討を進めているところでございます。

今後につきましては、先進的に実施されている事例などを参考に、総務省の通知の趣旨も踏まえながら、具体的な制度設計につなげてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

（山田環境部長　登壇）

○山田環境部長　海洋プラスチックごみ問題への啓発についてのご質問にお答えいたします。

海洋プラスチックごみ問題の対策といたしましては、プラスチックの再資源化、発生抑制、ポイ捨て禁止などの取り組みが有効であると考えられます。

本市では、平成１０年よりペットボトルの分別収集を開始し、平成２６年からは食品トレイの分別収集を行い、プラスチックの再資源化を図っております。また、北摂７市３町と食品スーパー９社との間でレジ袋無料配布中止協定を締結し、本年６月から実施するなどして、プラスチックごみの発生抑制と削減の取り組みを進めております。

一方で、昨年４月に環境美化ボランティア制度を創設し、１２月には環境美化推進地区を指定するなど、プラスチックを含むごみのポイ捨て抑止や環境美化を目指して、市民の意識向上にも取り組んでおります。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　学童保育室についてのご質問にお答えいたします。

学童保育室における平日の開室時間を午後５時３０分から午後７時までとする延長保育の実施に当たりましては、一部の学童保育室の運営を民間事業者へ委託することにより、平成３１年４月から実施する予定でこの間進めてまいりました。

しかしながら、本年７月に開催しました子ども・子育て会議や、８月に開催しました保護者説明会からいただきましたご意見等を踏まえ、再度、委託事業者の相手方に関する検討を行った結果、今回の３室の委託につきましては、本市における学童保育室運営業務委託の初案件となりますことから、本市で保育所、幼稚園、認定こども園を運営している社会福祉法人、または学校法人が運営事業者として望ましいと判断いたしました。

その後、当該各法人に対してヒアリングを実施いたしましたところ、リクルート活動等の課題から、平成３１年４月からの受託は困難であると考え、運営業務委託並びに延長保育につきましては延期させていただくこととなったものでございます。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　大阪北部地震等の教訓についてのご質問のうち、大阪北部地震等の教訓資料の現状についてのご質問にお答えをいたします。

大阪北部地震をはじめとした一連の災害では、長期間の避難所開設や他自治体への応援要請など、これまでにない災害対応となりました。今後は、この経験を糧として、市全体の災害対応力を向上させることが安心・安全のまちづくりにおいて非常に重要になってまいります。

そこで、現在、副市長をトップとする防災対策検討委員会のもと、このたびの災害対応を検証しているところでございます。具体的には、委員会の下部組織となる防災対策検討幹事会を立ち上げ、各班への活動アンケートやヒアリングなどを実施し、災害活動における課題の洗い出しや改善策の検討をいたしております。また、庁内の情報連携や各班の連携体制の見直しも併せて進めております。

次に、今回の災害に関して、自主防災組織など市民との連携はどうだったのかとのご質問についてお答えをいたします。

大規模災害時におきまして、避難誘導や避難所運営など、自主防災会の皆さんのご協力は不可欠でございます。幸いにして、今回の震災では、家屋等が全壊するなど壊滅的な被害には至らず、避難所も震災翌日には半数以上が閉鎖できる状態でございましたので、市から自主防災会等への協力要請はいたしませんでした。ただし、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認につきましては、民生児童委員の皆様のご協力をいただき、また、ブルーシートの配布や無料入浴サービスの実施などでは、自治会役員の皆様に広報活動をお願いするなど、限定的ではございますが、市民との連携により災害対応を進められた部分もございます。

次に、震災以降、教訓資料収集以外での対応とのご質問についてお答えをいたします。

このたびの震災以降、市民の皆様の防災意識は明らかに変わりつつあり、台風接近時には自主避難所の開設を求められる方が増えてまいりましたので、その声に応えるべく自主避難所を増設いたしました。また、防災部門の充実を図るには大きな労力が必要であるとの認識に立ち、今年の１０月には、人事異動により防災管理係を３名から４名に増員し、組織力を強化してきたところでございます。

今後は、震災の検証作業と並行して、出前講座や自主防災訓練での啓発活動を継続的に行うとともに、防災サポーター制度の創設などにも注力してまいる所存でございます。

○嶋野浩一朗議長　消防長。

（明原消防長　登壇）

○明原消防長　大阪北部地震における消防、庁内部局及び警察との情報共有についてのご質問にお答えをいたします。

まず、東正雀地域のガス漏れ事案でございますが、６月１８日午前８時５６分に、市民からの１１９番通報により覚知し、味生小隊が出動いたしました。地震によるブロック塀の倒壊により、引き込んでいた都市ガス配管に亀裂が入り、ガスが漏えいしたもので、消防隊の到着時、ガス臭を認めたため、ロープ等で警戒区域を設定し、大阪ガス及び警察官の現場到着までの間、消防で周辺警戒をいたし、関係機関到着後は、現場を引き継ぎ、次の事案に出動いたしました。

当日は、その他１４件ほど出動しておりますが、それぞれの現場におきまして消防

と警察官との連携はとれておりました。市災害対策本部へは、消防本部内に設置した警防本部を通じて被害状況と活動状況を報告し、また、摂津警察署員も１名、災害対策本部に詰められていたこともあり、情報共有はできておりました。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　これ以降は一問一答形式でお願いします。

まず、ふるさと納税について、対策をとるとのことですが、私は、小・中学校の図書、遊具の購入などに活用することがよいのではと考えます。また、ふるさと納税にはシティプロモーションの連携が必須ですが、市の見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　ふるさとを応援したいという思いを形にできるようなふるさと納税の手法を現在検討いたしており、本市のさまざまな取り組みを多くの人に知っていただき、さらには共感、賛同していただくことが必要不可欠であると考えております。そのためには、議員からもございましたシティプロモーションの視点が大変重要であるとの認識もいたしており、本市の魅力を広くアピールすることで、ふるさと納税がより効果的なものになっていくと考えております。

今後につきましては、シティプロモーションの観点も踏まえながら、試行的、段階的ではございますが、事業実施に向け検討を進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　ぜひシティプロモーションとふるさと納税を連携させるよう、しっかりと施策を検討、実施し、ふるさと納税施策向上の第一歩を進めるよう要望いたします。

次に、海洋プラスチックごみ問題への啓発についてですが、本市でもプラスチックごみ削減のため対策を講じていることは理解をしました。しかし、さらなる促進が必要ではないでしょうか。

そこで、自民党・市民の会として、本市が２０３０年までにプラスチックのごみをゼロにする宣言をすべきであると提案します。この宣言の対象であるプラスチックとは、土に返れないものを対象とします。

既に今年、神奈川県や鎌倉市、そして先日、亀岡市でプラごみゼロ宣言が行われています。また、来年、大阪市でＧ２０が開催されますが、国は海洋プラスチックごみを検討テーマの一つに選んだと報道され、環境省でも、このプラスチック分解技術関連に２０１９年度予算として５０億円を概算要求に盛り込むとされています。

この時代の流れを促進し、国、各地域、民間企業と連携すれば、プラスチック分解技術の向上やプラスチックを減らす３Ｒの取り組み推進を加速することができます。当然ながら、基礎自治体としてできる範囲は限られていますが、先ほどの本市が現在実施している対策を基本とし、そして、目標を持って取り組むことがまずは大切ではないでしょうか。ゆえに、プラスチックごみをゼロにする宣言に対して、ぜひ市として取り組んでいただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長。

○森山市長　松本議員から環境問題の質問でございますが、世界は一つといいますか、地球は宇宙空間で一つです。ということで、環境問題、これは世界の共通の課題ではないかと思っています。

そこで、海洋プラスチック等々のことに対するご質問でございますが、消費大国日

本の責任、これは小さくないと思っています。ご質問の中でもあったかと思いますけれども、摂津市には近くに海がございませんので、ともすればよそごとのようになってしまうんですけれども、ご指摘のように、あっちこっちのポイ捨てごみが各河川を流れて、そして、大阪湾から海に出ていくと。今年、世界でも共通課題として国連でも取り上げられたのは、この海洋プラスチックが海の生態系を潰してしまって、結果的には人類の健康被害、これに非常に深刻な影響を及ぼしつつあるというような問題が採択されたと思います。そういうところで、摂津市も直接、間接、やっぱりこの原因の中にも入るわけでありますから、決してよそごとではないと思っています。

その上で、ゼロ宣言をしたらどうかというご提案だと思いますけれども、ご案内のとおり、もう摂津市は既にといいますか、環境創造都市宣言、こういった趣旨も踏まえたかなり大きな宣言をしておりますが、その中で、プラスチックの仕分けといいますか、ペットボトルの分別とか、いろいろ先進的な取り組みをしてきたところでございますけれども、今後も、もっともっと意識を高めるという意味で、この環境創造都市宣言の中で、さらにゼロを目指そうということで問題意識を高めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　ありがとうございます。ぜひ、国と地域と民間企業と連携をして、プラスチックごみゼロを目指す取り組みをしっかりと促進するようお願い申し上げます。

次に、学童保育についてですが、幾人かの保護者から、民間委託は否定しないものの、説明不足で不安が生じている状況では反対であるとお聞きをしております。その見解についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　委託の対象となる学童保育室の保護者の方に対しましては、保護者説明会を開催させていただいております。加えて、一部の学童保育室の保護者会からは、委託に関する質問、要望等を取りまとめてご提出いただいており、それに対しても丁寧に対応いたしております。保護者の方からは、本市の説明に理解を示すご意見もいただいておりますが、議員がご指摘のようなご意見もあると認識をいたしております。今月や来月にも説明会や意見交換会を開催する予定でございますので、委託に関する不安が解消されるよう努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　さて、私は、１１月に吹田市に学童保育の延長保育などにかかわる民間委託の状況を聞きに行きました。当市では、平成２７年度から延長保育及び対象学年の拡大を実施するために、学童保育の民間委託化を開始し、現在は学童保育室３２か所中９か所の民間委託を行っています。そこで、民間委託は直営と遜色ないサービスを提供しており、学童保育サービスの向上には欠かせず、また、市も指導員が入れかわることへの不安解消や保育の質の確保にも努めているとの説明を受けました。なお、この民間委託先のある社会福祉法人の指導員の一例では、午前は保育園、午後は学童保育と、正規雇用で柔軟な対応をされているそうです。これらを踏まえ、民間委託のメリットを生かし、デメリットを最小限化することは可能であると考えますが、その見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。
○小林次世代育成部長　本市の全ての学童保育室で午後７時までの開室時間を整えたいと考えており、一部の学童保育室の運営業務を委託し、民間事業者の柔軟な勤務体制を活用することなどにより、延長保育が実施できると考えております。また、委託を実施することに伴い、これまで市で任用していた指導員が入れかわることにつきましては、これまでの運営状況、子どもの状況把握など、一人一人に寄り添った引き継ぎを行うとともに、委託開始後においても職員による巡回等を予定しており、保育の質を確保してまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　松本議員。
○松本暁彦議員　それでは、民間委託のよい事例を参考にし、学童保育サービスの向上を行うために、保護者に対してしっかりと説明する必要があると考えますが、その見解をお聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。
○小林次世代育成部長　今後予定しております説明会や意見交換会におきまして、他市での好事例もお示ししながら説明をし、保護者の不安解消に努めてまいります。
○嶋野浩一朗議長　松本議員。
○松本暁彦議員　ぜひ丁寧な説明をお願いします。
　この件で最も大切なことは、市民ニーズに応じた学童保育サービスの向上を行うことであります。自民党・市民の会は、そのために民間委託は大きな可能性を有すると考えています。他市の事例を参考にし、民間委託を行うに当たって、保護者の不安を解消する対策を５点提言します。
　１、民間委託先は、地域の信頼ある社会福祉法人、学校法人を第一に検討すること、２、保護者への丁寧な説明、３、責任の明確化や窓口の一本化のための主任指導員等を設置、４、丁寧な指導員引き継ぎの期間及び吟味した引き継ぎ内容の設定、５、直営と同じ指導員能力維持・向上のための定期の研修・指導の実施。
　以上を踏まえ、学童保育のサービス向上を行うよう要望いたします。
　次に、大阪北部地震等の教訓資料についてですが、現況は理解をしました。では、堺市の支援状況、危機管理監や室長からどのような助言を受けられたのか、お聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　総務部長。
○井口総務部長　堺市の皆様には、６月下旬から約２週間、罹災証明の申請受付や家屋調査に関して多大なご支援をいただきました。また、事あるごとに危機管理監や室長には的確な助言をいただいたところでございます。特に心に残っておりますのは、「発災した際の初動対応に右往左往し、判断に迷うことはどこの自治体でもあります。庁内各部署の認識や協力体制が十分とは言えない中、防災担当の皆さんが災害対応の最前線で連日連夜奮闘されている姿に感服した。しかしながら、各部から収集した災害情報を本部へ報告し、関係機関との調整役を担う防災担当が実働部隊として動いていたことは、組織的な動きとしては感心できません。本部の指揮命令に大きくかかわる部署が本来業務に専念しなければ、本部の判断がおくれてしまいます」といった助言をいただいたところでございます。
○嶋野浩一朗議長　松本議員。
○松本暁彦議員　本市に災害対策本部運営の専属部署が必要であるということは強く理解をいたしました。
　それでは、教訓を踏まえ、今後、対策はどのように検討されるのかをお聞かせくだ

さい。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　災害を振り返り、改善すべき点は幾つかございますが、まずは、大規模災害時には全庁挙げて災害対応に当たるという地域防災計画の理念を全職員に周知徹底することが必要であると考えております。今後は、本部体制のもと、各班が迅速・的確かつ主体的に行動できるよう、訓練や研修などを通じて全職員に役割の徹底を働きかけてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　これまでできなかったことを行うためには相応の処置が必要であると考えます。

それでは、教訓の総括についてですが、副市長に答弁を求めます。

○嶋野浩一朗議長　副市長。

○奥村副市長　それでは、今後の防災行政の取り組みについてご答弁申し上げます。

本市におきましては、大阪北部地震発生後、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、被害状況の把握とその対応に取り組んでまいりました。特に今年は、大阪北部地震のみならず、台風２１号の襲来によって家屋被害にさらに追い打ちをかけ、被害も拡大し、いまだに市内の家屋の屋根にはブルーシートが散見されます。

今回の一連の災害対応につきましては、ふなれなこともあり、その取り組みに戸惑いがあったかもしれませんが、職員各位におきましては、日常業務に支障を来すことなく、災害対応にしっかりと取り組んでくれました。しかし、それで終わることなく、防災計画の個々班ごとの対応について、また、初期対応についてどうであったのか、また、今後改善余地がないのかなど、振り返り検証することが大切で有益なことと考えております。その検証結果をもとに、今後につなげるために、また、さらに精度を高めるため、防災対策委員会を立ち上げ、現在は最後の取りまとめ作業の段階となっております。

地震の発生は予知できず、それゆえに突然の発生に備えるしかないわけでありますが、災害についても、我々も含めて認識を改めなければならないと考えております。日本列島は世界有数の災害大国であり、頻繁に発生し、台風一つをとりましても、その勢力も年々巨大化しております。事前での進路予想の精度も上がっている台風等は、特に事前避難をもっと真剣に考えなければなりません。

それに、自然災害が発生した場合、自助・共助を基本として、それを公助で支援するという基本的な考え方を再認識する必要があると考えます。大規模広域災害が発生した直後には、状況に合わせて適切な避難行動を行うなど、自分自身の命や身の安全を守る自助とともに、隣近所で協力して生き埋めになった人の救出活動を行ったり、子どもや要支援者の避難誘導を行うなど、地域コミュニティでの相互の助け合い、共助がますます重要となってまいります。

災害対策基本法に、住民の防災責務として次の２点が明記されております。食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他のみずから災害に備えるための手段を講じる、また、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより防災に寄与するよう努めることが明記されており、自助及び共助への寄与に関する努力義務を住民に課しております。

平成７年１月に発生いたしました阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物からみずから脱出したり、家族、友人、隣人等によって救助された割合は９割を超えており、救助隊によって救助されたのは１．７％という調査結果もあります。神戸市をはじめ近隣市では、消防職員をはじめ職員総がかりで昼夜をいとわずフル活動しても、そのような低率であるという実態を再認識しなければなりません。

２０１８年の防災白書では、災害発生時の救助や避難活動について、国や行政に頼らず、一人一人の自助や助け合いの共助に重点を置くべきだとする人が６割を超える調査結果が記載されており、防災意識の高まりをうかがうことができます。今後も市民の防災意識向上の取り組み強化が必要と考えますが、いずれにいたしましても、自助・共助・公助がそれぞれ連携強化して災害に備えなければならないことは言うまでもございません。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　非常に詳細にお答えいただき、ありがとうございます。ぜひ、しっかり三助、つまり自助・共助・公助を連携させるよう、早急に検証をまとめ、対策をしっかりと次年度に反映するよう要望いたします。

次に、自助・共助・公助の同時並行的な強化についてですが、教訓を踏まえまして、南海トラフ地震などで長期の避難所運営の課題についての見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　全避難所を長期間にわたり運営することは、市職員だけの力では到底できるものとは考えておりません。自主防災会をはじめとした市民の皆様方によりますご協力が必要不可欠でございます。

そこで、市では、自主防災訓練の際には、ぜひとも避難所運営訓練を加えていただけるよう働きかけているところでございます。また、出前講座でも、避難所運営の疑似体験をしていただけるよう、ＨＵＧ訓練を自主防災会の皆様に受講いただいております。

今後も引き続き、共助の理念のもと、避難所が円滑に運営できますよう、全ての地域に働きかけをしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　共助の強化というのを強く認識されているということを理解いたしました。しかし、これまでと同じ環境では不十分なのは明確です。もう一工夫が必要です。

そこで、摂津市全体の防災力向上のために、自助・共助・公助がどう連携すべきかの目標を指し示すことが必要です。すなわち、三助がそれぞれ何をすべきかをより明確化すること、言葉だけでなく、市民が容易に理解できる文章あるいはイメージで、見える化による市と市民との認識の共有です。これにより、例えば市が防災サポーターを育て、彼らに出前講座を行ってもらうなど、三助を効果的に結びつけられます。総合的な視点でもって政策を行わなければ大災害には対応できません。市として三助の役割を示した防災ビジョンの作成と方向性を定め、それに向かって政策を行うべきですが、その見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　最近は、公助には一定限界があり、食料などの持ち出し品の確保や避難先の確認などの自助、そして、市民の皆様方同士で助け合う共助、これらが必要で

あるといった被災地からの声をよく耳にいたします。これは、公助への過度な期待が危ういという教訓から出たようにも感じられます。こういった点を踏まえ、災害関連の情報発信やライフラインの確保、医療機関との連携などの公助は、我々行政がしっかりと担ってまいりますけれども、市民の皆様方には、自助・共助のあるべき姿、すなわち自分の命は自分で守る、そして、自分たちの地域は自分たちで守るといった意識をしっかりと持っていただかなければなりません。また、自助・共助・公助の三つが有機的に連携し、一層広がるよう、例えば、学校での防災教育を受けた子どもたちが家庭に帰って、家族みんなで災害時の持ち出し品を用意する、さらには、家族そろって自主防災訓練に参加するなど、好循環が生まれる取り組みも必要になってまいります。

いずれにいたしましても、自助・共助・公助の関連性をイメージしていただけるよう工夫を凝らすとともに、引き続き防災マップづくりや自主防災訓練、また、出前講座など、さまざまな機会を通じて自助・共助の重要性を市民の皆様方に訴えてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　それをぜひ踏まえまして、しっかりとやっていただきたいと。

しかしながら、この三助を連携して有機的な防災体制を築くには、核となるコーディネーターが不可欠です。それは全体を把握できる公助でしか担えません。そこで、現状の公助として、どのような施策をされてきたのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　これまでの公助といたしましては、具体的には、備蓄品や防災資機材の用意、また、民間施設との避難所利用協定、防災行政無線の整備、地上波デジタル放送のＤボタンを活用した情報提供、医療機関との連携体制の構築、出前講座等の啓発事業などに取り組んでまいりました。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　多くの施策をされたことは理解をいたしました。しかしながら、防災サポーター制度は進まず、市の災害対策本部訓練もできず、多くの防災業務が先送りされている現状があり、その上で、防災サポーターと連携し、学校と連携し、防災訓練、避難所運営を行うことが追加で求められるのです。公助の強化は喫緊の課題であります。まずは、防災ビジョンの作成と摂津市全体の防災力強化を担う三助を統括できるコーディネーターの設置を要望いたします。

次に、教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討についてですが、当時の情報共有状況については理解をしました。教訓を踏まえ、大災害での対応も含めて、現場部隊である消防として、庁内部署との関係について、改めてどのようなものか見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　消防長。

○明原消防長　災害時における消防と庁内部局との関係についてのご質問にお答えをいたします。

消防と庁内部局との情報伝達・連携につきましては、今回の大阪北部地震の応急対策では個別の部局間とのやりとりとなりました。課題といたしましては、災害の応急対策に際しましては、市災害対策本部が情報収集し、それに基づき、市災害対策本部が各部局の応急対策をコーディネートするという運用が必要かと考えるところでございます。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。
○松本暁彦議員　各部局間の情報共有と統括的な対応に課題があると理解をしました。
　さて、阪神・淡路大震災などを受けて作成された平成１４年の総務省消防庁資料「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」において、「危機管理監等の危機管理専任スタッフが首長等を補佐し、各部局を統括又は調整するといった方向で、組織のあり方を構築していくことが求められる」という一文があります。地域防災計画上での消防庁の位置付けも含め、教訓を踏まえ、消防が任務を最大限発揮できる組織についての見解をお聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　消防長。
○明原消防長　危機管理組織についてのご質問にお答えをいたします。
　総務省消防庁報告書には、市の危機管理組織について、議員がご指摘の内容が記述されておりますことは認識をいたしております。消防の部隊活動を含めた災害応急対策を行う上で、最大限有効な活動を展開するためには、市災害対策本部が統括して各部局の活動をコントロールし、地域防災計画に基づいた活動を実施できる組織運営を行うことが非常に重要ではないかと考えるところでございます。
○嶋野浩一朗議長　松本議員。
○松本暁彦議員　まさに各部局を統括する災害対策本部運営には、専門的知識を有した管理職級のコーディネーターと専属職員が不可欠です。それには平時からの危機管理に精通した職員でなければ対応できません。
　日本防火・危機管理促進協会のホームページでは、大阪府内で本市よりも小規模の自治体で危機管理専門部署を設けているところは１９市町村中１４市町にもなります。本市も、適切な根拠と教訓に基づき、危機管理専門部署を設置し、消防も含め全庁体制でより効果的に取り組める組織への改善を要望いたします。
　次に、庁内を統括できる危機管理専門職の必要性についてですが、防災専属職員を３人から４人に増員されたことは評価いたします。しかしながら、最も重要な市の災害対応を統括できるコーディネーターはいまだに不在であります。本市の総務部長職は、防災を含む７課１室を所管し、負担過多で対応が困難であったことを認識すべきです。
　なお、本市規模での他市の危機管理専門職員は、管理職を含め６人から９人が一般的です。現実として、本市は震度５強の地震で、堺市の危機管理監、危機管理室長と多くの職員の支援がなくては対応できませんでした。果たして適切な根拠や教訓に基づいた妥当性ある組織構造なのか、適切なコストなのか、適切に防災業務ができていたのか、大阪北部地震において多くの課題が明確になりました。なぜ多くの課題が発生をしたのか、結局のところ、有事を隅々まで予測できていなかった、そのことに尽きるのではないでしょうか。
　それらを解決するためには、まず、平時から常に有事のことを考え、各部署を指導し、職員の防災意識向上を図り、そして、災害発生時には庁内全体の災害対応を統括し、災害対策本部長たる市長をサポートする、そのような危機管理専門の管理職が必要であります。それも、早急に設置すべきです。
　検証結果はまだ出ていませんが、私は、昨年１２月議会より、この管理職、すなわち危機管理監が必要であると訴えてまいり

ました。１年間検討され、そして、大阪北部地震の教訓を踏まえ、この必要性について、大阪北部地震において庁内を指揮された総務部長の見解をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　このたびの災害対応について、包括的な検証を現在進めているところでございます。この検証結果を踏まえてにはなりますが、今回の災害対応の経験をもとに、私個人的な見解を申し上げますと、やはり危機管理に特化し、責任と権限を兼ね備えた管理職の必要性は認識をしているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　必要性を認識されているということを理解いたしました。その教訓を踏まえ、速やかに庁内を統括できる危機管理専門職の設置が必要であります。

南海トラフ地震での本市の被害予測は、死傷者約３００人。大阪北部地震とは比べ物になりません。検証を踏まえ、根本的な課題解決には時間がかかるとしても、予測できぬ災害に備え、早急な対策・改善の一歩が不可欠であります。

これは、私が視察した東日本大震災の被災地、宮古市の担当職員の話でありますが、自衛隊に関する話題の際、彼は、「当時は災害対応を必死に頑張り、市内で活動する自衛隊ができる限り早く帰れるよう努力した。なぜなら、他のもっと必要とする地域に行ってもらいたかった」と言われました。もちろん、迅速な対応は市民のためにもなりました。私自身、現地で活動し、被害の大きさを見ており、そのような状況で被災地全体を考えていたのかと驚きました。そして、宮古市は今、人口約５万人の都市で、災害対策本部事務局を常設し、危機管理監をはじめ職員は９人と、できる範囲での最大限の自助努力を行っています。まさにそれが災害大国である日本の公助を担う行政が持つべき心構えではないのでしょうか。

本市の地域防災計画には、防災は市民の命、身体及び財産を災害から保護する上で最も重要な行政施策であると記載していますが、いつまで市民に高いリスクを強要されるのか、１年をかけ、またさらに時間をかけることが最も重要な行政施策と言えるのでしょうか。全市民の生命に直接的な影響を及ぼすこの問題は、他の政策より緊急性が極めて高いことを強く認識すべきです。いつ起きるかわからないから先送りにするのか、いつ起きるかわからないから今するのか、安全・安心のまちづくりの姿勢が問われています。

市長にお聞きします。この早急な対策を一歩でも前に進められることについて、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長。

○森山市長　松本議員の災害に対する質問についてお答えをいたします。

今年の一字漢字が「災」でありましたけれども、さように、この１年間、日本の国はさまざまな災害に悩まされたといいますか、振り回された１年であったかと思います。大阪は特に、長い間、比較的平穏無事でしたので、少し心の緩みがあったことは否めません。私自身も今回の災害で新たな緊張感を覚えた次第でございます。そういう意味では、今回のこの緊張感をしっかり踏まえて今後の安全・安心に生かさなければならないと思っております。

いつも言っておりますけれども、この自然のなすわざ、自然災害は、これだけ時代が進歩はしていますものの、人の力ではどうしてもとめることができない。さすれば

どうすべきか、起こったときに被害を最小限度にどうして食いとめるか、これを考えるのが我々人間の知恵ではないかと思います。それには、先ほど来いろいろ答弁しておりますように、自助・公助・共助それぞれの呼吸といいますか、連携、これが問われるわけでございます。

そんな中、今回の災害において摂津市がどうであったか、そういったことについてご指摘があったわけでありますけれども、職員はそれぞれの立場でそれぞれの任務を、また、地域では消防団の皆さんはじめ関係者の皆さんがしっかりとその任務を全うしていただいたと思っております。ただ、防災計画のもと、情報の伝達といいますか、情報の交換、共有、また指揮系統の問題等々、これはもう一度しっかりと検証しなくてはならないと思っております。

今、副市長以下担当が細かくお答えをいたしましたが、摂津市の場合、今日までは防災担当の総括参与を置き、さまざまな取り組みをしてきたところでございますけれども、今後は、防災担当職員を置くだけじゃなくてといいますか、まずは関係職員の防災士の資格の取得、また、防災サポーターの充実等々はもちろんでございますけれども、将来に向かって専門職の登用等々も視野に入れていかなくてはならないと思っております。

何度も答弁の中にありましたけれども、今、ちょうど全庁的に今回の震災の検証の真っ最中でございます。この結論を待ちまして、そういったことも含めてのより具体的な方針、これをお示ししたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長　松本議員。

○松本暁彦議員　ありがとうございます。これらの課題というのは一朝一夕では解決できるものではないと理解をしております。しかしながら、まずは真摯に本市危機管理体制を一から考え、庁内を統括し、かつ三助を有機的に連携させ、災害対策をとることができる管理職が必要であります。早急に検討・設置することを要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長　松本議員の質問が終わりました。

次に、楢村議員。

（楢村一臣議員　登壇）

○楢村一臣議員　おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず１点目、正規職員の退職不補充や委託化に伴う災害対策への影響についてです。

９月４日の台風２１号の影響により発生した災害ごみの収集体制についてお聞かせください。

次に、２点目、学童保育の民間委託について。

今回、平成３１年４月から民間委託については先送りということになりましたが、まず、今後の進め方についてお聞かせください。

次に、３点目、待機児童問題の対策について。

１１月にＫＥＮＴＯひまわり園が開園しましたが、待機児童数の現状はどうなっているのか、お聞かせください。

次に、４点目、今後の選挙の開票事務体制及び千里丘新町の有権者増による投票所の問題について。

まず、開票事務体制について、昨年の第３回定例会の一般質問において質問させて

いただきました。摂津市議会議員一般選挙、衆議院議員総選挙を受けまして、今後の選挙においてどのように進められるのか、お聞かせください。

次に、５点目、阪急京都線連続立体交差事業について。

まず、事業認可後の流れと今後の予定についてお聞かせください。

１回目の質問は以上です。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

（山田環境部長　登壇）

○山田環境部長　台風２１号の影響により発生した災害ごみの収集体制についてのご質問にお答えいたします。

９月４日午後に襲来しました台風２１号の影響により大量の災害ごみが発生し、当日の夕方には早くも環境業務課に災害ごみの収集依頼があり、翌９月５日以降は途切れることなく収集依頼があった状況でございました。

本市といたしましては、生活環境の保全上支障がないよう、迅速かつ円滑に災害ごみの収集に対応するため、通常ごみの収集時に分別していただくことを条件として災害ごみを同時に収集することを基本といたしました。ただ、通常ごみの収集では対応ができない瓦、ブロック、スレートなどの瓦れき類や、大破したカーポートやベランダ、トタン屋根などの大型のごみ、倒木などは、９月６日以降、直営で順次、通常の収集とは別に個別収集をいたしました。また、全自治会に、自治会で災害ごみを集積していただければ、個別に収集させていただく旨をお知らせし、土曜日、日曜日を利用して直営で収集を行いました。

なお、非常に多くの個別収集の依頼がございましたことから、環境部内で電話対応のための応援体制をとったほか、収集におきましても、地域防災計画に基づき、９月１０日から約２週間にわたって他課より応援の職員を派遣していただき、対応をいたしました。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　学童保育についてのご質問にお答えいたします。

学童保育室運営業務の民間委託に関します今後の進め方につきましては、本年１０月２２日に開催いただきました文教上下水道常任委員協議会でご報告いたしましたとおり、最短、平成３２年４月からの延長保育実施並びに運営業務委託に向けて進めてまいります。引き続き、保護者の方に対する説明会や意見交換会を開催し、保護者のご意見に対して、他市の好事例等もお示ししながら不安解消に努めてまいります。

併せて、委託の相手方候補となる市内で事業運営されている社会福祉法人や学校法人に対してヒアリング等の情報収集を行ってまいります。その後、関連議案を提出し、ご可決賜れば、事業者選定委員会の設置、事業者公募等を行っていく予定でございます。

続きまして、待機児童の現状についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、４月に正雀において定員１９名の小規模保育事業所を１か所開設したほか、１１月には千里丘七丁目に認定こども園ＫＥＮＴＯひまわり園を開設いたしました。しかしながら、１２月１日現在、厚生労働省定義による待機児童数は１６５名となっております。待機児童を地域別に見ますと、引き続き安威川以北圏域が中心となっており、年齢的に見ますと、ゼロ歳児、１歳児が待機となっております。このような状況から、今後も引き続き、安威川以北

圏域において施設整備等を行い、待機児童の解消に取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

（豊田選挙管理委員会事務局長　登壇）

○豊田選挙管理委員会事務局長　開票事務体制についてのご質問にお答えいたします。

開票事務について、マニュアルを作成いたしました。マニュアルは、まず、選挙管理委員会事務局の職員が熟知し、全ての開票事務について把握するようにいたします。開票業務の従事者については、各担当の業務ごとに分けてマニュアルに記載し、わかりやすくしております。同時に、票選などなじみのないものについては挿絵を入れるようにいたしております。チェック表や票数の確認表を作成し、票数の誤りがないようにいたします。また、来春執行予定の府議会議員選挙においては、作成したマニュアルに沿って部門ごとに事前にシミュレーションを行います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　阪急京都線連続立体交差事業についてのご質問にお答えいたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、平成３０年２月に事業認可を取得し、３月には事業主体であります大阪府とともに事業認可説明会を開催しております。その後、６月から７月にかけて、用地測量の進め方や用地取得の考え方について権利者説明会を行い、順次、用地測量に着手しており、現在は、道路などの公共用地や隣接地との境界確定に向けた現地立ち会いの準備を進めております。

今後の予定といたしましては、引き続き用地測量を進め、境界確定に努めるとともに、できるだけ早く用地交渉に着手してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　ありがとうございます。

それでは、２回目以降、一問一答方式により質問いたします。

台風２１号の影響による災害ごみの収集体制をお聞きしました。まずは、通常の収集では対応できないごみや自治会で集積していただいたごみを収集していただいた職員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それとは別に、私の気になっているところは、現体制での職員の負担についてです。私が役所に入った２年目から５年半近く環境業務課にいたときの正規職員は４７人いましたが、今はほぼ半分です。職員の通常業務における負担については、委託化が進むことにより、さほど変わっていないのではないかと思われますが、今回の災害については別です。

私が出戻りし、平成２６年度から平成２８年度まで環境業務課にいる間に、北摂７市３町と２団体により北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書が締結され、それとは別に、廃棄物収集運搬許可業者８者と災害時等における応急対策業務に関する協定が締結されました。それぞれの協定内容を見ていきますと、まず、北摂地域における協定書では、第１条の定義に、「『支援』とは、廃棄物の収集運搬及び処理」とあります。そして、第２条の支援の受け入れには、「支援を要請された協定市町等は、自らの業務に支障がない範囲において、支援の要請を受け入れるよう努めるものとする」とあります。これを見ると、南海トラフのような大きな地震が起きた場合には、災害で発生し収集した廃棄物を摂津市の処理能力で処理し切れない場

合は、近隣市町の支援を受ける場合もあろうかと思います。しかしながら、廃棄物の収集運搬については、摂津市だけが被災しているわけではないので、北摂各市町から支援をもらうというのは現実不可能だと思います。

そして、もう一つの許可業者８者との協定ですが、こちらのほうはどうでしょうか。第２条の業務内容に、災害廃棄物の収集及び摂津市が指定する搬入先への運搬とあります。応援要請があれば応援をもらえたかもと思いますが、今回は、先ほどの答弁からすると、応援協定を活用しなかったようですが、その理由についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

○山田環境部長　本市では、廃棄物収集運搬許可業者８者と災害時等における応急対策業務に関する協定を締結しております。災害廃棄物の収集運搬について、必要に応じて応援要請ができることとなっております。応援要請に当たっては、災害ごみの種類や量、集積場所、分別方法のほか、許可業者が提供可能な収集運搬車両等の種類、台数、人員及び経費負担などを考慮する必要がございます。

今回の災害ごみにつきましては、これらを総合的に勘案し、環境業務課が所有するダンプ車を利用して直営で分別収集を行ったほうが迅速かつ円滑に対応できるものと考えて、応援要請は行わなかったものでございます。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　このことは、冷静に考えると結構難しいと思います。一見、応援協定を締結しているので、応援要請したらよかったのではと言われる方もおられると思います。しかしながら、今の答弁にありましたように、環境業務課が所有するダンプ車を使って直営で分別収集するほうが迅速かつ円滑に対応できるものと考え、応援要請をしなかったとのことでしたけれども、私もそのように思います。車の問題もそうですし、仮に応援要請していたとしても、許可業者８者のうち５者については市の収集業務の委託にかかわっていますし、残りの３者についても市の事業所の廃棄物を収集しているわけですから、市の応援要請に対して応援に行きますと応えてくれるとは限らないわけです。逆に難しいのではないでしょうか。そうなってくると、結局は機動力のある直営でということになるわけです。でも、正直言って、ここまで職員が減ってくると、短時間での対応は厳しいと思います。本庁からの職員の応援をもらい、土日にも災害による廃棄物を収集に行っているわけです。

そこで一つお聞きします。技能労務職の退職不補充をはじめ、職員数が減少している中で、今回の地震や台風の災害時の対応をどのように捉えているのか、また、今後の体制をどのように考えているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　今年度、大阪北部地震及び台風２１号という災害がございました。阪神・淡路大震災時、平成７年の１月だったと思います。このとき職員であったという現有職員が少なくなっており、多くの職員がこれまでに経験のなかった規模の災害が立て続けに発生というような状況になりました。しかしながら、部署を問わず、多くの職員が対応に当たったということは現実でございます。実際には、各対応業務の内容によっては繁忙期があったということは承知をいたしております。そのために、

地域防災計画における班を超えての応援体制を組み、先ほど山田部長からも申しましたように、２週間という期間、収集の業務に対して他の部署から応援をお願いしたということでございます。このことも、収集の対応をする山田部長の班から、職員班を統括する私のほう、本部から私が権限をいただきまして、職員の配置については職員班で対応するようにという権限をいただきましたものですから、本部のほうには後から報告をしておりましたが、実際にスムーズに対応できたと考えているところでございます。

しかしながら、災害対応に従事する職員の体制として、当然、通常業務を行いながら今回対応したということもございます。その関係や、応援体制を組む時期、規模など、今後、課題、改善等が可能なところがあったということも認識いたしており、現在、災害発生後の各班の対応状況や課題等も含めて、会議体を設けて検証作業を行っているところでございます。

先ほどの議員がご指摘の実効性のある協定書の取り扱いも含めた検証作業の結果を踏まえ、課題への対応としてさまざまな手法を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　今の答弁の中では退職不補充に関することが触れられていませんでしたが、退職不補充に対する考え方については、第５次行革の内容を踏まえて、平成２８年度からの１０年間で１０％の削減目標を設定しているわけですから、今、その考え方を変えるわけではないでしょうし、私自身もそのように進められるものと認識はしています。その１０％の大部分は技能労務職であって、平成３７年度には、技能労務職は、このまま退職不補充を続けると現在の人数の半分になります。収集職場においては少しずつ減って１７人に、学校給食においては半分以下の１桁になります。少しずつ委託化が進んでいくと思われますが、このまま収集職員が減り続ければ職員の負担も増える。まだ先のことであるかもしれませんが、収集業務の委託化が進み、収集職員がいなくなれば、誰が災害廃棄物の収集に行くのでしょうか。

そして、もう一つ、職員の推移についてです。２０年前の平成１０年度と現在とを比較してみると、２０年前の正規職員は８７０人いましたが、現在は６１５人、再任用職員を入れても６５０人です。２００人以上減っています。それとは逆に、臨時非常勤職員の２０年前は１８８人で全体の１７．８％、現在は４６２人で全体の４１．６％と４０％を超えています。今、この臨時非常勤の方々は、ほとんど災害対策にはかかわっていないと思われます。９月の一般質問でも言いましたが、これだけ正規職員も減って、市内在住率も下がってきているとなると、市役所や避難所までに駆けつけるまでの時間が３０分以内では難しく、１時間以内、２時間以内とせざるを得なくなるのは必然的です。今回、災害廃棄物の収集を例にとってお話ししましたが、基本的には退職不補充や委託化を進めることと災害対策は逆行しているものと考えています。

先ほどの市長公室長の答弁では、課題や改善が可能な部分もあったと認識しており、現在、会議体を設けて検証作業を行っている話がありました。その検証が今どのように行われているのかわかりませんが、職員の負担軽減を考えずに、退職不補充の考え方は変わらないのでオール摂津でやっ

ていくといったような検証結果は求めているわけではありません。オール摂津でするということはいいことだと思いますけども、職員の負担も軽減されるような検証結果を出していただくことを強く要望いたしまして１番目の質問を終わります。

次に、学童保育の民間委託についてですが、今後の進め方についてのところで、最短、平成３２年４月からの延長保育実施というところにはひっかかるところでありますが、大枠についてはわかりました。

それで、確認の意味も含めて幾つかお聞きしますが、委託と併せて延長保育を実施していこうということですが、まず、各学童保育室の延長保育のニーズはどのようなものか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　平成３０年２月に実施いたしました学童保育室の利用に関するアンケート調査では、最も高い保育室では７０．５％、最も低い保育室では３２．４％の方が利用したいと回答されており、全体では５１．２％の方が延長保育を利用したいと回答されております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　少し疑問の残るところであります。今年の２月にアンケート調査を実施して延長保育のニーズを聞いておきながら、委託の候補となっている学童保育室が、ニーズが１位の学童保育室でもなければ２位の学童保育室でもないわけです。普通に考えると、延長保育のニーズの高い学童保育室を委託の候補とするほうが、理由もはっきりしているし、保護者の賛同も得られやすいと思いますが、せっかくアンケートをとったことで各保育室のニーズの状況を把握できたのだから、委託校を決めるのに参考にしたほうがよかったのではないですか。今でも、鳥飼学童や鳥飼東学童の保護者が、うちらのところよりもっと延長保育のニーズの高いところを委託したらと言っていますし、その気持ちがよくわかります。

その中にあって、次にお聞きしたいのが、現在３校の学童保育室が委託の候補となっているわけですが、委託の候補となっている学童保育室を変更するお考えはないのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　委託の候補といたしまして、鳥飼学童、鳥飼東学童及び三宅柳田学童を候補といたしております。延長保育を全ての学童保育室で実施するためには、現在の指導員の人員体制等の見直しが必要となります。鳥飼学童及び鳥飼東学童につきましては、入室児童数の関係から１クラス運営となっており、直営の指導員では、勤務条件上、延長保育に対応することが困難であります。また、三宅柳田学童につきましては、２クラスから３クラスへ増室が見込まれており、現在の指導員の任用状況、今後必要となる人員の推移を勘案した中で委託の候補といたしたものでございます。

以上のような理由から、本市全ての学童保育室で延長保育を実施できる体制を考慮した結果、鳥飼学童、鳥飼東学童及び三宅柳田学童を候補としたものでございます。委託の候補を変更することは適切でないと考えております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　３校を候補とした理由については前から聞いていますけれども、９月の一般質問のときにも言いましたが、ほんと市の都合です。保護者のことを考えているとはちょっと思えません。変更しない理

由について、ここまで数回にわたって説明会も重ねてきているのでと言われるほうがまだましのような気もします。

そこでお聞きしたいのが、私が最も懸念していることですけども、今回、延長保育を先送りにした理由というのが、法人に応募の意思がなかったというか、結局は指導員としての人材を集め切れなかったという中で、今後、いつプロポーザルを行う予定にしているのかわかりませんけれども、今回と同様に、人材を集め切れずに、どの法人も応募の意思を示さなかった場合、再度延長保育を延期せざるを得ないことも懸念されますが、そうなった場合はどのようにするのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　本年９月にヒアリングを行った際には、この学童保育事業について、子育て支援施策として重要な位置付けであると理解を示していただいた法人もございましたことから、応募に関しては期待をしているものでございます。仮に議員がご指摘のような状況になった場合は、応募条件等について再度庁内で検討することも必要となってまいります。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　子育て支援施策としての重要な位置付けであるとの理解を示していただいた法人もあったから期待しているということでしたけれども、理解を示していただいたということと人材を集められて応募に至るというところにつながるのでしょうか。期待倒れになることはありませんか。もし同様のことになった場合、応募条件等において庁内で検討するということですけれども、何をどう検討するのかわかりませんが、検討することによって応募の意思が出てくるというのであれば、先に検討しておくべきではないですか。今の答弁からすると、そのときが来たらそのとき考えようと言っているようにしか聞こえません。

結果的に、人材を確保できて応募の意思を示される法人があらわれるかもしれません。それは私にもわかりません。ただ、市としてやってはいけないことと思うのは、今回も委託先が決まらなかったので、平成３２年４月からの延長保育はできませんでしたと言うことだと思います。そこが、私が最初の答弁の後に言った「最短、平成３２年４月から実施」の「最短」と言ったことが気になるわけです。

今回の平成３１年４月からの延長保育の実施の先送りについては保護者に通知されています。これだけの延長保育のニーズがある中で、もう一度、保護者に再度延長保育の実施ができませんでしたというのは言えないのではないですか。委託できないから延長保育はできないのではなくて、延長保育するためにはどうすればいいのか、平成３２年４月からの会計年度任用職員の問題もあるので、それも併せて、どうしていけば市民のニーズに応えられるのかをできるだけ速やかに考えていただくことを強く要望して、学童保育の民間委託についての質問を終わります。

次に、待機児童問題の対策についてですが、１２月１日現在の待機児童数は１６５名ということで、たしか昨年の今ごろより多いと思いますが、やはり安威川以北圏域のゼロ歳児、１歳児というのは例年同じ傾向だと思います。安威川以北圏域に施設整備等を行うということですが、依然として待機児童がこれだけいる中で、現在、どのような対策を行っているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　１１月に開園いたしましたＫＥＮＴＯひまわり園においても、受け入れ人数を拡大するほか、現在、正雀ひかり保育園が園舎の建替工事を行っており、平成３１年４月には定員を拡大する予定となっております。

　また、今年度、小規模保育事業を公募いたしまして１事業者を選定いたしております。開設予定時期は平成３１年４月、場所は正雀本町一丁目、定員は１９名で、現在、設置事業者と開設に向け整備の協議中でございます。

　さらには、来年度の年度途中に定員２０名のせっつ遊育園の分園を三島三丁目に開園する予定でございまして、こちらにつきましても整備の協議を行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　ＫＥＮＴＯひまわり園の受け入れ人数の拡大、正雀ひかり保育園の定員拡大、小規模保育事業にせっつ遊育園の分園ということで、受け入れ枠を増やす努力をされているのはわかります。それ以上に気になるのが保育需要の問題です。今、千里丘新町５番地にマンションが建っており、既に２棟の入居が始まっております。来年３月には３棟目、４棟目の入居、１０月には５棟目の入居が始まります。さらに、その５棟のマンションの東側の４番地にもマンション建設が予定されていて、三島にもマンション建設が予定されています。このような中、今後の保育需要と待機児童をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　本市といたしましても、待機児童の解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画に基づき、施設整備に取り組んでいるところでございます。また、現在、次期計画策定に向けて、今年度にニーズ調査を行っており、来年度に次期計画を策定する予定でございます。市民のニーズをしっかり捉えた事業計画を策定し、それに基づいた施設整備を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　次期計画策定に向けてニーズ調査を行っているということですけれども、どうしても、これだけマンション建設が続くと、施設整備が追いつかないというイメージが拭い切れないのですが、待機児童の問題は、後ほどの質問の保育士不足の問題とも関連してくる話でもありますので、それとも併せましてしっかりと進めていただきますよう要望します。

　次に、今後の選挙の開票事務体制及び千里丘新町の有権者増による投票所の問題についてですが、まずは開票事務体制についてです。

　マニュアルがつくられたということであります。選管事務局職員には全ての開票業務を熟知させるということですが、選挙によってどういう違いがあるか知っておいてもらうというところでしょうか。それで、来年夏には参議院議員通常選挙があり、大阪府議会議員選挙とは開票作業が異なりますが、参議院議員通常選挙ではどのようにされるのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長　参議院議員通常選挙は、選挙区と比例代表の２種類があり、比例代表では参議院議員名簿届出政党等の名称での投票に加え、立候補した者の氏名で投票することができますので、前回の選挙では１２の政党と１６４人の候補

者や無効票などに分類いたしました。多くの種類に分類するので、票が混在しないよう、整理トレイなどを活用しております。また、２種類の開票をするので、時間をずらして作業すること、票を流す系統をあらかじめ決めておくなどを行い、間違いのないようにしてまいります。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　票を流す系統をあらかじめ決めておくという話がありましたが、私は、昨年の第３回定例会の一般質問で、回付から庶務に至るまでの指示系統の話をしましたし、開票事務中に思いもせぬことが起きることもあり、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応できるよう、打ち合わせ時間をとっていただくよう要望もしております。

開票事務をするに当たって大事なことと思うのは、予定どおりに進まないことも多々あるので、慌てることなく柔軟に対応すること、あとは、スムーズに運びたいということであれば、票の流れを把握できる人が特に回付から庶務までを中心に指示を出していけるかがポイントです。それをできる人がいるかいないかによって、他の自分の持ち場の担当に集中できるか変わってきます。それを最初から明らかにしておくことです。それをどの選挙でもできるように、特に候補者の多い摂津市議会議員一般選挙については、いろいろと注意しながらシミュレーションしていただくことを要望しておきます。マニュアル中にも組み入れたほうがいいと思います。

次に、千里丘新町の有権者増に伴う投票所の問題についてですが、先ほど、千里丘新町のマンションの入居の話は待機児童問題のところで言いましたが、待機児童問題と違って、こちらは明らかに３か月要件を満たせば有権者数が増えます。その中での有権者数の動向についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長　千里丘新町に入居が始まり有権者が増えていることについては認識しております。第１投票区における有権者数が、９月の定時登録において３２１人増加しております。また、１２月の定時登録において５２人増加しております。有権者数は、１２月３日現在、全体で７万１，０６３人、第１投票区では６，６１７人となっており、第２２投票区の６，６４４人に次ぐ有権者数となっております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　今のペースでいくと、第１投票区は７，０００人を超えることは目に見えています。全体で７万１，０００人、２２投票区あるので１か所当たりの平均が３，２００人くらいですから、７，０００人から８，０００人という数字は、ちょっと飛び抜けているというか、ちょっと異常です。

皆さんもご存じのように、最近の選挙は台風などが来たりしています。そうなると、千里丘小学校はコンパネを引いたりとかで特に大変です。そこでお聞きしますが、有権者が増えている現状を考えますと、現在、ＪＲ沿線の以西では、投票所は千里丘小学校体育館１か所しかありませんが、投票率の向上を考えると、有権者の利便性を図る必要があると考えますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長　期日前投票

所の利用は増加する傾向にあることから、有権者の投票機会を増やす有効な手段であると認識しております。また、第１投票所の有権者数については、今後も増加が見込まれることから、有権者の利便性が低下することのないようにしなければならないものと考えております。

今後におきましても、第１投票区の有権者数の動向とともに、第１投票所の投票当日の状況を注視し、投票のあり方について、期日前投票所のあり方について検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　最初、千里丘小学校体育館と味舌上公民館を統廃合したときの第１投票区の有権者は６，０００人ぐらいでありましたが、ここまで増えてくるとなると、ＪＲ沿線の以西にもう一か所、投票所は要ると考えます。その上でですが、前に鳥飼の集会所を統廃合したときに、ゆうゆうホールを期日前投票所として設け、現在も使われているわけですから、それと同様に、千里丘近辺で期日前投票所を設けるといったことがあってもいいと思います。この問題については、昨年の第４回の定例会で投票率の向上の問題のときにも申し上げていますが、投票率の向上にもかかわる大事な問題でありますので、早急に対応していただきますよう要望しておきます。

最後に、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

事業認可後の流れと今後の予定については理解いたしました。次に、現段階での課題等対応についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　現段階での課題につきましては、説明会や地権者との面談において、買収時期などのスケジュールに関することや、借地や残地の取り扱いに関することなど、さまざまなご意見をいただいております。また、子育て世代や高齢者の方々からは、居住環境の変化に対する不安などについてもお聞きしているところであります。地権者の方々には、それぞれにいろいろな事情がありますことから、事業主体であります大阪府とも協議し、ご理解を得られるよう丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　今回、この質問をさせていただいたことなんですけども、最近特になんですけども、今、阪急京都線連続立体交差事業については、市民からいろいろどういう感じで進むのかということを言われています。それで、私が阪急摂津市駅の横の踏切を通るときに、午後７時ごろ通りますと、必ずと言っていいほど踏切が閉まっていまして、電車が連続して４本ぐらい通るという状況であります。そういう中で、横でおられている市民の方々が、また次もオレンジの矢印ランプがつくでという形でよくぼやかれているのを聞いています。

そういうことで、今、進捗状況についてお聞かせさせていただいたんですけども、まだ用地交渉のところまではいっていませんが、今後、用地交渉を進めていく上では、いろんな問題が生じてくると思っております。おっしゃられるように、特に子育て世代や高齢者の方々からの住環境の変化に対する不安はすごくあると思います。もし、子育て世代の方が学校をかわらないといけないとか、そう言ってくるとなると、もちろん不安も募るばかりだと思います。個々にいろいろと事情があるとは思いますけれども、今、平成４５年の竣工に向けて長いスパンで進められているわけですが、

今後、用地交渉に移るとさまざまな事情が出てくると思いますので、皆様にご理解いただけるよう丁寧な対応に努めていただくことを要望しまして一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　楢村議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

１番目の認知症対策について。

現在、本市では、人口の４分の１の方が高齢者です。そして、大阪万博開催の７年後、２０２５年には、３分の１の方が高齢者になり、そのうち５人に１人が認知症を発症する可能性が示されています。本年４月より認知症初期集中支援システムの活動が開始されましたが、その内容についてお伺いいたします。

次に、２番目の待機児童対策について。

女性の社会進出が増える中、保育に対するニーズも拡大しています。先月１１月に来年４月の保育所の入所一斉受付を実施されましたが、その申込者数は昨年と比較してどうだったのか、教えてください。

続いて、３番目の発達障害児に対する支援体制について。

近年、発達障害児に関する報道も増え、早期の発見と支援を開始することの大切さが認識されるようになってまいりました。インターネットを通じて、自分の子どもが発達障害児ではないかと思い、相談に来られる保護者の方も出てきています。そこで、本市での早期の発見や支援について、どのように取り組まれているのか、お聞かせください。

次に、４番目の教育現場における業務の効率化と働き方改革について。

教員の時間外勤務など、勤務時間の実態について伺います。

続いて、５番目の多文化共生について。

万博の誘致が決定し、少子・高齢化が進む中にあって、今後、日本で就労される外国人の方がますます増えることが予想されます。そこで、本市に在住する外国人労働者の実態や目的についてお尋ねいたします。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、認知症初期集中支援チームの現状についてのご質問にお答え申し上げます。

平成３０年４月より認知症総合支援事業がスタートいたしました。この事業は、認知症の予防と初期対応を目的とする認知症初期集中支援推進事業と、認知症になってからも暮らせるまちづくりを目的とする認知症地域支援ケア向上事業から成るものでございます。

認知症初期集中支援チームは、前者の認知症初期集中支援推進事業に係る事業でございまして、本市においては、保健師と社会福祉士、サポート医がチームとなり、主に認知症の初期症状の方について、訪問等により必要な支援を行うものでございます。

１１月末現在の状況でございますが、１２件の相談対応をいたしております。このうち１１件が女性の方でございます。また、ひとり暮らしの方が５件、７５歳以上の後期高齢者が１０件という状況でございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　来年４月の保育所等入所一斉受付についてのご質問にお答えいたします。

入所一斉受付は、１０月３１日から１１月８日まで実施いたしました。この間に申し込みされました人数が６２１名で、前年比７４名の増でございます。年齢別に見ますと、１歳児、２歳児、３歳児が増加となっており、地域別では、やはり安威川以北圏域の保育所等への申し込みが多い状況でございます。来年４月には、ＫＥＮＴＯひまわり園と正雀ひかり園の定員増、小規模保育事業の開設を予定しております。申込者の年齢、地域に偏りはありますが、一人でも多くの方に入所いただけるよう、各園と入所の調整を行ってまいります。

続きまして、発達障害児に対する支援体制についてのご質問にお答えいたします。

本市の子ども・子育て支援事業計画では、発達障害児の療育体制の構築の項目を設け、関係機関との連携強化、早期発見、適切な支援により療育体制の構築を図ることとしております。また、障害児福祉計画でも、発達障害児とその家族に対する支援体制の充実の項目を設け、早期発見に向けた障害児支援担当部局と母子保健担当部局との連携による療育支援体制構築を図ることとしており、早期発見・早期支援の必要性は十分に認識をいたしております。

引き続き、各計画に基づき、関係各課、関係機関が連携し、発達障害児とその家族に対する支援体制の充実を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　教育現場における勤務時間の実態についてのご質問にお答えいたします。

今年度４月から７月の本市の学校における時間外勤務の月間平均時数は、小学校では４１．５時間、中学校では６０．４時間でございました。そのような中、先日、文部科学省より公表されました教員の時間外勤務の上限を原則月４５時間、年３６０時間とする指針案を踏まえますと、看過できない状況にございます。

時間外勤務の要因となる主な業務といたしまして、いじめや暴力行為等の問題行動への対応、授業の教材研究や準備、成績処理や事務処理、中学校の部活動が挙げられます。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

（野村市民生活部長　登壇）

○野村市民生活部長　多文化共生についてのご質問にお答えいたします。

本市に在住する外国籍の方は、本年１１月末で１，３５８名の方が在住されております。在住の方の在留資格は、身分に基づく方が８８６名、留学生を含む資格外活動の方が４９名、技能実習の方が２９７名、専門的・技術的分野の方が１２６名となっております。

市内に働く外国人労働者の人数に関しましては、都道府県単位の資料が国から公表されているのみでございまして、平成２９年１０月末時点で、大阪府内の外国人労働者数は７万２，２２６名でございます。就業しておられる主な産業は、製造業に２７．３％、宿泊業、飲食サービス業に１４．５％、卸売業、小売業に１４．２％となっております。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　これより一問一答にて質問いたします。

認知症の早期発見や発症後のケアに向け

ての取り組みが本格的に始まり、大変心強く思います。認知症は、当事者もさながら、家族も含めて負担となります。発症することがないように努めることが大変大切なことだと思います。そこで、本市における認知症予防の取り組みについてお伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　認知症の予防につきましては、確実な予防法はまだ確立されてはおりませんが、生活習慣病の予防が認知症予防にも効果的とされております。健診受診により、ご自身の健康状態の確認をしていただくこと、また、運動や食事などの生活習慣の改善や社会参加も大変重要とされております。昨年度、認知症予防を目的としましたせっつはつらつ脳トレ体操を考案し、ＤＶＤを作成し、配布をいたしております。イベント時や窓口での配布のほか、健康づくりグループや介護保険事業所等にも広くＤＶＤを配布し、ご自宅で活用していただくほか、地域やグループで楽しみながら行っていただくようＰＲに努めております。

また、この体操を普及していただく認知症予防リーダー養成講座を実施いたしております。体操の講習のほか、健診の推奨や生活習慣病の予防につきましても習得いただき、地域の皆様に広めていただくリーダーを養成するものでございます。

そのほか、認知症サポーター養成講座におきましても、認知症についての正しい知識と理解を持っていただくとともに、認知症予防についても講習を行っております。

認知症は、誰もがかかわる可能性のある身近な病気でございます。今後も、健診の受診について働きかけるとともに、さまざまな機会を捉え、認知症予防の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　予防のための脳トレ体操の普及拡大にさらに取り組んでいただきたいと思います。

私ごとになりますが、我が家でも認知症を患う家内の母と同居して１年が過ぎました。最近、やや症状が進行し、家族の負担も少しずつ大きくなっているように感じます。今後、認知症患者が増えていくということは、支える家族も必然的に増えることになります。そこで、当事者や家族を含め、さまざまな相談に応じてくださる窓口の拡充を強く希望いたしますが、今後の方針についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　認知症の方のケアにつきましては、医療機関への受診や介護の方法、また、介護サービスの利用等、さまざまな点で心配や不安をお持ちであると認識をいたしております。ご本人、ご家族からの相談につきましては、市役所や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所への電話や来所をはじめ、身近な相談先といたしましては、かかりつけ医や介護者家族の会、民生委員などとなっている状況でございます。

市民の皆様に認知症について広く理解をしていただくとともに、相談窓口の周知を図るため、認知症ケアパスを作成いたしまして、今月１日から全戸配布をさせていただいたところでございます。この認知症ケアパスにつきましては、認知症になっても暮らせるまちづくりを目的とする認知症地域支援ケア向上事業の一環でございます。今月の広報では認知症の特集記事を掲載するなど、市民啓発を行っているところでご

ざいます。今後も、さまざまな啓発を実施するとともに、相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　今月の広報せっつには認知症の特集記事が掲載、また、全家庭に認知症ケアパスも配布され、大変よくまとまった内容だと思いました。多くの方が認知症に関しての認識を新たにされたことと思います。今後、スマホなどを活用した認知症バーチャルリアリティ体験会などを開催し、さらなる予防とケアに先進的に取り組まれるように要望いたします。

　また、答弁にもありました相談窓口の拡充について、現在は地域包括支援センターがその役割を果たしていますが、今後、いつでも相談に行ける窓口をぜひとも安威川以南地域に第２の地域包括支援センターとして設け、支援チームの活動がより効果的になるように強く要望をいたします。

　次に、待機児童対策について。

　新たな開園や建て替えに伴う増員、そして小規模園の開設など、さまざまな取り組みについて評価をいたします。しかしながら、入所受付の状況を見ると、現状でも昨年よりも７４名の増加になっています。どうか市民ニーズに完全に応えるため、今後もスピード感を持って待機児童の解消のために取り組まれることを強く要望いたします。

　ところで、来年の１０月、国の少子化対策の一環として、教育・保育の無償化が予定されています。そうなると、さらに保育ニーズが増えることも想定されます。そのことも踏まえて、今後の待機児童の解消について、どのように取り組んでいくのか、また、保育の担い手である保育士の確保についても併せて考えをお伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　教育・保育の無償化が実施されますと、保育のニーズが増加することも想定されます。待機児童の解消に向けては、子ども・子育て支援事業計画に基づいた施設整備を行っております。今年度に計画策定に係るニーズ調査を実施し、来年度には、その調査結果を反映させた次期子ども・子育て支援事業計画を策定する予定でございます。ニーズ調査では、無償化が実施された場合のニーズの変化を捉えるような設問も設定しており、その中で教育・保育ニーズの把握を図ってまいります。

　一方、施設整備とともに、保育の担い手の確保も重要な課題でございます。国のほうでも保育士の処遇改善が図られております。本市といたしましても、保育士宿舎借り上げ支援事業などにより、保育士の確保支援に取り組んでいるところでございますが、今後も有効な支援策を研究・検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　保育士の確保についての提案ですが、求人しても応募がないようであれば、いっそのこと保育士を育てるという発想はできないものでしょうか。余談になりますが、本市のある大手企業では、必要とする人材の確保が難しいのであれば、一から育てるという大胆な発想で、来期の新入社員を１５０名近く採用したようです。極端な発想かもしれませんが、市内の園所とタイアップし、高校を卒業する生徒を例えば一旦市の非常勤職員などとして雇用し、給与を保育系学校の学費に充てて、卒業後は一定期間、市内で勤務していただくという制度です。もし職員というのが難しいようであれば、保育士の奨学基金などをつく

り学費の援助を行う。財源の案としては、ふるさとの未来ある子どもをともどもに育てるという内容のもと、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用する。もし子どもたちの協力が得られるようであれば、返礼品は例えば子どもたちからの絵画やお手紙などです。本当にそんなことができるのかと思われるかもしれませんが、時代はもうそんな時代になっているのかもしれません。どうか先例をつくる本市として真剣に考えていただきますことを強く要望いたします。

次に、発達障害児支援体制の取り組みについて。

計画に基づいて担当部局が連携を図り、療育支援体制のもと、早期の発見や支援に当たっておられる点、認識いたしました。答弁にもありましたが、部局間の連携をうまく行い、支援の継続性が大切であると思いますが、本市における支援の流れについてお伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　発達障害児支援の連続性、連携体制についてお答えいたします。

早期発見のために、保健福祉部では、幼児健康診査の際に、保護者へ調査用紙によるスクリーニング検査やその後のフォローを実施していただいております。その結果、支援が必要と考えられる児童がおられた場合には、家庭児童相談課や市立児童発達支援センターにつないでいただき、発達検査や親子教室などで児童の特性を把握し、日ごろの家庭での生活場面や保育所、幼稚園等での児童へのかかわり方を家族や所属園の先生などにご説明しております。

また、必要に応じて、医療機関への受診の案内、児童発達支援センターや民間事業所が提供する通所支援サービス、保育所の障害児保育などを利用していただいております。さらに、就学される段階では、保護者の了解を得て教育センターへ情報提供を行うなど、関係課や関係機関が連携して連続性のある適切な支援となるよう努めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　早期発見のために、重要なスクリーニング検査を活用して、健診できる機会を多く設けていただきたいと思います。また、保護者が相談を進める際に、窓口をしっかりお伝えして、ワンストップで支援につながるようにしていただきたいと思います。

実際の発見や療育に当たっては、専門的な職員の力が必要になりますが、児童発達支援センターの指定管理者において適正な配置ができているのか、お伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　摂津宥和会を指定管理者としております児童発達支援センターには、保育士や作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、相談支援専門員、社会福祉士などを配置して、児童や保護者の専門的な支援に当たっております。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　児童発達支援センターの適正な配置については充実している点がよくわかりました。本市において課題と思われる点は、発達障害児の診断を行える医療機関が全くない点です。また、療育にかかわる施設がニーズにかなっているか心配な点です。近隣市の医療機関などとの連携をさらに密にしながら、スムーズな支援ができるように、また、当事者に兄弟がいて、診療のために子どもを預ける必要があった場合

の関係機関の充実と案内ができる体制もしっかりとできるように要望をいたします。

次に、教員の時間外勤務について、文部科学省からの指針案から見ると、特に中学校において大きな課題があることがわかります。しかしながら、現状、時間が足りないために、やむなく残業を余儀なくされているのが実態ではないでしょうか。文部科学省から通知された学校においての教員の軽減可能な業務についてお伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　文部科学省が示していますとおり、教員の専門性を発揮できる業務があるか否か、児童・生徒の生命、安全にかかわる業務であるか否かといった観点から、教員以外の者に移行可能な業務といたしまして、具体的には、登下校の対応、放課後から夜間における見回り、支援が必要な児童・生徒、家庭への対応、部活動指導や校内清掃、授業準備や学校行事等の運営準備がございます。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　教員の事務的補助を行うスクールサポーターには大きな効果があったようです。現在３校ですが、さらに拡充を進めていただくことを要望いたします。

また、授業準備と効率的でわかりやすい授業のために、パソコンなどＩＣＴ機器の活用に非常に効果が認められたようです。特に、昨年、中学校の普通教室に設置された固定式のプロジェクターを活用した授業を行う教員も増えたと伺いました。今後は、小学校の普通教室にも同様のプロジェクターを設置し、授業準備の効率化と授業改善につなげていただきますよう強く要望いたします。

そして、教員が、ＩＣＴ機器の操作や、トラブルへの対応に対する窓口の開設や、教育センター内設備のさらなる充実、及びネット環境を活用したテレビ会議や研修ができる環境を整えて、効率的なスキルアップを行い、教員が子どもと向き合える時間の確保ができる整備を併せて要望いたします。

続いて、市役所業務における効率化と働き方改革について、現在までの取り組みをお伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長　暫時休憩します。

（午前１１時５８分　休憩）

（午後　０時５９分　再開）

○嶋野浩一朗議長　再開します。

それでは、水谷議員の４番目の質問の答弁から再開します。市長公室長。

○山本市長公室長　市の働き方改革、業務改善の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成３０年７月に公布をされ、長時間労働の是正に係る部分につきましては平成３１年４月１日の施行となっております。

本市におきましては、これまで、定時退庁日の拡大、民間委託による業務の見直し、職員間の業務負担や業務遂行時期の平準化等に取り組んでまいりました。また、今年度からは、働き方改革の視点を重点化した一課一改善運動として、若手職員が中心になり、課内の業務効率化に資する取り組みを実施するほか、週休日の勤務においては振りかえを基本とする指針を策定し、総労働時間の縮減に取り組んでいるところでございます。

また、働き方改革の関係法令が施行される来年度に向けては、さらに全庁的な取り

組みが実施できるよう、時間管理の一層の意識醸成を含め、庁内会議において議論を行うところでございます。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　市役所内の取り組みについては、国の法整備に従って、一課一改善運動や、休み方についても指針の策定など、取り組みが理解できました。

　しかしながら、業務を行う現場としては、退職者の不補充や機構改革などにより職員定員は大きく減っています。そのため、削減したことにより、結果として総合的に非効率が生じた部署に関しての人員配置の見直しや、ＩＣＴ及びＡＩなどを活用した業務効率化に効果のある機器やシステムの導入が必要であると考えます。

　事例として、茨城県つくば市では、パソコン上でソフトウエアロボットが人にかわって自動的に情報処理を実施する機構を備えたＲＰＡのシステムを市民税課に導入し、大きな効果を上げています。本市において導入の考え方についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　議員からもございましたように、ＲＰＡの多くは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコンの操作をロボットにより自動化するもので、情報取得や入力作業、検証作業などの事務作業をソフトウエアが代行してくれる技術となっております。昨年、民間企業が行った調査では、導入や導入予定、検討中を含めますと、およそ４割の企業で技術導入の動きがあり、今後も市場規模の拡大が予想されております。業務改善や効率化の視点で申し上げますと、地方自治体が行う多くの分野のバックオフィス業務において定型的な業務が存在しており、現在導入されております基幹システムに加え、ＲＰＡによる自動化の技術が導入できる可能性があるものと認識いたしております。従来よりも少ない人数で、より生産性を高めるための手段として、今後、技術の導入が有効となる分野や業務において、ＡＩと連携した非定型業務の自動化も含め、関係課と連携しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　ＲＰＡなどについて前向きなご答弁をいただけたと思います。今後、職員の皆さんの理解を深めながら、ぜひとも業務の効率化と働き方改革への支援ツールとしての活用を要望いたします。

　続いて、多文化共生について。

　ご答弁にもありましたが、就労の分野別集計においては、市単位での把握は難しいこともわかりました。大阪府のデータでは、製造業に就業される方の割合は２７．３％。本市は産業のまち、約４，０００の企業、そして日本を代表する大手企業もあります。今後、明らかに外国人の方々と力を合わせて本市の産業を支える時代が来ます。ここで、外国籍市民との交流の現状についてお尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　外国籍市民との交流の状況でございますが、本市では、生活習慣や環境などの相互理解を深め、安心して生活ができる多文化共生の社会を目指し、摂津市国際交流協会が中心となってさまざまな事業を展開しております。具体的には、生活していく上で基礎となる語学講座として日本語教室や、交流の場の提供として日本語サロンなどを実施しております。また、外国籍の方々が講師となって母国の文化を紹介する国際理解講座や食文化を学ぶ

ワールドクッキングなどを実施しており、平成２９年度に開催されたこれらの教室や講座には、延べ１，２００人を超える方々が参加されております。

今後も、地域で暮らす外国籍市民の方々と交流を深めるべく、摂津市国際交流協会と連携しながらさまざまな事業を実施してまいります。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　国際交流協会は、現在、少数精鋭体制で頑張っておられますが、今後増えゆく外国人の皆さん方と共生していくために、その役割や事業内容はさらに拡大していくことと思います。市として、今後のビジョンの確立と体制づくりを先手で進めていただきたいことを要望します。

さて、実際の地域での交流の場づくりや情報提供についてお伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　先ほどご答弁させていただきました国際交流協会を中心とする事業以外にも、地域での交流を深めていく上で重要な役割を担っている団体として自治会がございます。市内には現在１０７の自治会があり、自治会員の中には外国籍の方もおられ、自治会活動に参加されておられます。

議員がご指摘のとおり、年々外国籍の方々の転入が増加している中、自治会活動に対する交流支援は重要となってくると認識しており、地域における多文化共生の推進に向け、国際交流協会事業への参加促進や人権研修など、自治連合会と協議・検討を行ってまいります。

また、外国籍の方々に向けた情報提供に関しまして、まずは、本市に転入されたときに国際交流協会のご紹介やご案内を行い、協会の活動にご参加いただけるよう働きかけ、交流のきっかけづくりを行いながら、関係団体と連携し、効果的な情報発信の方法について検討していく必要があるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員。

○水谷毅議員　国際交流協会と自治会との連携が大切であると感じました。既に自治会に加入された方が各種行事に参加されている旨も伺っています。ご答弁にもありましたように、自治連合会の皆様に、外国人の方々とどのように接していったらいいのか、また、交流の場の設定の仕方など、研修をしていただきたいと思います。場合によっては通訳が必要になることもあるかもしれません。

国会でも新たな出入国に関する法整備も進んでいます。先日も、ＮＨＫのクローズアップ現代で多文化共生の内容が報道されておりました。特に、家族で来日されているお子さんにあっては、教育の現場で言葉の壁がありました。行政でも、マンパワーの導入について、人材や資金に対して課題が伝えられていました。どうか先手先手の取り組みで、地域と世界をつなぐグローバルで画期的な交流推進を要望いたしまして質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　水谷議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

（南野直司議員　登壇）

○南野直司議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、１点目の（仮称）「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の構築についてでございます。

お元気な高齢者の方やボランティア団体など、市民が主体となり、支援が必要な高齢者の例えば話し相手や電球交換、あるい

は買い物支援などの日常生活をサポートする制度の構築につきましては、何度もこの本会議を通して取り上げさせていただきました。

そして、現在、市では、要支援の方に対して、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして、訪問型サービスＡをシルバー人材センターあるいは布亀株式会社で実施していただいておりまして、買い物等の支援が可能となっておりますけども、一方で、社会福祉協議会が主体となり、昨年からあったかご近所サポーター養成講座ということで実施をしていただいております。この１２月２１日の金曜日も、地域福祉活動支援センターのほうであったかご近所サポーター養成講座が実施されるわけであります。題名は「みんなでつくる、地域のつながり　～災害ボランティアの活動から～」ということで、地域の支え合い・助け合い活動を支えてくださる担い手づくりを進めていますと。あったかご近所サポーターは、地域で手助けが必要な方を理解し、温かく見守る応援者として自分でできる範囲で活動を行うもので、何か特別なことをやっていただく必要はありませんと。この講座を通し、地域での人と人とのつながりの大切さについて、皆さんと一緒に学び、考えていきましょうということで講座が開催されます。私がずっと提案させていただいております、ボランティアで支援が必要な人を地域でつながりを持って支えていくという取り組みにちょうど合致すると思いますけれども、市の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、２番目の幼稚園・保育所・こども園など、幼児教育の無償化についてでございます。

公明党といたしましても、国のほうで、この幼児教育の無償化、教育費負担の軽減につきましては、全力で議論をし、取り組んでまいりました。本市におきましても来年の１０月から実施される予定であると認識をしているところでございますが、この幼児教育の無償化の制度内容について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次に、３番目の、幹線道路から摂津市に入る地点に、市の特色や魅力をデザインした看板を設置することについてでございます。

私たちが暮らします摂津市は、面積が１４．８７平方キロメートルと比較的コンパクトなまちでございますけども、市内には阪急、あるいはＪＲの京都線、そして大阪モノレールといった鉄道が走り、市内には五つの駅がありまして、都心に近く、通勤通学が便利なまちであります。一方で、道路におきましては、中央環状線と近畿自動車道を中心に多くの幹線道路が交差し、東は名神高速道路、西は中国自動車道につながる近畿自動車道のインターチェンジの出入口がございます。高速道路の利便性が高いまちでもあります。

今回質問させていただきますのは、特に安威川以南地域の府道大阪高槻線と中央環状線に焦点を当てて質問させていただきます。

一つは、大阪高槻線の高槻市から摂津市に入ったところのとりかい高等支援学校前と、大阪市から摂津市に入ったところの江口橋付近に「摂津市」と表示された看板が設置されておりますけども、何十年も前に設置されたと認識しますが、かなり老朽化が進んだ状態になっております。ちょっと白黒で申しわけないんですけども、このような看板が２か所に設置をされておるわけでございます。（写真を示す）

もう一つは、中央環状線の守口市から摂津市に入るところの鳥飼大橋北詰の「摂津市」と表示された看板は、信号や街路灯の支柱がかぶさり、「摂津市」の表示が見にくい状態になっておりますが、これらは摂津市の玄関口に設置されており、看板の修繕はできないか、考えについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、４番目の旧味舌小学校の跡地についてでございます。

１点目の建設予定の体育館施設整備方針についてでございます。この件は、先日、デイハウスましたのほうで、味舌地区の連合自治会長の皆さんへ機能などの説明がなされたわけでございますが、その体育館施設の中身について教えていただきたいと思います。

それから、次に、４の（２）防災空地をスポーツグラウンドとして活用することについてでございます。これは、地域の防災空地として残せるものなら残していきたいとの市長の思いもありまして、あえて防災空地ということで言わせていただいておりますけども、住宅密集地でありますし、体育館は防災機能を備えた体育館が建設予定ということでありますので、ぜひ、災害時は防災空地でありますけども、平時はスポーツグラウンドとして活用できないかとの思いでございます。考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で１回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　日常生活のサポートを行うボランティアを募り、制度を構築することについてのご質問にお答えいたします。

ボランティア活動につきましては、議員がご指摘のとおり、現在、摂津市社会福祉協議会におきまして、ボランティアセンターを運営していただいているところでございます。

ご質問の件につきましては、同協議会が昨年度から、あったかご近所サポーターと称しまして、その養成講座を開催するなど、ボランティアの担い手の確保に努めているところでございます。あったかご近所サポーターにつきましては、地域が抱えるさまざまな問題について考えてもらうことで、人と人とのつながりの大切さをご認識していただき、地域住民同士が支え合う仕組みづくりの一助になることを目的としております。昨年度から始まった事業であるため、あったかご近所サポーターの現在の認定者数は数名程度でございますが、今後、この取り組みも含めまして、本市といたしましては、引き続き社会福祉協議会と連携しながら、地域同士が支え合う仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　幼児教育無償化についてのご質問にお答えいたします。

平成２６年度以降、国のほうでは幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところでございますが、来年１０月から実施予定の幼児教育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、これまでの歩みを一気に加速化させるものでございます。

制度の詳細につきましては、現在も国のほうで検討されているところではございますが、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳の全ての子どもたちの保育料を無償化される予定でございま

す。ただし、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、その保育料と保育の必要性があると認定を受けた場合の預かり保育料が上限を設けて無償化されます。また、ゼロ歳から２歳の子どもたちの保育料は、住民税非課税世帯を対象に無償化される予定でございます。一方、認可外保育施設等を利用する子どもたちについても上限を設けて無償化される予定ではございますが、保育の質の担保の件でいまだ議論がなされております。

いずれにいたしましても、制度の詳細が明らかにされていないことから、引き続き国の動向に注視し、無償化に向けて万全の体制を整えてまいります。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　幹線道路から摂津市域に入る地点に設置されている地名案内標識についてのご質問にお答えいたします。

府道の幹線道路では、他市から摂津市域に入ったところに地名の案内標識を設置されておりますが、これらの標識は道路管理者が設置されているものでありますことから、管理者であります茨木土木事務所に修理などの要望を行っているところであります。茨木土木事務所では、これらの標識につきまして、付近の電柱などへの移設や修繕などについて調査中であると伺っております。

なお、江口橋北詰の標識につきましては、大阪府との協定により、大阪市が管理をしている範囲内に設置されていますことから、茨木土木事務所と大阪市で対応を協議されているところと聞いております。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

（野村市民生活部長　登壇）

○野村市民生活部長　建設予定の体育館施設整備方針についてのご質問にお答えいたします。

施設の整備方針といたしましては、競技スポーツの練習が行える広さのアリーナの確保、並びに、柔剣道やダンス、健康体操などの利用を想定した第２体育室を整備して、誰もが気軽にスポーツを通じた体力づくりや健康増進が行える場とした施設を基本に考えております。

また、地元連合自治会等からご意見をいただきながら、災害時の避難所機能、消防第三分団屯所機能も想定した施設整備の検討を進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　旧味舌小学校跡地をスポーツグラウンドとして活用することについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、旧味舌小学校跡地は、現在、隣接する市立こども園建設の資材置き場等として活用いたしております。また、体育施設が完成するまでの間は、引き続き建設に係るストックヤードとしての活用を予定いたしております。体育施設完成後の利活用につきましては、現時点では未定でございますが、今後、ご提案の件も含めまして、全庁的に研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　南野議員。

○南野直司議員　１点目の（仮称）「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の構築についてでございます。

今回、大阪北部地震、あるいは台風２１号を受けまして、やはり地域の中で、特に高齢者の方、困っておられる方が大変現場ではいらっしゃいました。このような制度の構築がなされて実施されていますと、やはりそういった災害のときに、助け合い、

つながり、きずなという部分が図れるわけでありますので、どうか、現在、社会福祉協議会で実施していただいておりますあったかご近所サポーターの取り組みも視野に入れながら連携を図っていただき、制度の構築に向けて取り組んでいただきますようお願いし、これは要望としておきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、２点目の幼稚園・保育所・こども園など、幼児教育の無償化についてでございます。

制度の内容についてご答弁いただきましたけども、２回目に、近隣市での取り組み状況について、国に先駆けて無償化に取り組んでおられる近隣市がございますけども、取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　幼児教育の無償化につきましては、人口減少がより深刻な地方の自治体が子育て世帯を呼び込むために実施しているケースが多いように思われます。しかしながら、都市部でも少数ではありますが無償化を実施している自治体もございます。近隣で申しますと、守口市は、平成２９年度から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する全ての子どもたちの保育料を無償化されております。ただし、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、３０万８，０００円を上限に無償化されております。また、高槻市においては、今年度から５歳児のみ同様に無償化を実施されているという状況でございます。

○嶋野浩一朗議長　南野議員。

○南野直司議員　近隣市での取り組み状況を視野に入れて、制度設計のほうをどうかよろしくお願いします。そして、来年の１０月からということで、体制の構築等々あると思いますけども、どうか実施していただきますよう、よろしくお願いします。いずれにいたしましても、安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築に向けて、どうかよろしくお願いをいたします。要望としておきます。

それから、次に、幹線道路から摂津市に入る地点に市の特色や魅力をデザインした看板を設置することについての中での現在道路に設置されている看板についてご答弁をいただきました。部長のほうも早速現場に改めて確認に行っていただいたと思います。どうか、とりかい高等支援学校の前の看板、あるいは大阪市から入った江口橋北詰の看板については交換をしていただきますよう、よろしくお願いします。この点は要望としておきます。

そして、２点目にもう１点お聞かせいただきたいのは、改めてこの摂津市を多くの人にＰＲするためにも、幹線道路から摂津市に入る地点に市の特色や魅力をデザインした看板を設置することについて、広報の視点から考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　議員がご提案の本市の魅力や特色をデザインした看板設置につきましては、一定のＰＲ効果が期待できるものと考えております。看板のデザインといたしましては、例えば、特産品でございます鳥飼なすや、市のマスコットキャラクターであるセッピィなどが候補として挙げられるのではないかと考えておりますが、まずは、市の魅力となります物、場所などを市のブランドとして確立し、そのブランドに磨きをかけていくことも重要であると考えております。平成２８年３月に策定いたし

ましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標といたしまして、魅力あふれるまち摂津の実現を目指すことといたしております。市の魅力づくり、魅力発信について庁内議論を進めていく中で、市のＰＲ看板の設置についても研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　南野議員。

○南野直司議員　例えば、人間基礎教育の啓発活動に使ってほしいということでご寄附をいただく場合があると思うんです。そのような予算を活用していただいて、例えばですけども、みんなが育むつながりのまち摂津、そういう大胆な看板を、大阪市から入ったところの例えば別府公園の前とか、そういうところにどかんと設置していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。これは要望としておきます。よろしくお願いします。

次に、旧味舌小学校の跡地利用の体育館の中の機能についてご答弁いただいたわけでございますけども、味舌小学校は約１４０年の歴史があるわけでございます。多くの方が卒業されていると思いますけども、その新たにできる体育館の中にですけども、味舌小学校の例えば思い出玉手箱といった展示コーナーを設置できないかと思いますけども、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　展示コーナーの設置についてでございますが、他の市立体育館では、ロビーや廊下の一部に休憩スペースを設けたり、スポーツや市政に関する広報物などを配架して情報提供を行っている状況でございます。今後、体育館の施設の機能や規模について基本計画案をまとめて、地域の方や議会にご説明をさせていただき、基本設計を作成していく予定でございますので、スペースの問題等ございますが、展示コーナー設置を検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長　南野議員。

○南野直司議員　味舌小学校は、明治７年ですか、今は東正雀の正音寺町会の中の慶徳寺の前で開校して、そして、大正７年に正雀一丁目１番１号に移ってきて、約１４０年という歴史があるわけでございます。２００８年に「味舌小学校　思い出の玉手箱」という冊子等々もつくっておられますので、どうかそういった展示コーナーをつくっていただきますよう要望としておきます。

それから、最後に、防災空地をスポーツグラウンドとして活用することについてでございますけども、今は体育館ができるまでストックヤードとして使われるわけでございますけども、どうか平時は、子どもたちがサッカーをしたり、そして、市民の方が健康づくりをできるようなスポーツグラウンドとして実施していただきますよう、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○嶋野浩一朗議長　南野議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

（光好博幸議員　登壇）

○光好博幸議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、健康寿命延伸への取り組みについてでございます。

人生１００年時代という言葉が定着しつつある昨今、寝たきりや認知症などのように介護を必要とせず、自立した生活が送れる期間を示すのが健康寿命であります。厚生労働省は、本年３月に、健康寿命が２０１６年時点で男性７２．１４歳、女性７

４．７９歳だったと公表いたしました。徐々に延びている一方で、平均寿命と健康寿命の差は、男性８．８４年、女性１２．３５年と、この１５年で拡大しております。健康寿命をさらに延ばす方向で両者の差を縮めていくためには、健康づくりや介護予防などへの取り組みがますます重要になってきます。

そこで、本市において、市民の方々が歩くことを中心とした健康づくりに気軽に取り組むことができる摂津市健幸マイレージが本年１０月にリニューアルされ、新たにスタートしましたが、その取り組み内容と現状についてお聞かせください。

二つ目に、府道大阪高槻線についてでございます。

本件につきましては、平成２６年に都市計画決定が廃止され、本市として、今後、特に交通安全対策が図れるよう、大阪府に対し粘り強く要望するとの過去のご答弁がございました。

そこで、現在の進捗状況はどのようになっているのか、また、その要望が具体的な対策として形となった事例についても併せてお聞かせください。

三つ目に、鳥飼地域の魅力発信についてでございます。

２０４０年に向けた魅力ある地域づくり研究会につきましては、前回の一般質問でも触れさせていただきましたが、第４回目の研究会が本年の１０月から１１月初旬で開催を予定しているとお聞きしております。どのような内容であったか、開催状況をお聞かせください。

１回目は以上３点でございます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　新たな健幸マイレージ事業の内容と現状についてのご質問にお答えいたします。

新たな健幸マイレージ事業につきましては、ＩＣＴを活用し、スマートフォンや専用の活動量計でカウントした歩数をサーバー上で管理し、その歩数に応じて参加者にインセンティブを付与することで、参加者により多く歩いて健康になっていただき、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、将来の医療費の抑制につなげようとするものでございます。また、若いころから健康について意識していただくため、二十歳から参加していただけるようにしております。

今年度上半期は、事業者の選定や事業構築を行い、１０月から事業を開始しております。事業参加者の募集につきましては、８月２９日に事業者と共催で開催いたしました健康セミナーを皮切りに開始しておりますが、参加者数は現時点で約５８０名にとどまっております。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　府道大阪高槻線についてのご質問にお答えいたします。

大阪府に対します大阪高槻線の要望につきましては、交差点における渋滞緩和対策の観点から、大阪中央環状線と大阪高槻線が交差する一津屋交差点の高槻方面への渋滞解消を要望しております。また、狭小な歩道の拡幅や段差解消などの安全対策につきましても要望いたしておるところでございます。

大阪府の対応といたしましては、一津屋交差点の渋滞解消に対しましては、平行する都市計画道路十三高槻線の正雀工区の整備が現在進められており、整備後の交通状況を踏まえ、必要な対策を検討していくとの回答を受けております。

また、歩道の安全対策につきましては、即効的な交通安全対策といたしまして、現道幅員内で歩道の段差や勾配を改善するなどの対策を講じられており、平成２９年度では、新在家から鳥飼中までの区間において５か所の改善を実施されております。しかし、歩道の拡幅につきましては、用地取得が困難との理由で改善は進んでいない状況でございます。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　２０４０年に向けた魅力ある地域づくり研究会についてのご質問にお答えいたします。

１１月１日に第４回目の研究会を開催いたしており、定住促進、交流人口の増加、それぞれの視点から鳥飼地域における行政課題の洗い出しを行うとともに、将来の方向性や、今後、深掘りして研究すべきテーマについて、グループワーク形式にて委員からさまざまな立場でご意見をいただき、議論を行いました。

なお、次回の研究会につきましては、１月上旬での開催を予定いたしており、具体的な研究テーマに基づき、先進自治体の取り組み等も踏まえながら、想定されます地域課題への対応について議論をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　それでは、これより一問一答方式で行わせていただきます。

一つ目の健康寿命延伸への取り組みについてでございますけれども、まずは、健幸マイレージ事業に関して、取り組み内容と現状についてお聞かせいただきました。目標参加人数は２，０００人と認識しておりますけれども、それに対して５８０人にとどまっているということで、少し驚きました。今回、対象年齢も４０歳から２０歳以上に引き下げられましたが、生活習慣病を予防するためにも、若いころから運動に関する生活習慣を身につけるなど、健康意識を向上させる必要があります。

そこで、この現況をどのように捉えられているのか、また、さらに参加者を募る必要があると考えますが、今後の施策をどのように考えておられるか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　健幸マイレージ事業の若い年代からの参加の必要性についてのご質問及び現在の対策についてのご質問にお答えいたします。

健幸マイレージ事業につきましては、議員がご指摘のとおり、今回、二十歳から参加ということで、若い世代から健康を意識していただくことを目的にしておりまして、この取り組みを推進することで、将来的には健康寿命の延伸につながるものと考えておりますし、医療費の抑制にもつながるものと考えておりますので、大変意義があるものと考えておるところでございます。

なお、現在の参加者の募集につきましては、これまで、各事業やイベントでの募集案内、関連団体への働きかけや、薬剤師会あるいは一部商店との連携、保育所などを通じた保護者への働きかけ等に努めてまいりましたが、残念ながら、まだ目標には達成しておらず、危機感を持っているところでございます。

今後の対策といたしましては、改めまして、現行のＰＲ方法等の取り組みの強化に努めることはもちろん、新たな団体への働きかけにも努めてまいりたいと考えております。また、ＰＲ動画の作成やＳＮＳの活

用など、効率的なＰＲ展開についても計画しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。ＰＲ強化や新たな団体に働きかけるとご答弁でございましたけれども、これまでの延長線上ではなく、新たな手を打つ必要があるのではないでしょうか。

私は、健康づくりをさらに発展させるためには三つのポイントがあると考えます。動機づけ、ＩＣＴの活用、課題の見える化です。

健康づくりを進める上では、既に取り組んでおられる方に継続してもらうことも重要ではございますが、それにも増して重要なことは、現在取り組んでいない人、いわゆる無関心層の方々に対して、いかにして取り組んでもらうかということです。まずは、この行動を変えるということに直接的にかかわる動機づけが重要と考えます。

スマートウエルネスシティ総合特区に指定された高石市の健幸ポイント事業では、人口が本市より少ない５万７，０００人にもかかわらず、定員３，０００人を超える応募があった状況です。当該事業は、おおむね本市と同様にユニークな取り組みではありますが、獲得ポイントはＡｍａｚｏｎギフト券や地域商店の商品券と確実に交換することができるなど、遊び心とインセンティブを充実した仕組みとなっております。

本市としましても、健康づくりに無関心な方々に対するきっかけづくりや継続性を狙うべく、さらなるインセンティブ強化や拡充が必要と考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　インセンティブの拡充につきましては、市民の参加意欲を引き出すのに非常に効果的であると思いますが、現在の限られた予算の中では、これ以上のインセンティブの拡充は非常に難しい状況でございます。また、これまでの参加者へのアンケート調査では、みずからの健康の維持・増進を目的に参加したと回答した方が多くなっており、インセンティブ以外に事業に魅力を感じる方も非常に多いと感じております。

今後は、さまざまなツールや機会を利用しまして、事業のＰＲ強化に努めるとともに、さらに事業が魅力的になるよう検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。予算に限りあることは重々承知しておりますけれども、一方で、経済産業省が健康寿命延伸に向けたインセンティブ強化をうたっていることも事実でございます。当該事業は、大きな財源を投じて複数年にわたって行う事業であり、目標必達に向け、しっかりと取り組む必要があります。

また、本市は健康都市宣言をしております。健康づくりという大きな目標に向かって、部局横断、さらには地元企業や店舗と協力、連携して取り組むべきではないでしょうか。例えば、獲得したポイントを、市内の飲食店や商業施設、あるいはスポーツ施設などと連携し、還元することで特典が受けられる仕組みを構築するなど、健康とは異なる切り口で、お得感を前面に出して、健康づくりに参加するきっかけづくり、いわゆる動機づけを狙ってみてはどうでしょうか。セッピィスクラッチ事業と融合することもおもしろい取り組みになるかと考えます。そうすることで、協力店側としても、集客効果が得られると同時に、達

成者への特典についてもあまり経費をかけずに対応できますので、ウイン・ウインの関係を構築できるのではないでしょうか。ぜひ前向きにご検討いただきますように要望としておきます。

健康寿命延伸のもう一つの切り口として、介護予防も重要な視点でございます。介護が必要なケースにはさまざまな要因がありますが、認知症はそのトップ３に入る要因の一つでもあり、平均寿命と健康寿命の差に大きく影響していると考えられます。認知症の予防や対応については、市民の方々の関心も高く、重要な課題であると考えますが、先般、先ほどの質問にもありましたけれども、認知症ケアパスが全戸配布されました。改めまして、この目的や内容についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　認知症ケアパスのご質問でございます。

認知症ケアパスは、認知症につきまして正しく理解していただくことを目的に作成をしたガイドブックでございます。認知症の要因や種類、自分でできるチェックリストなどを掲載いたしており、予防に役立てていただきたいと考えております。また、早期発見・早期治療により、発症や進行をおくらせ、日常生活の支障を軽くできるよう、認知症の症状の変化に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが利用できるかを示しております。作成に当たりましては、介護にかかわる機関や団体で構成される摂津市認知症支援プロジェクトチームが検討を重ね、それぞれの立場や経験から出された意見を生かして作成をいたしております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。認知症は身近な病気です。一方で、初期段階ではなかなか周囲の方にも気づかれず、また、ご本人も受け入れがたい状況かとお察しします。認知症予防もさることながら、認知症になっても、進行をおくらせることで介護を受けずとも自立して生活が送れるように、適切な対応方法についても広く周知していただきますようにお願いいたします。

認知症ケアパスは摂津市認知症支援プロジェクトチームがつくられたとのご答弁でございましたけれども、当該プロジェクトチームの活動は本市独自であり、いろいろな成果に結びついていると認識しております。改めまして、どのようなチーム構成となっているのか、また、どのような活動を展開されているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　摂津市認知症支援プロジェクトチームにつきましてご答弁申し上げます。

摂津市認知症支援プロジェクトチームは、地域の関係機関と関係者が協力し、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を構築するため、平成２２年１０月に設置をいたしております。地域包括支援センター、社会福祉協議会、学識経験者、介護保険事業者、市民団体、行政機関などが参画し、認知症施策について議論を重ねてまいりました。具体的な活動では、先ほど答弁いたしました認知症ケアパスの企画・監修をはじめ、支援団体や制度を紹介する冊子の編集や、認知症をテーマにした全国的なイベントへの参加など、認知症の人や家族の支援に関する取り組みにつきまして、企画立案、運営を行っております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。当該プロジェクトチームは、多岐にわたる方々が認知症支援に向けて垣根を越えて取り組んでおられ、感心いたしました。引き続きご尽力いただきますようにお願いいたします。

これまで、健康寿命延伸への取り組みについていろいろとお聞かせいただきましたが、オール摂津で健康づくりという大きな目標に向かって取り組むためには、いま一度、柔軟な発想で検討し、一丸となって推進させる必要があると考えます。健康づくりのさらなる発展に向けては、健都の中核となる国立循環器病研究センターや関係機関との連携を図ることが重要であり、レセプトや健診データなどの電子化やデータベース化も進み、これまで以上に分析が容易となる環境が整いつつある状況です。特に、データベース化によって、地域的な傾向や年齢による違い、複数データを用いた相関関係など、さまざまな分析が可能となり、健康づくりに取り組んだ効果を検証しやすくなっていくのではないでしょうか。

また、これらの分析結果や検証結果、あるいは自身の体重や体脂肪率などの体組成の変化をグラフ化するなど、課題を目に見える形で明らかにすることで効果的な手段を検討することが可能になると考えます。動機づけ、ＩＣＴの活用、課題の見える化が重要となってくるのです。健康長寿社会の実現に向けて、オール摂津でさまざまな角度からメスを入れ、先進的かつ効果的な健康寿命延伸への取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、二つ目の府道大阪高槻線についてに移ります。

現在の進捗状況と具体的な対策事例についてお聞かせいただきました。大阪府への要望として、歩道の拡幅や段差解消などの安全対策も要望しているとのことですけれども、特に新在家から鳥飼中一丁目西交差点付近にかけて、歩道幅員が狭く、段差や波打ちもひどい状況と私は察しております。この区間でさえも歩道には自転車交通可の標識があるため、法的にも自転車が通れるようになっていますけれども、すれ違う際には危険を感じることがあり、地域の方々からもそのような声を多く耳にします。

そこで、本市として、この状況を認識されているのか、また、この危険な状況を踏まえ、今後どのように進められようとしているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　大阪高槻線では、部分的に歩道が狭い箇所があることは認識いたしております。これまでにも、沿線で民間開発が行われる際には、大阪府に対しまして、道路管理者の責務として用地確保に努め、歩道の安全を確保するよう要望いたしております。

その一例といたしましては、東一津屋の複合商業施設では、土地所有者の協力が得られましたことから、車道、歩道の道路拡幅が行われております。しかし、このように全ての民間開発において協力を得ることは困難と思われますが、開発協議の際には、大阪府とも連絡をとりながら、開発に合わせ、歩道幅員の確保や勾配などの改善について協力を求めているところであります。

また、歩道内にある横断防止柵などの配置がえ等によりまして、歩道の有効幅員の拡大につきましても併せて要望してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。現状を認識されているようですが、電信柱などが立っているところでは、幅員が１メートルを切っているところも存在しますので、極端に狭い箇所は早期に手を打つ必要があると考えます。

道路構造令規定によりますと、自転車・歩行者道の幅員は２メートル以上確保すること、やむを得ない場合においては１．５メートル以上を確保しなければなりません。しかしながら、鳥飼八防交差点から鳥飼下三丁目交差点付近にかけては、特に高槻方面に向かって右側の歩道幅員は軒並み１．３メートル程度しか確保できていないのが実情でございます。理想は道路法に基づく道路の拡幅ですが、実現のためには用地取得が必要であり、相当な時間を要します。危険箇所を都度改善していく、短期的だとしても即効性があり有効ではありますが、一方で、長期的なあるべき姿を描くとともに、現状から見た将来を見据え、中期的な視点に立って実現可能なスキームを構築し、しかるべき対策を打つべきではないでしょうか。

現在、車道には利用されていないゼブラゾーンも存在します。歩道を含めた現状の道路幅の中で、車道と歩道を再配分することで安全性が格段に向上すると私は考えますが、そのようなお考えはないのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　大阪高槻線につきましては、都市計画決定が廃止された中で、新たに用地を確保して歩道を拡幅することは困難であると聞いておりますが、一部では、現道幅員の中で車道と歩道の再配分を行い、歩道幅員を確保した事例もございます。そのため、現地状況の調査を行った上で、歩道の狭小区間につきましては、道路構造令の規定などもありますが、現況道路敷の中で歩道と車道の再配分による歩道拡幅の改善を図ることができるか、大阪府に検討するよう要望してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ大阪府へ具体的に要望していただきたいと考えます。

これから超高齢社会を迎えるに当たり、電動カートや歩行アシスト機器も開発され、歩道を歩行する高齢者の方々が増えることも予想されます。他市では、拡幅が困難な道路においても、それらを解決するために、バリアフリー化を目指して精力的に取り組んでおられる市もございます。府道大阪高槻線は、本市の東西をつなぐ重要な幹線道路であり、市民の方々が安心して暮らせるように、さらなる安全対策を進めなければなりません。本市としましても、歩行者、自転車、車が共存し、それぞれの安全を担保するために、いま一度、あるべき姿と実現可能なスキームを構築するとともに、粘り強く、また、さらに一歩踏み込んだ取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、三つ目の鳥飼地域の魅力発信についてに移らせていただきます。

第４回目の２０４０年に向けた魅力ある地域づくり研究会の内容に関しましてお聞かせいただきました。深掘りして研究すべきテーマについて、前回よりグループワーク形式を取り入れられているようですが、人数が多過ぎますと議論にはなりません。全体会議とは別に、分野別やテーマ別の分科会をつくって議論するほうがより効果的であると私は考えます。

そこで、現在、どのような進め方をされているのか、また、今後力を入れて研究される分野、あるいはテーマが絞られていましたら、併せてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　議論の進め方につきましては、これまで、グループを二つに分け、今後想定されます行政課題の整理を行い、これまでの議論を踏まえ、研究会として、優先的に教育や地域交通のあり方などについて深掘りして研究していくことの共通認識が図られたところでございます。

次回以降につきましては、これまで整理いたしました行政課題をもとに、テーマごとに三つのグループに分け、先進事例等も踏まえながら具体的な対応策の研究を深めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。次回からグループを三つに分けられるとのことですが、私の経験からもほどよい人数配分かと判断いたします。ぜひ侃侃諤諤と意見を闘わせていただきたいと考えます。

また、教育のあり方についても、優先的に深掘りして研究されるとのご答弁がありましたが、我々の会派としましても、先日、義務教育学校で成果を上げられている守口市のさつき学園へ視察に行ってまいりました。さつき学園では、小中一貫教育の目的として、義務教育学校修了時の１５歳の学力、進路に責任を持つことと定め、目指す教育像としましては、確かな学力の定着、中１ギャップの解消、地域に根差した学校を掲げ、学校、家庭、地域につながる施策に取り組んでおられました。学力では、中学３年生時の学習状況に大きな課題があったものの、ここ数年で着実に向上しており、中１ギャップと言われる不登校の多さについても半減し、大幅に改善されている状況です。また、１年生から９年生まで、さまざまな機会を捉えて交流授業を行うことで、特に、後期３年生の生徒が前期６年生の生徒に対して優しく接することができるようになることで、非行防止が図られ、新たな不登校児童数もゼロになったとのことです。子育てや教育における研究材料の一つとして、ぜひ参考にしていただきたいと考えます。

さて、当該研究会は、来年度末をめどに研究成果をまとめられると思いますが、ある程度着地点を見据えて議論する必要があり、研究成果を担当者間にきっちりと引き継ぎ、目標や事業計画にうまく連動させていかなければなりません。そこで、当該研究会での最終的なアウトプットのイメージはどのようになっているのか、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　今、議論中でございますので、現時点でのイメージというところでございますが、最終的には来年度以降となりますが、現在生じております想定される地域課題や魅力創出に向けて考えられる取り組みなどを整理いたしまして、調査・研究報告書として取りまとめていきたいと考えております。

なお、この報告書の取り扱いにつきましては、各所管部署において、将来のサービス提供のあり方を具体的に検討していただく際の参考資料として活用していただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　光好議員。

○光好博幸議員　ありがとうございます。アウトプットのイメージを、メンバー間、あるいは庁内で共有し、具現化に向け着実に取り組んでいただきますようにお願いいた

します。

私が考える鳥飼地域の魅力化は、これまでも申し上げていますように、西部は、にぎわいづくりと利便性の向上がポイントです。モノレール南摂津駅周辺を核とした施策を投じ、にぎわいづくりを仕掛けるとともに、飲食店や商業施設を集積、活性化させることに加え、交通空白地を埋めるべく、交通機関を整備・拡充させることで利便性を向上させ、安威川以南の玄関口の機能を果たすべきと考えます。東部は、地域コミュニティの魅力化と教育の魅力化の二本柱でございます。地域コミュニティの核となる複合施設を設置し、機能を集約することで、市民サービスの鳥飼拠点とするとともに、多世代での交流を図り、地域のきずなを深めるのです。また、先ほど申し上げました義務教育学校などでの教育の質の向上を図り、先進的かつ魅力ある教育施策を打ち出すべきと考えます。これら東西の施策をうまく連動させ、鳥飼地域全体の魅力をスパイラルアップさせていくべきと私は考えております。

鳥飼地域在住の方々へは、より快適な暮らしを提供するとともに、将来を見据え、若い世代や子育て世代を中心に当該地域に呼び込む必要があるのです。鳥飼地域の魅力発信に向け、ぜひ精力的に取り組んでいただきますように要望とさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　光好議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、風疹ワクチン接種の公費助成についてでありますけども、国立感染症研究所によりますと、今年初めから今月２日までに報告された風疹患者が全国で２，４５４人にもなり、９３人であった昨年１年間の約２６倍にも現時点でなっている、また、１２月２日までの１週間の報告数は１１８人で、３週連続で１００人を超えています。今年の累計患者数の都道府県別で見れば、大阪は１０５人となり、全国で７番目として発表されていました。大流行した５年前では、大阪府が全国１位とのことでありました。

風疹は、特に妊娠初期の方に感染すると、赤ちゃんが先天性風疹症候群である難聴や心臓病、白内障などになって生まれる可能性があるとのことであります。風疹抗体検査で約１万円、風疹単抗原ワクチン接種費用は約６，０００円と聞いていますが、医療機関での支払いの負担感が大きいとの話も聞きます。

本市の現在の手順は、１、抗体検査、２、抗体価が当てはまる場合、医療機関でワクチン接種、３、医療機関窓口で予防接種費用の支払い、４、保健福祉課で助成金の申請及び請求、５、振り込みとされています。医療機関での窓口支払いの負担を減らしての受診勧奨を示す意味でも、現在の償還払いを受領委任払いにしていくべきであると思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、２番目の災害時の保管・備蓄品についてでありますが、今年は、大阪北部や北海道での地震、全国的な猛暑、台風などによって大きな自然災害が発生をいたしました。午前中にもありましたけども、日本漢字能力検定協会発表におきまして、今年の世相を漢字一文字であらわす今年の漢字は「災」となりました。１４年前の２００

４年も、新潟県中越地震の発生、そして、過去に例を見ない１０個の台風の上陸などもあり、その年の世相をあらわす漢字も「災」でございました。

災害は起きてほしくはないと願っておりますけども、自然のなすわざでありますので防ぎようはありません。大規模災害が発生した場合における備蓄食料の対応可能な日数と人数についてお尋ねをいたします。

次に、３番目の市役所西別館の現金自動預け払い機についてでありますが、来年度にも西別館が解体される予定ですが、現在の２行のいわゆるＡＴＭがなくなるとの話もありました。金融機関が有人店舗や事務の効率化を進める中で、店舗外設置のＡＴＭも同様の状況で、自前で管理するＡＴＭを減らして、維持費用の削減、電子マネーの活用拡大などの理由で、複数の金融機関が利用できる端末の統一化との報道もあります。

西別館に設置のＡＴＭは、市民も含めて多くの方が預け払いや振り込みなどで利用されています。市役所内への場所移転での継続設置をしていただきたいと思っておりますが、現状並びに動向などについてお尋ねをいたします。

次に、４番目のソーシャルインパクトボンド事業についてですが、ソーシャルインパクトボンドは、行政、事業者、民間資金提供者など、多様な関係者が連携して社会の課題解決に取り組む新しい手法で、行政と事業者による成果連動型支払いと民間資金活用を組み合わせたスキームであり、成果連動型委託契約の手法の一つでもあります。特に、サービス提供だけではなく、社会の課題が解決されたかどうかを第三者が評価し、その評価に連動して支払いが行われることが大きな特徴であります。

行政サービスの質を高められるなどの大きな可能性があると考えられておりますけども、日本国内におきましては、平成２７年度から福祉関係などの事業で行われておりますが、平成２９年度より神戸市では、３か年事業として、食事療法などの保健指導を行っている糖尿病性腎症の悪化を防ぎ、そして、人工透析への移行を阻止する、あるいはおくらせる取り組みとしての糖尿病性腎症等重症化予防事業、八王子市では、これも３か年事業として、健康寿命延伸などとしての大腸がん検診受診率向上や精密検査受診率向上などとしての大腸がん検診率向上事業を行っておられます。

ソーシャルインパクトボンドは、第三者による評価、成果連動型支払いが特徴とされていますけども、本市への導入についての考え方について、まず初めにお尋ねをしたいと思います。

以上で１回目の質問といたします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　風疹ワクチンの公費助成の手続を受領委任払い方式とすることについてのご質問にお答えいたします。

市民の窓口での金銭的負担の軽減や手続の簡素化を図るために、現在、検診事業などでは受領委任払い方式に近い方式を採用しておりますが、こうした方式を実施するに当たりましては、摂津市医師会や摂津市歯科医師会等の関連団体のご協力を得る必要がございます。また、予防接種の場合は、市民が市外の医療機関を利用する場合も多いため、他市医療機関との連携も検討する必要がございます。

ご質問の風疹ワクチンにつきましては、妊娠を希望する女性とその配偶者及び妊婦の配偶者を対象に接種費用の助成を実施し

ていることもあり、産婦人科のある医療機関で接種される方が多く、この分野につきましては他市医療機関を受診される市民が多いため、他市の医療機関との連携が必要になります。

こうした方式を採用する場合の基準といたしましては、事業の取り扱い件数が相当あることや、医療関連の事務が煩雑になり過ぎないこと、さらには、取り扱い医療機関等への委託料についても考慮しなければならないため、費用対効果等を考えて実施する必要がございますが、風疹ワクチンの助成につきましては、年間申請件数が数十件程度で推移しておりますので、受領委任払い方式等にすることは困難であると考えております。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　大規模災害時における備蓄食料の対応可能な日数と人数についてのご質問にお答えをいたします。

市が備える備蓄食料は、アルファ化米、乾パン、ビスコなど、合計で３万２，０００食ございます。これは、大阪府が新・大阪府地震防災アクションプランで本市に求めております食料備蓄の１万８，９００食を上回る備蓄量となっております。

対応可能日数といたしましては、上町断層帯地震の避難所生活者想定数１万１，０００人をもとに計算いたしますと、約１日分ということになります。

また、現在、新たな食料確保といたしまして、北大阪農業協同組合が製造されました「飲めるごはん」を災害時に優先納品していただけるよう、現在、協議を進めるなど、万一に備えた取り組みも進めているところでございます。

次に、市役所西別館の現金自動預け払い機、いわゆるＡＴＭについてのご質問にお答えをいたします。

マイナス金利政策が長引く中、金融業界におきましては、本業収益が減収となり、コスト削減、店舗網の見直し等を余儀なくされている状況でございます。特に、高度化したＡＴＭは、稼働にかかる年間必要経費が１台７００万円とも言われており、その大半が赤字と聞き及んでおります。加えて、近年のスマートフォンの普及等によるキャッシュレス化が進展する状況におきましては、本市の西別館の解体撤去という事情とは全く関係なく、いずれの金融機関も大幅な縮小傾向にあると言わざるを得ません。

現在、市役所に設置のＡＴＭは、多くの市民の皆様がご活用になられており、また、公金管理の点からも必要性を感じております。本市収納代理金融機関に対し、ＡＴＭの新規設置の意向確認も行いましたけれども、いずれも困難との回答でございました。ですので、現在設置の金融機関１社に対して、継続して設置いただくよう交渉を進めているところでございます。しかしながら、市役所に設置のＡＴＭは稼働率が低いことから、金融機関から市に対するランニングコストの負担等の要望もございまして、大変苦慮している状況でございます。しかしながら、今後とも継続設置に向け、粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ソーシャルインパクトボンド事業についてのご質問にお答えをいたします。

ソーシャルインパクトボンド制度は、議員からもご紹介がございましたように、社会的な課題解決の新たな手法でございます。また、成果連動型の官民連携により、限られた行政資源の有効活用実現が期待さ

れるという観点から見てまいりますと、行財政運営の健全化にも有効な手法であると認識をいたしております。

昨年度に神戸市と八王子市が導入いたしましたが、全国において、ソーシャルインパクトボンドの本格的な導入・普及はまだまだこれからといった状況でございます。本市におきましても、現在のところ、他市の事例収集、制度の研究にとどまっている状況ではございますが、神戸市等の事例について、その動向を注視しながら、引き続き制度の研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　村上議員。

○村上英明議員　２回目からは一問一答でお願いをいたします。

まず初めに、風疹ワクチンについてでありますけども、摂津市医師会などの協力を得ながら、周囲への感染拡大を助長させないことや、窓口負担感の減少への取り組みとして、ワクチン接種の受領委任払いへの検討、これは要望とさせていただきます。

その関連で、現在のワクチン接種の補助対象者につきましては、風疹抗体価が十分でないと判定された方のうち、１、妊娠を希望する女性、２、妊娠を希望する女性の配偶者、３、妊娠している女性の配偶者となっております。現在の風疹が流行している一つに、ワクチン接種していない世代への感染が拡大しているとも言われております。国におきましても、対応する旨の動きもありますけれども、助成対象年齢の拡充についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　風疹ワクチンを接種したことのない世代への助成についてのご質問にお答えいたします。

本年度、全国的に風疹が流行している状況でございますが、本市におきましても、風疹の予防接種や抗体検査に関する問い合わせが大変多くなっております。大阪府全体では、患者数が昨年と比較し１０倍以上の報告数となっており、本市におけるワクチン接種の助成も１１月末現在で５８件となっており、昨年の平成２９年度と比較し、倍の申請件数となっております。

今後につきましては、議員がご指摘のとおり、先ごろ厚生労働省から、風疹に感染する可能性が高いとされる３９歳から５６歳までの男性を対象に、抗体検査やワクチン接種にかかる費用原則無料化の方針が発表されており、本市といたしましては、これらの状況を見きわめまして、国・府の指導のもと、適切に対応してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　村上議員。

○村上英明議員　先ほど、国の動き等々もご報告されましたけれども、先ほどの年齢、３９歳、５６歳以外の方におきましても、やはり摂津市民の抗体の保有率というのも高めていくべきなんだろうと思いますので、周囲への感染拡大を助長させないことや、市民と生まれてくる赤ちゃんの健康を守るため、抗体検査の助成対象とすることも含めて、補助対象者の年齢の拡充をお願いし、この件は要望とさせていただきます。

続きまして、２番目の災害時の保管・備蓄品についてでありますけども、先ほどの答弁におきましても、「飲めるごはん」への取り組みがありました。水も火も必要なく、水分と栄養を同時にとることができるのが最大の特徴でありますし、国がアレルギー表示の対象にしている卵、小麦、そばなどの２７品目は使用していないというこ

とでございますので、有事における優先納品への取り組みを進めていただきたい。これは要望とさせていただきます。

先ほどの答弁におきましても、上町断層帯地震での避難想定からすると、現在の備蓄数は約１日分ということでございましたが、大阪府の地震防災アクションプランで求められている数量よりも摂津市は約１．７倍の備蓄数となっております。行政としての食料備蓄にも一定数が必要ですが、災害発生の度合いや避難者の状況によってさまざまな事故が生じますし、災害の度合いによって避難数が大きく変わってまいります。上町断層帯地震での避難想定からしても、公の助けの前に、やはり自助という意味でも、個人での備蓄、避難時に持ち出せる用意をさらに周知していくべきであると思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　大規模災害時には、避難所開設の混乱や周辺道路の通行不能などによりまして、避難された方へ必要最低限の物資をお届けできないことも想定されます。そのため、市民の皆様には、１週間以上の備蓄が必要であることや、手軽に備蓄に取り組めるように、日常的に消費する食品を多目に購入いただき、定期的に消費するローリングストック方式について、出前講座や自主防災訓練を通じて周知を図っているところでございます。

今後におきましても、市の広報誌や防災タウンページ等に記載するなど、一層啓発に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　村上議員。

○村上英明議員　やはり今後も、防災訓練や災害報道などのタイミングにおきまして、市民の皆様への周知をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

市民の方からの要望があった一つに、乳幼児液体ミルクの備蓄についてでありますけども、特に乳幼児とともに被災や避難経験のある方へのアンケートにおきまして、粉ミルクがあっても、水やお湯が沸かせる環境がなければ供給できない状況にあるとのことでございました。水も火も必要なく、水分と栄養を同時にとることができる「飲めるごはん」と同様に、液体ミルクは成分が母乳に近く、封をあければ常温のまますぐに飲ませることができるものであります。来年の春にも国内での販売が始まる見通しとのことでございます。備蓄品に液体ミルクを追加していくべきであると思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　液体ミルクにつきましては、水や熱源が不要なため、災害時には有効かと思われます。また、東日本大震災や熊本地震の際には、フィンランドから寄附があったため、注目を集めたことも認識をいたしております。

日本での販売開始時期につきましては、まだ確定的な情報は得ておりませんが、将来、備蓄品に加えることには、コスト面や消費期限の問題などの不透明な部分もございます。今後、情報収集を行いながら研究を進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　村上議員。

○村上英明議員　この備蓄品の液体ミルクにつきましても検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

また、避難の関係で、人工肛門や人工膀胱を増設したオストメイトの方からもお話がありましたけども、ストーマ装具を災害で自宅から持ち出せなく避難生活となった

場合におきまして、日常的に交換を要するストーマ装具をどこかに保管できないでしょうかとのことでございました。ストーマ装具は、さまざまな形状や製品がありますので、市購入での備蓄ではなく、私物のストーマを例えば保健センターなどで保管できることも考えていくべきであると思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　人工肛門や人工膀胱などのいわゆるストーマをご利用される場合は、日常的にストーマ装具の交換が必要となり、避難所生活が長引いた場合には非常に不便な状況に置かれることが容易に想定をされます。この件につきましては、ニーズや実効性など検討を要する課題もございますので、障害のある方に安心して避難していただくための取り組みの一つといたしまして、今後、福祉部門と連携を密にして研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　村上議員。

○村上英明議員　やはりこのストーマ装具におきましても、備蓄ということになりますと、種類であるとか、また、数量などの課題もあります。そしてまた、行政としては財政的な面も必要となってまいりますけども、私物を預けての保管であれば、場所のみの提供でよいということになりますので、そういう意味では、市民の安心・安全をさらに向上するための施策として、このストーマ装具を保管できるところの検討をお願いしたいと思います。

次に、３番目の市役所西別館の現金自動預け払い機につきましてですが、いわゆるＡＴＭがなくなり、そして、現金での預け払い、また、振り込みなどをするに当たりましては、約３００メートルほど北側のコンビニに行くということになります。そういう意味では、天候のこともありますけども、市民の方々も大変不便になってしまうのではないかということが十分想定されます。ランニングコストの一定負担は生じたといたしましても、ＡＴＭを市役所内へ継続設置する交渉を引き続き行っていただきたい。この点は強く要望させていただきます。

次に、４番目のソーシャルインパクトボンド事業についてでありますけれども、本市におきましても、やはりこれまで指定管理者の指定やさまざまな事業が委託されております。明年度からの新たな指定管理者の指定ということもございます。第三者による評価制度ということにつきましては、やはり外の目からしっかりとやっている業務をチェックしていただく、そういったことも必要になってくるかと思いますので、こういう制度も検討していただきながら、ソーシャルインパクトボンド事業の検討をお願いし、この点につきましても要望させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　村上議員の質問が終わりました。

中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　それでは、市政と府政について質問させていただきます。

質問をわかりやすくいうと、摂津市の仕事をしていて、大阪府が絡んできたとき、大阪府にどうやって頼むかをお聞きしたいのです。いわゆる要望についてです。特に、大きい摂津市のグランドデザイン、公共交通機関、インフラ整備についての要望活動について質問させていただきたいと思います。

どこの市町村でも、多かれ少なかれ、都道府県と連携しながらまちづくりを進められていると思います。とりわけ、本市のような小規模自治体が発展するためには、府の支援が何よりも必要であるように感じます。これまでも、ハード・ソフトの両面から、大阪府と連携し、特に府道整備、河川整備、救急医療体制、国保の広域化などで府と協力しながら仕事を進めてこられたと思います。つまり、府がどこまで本市を支援するか、本気かで、本市の充実度、発展度が大きく左右されることになります。

そこで、府への要望活動はどのように進めておられるのか、庁内での要望の取りまとめや府との折衝など、どこの部署が窓口となり、どのような手順で要望活動を進めているのか、小さい問題、大きい問題、誰が判断され、どうなるのか、具体的な流れをお教え願います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　大阪府への要望活動についてのご質問にお答えをいたします。

大阪府への要望につきましては、各部署等々から、さまざまな機会を捉え、市単独では解決できない課題や、大阪府が直接・間接的にかかわるさまざまな事業に対し、大阪府の担当部署に対し、協議や要望を行っているところでございます。また、包括的な内容や広域的な内容につきましては、大阪府施策に対する要望書として、北摂市長会から大阪府知事へ提出をいたしております。

なお、内部的な手続につきまして、本市の分野別要望を各所管で取りまとめ、政策推進課から北摂市長会の事務局へ報告をいたしております。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　包括的なものに対しては、北摂市長会から大阪府知事に要望を上げているということですが、北摂市長会とはどんな団体で、どんな活動をしてこられているのでしょうか。大阪府に影響力を持っているのでしょうか、力があるのでしょうか、いつ、どのような形で大阪府知事に要望するのでしょうか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　北摂市長会は、北摂７市の市長で構成されておられ、北摂市長会の中で設けております知事懇談会の際に、直接知事に要望書をお渡しいたしております。また、その時期につきましては、次年度の大阪府の予算に反映していただくよう、毎年１１月ごろに行っております。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　市長会からの要望はたった年１回とは驚きです。それも、予算に反映してもらうためだけだとは悲しいです。予算のためだけじゃなく、もっと動いてもいいんじゃないでしょうか。単純に私はそう思います。担当部署レベルで動かれているとは思いますが、もっとトップレベルで積極的にアプローチ、活動していただきたいんです。

それでは、今まで過去にどのような要望事項を本市から上げてこられたのか、各部署から各担当課に直接交渉する小さな案件、例えば、府道で道路を修繕してほしいとか、府道の安全対策や河川のしゅんせつなどは茨木土木事務所に要望しているようなことは頻繁に耳にしますが、ここ数年の具体的に小さな案件から大きな案件、また、どこの部署が多いのでしょうか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　大阪府への要望につきまし

ては、阪急京都線連続立体交差事業の推進や都市計画道路十三高槻線などの整備とともに、交差点の渋滞解消や歩道の安全対策など幅広く要望を行っており、また、市民からの苦情や要望につきましては、その都度、大阪府へ要望している状況でございます。要望の内容につきましては、都市基盤整備の促進や交通安全対策など、建設部にかかわるものが多いと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　この中で、本市の要望がかなった、実現したものはあるのでしょうか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　要望のかなったものといたしましては、十三高槻線の正雀工区の整備、また、阪急京都線連続立体交差事業の事業認可などが最近進められていただいておる事業でございます。また、一津屋東交差点における右折レーンの設置と矢印信号の設置、新在家から鳥飼中までの区間における車道の舗装改修や歩道の段差解消などにも取り組んでいただいているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　実際、要望してから実現までの期間はどれぐらいかかるのでしょうか。実現できない案件があれば、毎年同じように要望を出すのでしょうか。要望の大きい小さいはあると思いますが、それぞれの場合、どうなるのでしょうか。また、回答はどのように返ってくるのでしょうか。知事名で、できる、できないというように返ってくるのでしょうか、それぞれの担当課に返ってくるのでしょうか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　要望の実現までの期間につきましては、要望の内容や現場の状況などにもよるところが大きく、一概に言えるものではございませんが、都市計画道路の整備や阪急京都線連続立体交差事業につきましては、計画から事業着手まで数十年を経過しているものもございます。一方、交通安全対策などは比較的早く対応されているものもあり、先ほどの一津屋東交差点の右折レーン設置と矢印信号の設置につきましては、要望から２年で整備していただいております。

また、要望の方法や回答につきましても、文書によるものや口頭によるものなど、それぞれの内容によりましてさまざまでございます。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、具体的な案件についてお聞きします。

本市の発展には交通網の整備が欠かせません。しかし、交通課題の多くは府道に関連しています。先ほど、光好議員も大阪高槻線の整備の重要性についてお話しされていました。摂津市は、物流拠点施設などにより、交通量の増加が著しく、交通渋滞も常態化しています。日常の市民生活や商業活動に影響を及ぼしており、また、緊急車両の通行への支障も懸念されます。市内には、十三高槻線、千里丘東駅前線、大阪高槻線があります。しかし、府道の多くは、歩道の未整備、車椅子で通れるような歩道の幅員の確保、高齢者や身体障害者の利用に配慮するバリアフリー化、歩道の急な縦横断勾配の是正など、問題、課題が多いのが現実です。交通安全対策だけで考えていくのではなく、摂津市のあるべき将来像、これからのまちづくりも視野に入れて、グランドデザインを描きながら摂津市全体で

考えていかなければいけません。今までどのように検討されてきたのでしょうか、どのように府道整備を大阪府に要望してこられたのでしょうか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　大阪高槻線につきましては、都市計画道路としての位置付けは廃止されましたが、大阪府に対しましては、府道として車両や歩行者が安全に通行できるよう、交差点改良や歩道幅員の拡幅などを要望しております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　一津屋交差点は本市のアキレス腱であり、そこでの渋滞は安威川以南の発展を阻害しています。阪神高速１２号守口線から近畿自動車道への連絡路が完成すれば、中央環状線南行きの通行量が減り、一津屋交差点の渋滞も緩和されるとのことでしたが、改善の兆しがありません。これまでの府への働きかけや本市の取り組みなど、どのような変遷をたどってきたのか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　一津屋交差点の渋滞対策につきましては、市としても以前から要望しており、大阪府では、右左折の専用レーンの設置や摂津警察との協議による信号周期の調整などに取り組まれておりますが、この交差点は幹線道路が交差する交差点であり、交通量も多く、右左折車も多いことから、渋滞解消には至っていないのが現状でございます。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　一津屋交差点の渋滞問題は、本市で解決できず、府に頼るしかないのでしょうか。一津屋交差点は府道であるため、市が抜本的な解決策を講じることは困難だということはわかりますが、本市だけで解決する余地はないのでしょうか。基金が１３０億円以上ある今のうちに、本市主導で何らか解決できる糸口を考えるべきだと思います。知恵を絞ったアイデアをお教え願います。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　一津屋交差点は、大阪府の主要渋滞箇所にも選定されており、改善が必要な交差点に位置付けられております。また、改善に向けた協議会も開催され、大阪府も参加されておりますことから、道路管理者の責務として対策が図られるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　続いて、地下鉄谷町線（２号線）の延伸についてですが、この件は、たびたび本会議の場でも議論され、その都度、広域行政を担う大阪府に対して要望していくと答弁されています。現在、本市から府に対してどのように働きかけをされているのでしょうか。また、府はどのように取り組もうとしているのか、そして、何がネックになっているのか、やはり地元が負担する費用がネックになっているのか、現状をお教え願います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　地下鉄谷町線（２号線）のご質問でございます。

大阪府への働きかけにつきましては、先ほど申し上げました北摂市長会の場において書面にて要望をいたしております。大阪府におかれましては、沿線自治体の取り組みに対し、必要な助言や検討への協力を行うとの姿勢を示されておられますが、多額の財政負担や将来にわたっての採算性の確保など、乗り越えていくには非常に時間のかかる取り組みであるとのご認識でござい

ます。
○嶋野浩一朗議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　地下鉄谷町線（２号線）は大きな問題で、前に進んでいない状況だということがわかりました。

地下鉄谷町線（２号線）の延伸は、平成１６年１０月に、近畿地方交通審議会答申第８号で、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線から除外されました。しかし、箕面市は北大阪急行の延伸に成功しました。箕面市にできて本市にできないはずはありません。ましてや、地下鉄谷町線の延伸は、本市だけではなく、茨木市、高槻市にもメリットがあるはずです。昔みたいに連絡協議会を早期に復活するべきです。無理なら、茨木市、高槻市と３市だけでも進めるべきです。地下鉄延伸実現へのシナリオをどのように描かれているのか、同じ市長会の箕面市とどう違うのか、具体的な実現への手順をお教え願います。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　地下鉄延伸につきましては、広域にわたる事業でございますので、広域行政を担う大阪府にリーダーシップを発揮していただき、沿線自治体と一丸となって取り組んでいく必要がございます。

手順といたしましては、大阪府の公共交通に関する方向性が明示された上で、近畿圏の公共交通計画に選定いただき、国の答申に盛り込んでいただくことが必要となってまいります。
○嶋野浩一朗議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　結局は、大阪府が動いて方向性が出なければ何もできない、前に進まないということですよね。残念です。

地下鉄今里筋線（８号線）についてもお聞きします。今里筋線の井高野駅からＪＲ岸辺駅までの延伸計画はどうなっているのでしょうか。大阪府には、最終的にはモノレールの万博記念公園駅までつなげようという構想もあります。途中、阪急正雀駅に地下鉄今里筋線（８号線）の駅を設置できれば、正雀地域発展の起爆剤になります。どのように大阪府に要望しているのか、手応えはどうなのか、お教え願います。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　地下鉄今里筋線（８号線）の延伸についてのご質問でございます。

この件も、北摂市長会の場で書面にて要望をいたしておるところでございます。地下鉄谷町線（２号線）の延伸同様、大阪府におかれましては、沿線自治体の取り組みに対し、必要な助言や検討への協力を行うとの姿勢を示されておられますが、先ほども申しましたように、多額の財政負担や将来にわたっての採算性の確保など、乗り越えていくには非常に時間のかかる取り組みであるとの認識でございます。
○嶋野浩一朗議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　次は、モノレールについても言いたいことがあります。料金が高いことです。私だけ感じていることではないはずです。どこに言えばいいんでしょうか。摂津市民、利用者は困っています。

ちなみに、運賃ですが、モノレール摂津駅から南摂津駅まで１駅１．８キロで２００円の値段を取られます。ほかと比較すると、ＪＲ千里丘駅から岸辺駅まで１駅１．７キロで１２０円、阪急摂津市駅から正雀駅まで１駅１．５キロで１５０円。どう思いますでしょうか。高いと思いませんか。

大阪高速鉄道株式会社、私たちはモノレールと呼んでいます。摂津市も株主になっていますよね。まず、株保有割合と経緯を

お教え願います。
○嶋野浩一朗議長　建設部長。
○土井建設部長　大阪高速鉄道株式会社への出資につきましては、大阪空港駅から柴原駅と南茨木駅から門真市駅の間の延伸を実施するに当たり、建設費を確保するため、沿線６市が延長や駅数の割合に応じて出資しているものであります。本市の出資状況につきましては、所有株数は７万株、所有割合は０．２４％でございます。
○嶋野浩一朗議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　一体摂津市は、株主の立場、市民の立場、どちらに向いているのでしょうか。決して利用者に向いているとは思えません。去年４月１日からは、通勤定期運賃及び通学定期運賃が値下げされました。ほんのわずかなものです。もっと抜本的な引き下げが必要なんです。

モノレールは、これから需要が伸びるんです。一番の特徴は、大阪国際空港と直接つながっていることです。大阪国際空港は、平成２９年度の旅客数は２年連続で１，５００万人を超えています。モノレール摂津駅、南摂津駅から乗りかえなしで行けるんです。大阪国際空港は、利便性にすぐれた地域住民の貴重な交通手段なんです。今年の９月に発生した台風２１号により、関西国際空港が甚大な被害を受けた際には、その機能の一部を代替しました。また、大阪モノレールの南進延長も決定しています。大阪国際空港の需要が増えていく中で、モノレールの役割は大きいんです。だからこそ、料金が高いのでは困ります。

大阪府、第三セクターに今まで抜本的な料金の引き下げを要望したのでしょうか。要望されていましたら、経緯もお教え願います。
○嶋野浩一朗議長　建設部長。
○土井建設部長　運賃の値下げにつきましては、大阪府及び大阪高速鉄道株式会社に対しまして、市民生活を守る立場から要望を行ったこともございます。しかし、一方、株主の立場といたしましては、大阪モノレールの南進が決定いたしましたことで、新たな投資が必要であること、また、現在も多額の負債がありますことから、経営基盤の安定を図るためには、現在の運賃設定については一定やむを得ないものと考えております。

このような中で、平成２９年には定期運賃の値下げも実施されているところであり、今後とも経営努力などを見守ってまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　今回、いろいろお聞きしましたが、要するに、大阪府が本腰を入れるかどうかで本市のまちづくりが大きく左右されることが改めてよくわかりました。そして、残念ながら、本市の課題であっても、府政に関することは市ではどうしようもないことがわかりました。そこで全てがとまっているように感じます。本当はその先が大事なんです。

また、先ほどの十三高槻線正雀工区にしても、完成まで何年かかっているのでしょうか。逆に言うと、今、地下鉄の延伸や一津屋交差点渋滞問題が動いても、完成までには気が遠くなるような時間がかかるんです。だからこそ、すぐに行動しましょうよ、進めましょうよ、何としてでも実現させましょうよ。

そこで、大阪府と本市の関係は現在どのようになっているのか。かつて森山市長が府市長会会長を務めておられたときなどは、府も本市に一目を置いてくださっていたと思いますが、現在はどうなっているの

でしょうか。多くの部署が府と連携しながら仕事を進めていると思いますが、総括的に、事務方トップの副市長に、府と本市の関係がうまくいっているのか、どのように感じておられるのか、お教え願います。

○嶋野浩一朗議長　副市長。

○奥村副市長　大阪府と本市の関係性についてのお問いでございますが、地方自治法上の規定から申し上げますと、地方自治法第２条第５項において都道府県の役割が規定されております。都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、一つ目は広域にわたるもの、二つ目は市町村に関する連絡調整に関するもの、そして、三つ目に、その規模または性質において、一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を処理することとしております。一方、市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理することを地方自治法第２条第３項で規定されております。

それでは、大阪府と本市との具体的関係性はといいますと、過去からも大阪府から、また、大阪府へと職員の人事交流を積極的に行っており、そのパイプは市行政運営に大きく貢献しているものと考えます。また、事業におきましては、先ほど建設部長から答弁がございましたように、最近の取り組み事例として、とりわけ膨大な時間と事業費を要する阪急京都線連続立体交差事業も、国の事業認可もおり、具体的に動いております。これもひとえに大阪府のバックアップと摂津市のチームプレーのたまものではないかと考えております。

これからも、補完性の原則に基づき、大阪府と摂津市は、対等な協力関係のもとで、これからの時代にふさわしいパートナーシップの構築がさらに築かれていくものと思っております。

○嶋野浩一朗議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　今回は、私は、大阪府に対しての要望についていろいろ質問させていただきました。でも、その中で感じるのは、やはり摂津市の未来は、府に物を言えるか、府に影響力があるか、力があるかどうかで決まるんだということがすごくわかりました。悔しいですが、大阪府がお金を握り、権限を持っているんです。先日の国保の市町村標準保険料率算定にしても、大阪府のさじかげん一つで変わってくるんです。

だから、森山市長にお願いです。森山市長は府議出身です。しかも、議長も務められました。府政に大きな影響力を持っておられるはずです。もっともっと生かしていただきたい。そして、最後に、市政と府政の関係を踏まえて、交差点、道路、地下鉄、モノレールについて、さらには安威川以南と正雀地域のまちづくりの展望、グランドデザインについて、市長のお考えをお教え願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　市長。

○森山市長　中川議員の質問にお答えをいたします。

ずっといろいろご指摘をいただきまして、３０年間ぐらいのいろいろな出来事を頭でめぐらしておりました。というのは、私が府議会議員になったのはちょうど３０年ぐらい前です。ですから、その間のいろんな経緯、事情、ここでご存じの方はもう少ないかもわかりませんけれども、それぞれその時々のいろんな世界的な背景、事情、国の動き、財政の問題等々、いろんな

ことで山あり谷ありの３０年間だったと思っています。

少し長くなりますけれども、釈迦に説法ですけれども、国があって、都道府県、各市町村が、それぞれ国づくり、まちづくりに取り組んでおります。地方を統括しているのは都道府県だと思います。大阪の場合は大阪府でございます。法的には副市長のほうから話がありました。

市も、財政規模、人口規模等々で、ランク分けじゃありませんけれども、区別されております。例えば、５０万人以上になると政令市になります。政令市になりますと、警察行政以外はほとんど大阪府と同じ権限を持ちます。その下には、２０万人以上の中核市というのがあります。これは政令市に一部分準ずるようになっています。そこまではいいんですけれども、摂津市のような１０万人未満のまちになりますと、独自の権限を持っておりますと同時に、上級官庁の指導・助言等々、これが不可欠でございます等々で、今、いろんなお話をされた中にも、そういう関連のお話が出ていたと思います。ということで、大阪府と我々市の連携、これは不可欠でございます。大切な要素でございます。

摂津市は、ちいちゃなまちですけれども、一級河川、幹線道路、また鉄軌道等々が縦横に走っております。ほとんどは大阪府の所管にあると思っていいと思います。今までどんなことがあったかなかったの話は、今、部長等々から申しましたけれども、私が３０年前に府議会議員になったとき、府議会で一番初めに口切ったのは、千里丘のガード拡幅どうなっとんのやという話をやったんです。当時は、あのガードは一車線しかなかった。府道は、府道大阪高槻線一つしかなかったんです。渋滞は今ぐらいの話ではありません。毎日恒常的にどっちもぎっしり混んどったんですね。何とか広げよと。

それから、近畿自動車道がおかしいやないかと、あれは出口がどっちにあんねんと、この前テレビでやってたことを私はずっと前に言うとるんですね。こんな道路を何でこんなとこへつくったんやと、つくるのはええけれども出口と入口が間違うとるやないかというような話をしたり、それから、下水道の普及率は当時は１０％もなかったんです。その原因は、大阪府の幹線が未整備だったことから、摂津市でしようと思ってもできないんですね。幹線の整備はどうなっとんのやというような話を、一つ一つハードなものについては声を上げたことを覚えております。

近畿自動車道については、残念ながら、その当時から、あの出口と入口を何とかして変えるには、ここでオリンピックか何か、とてつもない国の事業がない限り、どうすることもできませんと言いましたね。案の定、いまだにどうもならんようになっています。でも、千里丘のガードは対面通行ができるようになりました。あれは１５年ぐらいかかったですかね。

それから、そのときには阪急京都線連続立体交差事業の話もしました。茨木市は桁が上がってきとるのに、摂津市はどないなっとんねんというような話を大阪府でやったんですね。やっとこの間、事業認可がおりましたね。

さように、一つ一つハードなまちづくりは、そこから始まって、長いものでは３０年、４０年、１００年もかかるものもあるでしょう。でも、諦めんと、そのとき声を上げて、そして一つ一つ積み重ねてくると形になっていくわけですね。だから、今す

ぐできるもの、時間がかかるもの、いっぱいありますね。

災害でいうたならば安威川ダムもそうですね。あのダム、何とかならんかと、つくらな摂津市は水につかってまうやないかというような話をして、あれも間もなく完成しますけれど、この市議会でもいろいろ決議されたり陳情を積み重ねてこられたと思いますが、そういうことで、一つ一つ言うと自慢話になったらいかんのでやりませんけれども、ただ、大阪府と摂津市の関係というのは良好であったと私は思います。恐らく、短期間にこれだけのハードなまちづくり、そしてお金を投入してくれた市は、摂津市が一番だと言ってもいいと思います。

だからといって、まだこれから健都のまちづくりも道半ば、ＪＲ千里丘駅西口の駅前再開発もあり、府道の交差点の問題とか、いっぱいまだまだ課題があります。これは粘り強く、今から我々市としては大阪府に対してしっかりと発言して要望してまいります。

それから、地下鉄の話もしょっちゅう出てますけれども、市長会というやつは、一番身近な問題を取り上げるのは北摂市長会ですね。それから、大阪府全体のことは大阪府の市長会、近畿全体の問題、また、国の問題といろいろあります。今、北摂市長会の話を言いましたが、年２回のうち１回は予算要望の会議がありますが、大阪府の市長会は毎月１回定例会があります。そして、ほかにそれぞれの部会があります。それは、そのときそのときによって、福祉の問題や教育の問題ということでいろいろ議論をしております。そういうことで、たった１回で何か言うてるのではありません。今回の北摂市長会で、恐らく要望書の一番初めに地下鉄谷町線延伸を掲げたと思います。今まで書いていませんでしたけれども、これを何としてでも大阪府に要望を上げると。これは北摂の課題ですからね。そういうことで、これ以上の要望はないわけでありますから。

それで、箕面市の話をおっしゃいましたけれども、あれは箕面市の話です。地下鉄は高槻市がしっかりせなあかんのです。延伸した場合の終点は高槻市、または島本町になるんですね。あっこが動かないと、何ぼ摂津市だけ地下鉄地下鉄と言うてたって、これは話にならんわけですね。だから、私は、高槻市の市長にも、地下鉄、北摂南部の開発、これからの人口問題等々は、北摂南部のこれからのまちづくりにかかっているよと、我々はこういう考えを持っておると、高槻市も声を上げてくださいよという話を個人的にとかそういう場で言います。彼らはやっぱりそのことに理解を示し、今度、北摂市長会でしっかりと文書化して、そして大阪府に上げたわけであります。大阪府が審議会の中に組み入れるように国に対してしっかり働きかけてもらわないと困るわけですけれども、大阪府も今、はっきり言うて、そんなにお金がたくさんあるとは思いません。万博や何や課題がいっぱいですから、恐らくあっちもこっちもなかなか大変だと思いますけれども、そんな中でも、北摂のまちづくりによりしっかりと目を向けよと私のほうからまた要望してまいりますので、ご安心をいただきたいと思います。

以上です。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　先ほど、市長の答弁の中で、大阪府と摂津市が、それぞれの行政機

関がある中で、良好な関係という形でご答弁されました。その中で、中川議員の発言で、市長は府議会議員であり、府議会議長も務められた、そやから何とか言えということですけど、それぞれのそのときの立場があって、今、市長は市長の立場ですから、その発言によって誤解を生じる可能性がありますので、議長、その辺のことの整理をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　暫時休憩します。

（午後２時５９分　休憩）

（午後３時３９分　再開）

○嶋野浩一朗議長　休憩前に引き続き再開します。

先ほどの渡辺議員の議事進行に対しまして、中川議員の発言を認めます。中川議員。

○中川嘉彦議員　私のただいまの質問の中で、市長の過去、府議会議員や府議会議長等々、市長の立場ではない答弁を求めた部分について、その取り消しをお願い申し上げます。

○嶋野浩一朗議長　渡辺議員の議事進行につきましては、中川議員及び市長の発言の一部取り消しで対応させていただきます。

中川議員の質問における市長の立場ではない府議会議員等としての答弁を求めた部分及びその質問に対する市長の答弁の該当部分につきまして、発言の取り消しをすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、議事録につきましては、議長で精査をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、中川議員の質問が終わりました。

一般質問を続けさせていただきます。香川議員。

（香川良平議員　登壇）

○香川良平議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税は、都道府県、市町村に対して寄附をすると、寄附金のうち２，０００円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。

平成２７年度税制改正大綱において、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の１割から２割に拡充され、給与所得者等の確定申告を省略する制度、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。それにより、ふるさと納税を利用する際の手続上のハードルが下がり、平成２７年度のふるさと納税の受け入れ額は、前年度の約３８９億円から約４．２倍増加し、約１，６５３億円、平成２８年度のふるさと納税の受け入れ額は、前年度の約１，６５３億円から約１．７倍増加し、約２，８４４億円、平成２９年度のふるさと納税の受け入れ額は、前年度の約２，８４４億円から約１．２倍増加し、過去最高の約３，６５３億円となったことが総務省の発表で明らかになっています。

ふるさと納税の現状は、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附といった本来の趣旨が薄れ、返礼品の過当競争となっています。こうした現状には憂慮すべき点は確かにありますが、ふるさと納税制度によって、納税者に対象となる自治体を選択する

道を開いたというのは重要なことであります。納税者の税の使い道に対する自覚意識が高まったことや、各自治体に、みずからの魅力を一層磨き、全国的にＰＲしなければならないという意識が高まったことなども事実だからです。

そんなふるさと納税の本市における数字についてお伺いします。平成２９年度のふるさと納税収入額と、摂津市民が他の自治体にふるさと納税している金額、それに伴う市民税への影響額についてお聞かせください。

続きまして、市たばこ税についてお聞きします。

今年１０月にたばこ税の引き上げがありました。高齢化の進展による社会保障費等の増加もあり、国、地方での厳しい財政状況を踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格や、諸外国における税負担を考慮し、たばこ税の負担水準が見直されます。税率の引き上げに当たっては、消費者やたばこ事業者等の予見可能性を高めるため、３回に分けて段階的に実施されます。

また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、加熱式たばこと紙巻たばことの間に大きな税率格差があることから、その製品属性を踏まえた課税方式への見直しが行われます。現状、メーカー３社により税率が異なることになっていますが、改正により、たばこ税法上、加熱式たばこの区分が設けられ、統一された後、５年かけて紙巻たばこに近い税率まで引き上げられるとのことです。

そんな毎年毎年増税が行われる中で、本市における市たばこ税の今後の見通しについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、投票率向上についてお聞きします。

近年、選挙における低投票率は日本全体の課題であり、選挙管理委員会でも投票率のアップに取り組んでいるようでありますが、なかなか効果が出ていないように思われます。選挙で一票を投じることのできる年齢が２０歳以上から１８歳以上に引き下げられる１８歳選挙権が適用されてはや２年がたちます。本市においてもさまざまな取り組みがなされたと聞いております。

また、海外に目を向ければ、投票率向上にさまざまな取り組みをされており、投票した人に商品券や優待券のようなものを配ったりしている国もあります。逆に、投票に行かなかった人には罰則を科すような国もあると聞きました。

政治への関心を高めてもらうための第一歩として、投票率の低迷は喫緊の課題であります。そこで、最近行われた選挙の投票率をお聞かせください。また、年齢別の投票率についてもお聞かせください。

１回目、以上です。

○嶋野浩一朗議長　答弁を求めます。総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

平成２９年度における本市へのふるさと納税の額は１７件、３４５万円で、市民の他団体への寄附が約２，１６０件、約１億７，３６０万円となっております。

平成３０年度の個人市民税への影響額につきましては、ふるさと納税を行った場合は、一人当たり２，０００円を除いた額から所得税と住民税が控除される仕組みになっておりますので、約１億７，３６０万円のうち、住民税の控除額につきましては約１億３，４５２万７，０００円で、府民税

分を除きますと約８，０７０万円となるものでございます。この影響額の７５％は地方交付税の算定に反映されますことから、本市への影響は約２，０２０万円と見込んでおります。

次に、市たばこ税の今後の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

市たばこ税の平成２９年度決算額は７億２，４４５万円で、この額は平年並みの金額となっております。本年度は、税率の変更が年度途中にあったため、平年並みの本数が消費されるとした場合は、約２，３００万円の増収が見込まれます。しかしながら、小売価格の上昇前のまとめ買いや加熱式たばこの普及、また、健康志向による喫煙者の減等による変動もございますことから、市たばこ税の歳入状況につきましては予測が難しい状況となっております。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

（豊田選挙管理委員会事務局長　登壇）

○豊田選挙管理委員会事務局長　最近行われた選挙の投票率についてのご質問にお答えいたします。

平成２９年１０月の衆議院議員総選挙では４５．２０％、同年９月の市議会議員一般選挙では４３．７７％、平成２８年９月の市長選挙では３２．８８％、同年７月の参議院議員通常選挙では４９．２７％、平成２７年１１月の府知事選挙では３９．４７％、同年４月の府議会議員選挙では３５．２１％となっております。

テレビ等で報道される機会の多い国政選挙や府知事選挙、また、候補者数が多い市議会議員一般選挙では投票率が高い傾向となっておりますが、府議会議員選挙や市長選挙では低い傾向が見られます。

また、直近の衆議院議員総選挙の年齢別投票率では、２０歳未満では２９．６１％、２０歳から２４歳で２３．０８％、３０歳から３４歳で３０．７４％、４０歳から４４歳で３６．６９％、５０歳から５４歳で４５．３６％、６０歳から６４歳で５７．２５％、７０歳以上で６１．２６％、全体の投票率では４５．２０％となっておりました。

年齢別の傾向として、２０歳未満では２９．６１％となっておりますが、２０歳から２４歳で２３．０８％と６．５３ポイント低下しております。それ以上の年齢の方については、年齢が上がるに従いまして投票率も増加しております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　それでは、２回目からは一問一答方式で質問させていただきます。

ふるさと納税でございますが、寄附金収入が３４５万円に対して、摂津市民が他の自治体にふるさと納税した額が１億７，３６０万円、それに伴う市民税への影響額が８，０７０万円で、７５％は地方交付税の算定に反映されますことから、本市への影響額は２，０２０万円とのご答弁をいただきました。

これまでにも私は委員会や一般質問で議論させていただいておりますので、この場で、この差額をどう考えているのか、どうするつもりなのかなどの質問はあえていたしません。これまでの答弁でも、本市は返礼品を導入する考えがないというのは聞いております。しかし、この先、何もしないままでいては、他の自治体に税金が流出してしまうだけでございます。返礼品を使わないのであれば、使わないなりの工夫をしてほしいわけであります。

例えば、茨木市では、ふるさと納税を利用して映画を作成し、寄附をしていただい

た方のお名前を映画のエンドロールに掲載したり、映画の完成記念パーティーに招待するなどの取り組みを行っております。このように返礼品に頼らない事業実施について、他市ではどのような事例があるのか、ご答弁願います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　返礼品をお渡ししない形での他市事例というご質問でございます。

　例えば、図書館での児童書の拡充でありますとか、地域活動に対する支援、災害時における支援等々、具体的な事業を選択し、寄附を行ってもらっているような方法がございます。また、返礼品のかわりに、議員からもございましたホームページ等にお名前を掲載し感謝の気持ちを表明することや、体験型のイベントにご招待をし、自治体に触れていただく機会を設ける等々、このような取り組みがあると認識してございます。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。返礼品に頼らない形でのさまざまな取り組みを行っている市もあるとのご答弁をいただきました。ふるさと納税で本市から出ていく部分に関してはとめられないわけですから、やっぱり収入の部分をどうやって工夫して増やしていくかを考えるしかないわけであります。

　そこで、他市の事例も踏まえて、本市のふるさと納税を有効に進めるためには、今後どのような事業展開を検討しているのか、ご答弁願います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　先ほどもご紹介いたしましたとおり、それぞれの自治体の課題や目的に応じて、さまざまな形で事業展開をなされております。本市といたしましては、取り組みの第一歩として、具体的な事業を選択し、寄附を行ってもらう方法での事業実施を行っていきたいという考えを持っているところでございます。

　なお、この取り組みを効果的に進めていくためには、本市の取り組みを知っていただき、賛同していただくことが大変重要になりますことから、先にもご答弁申しましたように、シティプロモーションの観点も踏まえ、積極的な情報発信に取り組んでいく必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。取り組みの第一歩として、具体的な事業を選択し、寄附を行ってもらう方法での事業実施を考えているとの大変前向きなご答弁をいただきました。これで摂津市のふるさと納税が少しでも前に進むのかという印象でございます。ぜひとも早急に方向性を決めていただいて、来年度からでも寄附者が賛同していただけるような形での事業実施を行っていただけるようにお願いいたします。これは要望とさせていただきます。

　続きまして、市たばこ税についてでございます。

　近年、健康志向で喫煙者は減少傾向にあります。実際、私の周りでも禁煙する人が増えたというのが実感です。さらに、たばこの値上げもあって、たばこ税の推移は読みにくいというのがわかります。

　ここで、本市の市たばこ税の状況が、他市と比べて多いのか少ないのか、どのようになっているのかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　喫煙者の他市比較のご質問でございます。

　本市の平成２９年度のたばこ税の収入を市民一人当たりで見ますと、年間約８，５

００円で、近隣の高槻市、吹田市の約４，５００円、茨木市の約５，５００円と比較して多くなっている状況でございます。この理由につきましては、本市の昼間人口が多いことが理由の一つではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。

今年の７月に受動喫煙を規制する改正健康増進法が成立し、２０２０年から実施されることになり、今後、たばこの消費がさらに落ち込むことが予想されますが、本市の貴重な財源である市たばこ税に対しての今後の取り組みについてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　今後の市たばこ税の確保についての取り組みについてのご質問でございます。

茨木市、高槻市、吹田市、島本町、本市及び大阪北摂たばこ商業協同組合で構成いたします茨木管内たばこ税連絡協議会と協力いたしまして、たばこの地元購入を促進する啓発活動を行っているところでございます。今後も、これらの活動を通じまして、たばこ税の歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。市たばこ税については以上でございます。

続きまして、投票率向上についてお伺いいたします。

ご答弁いただいたとおり、選挙の種類によって投票率が変わることがわかりました。また、２０歳未満の方については少し高いものの、若い有権者の投票率が大体２０％となっているということで、年代別でも最も低い傾向があることがわかりました。そのことからも、若者への啓発活動というのは大きな課題と考えます。

また、私ごとではありますけれども、１３年前、人生で初めて投票の権利を持って迎えた選挙当日、両親から投票の権利を無駄にしてはいけないと言われ、投票所となる自宅近くの小学校に行きました。緊張しつつ中に入り、投票立会人の目線を背中に感じながら一票を投じたことが今でも鮮明な記憶となっております。ここで私が申し上げたいのは、投票の権利を持った男女が初めて迎える選挙で一票を投じる経験は、今後の人生において、とても大事なことだということです。

ここで、若者の投票率向上に向けて、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長　啓発には、大別すると、選挙があるときに行います選挙時啓発と、日ごろより行っております常時啓発とがございます。

選挙時啓発では、庁舎に懸垂幕をかけたり、玄関前に看板を立てたり、また、選挙チラシを全戸配布したり、パッカー車で選挙期日のお知らせをしたり、公用車にボディパネルを貼るなどをしております。

常時啓発では、ポスターコンクールに参画したり、投票箱などの投票備品を学校に貸し出したり、定時登録で新たに１８歳になられた方にお知らせを送るなどしております。特に３０歳未満の若い有権者の方には、選挙に関心を持っていただくよう、期日前投票立会人の募集を平時から行っております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。投

票率を上げるという点においては、日ごろから、また、選挙時における啓発も大事ですので、よろしくお願いいたします。

先ほど、楢村議員が、千里丘新町の人口増に対応するため、投票所や期日前投票所の新設を提案されておりましたが、例えば、摂津市民がよく利用するコミュニティプラザで期日前投票所を新設するとなると、どのくらいの経費が必要なのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長　期日前投票所を新たに設ける場合、まず、本庁と投票システムをつなぐ回線の接続や、システム端末の購入費用などで１００万円程度必要でございます。また、期日前投票所をあらわす標示物、周辺に設置する案内なども必要に応じ作製する必要がございます。衆議院議員総選挙や同日選挙など、複数の選挙をすることになると、投票所備品の不足分を購入することも考えておく必要がございます。

期日前投票所を開設したときには、管理者１名で１万１，０００円、立会人二人で１万９，０００円、投票所の受付を委託しておりますので、委託料で１０万円程度、回線使用料が５万円程度必要となり、１日につき１８万円程度かかります。

金銭的負担だけではなく、人的な面で、期日前投票所には責任者として職員一人従事することになります。投票箱を期日前投票所が開設するまでに持っていき、また閉鎖後に持ち帰ることにも、責任者一人では安全面で問題があることから職員が必要となります。開設の前日には期日前投票所の設営、期日前投票所の最終日の閉鎖後には撤収作業に職員数名が必要となります。

費用等々の問題もございますが、コミュニティプラザで期日前投票を行った場合、個人演説会場としての利用ができなくなることもあることも考慮すべき点であると考えております。

○嶋野浩一朗議長　香川議員。

○香川良平議員　ありがとうございます。選挙は民主主義の根幹でございます。議員も有権者に関心を持っていただけるような活動をしていくことも大事になってくると私は思っております。来年４月には統一地方選挙がございます。また、７月にも参議院議員通常選挙がございます。少しでも投票率が上がるように、市民への啓発をもっと効果のあるものにしなくてはなりません。

投票率を向上するため、例えば、１８歳選挙権特設ホームページやフェイスブックなどＳＮＳの開設、１８歳選挙権フォーラムの開催など、工夫を凝らし、少しでも投票率が上がるようにお願いを申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○嶋野浩一朗議長　香川議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

１番目に、来年度の国民健康保険料を引き下げることについて質問します。

大阪府から、来年度の国民健康保険料の仮算定が示されましたが、摂津市の結果について教えてください。

２番目に、摂津市の女性職員確保と働く環境整備について質問します。

摂津市では、生活保護のケースワーカー１０人全員が男性だと聞きました。シングルマザーへの対応等、女性ケースワーカー

が必要ではないでしょうか、お答えください。

３番目に、公設公営の学童保育を堅持し、延長保育等を実施することについて質問します。

学童保育の来年度民間委託をやめ、公設公営での延長保育実施を求める２，６６４筆の要望署名が保護者から提出されましたが、市の見解をお聞かせください。

４番目に、東別府の市立第２７集会所の改修について質問します。

東別府の市立第２７集会所は、床のゆがみ、きしみなど、早急な改修が必要です。自治会からも要望が上がっています。現在の状況をお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、国民健康保険料仮算定結果による摂津市の保険料につきまして、ご質問にお答え申し上げます。

今回の国民健康保険料仮算定につきましては、平成３１年度の事業費納付金及び市町村標準保険料率の算出に向け、国が示しました仮係数をもとに大阪府で算定されたものでございます。１１月に示されました算定結果でございますが、標準保険料率及び市町村別一人当たり保険料収納必要額のほか、大阪府による激変緩和後の保険料収納必要額が市町村に示され、本市については、標準保険料に基づく一人当たり保険料収入必要額が、前年度算定額から１０．７６％増の１５万１，４５６円、また、激変緩和後では８．００％増の１４万７，６７７円となっておりました。

算定結果を受けて、各市町村からは引き下げの声が上がる中、大阪府におきましても保険料抑制のさらなる工夫を加味した再算定が行われ、本市におきましては、わずかではございますが減額となり、激変緩和後の額は７．７６％増の１４万７，３５７円となっております。

最終的には、国から示される確定係数に基づき、年明け１月に本算定が行われ、改めて市町村に通知が行われることとなっております。

続きまして、シングルマザー等の生活保護受給者に対応する女性ケースワーカーの確保についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、生活支援課のケースワーカーにつきましては、男性ケースワーカー９名、女性ケースワーカー１名の計１０名で市内各地区を担当しているところでございます。また、平成３０年１２月１日現在の母子世帯数は８９世帯でございます。

シングルマザー等の生活保護受給世帯には女性ケースワーカーが対応してはとのご意見でございますけれども、世帯類型ごとに担当ケースワーカーを分けた場合、母子世帯を担当する女性ケースワーカーが市内全域を担当することになり、ケースワーカーの重要な業務の一つでございます家庭訪問に多大な負担を強いることとなります。きめ細かな家庭訪問の実施を重視し、訪問活動の効率性という側面から勘案しますと、世帯類型ごとによる担当者分けは実務上課題が多いため、現行の地区担当制を今後も維持してまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　学童保育についてのご質問にお答えいたします。

本年１１月にご提出いただきました要望書でございますが、要望項目として２点ご

ざいました。１点目は、保護者の不信感を取り除くことなく平成３１年４月からの委託を実施しないこと、２点目は、公設公営での延長保育実施を再検討してほしいというものでございました。

１点目につきましては、子ども・子育て会議等でのご意見などを踏まえ、再度検討を行った結果、平成３１年４月からの延長保育の実施及び学童保育室運営業務委託実施については延期することとし、全学童保育室保護者に対し、その旨をお知らせしております。

また、委託の対象となる学童保育室の保護者に対しましては、引き続き保護者説明会や意見交換会を開催させていただく予定でございます。加えて、一部の学童保育室の保護者会からは、委託に関する質問、要望等を取りまとめてご提出いただいており、それに対しても丁寧に対応をいたしております。

２点目につきましては、市の方針として、民間事業者の力を活用させていただき、サービス向上を図っていきたいと考えているものでございます。

また、署名活動を行うに当たり使用されたチラシの中には、本市の取り組もうとしていることと異なる内容も見受けられました。先日、当該団体の会議において、加入されている各学童保育室の保護者代表が集まる機会がございましたので、会議にお邪魔させていただき、本市の考えや不安に思われていること、また、他の自治体の好事例について具体的にご説明をさせていただいております。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　市立第２７集会所の改修についてのご質問にお答えをいたします。

第２７集会所につきましては、地震発生以前より、１階及び２階の床鳴り、また、若干の傾斜を確認しており、修繕を予定いたしておりました。しかしながら、大阪北部地震及び台風２１号等の災害により、市内集会所の多くで雨漏りなど緊急修繕を要する事態となり、現在、緊急度の高い箇所から優先して修繕を行っている状況でございます。第２７集会所の床面補修につきましては、順次修繕作業を進めておりますので、いましばらくお時間を頂戴したいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。これからは一問一答方式で行います。

まず、国民健康保険の問題です。

大阪府から来年度保険料の仮算定が示されましたが、びっくりするような上がり方です。１回目の算定結果に驚いた市町村から大阪府に引き下げの声が上がったとの答弁でした。大阪府も、それを受けて異例の再試算を行ったものの、わずかしか下がりませんでした。摂津市の昨年度の一人当たり保険料と大阪府の示す今年度保険料とを比較すると、政令軽減後ですが、約１万円の差がありました。今回、大阪府の示した今年度保険料から来年度保険料へは、再試算後でも約１万３，０００円のアップとなっております。毎年１万円以上のアップ、摂津市は、この大阪府の示す保険料を追いかけて、さらに急激な値上げをしないと６年後の統一保険料に追いつかないわけですが、そんな値上げに市民は耐えられません。統一化そのものに無理があると考えますが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　保険料の統一化について

のご質問にお答え申し上げます。

今回の仮算定結果における保険料増につきましては、団塊の世代の７０歳到達によります給付費の増や、介護保険への拠出増等が主な要因となってございます。大阪府におきましても、保険料抑制の工夫と併せて、国に対して追加の財政措置を求めていくと聞き及んでおります。本市といたしましても、保険料水準の抑制に向けて医療費適正化に努めるとともに、引き続き激変緩和措置を行いながら、統一化に向けた保険料設定を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　この２年間は特別な事情があったとのご答弁ですが、それなら市町村がびっくりすることもないはずです。３年目からは上がらないと言えるでしょうか。この先、どこまで高くなるのか、見通しもつきません。

北摂市長会から大阪府の統一化について要望書が出ています。最長６年間の方針に縛られることなく期間の延長等を検討されたいと、こういう内容です。摂津市もこの立場に立って大阪府に物を言っていくのか、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　激変緩和措置についてのご質問にお答え申し上げます。

先ほど、中川議員の質問にもございました北摂市長会でございますが、北摂に共通の課題を取りまとめて大阪府に要望を行っているところでございます。本市といたしましても、激変緩和措置につきましては、被保険者への影響等を考慮しまして、各市町村からの意見聴取を踏まえた上で、必要に応じて６年間の激変緩和措置期間にとらわれず検討していただきたいと考えておるところでございます。

また、広域化の運用を定めている国保運営方針が３年間となっておりますことから、見直しの際には、本市における広域化の検証を行う中で、激変緩和措置に限らず、見直しが必要と思われる事項につきましては大阪府に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　ぜひお願いします。大阪府の言う統一化が実現不可能な制度だということがはっきりしてきました。一般会計繰り入れも認めず、減免の財源も保険料からという制度自体に高額な保険料になる原因があります。国に対して財源投入を求めることは必要ですが、国だけでなく市町村や都道府県も財源を入れるべきです。摂津市の国保会計は黒字です。大阪府に対し物を言うのと同時に、今まで同様繰り入れも行い、高過ぎる保険料を引き下げることを求めておきます。

次に、女性職員確保についてです。

最近、女性ケースワーカーが１名復帰したとのことです。ケースワーカーの負担は大変なものです。複数の女性ケースワーカーが必要ではないでしょうか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　女性ケースワーカーの複数名配置の必要性についてのご質問にお答えいたします。

確かに、ＤＶ被害に遭われた母子世帯の方や、女性特有の身体や心の病を抱えていらっしゃる方にとっては、同性のケースワーカーのほうが相談しやすいという側面はあるかと思います。現行、男性のケースワーカーでは、そういった悩みを相談しにく

いという方々につきましては、男性ケースワーカー単独で対応することなく、保健福祉課の女性保健師や、家庭児童相談課、子育て支援課の母子・父子自立支援員等の関係各課と連携しながら、個別の事情に十分配慮し、一人一人に寄り添った親身な対応に努めているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　もちろん、各課連携をして対応することは大切なことですが、それだけではなく、ケースワーカー集団としても女性の複数配置が必要だと思います。また、ケースワーカーそのものが少ないと思われますが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　女性のケースワーカー及びケースワーカー全体として不足している現状とその対応ということでございます。お答え申し上げます。

まず、本市におけます平成３０年１２月１日現在の被保護世帯数は１，１６８世帯、被保護人員は１，５６８人で、先ほど申し上げましたケースワーカー１０名で担当させていただいていますことから、ケースワーカー一人当たり平均して約１１７世帯を担当しているところでございます。先月の決算審査におきましてもご答弁させていただきましたように、昨年度の大阪府生活保護法施行事務監査時におきましても、国の定める標準数から勘案して、本市のケースワーカーの配置数不足を指導されておりますことから、人事課とも協議を進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　荷重な負担でせっかく配置した女性ケースワーカーが潰れてしまわないように、また、男性ケースワーカーにとって負担が大きい状態を一刻も早く解消するように、ケースワーカーの増員、そして、生活支援課のその他の職員の増員も併せて求めておきます。

市全体の女性職員の割合も少ないのではないでしょうか。管理職も含め、現状をお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　今年４月現在の一般行政職の女性職員の割合は２２．３％となっており、政令市を除きます府内市町村の平均よりおよそ９％低い状況になっているものの、本市に状況におきましては、５年前からは３％増加しているという状況でございます。

管理監督者の割合ということでございますので、係長級以上の役職者についてご答弁を申し上げますと、本市は９．４％となっており、先ほど申しました市町村の府下平均より１２．５％低く、５年前と同水準となってございます。

これまでの市の取り組みといたしまして、採用時につきましては、女性の受験者の増につながりますよう、女性職員によります学生対象の説明会でございましたり、女子大学への訪問等々を実施いたしております。また、役職者の観点では、将来的な登用につながるよう、女性職員を対象といたしましたキャリア研修の実施、また、女性リーダーのマネジメント研修への派遣を行うことなども行っております。全庁的な視点を育成することを重視した職員配置も行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　さまざまな努力をしているものの、まだ女性の比率は少ないとのお答えでした。女性職員が働きやすい環境整備のための取り組みについてお聞かせくださ

い。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　働きやすい環境ということでございます。特定事業主行動計画において、次世代育成と女性活躍推進の観点から、行動目標といたしまして、研修の実施や意欲の向上施策等に取り組んでおります。計画上の目標数値も定めております。また、育児休業関係の整備につきましても、仕事と家庭の両立支援に資する多様な働き方が実現できますよう、特に出産育児関係の休暇制度の構築と取得支援の一環といたしまして、制度の詳細や職場の理解、考え方などの周知に努めているところでございます。しかしながら、ご質問にもございましたが、本市において成果がまだ十分ではないということは認識しており、課題として適切に取り組んでまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　増永議員。
○増永和起議員　第３期摂津市男女共同参画計画では、「市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します」とあります。市の女性職員の問題は、市役所内部だけでなく、摂津市全体へ男女共同参画計画をどう進めていくかという点で重要な柱になっているものです。女性職員が生き生きと働ける職場になっているか、男女共同参画の視点からのお考えをお聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　男女共同参画の視点からというご質問でございます。
　本市におきましても、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、摂津市男女共同参画計画を定め、さまざまな取り組みを行っているところでございます。平成２７年には女性活躍推進法が制定されましたことから、同法の内容をこの計画に盛り込み、議員からお話がございました女性職員の割合についても、数値目標を定め、摂津市男女共同参画推進協議会のご意見も伺いながら計画の推進に取り組んでいるところでございます。
　ご質問の女性職員の活躍につきましては、バランスのとれた市政運営と市民サービスの充実のため、職員が個々の能力を生かしながら施策を進めることが重要であり、そのためにも、さまざまな分野で性別に関係なく活躍できる環境を整えることが必要であると考えております。
○嶋野浩一朗議長　増永議員。
○増永和起議員　女性が働きやすい環境づくりは、男性も働きやすい環境をつくるものであると思います。女性職員自身の声を吸い上げる、そういう工夫も行いながら、さらなる改善を求めておきます。
　次に、学童保育についてです。
　延長保育実施等は摂津市みずからの課題ではないのですか、お答えください。
○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。
○小林次世代育成部長　延長保育実施についての本市での課題ではないかといったご質問でございますけれども、学童保育事業につきましては、平成２７年４月から施行されております子ども・子育て支援事業制度に位置付けられております。本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定や総合的かつ計画的に事業を実施する責務を有しております。摂津市子ども・子育て支援事業計画では、学童保育の充実として、延長保育等のサービス向上の実現に向けて、実施方法の検討を進めるものとしており、これに基づき進めているものでございます。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。
○増永和起議員　延長保育等は、子ども・子育て支援事業計画に、実現に向けて実施方法の検討を進めると２０２０年度までの期限を切って掲げられています。北摂７市で延長保育を行っていないのは摂津市だけであり、市みずから早急に改善しなければならない課題としているものです。民間委託と引きかえでないとやらないなどとは言えないことをまずは押さえておきます。

　摂津市が民間委託が必要という理由は何なのか、お答えください。
○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。
○小林次世代育成部長　直営の指導員の雇用形態では、勤務条件等の課題もあり、全ての学童保育室で延長保育を実施することは課題がございます。さらには、今後の指導員の必要数を勘案いたしますと、民間事業者の力をお借りしなければ、サービスの拡大や安定的な保育室運営に支障を来すものと考えております。また、本市では、民間に委ねるほうが経費面、サービス面ともに効果的な行政サービスを提供できるものと考え、民営化や民間委託を導入することとしております。

　このような中、学童保育事業の民間委託につきましても、子ども・子育て会議においてご議論をいただき、一定のご理解をいただいたものでございます。
○嶋野浩一朗議長　増永議員。
○増永和起議員　民間委託のほうが安上がりである、また、直営の指導員の雇用形態では難しいとのご答弁でした。また、今後のサービス拡充のためには指導員確保が必要だが、それは民間でないとできないとのお答えです。確かにサービス拡充は必要です。全土曜日の開室も、北摂７市のうち実施していないのは吹田市と摂津市だけです。さらに、児童福祉法の改定で対象児童は小学生全体に広がり、高学年の受け入れが、池田市、箕面市は６年生、吹田市、豊中市は４年生までが実現しています。障害児も含め全く高学年を受け入れていないのは、北摂７市の中で、これも摂津市ただ一つです。

　しかし、サービスの拡充や安定的な保育室運営は、民間業者の力を借りなければできないものでしょうか。北摂では吹田市以外は直営でサービス拡充を行っています。民間業者に委ねることに保護者から不安の声が上がっています。指導員の総入れかえや引き継ぎの問題、学童で問題が起こった場合の対応、指導員への直接の相談ができるのか、重要性や緊急性が薄れた対応になるのではないか、保護者役員の負担の問題などです。これらの不安に応えられるのでしょうか、お聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。
○小林次世代育成部長　指導員がかわることにより保育の質の低下を招かないようにするためには、まず、適切な事業者を選定することが重要であると考えております。保護者のご意見も反映できるものは反映し、仕様書、募集要項を作成してまいりたいと考えております。また、委託実施後も、職員が学童保育室を巡回し、仕様書どおりの保育が行われているか実地調査を行うといったことで、円滑な運営が行われているか確認をし、保育の質を確保してまいります。

　引き継ぎにつきましては、子どもとの関係づくりが重要と考えております。事業者が決定次第、保護者の方、事業者と市が意見交換を行う場を設け、必要であれば個別面談を行うなど、保護者の方の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

さらには、委託事業者の指導員に対して、これまでの運営状況、子どもの状況把握など、一人一人の子どもに寄り添った引き継ぎを行い、委託後も学童保育事業運営が円滑に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導員と保護者との関係につきましては、放課後児童クラブ運営指針においても、保護者との連携に関して記載をされております。さまざまな方法を活用し、日々の子どもの様子をお伝えするとともに、保護者の方が相談しやすい雰囲気づくりを心がけることが重要と考えております。

保護者の負担に関しましては、保護者、事業者、市の３者での意見交換を行う場を設ける等、ご負担をおかけすることもあろうかと思います。しかしながら、日々の保護者と事業者、また指導員との意見交換だけでなく、市を交えた３者により、保護者の意見をいただく機会を設けることは必要と考えております。保護者の不安に対しましては、他市における好事例などもお示ししながら解消に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　他市の民間委託も研究しておられるとのことです。どのような状況かお教えください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　学童保育室の運営を民間事業者へ委託している府内自治体のうち、平成２９年度には３市、今年度は１市へ視察を行っております。関係者に聞き取りを行ったところ、委託事業者に対しましては、子どもの保育にたけている、子どもとよく遊んでくれている、対応が丁寧とのご意見や、委託したことによるデメリットは感じていないとのご意見を伺っております。

また、一例にはなりますが、他の自治体で委託を実施した学童保育室の保護者アンケートの結果等につきましても、１年を通した中で保護者満足度は高いものとなっておりました。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　今年度の視察は、吹田市へ行かれ、他議員の質問でも吹田市が取り上げられていました。本当に吹田市は順調に進んでいるでしょうか。吹田市では、全３６か所の学童保育のうち３分の１、１２か所を民間委託する計画で、当初は社会福祉法人、学校法人のみに限定していました。２０１５年の１か所が皮切りでしたが、２年目からつまずき、５か所の委託計画に２か所しか応募がなく、３年目も６か所の計画が１か所しか決まりませんでした。吹田市は保育士等が不足しているので、保育所や幼稚園を運営している社会福祉法人や学校法人が学童の委託を引き受けてくれるところは少ないという理由で、２０１８年度からの委託から株式会社も対象に入れ、ようやく５か所全てに応募があるという状態になりました。対象を広げるに当たって、保護者の理解を得るために、選定委員に当該学童保育の保護者を入れました。しかし、低い評価をした委員がいても審査を通してしまい、委託後、さまざまな問題が起きています。さらに、来年度の委託については、３か所の募集をしたが、獲得点数が低く１か所しか決まらず、５年たっても当初予定の１２か所の委託に至っていません。こういった吹田市の状況を見て、問題がないと考えていること自体が大変問題です。

摂津市では、１０か所中３か所、いきな

り３分の１を委託する計画です。保護者の理解を得るために、社会福祉法人、学校法人に絞るとのことですが、摂津市の社会福祉法人、学校法人も保育士等は不足しています。楢村議員の質問にもありましたが、委託計画に満たない応募しかなくても対象を広げないというお考えですか。端的にお答えください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　本年７月に開催いたしました子ども・子育て会議や、８月に開催いたしました保護者説明会からいただきましたご意見等を踏まえ、再度、委託事業者の相手方に関する検討を行った結果、今回の３室の委託に関しましては、本市におけます学童保育室運営業務委託が初案件となりますことから、本市で保育所、幼稚園、認定こども園を運営している社会福祉法人または学校法人が運営事業者として望ましいと考えております。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　私の質問に答えておられません。私は、委託計画に満たない応募しかなくても対象を広げないのかということをお聞きしております。

○嶋野浩一朗議長　それでは、再答弁をお願いいたします。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　現時点では、我々が考えます仕様書、募集要項に基づきまして、社会福祉法人、学校法人を対象とした事業者募集をしていきたいと考えております。ただ、その中で、要件に満たない場合でございますけれども、その場合につきましては、再度、庁内で募集要項等につきまして再検討する必要があるのかと考えます。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　再検討ということは、株式会社も入れる、対象を広げることもあり得るということですか。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　そこの募集の範囲の中での法人の範囲でございますけれども、そこの広げ方、対象範囲につきましても、株式会社等の選択肢も他市ではございます。本市では、現在、学校法人、社会福祉法人を中心という考え方をしておりますので、そこが中心の考え方になろうかと思いますけれども、全体を見きわめた中で再度検討する必要があるかと考えます。（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今、次世代育成部長のほうから、募集要項、仕様書に基づいて募集をすると。募集要項や仕様書をつくるというのは、摂津市が学童保育のサービスを提供してもらうのに足る事業者を選ぶということで決めるものだと思うんですね。子ども・子育て会議の中でつくられた学童保育の民間委託などを検討した事業部会の中で、学童保育の民間委託は財源確保の上では致し方ないという結論を出されました。それで、今、民間委託計画のほうにつながっているかと思いますが、その中で、幾つかの意見書、附帯意見がつけられているんです。特に今答弁されたものの問題だと思うのは、当初決めた条件で募集したときに、応募がなかったときには、サービスや条件を落とさない、変えないということがその意見の中に含まれていたかと思うんですね。その意見書と今のご答弁との間では、私は少し矛盾があるのではないかと思いますので、そこは整理をしていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　今の安藤議員の議事進行

に対してでございますけれども、応募の要件として、民間事業所についてどうなのかということが増永議員から質問が出されて、今、小林部長のお話をお聞きしていますと、はっきりと民間とはおっしゃってはおられませんけれども、全体を見た中で判断していくんだというお話でございました。そこと安藤議員がおっしゃられたいろいろな条件との兼ね合いについて、再度答弁をいただけますか。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　学童保育の民間委託につきましては、子ども・子育て会議からも意見書をいただいております。その中で、保育の質の担保というところで、事業者の部分についても質の要件を落とさないことといったところの項目があるのは承知をしております。学童保育事業の運営に関しましては、指導員、また、保育内容についての我々が求める仕様書、募集要件というのは、質を確保する上では落とす考え方はございません。ただ、事業者につきましては、現在は社会福祉法人、学校法人の応募を期待しているところでございますし、そこの法人を対象に事業者募集をまずはやっていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　議論の途中ですので、その腰を折るつもりはありませんけれども、もともとこの民間委託計画を進めていく上で、サービスを充実させていくというのが最大目標のはずですね。その上で、手法の一つとして民間委託が検討されたと。民間委託を検討する上で、子ども・子育て会議の中の学童保育の事業部会の中で議論された中でも異論がたくさん出てきたけれども、財源上でいえば致し方ないということで、特に保護者の代表の方々から、サービスの質を落とさないでほしいという意見と併せて、募集したけども、ほかの市のように手を挙げる事業者がないときに、サービスの条件を落として募集するというようなことがないようにしてほしいという意見があって附帯意見がついたと私は認識しているわけです。

この間の流れからいきますと、当初の民間委託計画、我々議会のほうに示された中身につきましては、社会福祉法人であるとか学校法人であるとか、そういった法人の規定をされていなかった。しかし、議会でのいろいろな意見であるとか、それから保護者の方々の意見であるとかを聞いた上で、社会福祉法人、学校法人というものに絞ってきたと。それは、やはりサービスの質を担保するために社会福祉法人、学校法人というものをつくったわけで、それを大もとから変えてしまうということは、質を落としてしまうような条件にするということになるんじゃないかと私は感じます。そのことだけ申し上げておきたいと思います。議論は続けてください。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　楢村議員もおっしゃいましたけれども、吹田市でも、たくさん募集をかけたけれども応募が少なかった、その数だけ満たなかった、そういうことが起きているということは、もう先に質問の中で私もお話をさせていただいています。その中で、例えば３校募集をかけても２校分しか手が挙がらなかったという場合に、学校法人、社会福祉法人、この枠を崩さなく、つまり２校やったら２校だけでとどめるということにするのか、それとも、それを、あともう一個足らんねんから株式会社まで広げるよと、そういうことをするのか、どう考えているんですかと聞いているんです

よ。そこに対してお答えがないんです。

○嶋野浩一朗議長　それでは、答弁を求めます。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　今回の学童保育の民間委託につきましては、その３校を民間委託することにより、全ての学童保育室で延長保育が実施できるものと考えております。社会福祉法人、学校法人のヒアリングを行った結果、答弁申し上げましたけれども、前向きに検討していただいているという法人が多い中で、我々も手を挙げていただくことがあるのではないかと期待をしているところでございます。社会福祉法人、学校法人の枠の拡大、または他の事業者の参入等の考え方に関しましては、この募集をした中での結果を踏まえ、再度庁内で検討する必要があるのかと思います。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　何かもう決まっているようなお話ですね。公募型プロポーザルといいながら、これは出来レースですか。そういうことでなかったら、こんなあやふやなことは決めないでしょう。そんな３校必ず来るなんていうことは今わかっているんですか。お答えください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　現在、３校の委託に関しまして、社会福祉法人、学校法人にヒアリング等を行っておりますけれども、確実に委託を受けていただくといった明確な答えを受けているわけではございません。我々は、そのヒアリングの結果をもとに、募集に際して応募していただけるというようなことを踏まえて、いろんな手続等を進めていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　非常に疑問が湧きますけれども、ともかく、きちんした対応をしていただきたいと思いますけれども、３校のうち２校しか来なかったというような事態は、普通に募集をすればあり得ることですので、その事態のときに株式会社に広げるなどということを言い出さないようにしていただきたいと思います。本当に行き当たりばったりなのかと思いますけれども、そういう対応についても考えるべきであると思います。

　摂津市が保護者に対して出した学童保育室運営業務募集要項素案の素案という資料があります。これは吹田市の要項を下敷きにしたと思われますが、応募資格は、ここには法人と書かれているのみで、社会福祉法人、学校法人に限定していない、つまり、吹田市が株式会社に対象を広げたときの書き方なんです。これは、この先、対象を広げやすいようにしているのではないか、これを１点お答えください。

　また、吹田市は、対象を広げたときには選定委員の中に保護者も加えましたが、この摂津市の資料では保護者は入っておりません。対象を広げても、保護者の厳しい評価で委託ができなかった吹田市のようにならないために、選定委員から保護者を外そうという意図ではありませんか。この２点についてお伺いします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　今、増永議員がお持ちの資料につきましては、今月、学童保育運動連絡協議会の会議の場におきまして、我々がお示ししました資料でございます。この資料をお示ししました理由といたしましては、学童保育の保護者の方に対しまして、募集要項、仕様書というものをつくっていきながら、その中に皆様方の声を反映していきますといったご説明をしている中で、保護者の方にとっては、募集要項、仕

様書というのはどのようなものなのかといったことはわからないと、具体的にイメージをしやすいように資料として出してほしいとおっしゃった経緯もございまして、このような資料を出させていただいております。この中に募集要項を確定したものではございません。素案の素案という、あくまでもイメージとして出させていただいたものでございますので、何もこの内容で必ず我々が募集をする、仕様書をつくるといった内容ではございません。また、事業者選定委員会、法人の範囲につきましても、あくまでも一例として、募集要項、仕様書の書きぶりとしてお示ししたものでございます。

選定委員会のあり方につきましては、現在、ここの書かせていただいている中には保護者の方は入っていただいておりませんけれども、保護者の方のかかわり方につきましても、委員会の中に入っていただくのか、それとも意見を聞くのか等々、他市の事例も参考にしながら我々は検討していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　吹田市のものをそのまま持ってきているんじゃなくて、摂津市が手を加えていらっしゃるんですよ。たとえ素案の素案だとしても、保護者の理解を得たいと考えるなら、また、吹田市の状況を踏まえるならば、詮索されるようなものは出すべきではありません。最初だけハードルを下げて、いずれは株式会社も何なく参入できるようにしようとしていると思われても仕方がないと思います。

再度確認をいたします。今は、法人というのは社会福祉法人、学校法人に限って募集をかけるんだというお考えだと思いますけれども、全土曜日の開室、高学年の受け入れ等、これも摂津市の課題です。これを進めていく際にも、今後も一貫して学童保育の委託先は社会福祉法人、学校法人に限ると明言できますか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　今回の３校の委託につきましては、初案件でございますので、社会福祉法人、学校法人という市内で事業運営をされている方と絞らせていただいておりますけれども、今後、学童保育のニーズが多様化する中で、また、保護者の方の考え方も変化する中で、今後、我々が取り組まなければならないのは、延長保育と併せて土曜日保育、学年延長がございます。そのニーズに応えていくためには、基本的には社会福祉法人、学校法人が望ましいと考えますけれども、他市事例、また、市場ニーズ等も考えた中で、株式会社等々の選択肢も今後は考えていく必要があるのではないかと考えますが、現時点におきましては、学校法人、社会福祉法人を中心に募集をしていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　この先の見通しは、社会福祉法人、学校法人では難しいこともあり得ると考えておられるということですね。それでしたら、そこも含めてきちんと保護者に説明をしないといけないと思います。最初のこの３校、ここだけの話をするんじゃなくて、これは全学童保育室にかかわる問題だと保護者の方は思って、全学童保育室で署名も集めておられるわけですから、私たちがどういうことを考えていますというお話をされるときに、やっぱりこれからは社会福祉法人や学童保育だけでは難しい。吹田市が事例です。実際に起こっています。ですから、そういうときは株式会社にも門戸を開こうと思っていますよというと

ころまで話をして納得してもらわないといけないのではないでしょうか。そこは求めておきます。そういうことを言って、保護者だけではありませんね。指導員の皆さんにもちゃんと伝えておく必要があると思います。

もう一つお聞きします。今は指導員の配置数や資格は従うべき基準とされていますが、これを参酌基準、自治体で基準を任意にできるように法改定する動きが出ています。仮に参酌化されても、摂津市は委託した学童保育室も含めて現在の基準を今後も守ることを明言できますか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　本市におきましては、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、職員の数、資格等に関する規定を設けております。今回の基準の変更につきましては、保育の質にかかわってくるものと認識をしております。国のほうから詳細が示されましたら、子ども・子育て会議等においてその詳細をお示ししていく中で、保育の質を確保する、また、さらには向上するといった観点で、この国の基準変更をどう捉えるべきか議論をしてまいりたいと考えておりますが、今後の国の議論も注視してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　民間委託によって基準が下がるというようなことはあってはならないことです。国がどうあろうと、摂津市が今の基準をしっかり守る、そういうことをやっぱりやっていくべきだと思っておりますので、ぜひお願いします。

摂津市は、今、大きな岐路に立っています。延長保育や全土曜日開室、高学年の受け入れなど、本来市民に喜ばれる事業をしっかりと公設公営で行っていくのか、民間任せにするのか。安上がりだろう、労力がかからないだろうと思ってとった方法がうまくいかず、市民からも批判を浴びることは、中学校給食のデリバリー方式選択制の問題で体験済みではないでしょうか。民間委託は考え直すべきです。いかがですか。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　学童保育室の開室時間の延長でございますけれども、ニーズは高いものと考えておりまして、子育て支援施策として進めてまいりたいと考えております。延長保育を実施するためには、直営の指導員の体制では勤務条件の課題等もございますので、一部の学童保育室で民間事業者の力をお借りすることによりまして、全ての学童保育室のサービスを図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　教育長。

○箸尾谷教育長　ただいまの議論の中で、私も学童保育の保護者の代表の方に直接お会いをしてお話を伺いました。また、学童指導員の方とも個人的にお話をさせていただきました。そんな中で、やっぱり切実に時間延長、あるいは学年延長を求めておられるということもわかりましたし、また、今の保育の状況をぜひこのまま残してほしいと。ある小規模の学童保育室では、人数も少ないこともあって、非常にアットホームな雰囲気の中で学童保育が行われて、子どもたちも安心して通っていると、ぜひこういったことを引き続きお願いしたいということで、いろいろお話を聞いている中で、やっぱり保護者の方々は、時間延長、あるいは学年延長をお願いしたい、また、今の学童保育の質を落とさないでほしいと、この２点をやっぱり強く思っておられるんだ

と感じました。

その中で、今、公設公営、あるいは社会福祉法人あるいは学校法人への委託、あるいは株式会社への委託、どの選択肢をとりましても、やっぱり今申し上げた保育の質をきちんと守る中で、子どもたちが楽しく過ごせるような学童保育室を今後も継続してつくっていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○嶋野浩一朗議長　増永議員。

○増永和起議員　どういう形態でも質の高い学童保育ができるとお考えでしたら、吹田市の内容をちゃんと見てはれへんのやと思います。今回、時間がありませんので、細かい中身まで言いませんけれども、大変なことがたくさん起きています。

箕面市は、学童保育事業を社会福祉協議会に委託していました。撤退することになりまして、株式会社への委託もその間に実験をしてみはりましたけれども、一、二年で会社も撤退しました。今年度から公設公営に戻したそうです。戻す理由としては、民間事業者に委託する場合、市場が成熟しておらず、競争性を担保できない、委託による経費圧縮は見込めないと述べています。民間委託計画はきっぱりやめるべきです。子どもたちをこういう騒動に巻き込む必要はないと思います。

保護者からも、寄り添わないといけないから市役所の話を聞こうとしているが、本来は公設公営を望んでいる声を届けてほしいと言われました。対象とされた３か所の学童保育室の保護者も、どうしてうちなのか、市の説明では納得できないと言われています。現在の指導員の人数で難しいのなら、労働条件を引き上げ、人数を増やすことが必要です。摂津市の指導員の皆さんは、学童保育は第２の家庭だとおっしゃっていました。こんな指導員だからこそ、保護者の皆さんも公設公営を守ろうと頑張っているんだと思います。指導員と保護者のこんな関係を摂津市は誇りに思うべきです。すばらしい摂津市の指導員を宝だと思って、子どもたちのために、公設公営の学童保育を堅持しつつ、サービス向上させることを強く強く求めて学童保育についての質問を終わります。

最後に、東別府の第２７集会所についてです。

改修の必要性は承知しているとおっしゃっていただきました。早急な対応を重ねて求めておきます。

また、東別府自治会の会員数は４００人で、摂津市内で４番目に人数が多い自治会です。活動も活発に行われています。ところが、集会所はたった一つしかありません。会員が集まるには狭く、使い勝手もよいとは言えません。集会所の改装、移転、増設なども強く要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　増永議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後４時５４分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　嶋　野　浩一朗

摂津市議会議員　　中　川　嘉　彦

摂津市議会議員　　弘　　豊

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成３０年１２月１９日

（第３日）

平成３０年第４回摂津市議会定例会会議録

平成３０年１２月１９日（水曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

1　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	中川嘉彦
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	三好義治	１２番	楢村一臣
１３番	渡辺慎吾	１４番	森西　正
１５番	香川良平	１６番	三好俊範
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

1　欠席議員　（０名）

1　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	山本和憲
総務部長	井口久和	市民生活部長	野村眞二
環境部長	山田雅也	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	土井正治
上下水道部長	山口　猛	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊田拓夫
消防長	明原　修		

1　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	岩見賢一郎

1 議 事 日 程

1, 一般質問

香 川 良 平 議員
増 永 和 起 議員
安 藤 薫 議員
弘 豊 議員
藤 浦 雅 彦 議員
三 好 俊 範 議員
森 西 正 議員

2, 議 案第 ６９号 平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）
議 案第 ７０号 平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
議 案第 ７１号 平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
議 案第 ７３号 平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議 案第 ７４号 平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議 案第 ７６号 指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）
議 案第 ７７号 指定管理者指定の件（摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設）
議 案第 ７８号 指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）
議 案第 ７９号 指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）
議 案第 ８０号 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
議 案第 ８１号 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）
議 案第 ８２号 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
議 案第 ８３号 指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）
議 案第 ８４号 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
議 案第 ８５号 指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
議 案第 ８６号 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
議 案第 ８７号 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）
議 案第 ８８号 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議 案第 ８９号 指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）
議 案第 ９０号 指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）
議 案第 ９１号 摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件
議 案第 ９２号 摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件
議 案第 ９３号 摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案第 ９４号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
議 案第 ９５号 摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件
議 案第 ７２号 平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

3, 議 案第 ９６号 平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第６号）
議 案第 ９７号 平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
議 案第 ９８号 平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）
議 案第 ９９号 平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議 案第１００号 平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議 案第１０１号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案第１０２号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

4, 議会議案 第　１６号　公立小・中学校屋内運動場におけるエアコン整備促進に関する意見書の件
議会議案 第　１７号　外国人技能実習制度の抜本的見直しを求める意見書の件
議会議案 第　１９号　義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の件
議会議案 第　２０号　認知症施策の推進を求める意見書の件
議会議案 第　２１号　無戸籍問題の解消を求める意見書の件
議会議案 第　２２号　地域手当の在り方の見直しを求める意見書の件
議会議案 第　２３号　北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件
議会議案 第　１８号　Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書の件

---

１ 本日の会議に付した事件
日程１から日程４まで

（午前１０時　開議）

○嶋野浩一朗議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。安藤議員。

（安藤薫議員　登壇）

○安藤薫議員　おはようございます。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

初めに、大阪府中学生チャレンジテストについてお伺いいたします。

平成２８年の第３回定例会の一般質問で、私は、今行われている大阪府中学生チャレンジテストは、公教育や中学校生活をゆがめるもので、中止・撤回を求めました。その際、教育長は、たった一度のペーパーテストで子どもたちの日ごろの頑張りを補正、修正せざるを得ないようになる活用方法には疑問があるとして、府教育庁に是正を求めていくと答弁をされました。あれから２年経過しました。教育長が述べられたチャレンジテストの課題は是正されたのかどうか、お聞きいたします。

次に、外国人技能実習生研修センター建設計画及び市内外国人労働者の実態に対する摂津市の対応について質問いたします。

今年１０月、鳥飼野々の住宅街で外国人技能実習生研修センター及び宿泊棟の建設計画が持ち上がって、地域住民の反対運動が広がっています。まちのあちこちに建設反対ののぼりや横断幕が掲げられ、署名活動が取り組まれています。反対の主な理由として、１か月の研修期間、最大で６４名、１年間で７００名を超える不特定多数の外国人技能実習生が入れかわり利用される施設であること、建設予定地が旧村内の住宅密集地で、施設唯一の出入口が地元住民しか通行しないような狭い生活道路であることなどから、住環境や治安の悪化を挙げられておられます。市長に届けられた反対署名は既に６，５４２筆に上り、反対の声は、建設予定地のみならず、近隣自治会からさらに鳥飼全域へと広がっており、摂津市の対応が問われていると思います。

初めに、当該開発に係る行政手続について、この間の経過を踏まえ、現状についてお答えください。

○嶋野浩一朗議長　答弁を求めます。教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　チャレンジテストの課題改善に係る大阪府への申し入れの状況等についてのご質問にお答えいたします。

大阪府中学生チャレンジテストは、大阪府が教育の成果と課題を明らかにし、今後の教育に生かすため、また、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書に記載する評定が相対評価から絶対評価へ変更されたことに伴い、その評価の公平性を確認する資料を作成するため、平成２７年度より実施されております。これまでも申し上げてまいりましたが、国語、社会、数学、理科、英語の５教科のテスト結果をもとに、音楽、美術、保健体育、技術家庭の４教科を含めた９教科の評定の範囲が定められるなど、さまざまな課題がございます。教育長みずから大阪府の幹部に対して直接課題改善を申し入れておりましたが、現在も制度変更等は行われず、課題改善に至っているとは捉えておりません。今後も、さまざまな機会を通じて、大阪府に対して意見を伝えてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　外国人技能実習生研修センター建設計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、建築物の建築を目的とした土地の開発行為を行おうとする場合は、その区域が３００平方メートル以上、または高さが１０メートルを超えるものは、摂津市開発協議基準による手続が必要であり、５００平方メートル以上では、さらに都市計画法第２９条の開発許可が必要となります。当該地の開発計画は５００平方メートルを超えているため、都市計画法による開発許可及び摂津市開発協議基準の手続が併せて必要となります。

なお、予定建築物の用途であります技能実習生研修施設は、第一種中高層住居専用地域において建築可能な建物であり、特定行政庁であります大阪府にも確認をいたしております。

次に、手続の状況でありますが、当初は戸建て住宅として昨年１０月に事前協議が出され、１２月に市の開発協議が行われましたが、今年５月に取り下げられております。その後、計画を変更し、現在の研修所及び寄宿舎として８月に事前協議書の提出を受け、市の開発審査に諮り、９月には事前協議を終えております。１０月には都市計画法第３２条の協議申請を受け付け、市の開発審査に諮り、現在、開発者において各課からの意見に対します課題整理や必要書類の作成を行われているところであります。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　それでは、一問一答形式で質問してまいります。

中学校のチャレンジテストであります。

ご答弁では、課題の改善についてはいまだなされていないということであります。府の教育庁に対して、具体的にどのような申し入れを行ってこられたのかについてお答えください。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　具体的には、先ほど申し上げたとおり、チャレンジテストで実施します５教科の結果を用いて残りの４教科も含めた９教科の評定が定められる点や、たった１回限りのテスト結果で日常の活動や頑張りなどの評価が修正される点、それと、３年生の実施時期が６月でございまして、それ以降の頑張りや成績の伸び、これらが加味されず評定の範囲が決まってしまう点など、課題について申し入れたところでございます。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今お答えいただきましたように、チャレンジテストの課題というのは、まさにこのテストの根幹に関しているところを摂津市教育委員会から申し入れを行っておられるわけで、この課題について、いろいろな方面からもいろいろな疑問の声とか改善を求める声というのはたくさん出ているかと思うんですね。それなのに、なぜ府教育庁が改善されないのか、どのようにおっしゃっているのか、それに対する摂津市の認識についてはどうお考えなのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　チャレンジテストの目的といたしまして、学力向上と大阪府公立高等学校入学者選抜に係る内申の評定の公平性を担保するため実施するとございます。大阪府内において、その評定の修正をする現状がいまだ続いているということで、継続して実施をしていると聞いております。本市としましても、先ほど述べました課題がございますので、引き続き大阪府に申し入

れを行いたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今年６月に予定されていた中学校３年生のチャレンジテストが大阪北部地震によって延期されました。９月４日は、台風２１号によってさらに延期されて、実施日が９月６日になりました。しかし、停電などが続いている大阪南部を中心として、約７１校が結局そのチャレンジテストを受けなかった、おっしゃった評定平均の公平性を図るための算定からその７１校は省かれてしまっているということだそうであります。この公平性そのものが甚だ疑問だと言わなければなりません。

　年明け１月１０日には、中学校１年生、２年生のチャレンジテストが行われます。この結果によって、学校の先生たちがつけた各生徒の評定が修正されかねません。以前もお聞きしましたが、たった１回のチャレンジテストによって、昨年度、一体どれだけの修正がこの摂津市内でなされたのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　１年生、２年生に係りますチャレンジテストの市町村ごとの修正件数については、大阪府が公表を差し控えております。本市の状況でございますが、これまで実施された３年間、１年生では国語、数学、英語の３教科、２年生では国語、社会、数学、理科、英語の５教科において、それぞれの教科で生起しておりました。ただし、年々修正の幅や修正件数については減少いたしておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　生徒にとっては大変大事な内申点、評定ですね。それが１回のテストで修正させられてしまう。大きな課題だと思うんですけども、その実数が公表されないということ自体、非常に疑問で理解に苦しみます。２年前にお聞きしたときにも同じようなご答弁であったかと思いますが、各学年、各教科で数名、そういった修正があったということですので、こちらのほうで計算するところによると、約２００件ぐらいの修正が行われたのではないかと想像しているわけですけども、そもそもこの高校入試のための調査書、評定は、文部科学省の説明によりますと、高等学校の入学者選抜のための資料として作成されるものとして、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力、学力以外の生徒の個性を多面的に捉えたり、生徒のすぐれている点や長所を積極的に評価して、これを活用していく趣旨のものとしています。これをたった１回のチャレンジテストの結果で上書きをするということは、大きな間違いだと言えるんじゃないでしょうか。例えば、１学期、２学期の成績、国語の評定が誰が見ても５だと言われるような中学校２年生の生徒のテストの本番で、たまたま調子が悪く６０点しか取れなかった場合、大阪府が定めた評定の範囲からすると、６０点であれば３しかつけられないんですね。２段階も下げられてしまう。これが高校入試に影響するということであります。現場の先生も保護者も生徒もとても納得いかないと思いますが、こうした評定が修正されたとき、どのように説明をされているのか、お聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　チャレンジテストの結果によって評定が修正されました場合、当該生徒、保護者に対し、三者懇談などでチャレンジテストの点数が評定の範囲におさまらない状況にあったために修正を行ったということをお伝えしております。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。
○安藤薫議員　そもそもの調査書の評定そのものがゆがめられてしまっているということだと思うんですね。こういった説明をしなければならないのであれば、日常的な学校での学習態度とか意欲は全く関係なく、チャレンジテストさえ頑張ればいいんじゃないかとか、成績が調子よくて、１学期、２学期頑張ったから、チャレンジテストで失敗しないために休んでしまおうかというようなことになってしまうんじゃないでしょうか。もちろん摂津市の学校現場ではこのような指導はされていないと思いますし、本当の学力向上のために適正な評定をつけるよう、学校現場で努力されていると思いますが、しかし、これはシステムとしてあるものであって、生徒の進路、大げさに言えば人生にかかわってくる問題で、このようなゆがんだ風潮がはびこる可能性が十分残されているということを指摘したいと思います。

　次に、中学校３年生のチャレンジテストは、団体戦と言われて、この結果から導かれた学校の評定平均、その範囲内で生徒個人の評定が縛られてしまいます。学校の平均点が低ければ、頑張った生徒への適正な評価ができない場合も生じます。府教育庁は市町村ごとにチャレンジテストの結果を公表しています。たった１回のチャレンジテストの結果が、学校や市町村、地域の序列化を招きかねないと思いますが、見解を問います。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　大阪府は市町村ごとの結果公表をいたしております。結果公表により市町村の序列化に至ることが懸念されます。我々といたしましては、子育て世代の市外流出の一つの要因にもなると捉えております。その点につきましては、引き続き府教育庁に対して意見を伝えてまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　安藤議員。
○安藤薫議員　もともと行政が行う学力調査、行政調査というのは、その結果をもって生徒個人の成績に反映することは文部科学省が禁止していることであります。生徒の内申点を定めて成績を評価するという権限は、現場の先生の権限でもあって、教育行政機関が行うことは仙台高裁判決でも違法だという見解が示されているところであります。法律的に言っても問題があると思いますけども、その点についての見解もお聞かせください。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　先ほども申し上げましたが、大阪府の見解でございますが、中学生チャレンジテストの目的は、あくまで入学者選抜に係る内申の評定の公平性を担保するためであり、学力調査を個人の成績に活用するということが本来の目的ではないと聞いております。
○嶋野浩一朗議長　安藤議員。
○安藤薫議員　本当におかしな理屈だと私は思うんですけども、このチャレンジテストについて、大阪府議会の議論の中で、大阪府教育庁は、市町村教育委員会の協力によって実施しているものであって、参加、不参加は市町村教育委員会の判断であると答弁をされています。摂津市の教育委員会がこのチャレンジテストにこんなに多くの課題を認めて、しかも、それの是正を求めても何ら変更されないようであるならば、このチャレンジテストへの参加も控えること、取りやめることも検討すべきではないですか。いかがでしょうか。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　入学者選抜制度は大阪府が定めるものでございます。その実施要領にこのチャレンジテストを使って調査書を作成するというルールが定められている以上、生徒への不利益が生じないようにするためにも参加せざるを得ないと考えております。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　大変ですね。大きな矛盾を抱えたまま摂津市の子どもたちにチャレンジテストを受けさせ、将来の進路にもかかわるような重大問題を抱えたままこれを許していくということは、私は教育機関としては問題があるのではないかと思います。今年の災害によって７１校が受けられなかった問題や、テストを欠席した生徒についてはチャレンジテストの結果は適用されない、評定の公平性に根拠もありません。チャレンジテストに参加しない、または内申の評定に利用しないということを求めるべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、外国人技能実習生研修センターと市内外国人労働者の実態についてに移ります。

先の臨時国会で改定入管法が成立して、来年４月には新たな在留資格が新設されます。中小企業のまちである摂津市でも外国人労働者が増加していくことが予想されます。昨日も、水谷議員の質問で多文化共生について答弁がされましたが、改めて、摂津市として外国人労働者や雇用している事業所の実態についてつかんでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　市内外国人労働者の実態に関しましては、都道府県単位のみの資料が国から公表されておりまして、平成２９年１０月末時点でございますが、大阪府内の外国人雇用事業所数は１万２，９２６事業所で、外国人労働者数は７万２，２２６名でございます。

在留資格でございますが、身分に基づく方が２７．３％、留学生を含む資格外活動が３１．１％、技能実習生が２０．５％、専門的・技術的分野が２１．１％となっております。

そして、従事している産業の主な割合でございますが、製造業に２７．３％、宿泊業、飲食サービス業に１４．５％、卸売業、小売業に１４．２％となっております。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今お話がありましたように、外国人労働者の実態については、市町村ごとで把握されていないということであります。昨日のご答弁では、摂津市域に住んでおられる外国人の中の在留資格として、技能実習生は２９７名いらっしゃるということでありますので、今後さらに増えていくことが予想されると思います。この外国人技能実習制度について、先の臨時国会でもいろいろな議論がありました。もともとこの制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図って、その経済発展を担う人づくりに協力することを掲げています。

しかし、その仕組み、また、横行している実態には大きな問題があると指摘されています。日本で技能を身につけ、自身のキャリアアップを夢見て来日した技能実習生は、この仕組みの中で、職業選択や居住の自由など、個人の尊厳や基本的人権が制度として奪われています。長時間労働、最低賃金法や労働基準法違反、賃金未払いだけでなく、暴言や暴行などの違法行為が後を絶たないと報じられています。こうした苛

酷な待遇と人権無視の放置が、実習生の年間７，０００件もの失踪を引き起こして、生活のために犯罪に手を染めざるを得ない事態にもつながっています。こうした実態から、アメリカ国務省や国際的な人権・差別監視の組織などからも、強制労働、人身取引として厳しい批判を受けています。

国の対策は後回しとなりますし、きめ細かな対応も期待できません。だからこそ、摂津市で働く外国人労働者の労働条件や生活環境について、相談する窓口の周知、住民サービスの情報提供を適切に行っていく必要があると考えますが、相談の窓口や現状、今後の対応についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　摂津市におけます労働相談の実情についてでございますが、外国人の方に限らず労働相談を実施しておりますが、現在のところ、外国人の方のご相談はございません。ただ、外国人労働者の受け入れ拡大を目指す法案をめぐって国会で議論されてきたところでございます。今後、外国人労働者の方々が増えることが見込まれますが、安心して働ける仕組みをつくるなど、国や府の役割を果たしていただくよう市として要望してまいります。

また、新たな法律の動向を注視し、先行する自治体の取り組みを参考にしながら、外国人労働者の方々の相談窓口や行政サービスの周知の方法を研究してまいります。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今お答えいただきました対応をしっかり求めておきたいと思います。

それでは、市長にお伺いします。この問題は、地域の方々が、閑静な住宅街にこうした問題をはらんでいて、対策がなかなか打たれていないということに起因していると思います。建築基準法、都市計画法以外の部分での対応が必要だと思いますが、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　森山市長。

○森山市長　安藤議員の質問にお答えをいたします。

ご指摘の施設につきましては、地元で開発反対の動きがあることは承知をいたしております。この計画中の施設は法律の範囲内のものであります。ただ、まだ正式な申請が出てきておりません。摂津市独自の開発協議基準というのがございます。その中には、いろんな定めといいますか、条件といいますか、明記されております。その一つに地元の方々の理解を得るようにという条項もございます。まだその書類が整っておらないようでございます。担当課のほうで、事業者に対して、諸条件をしっかり満たすようにと、今、厳しく指導しておる最中でございます。

それから、摂津市内にも外国人の労働者の方が就労されております。今、国会でもいろんな議論がなされたばっかりですけれども、今後、新たな法律に基づく詳細な制度設計、これを注視しながら、市としての役割を果たしていくとともに、国や府に必要な取り組みを要望してまいりたいと存じます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　安藤議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　それでは、通告に沿って５点の一般質問を行います。きのうの一般質問の内容と一部重なる部分もありますが、よろしくお願いいたします。

今年１年を振り返ると、多くの議員から

言われたように、たび重なる自然災害に悩まされた年だと言えます。そんな中、市民の皆さんからも数多くのご意見が寄せられているので、この一般質問の中で触れていきたいと思います。

まず第１に、防災空地の役割と現状について伺います。

過去のたび重なる大規模災害の教訓から、その必要性が高まっている防災空地ですが、市として、この防災空地の役割、あり方をどのように捉えているのかをまずお聞きしておきます。

第２に、大阪北部地震・台風２１号被災後の市内の住宅事情について伺います。

今回の災害では多くの家屋被害が生じています。当初、一部損壊の被害と判定された家屋が、後から半壊に変わったケースもあると聞いています。現状、市で把握している被害状況について、家屋の一部損壊や半壊などの件数について、直近の数でお聞かせください。

第３に、公衆浴場の確保に対する市の考え方について伺います。

近年、市内の住宅事情や生活様式の変化の中で、自宅に風呂やシャワーがある家が一般的になっています。一方で、まちのお風呂屋、銭湯の需要が減り、摂津市内でも次々と廃業する状況です。そんな中でも、この間、どうにか営業を続けてきた正雀駅前の銭湯が、災害の被害も受け、とうとう廃業してしまいました。利用していた市民の方からは、本当に困っているといった声もお聞きしていますが、市として公衆浴場の必要性についてどのようにお考えか、お聞かせください。

第４に、深刻な保育士不足に対する対応について伺います。

きのうも、保育所の待機児童の問題と併せて、保育士の確保をどう取り組むのかといった議論がありました。保育所の整備は進んでも、安心して預けられる保育の体制が整わないことには、問題の解決にはなりません。そこで、この間の民間保育施設での保育士の確保の現状についてお聞かせください。

第５に、公共施設等総合管理計画における障害福祉施設の今後の方針について伺います。

昨年、公共施設等総合管理計画がつくられ、市内の各公共施設の現状と将来の見通しについて一定まとめられたものと認識していますが、その中で、今回は障害者福祉にかかわる分野について、どのようにまとめられたのか、お聞きしておきます。

以上、１回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　防災空地の役割と現状についてのご質問にお答えをいたします。

防災空地の明確な定義はございませんが、その役割といたしましては、地震や、それに伴う大規模災害時に、被害拡大を防止し、また、早期復旧への拠点となるために利用するものという認識でございます。具体的には、火災の延焼防止、一時避難場所、消防活動用地、救援物資の中継地点など、さまざまな用途に活用することを役割としております。

次に、大阪北部地震、台風２１号に係ります市内の住宅被害の現状についてのご質問にお答えをいたします。

罹災証明の発行件数をもとに、市内の住宅被害状況を申し上げますと、１２月１０日時点で、大阪北部地震については、半壊が４１件、一部損壊が２，５９０件、台風２１号については、半壊が２１件、一部損

壊が１，１８４件でございます。なお、これらの件数は、自己所有の住宅と賃貸住宅を合わせた件数でございます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　公衆浴場の必要性についてのご質問にお答えいたします。

公衆浴場につきましては、風呂のない家庭の減少やレジャー温泉施設の流行等により急激に減少しており、本市におきましても、この１０月にも１軒廃業し、市内で営業している公衆浴場は残り１軒のみとなっております。市内におきまして、風呂のない住宅等はなくなりつつございますが、こうした住宅等にお住まいの市民の方には、公衆浴場がなくなれば大変ご苦労があろうかと存じます。こうした方々がおられる限り、公衆浴場の必要性はあるものと認識しております。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　市内保育所等での保育士確保の現状についてのご質問にお答えいたします。

待機児童解消のため、事業計画に基づきまして施設整備を行っているところでございますが、待機児童の解消のためには、そこで働く保育の担い手の確保も重要な課題でございます。市内には、現在、民間の保育所１０園、認定こども園８園、小規模保育事業所３園が運営されている状況でございます。各法人ともさまざまな方法で保育士の採用活動を行っておられますが、施設によっては、保育士不足から定員が満たされていない状況もございます。その原因でございますが、平成２７年の厚生労働省の調査報告書によりますと、給与、賞与等の低さが圧倒的に高く、次いで、職員数の少なさ、事務や雑務が多いこととなっております。

本市といたしましても、このような認識を持ちつつ、民間保育所等の保育士の確保支援を行っていく必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　公共施設等総合管理計画における障害福祉施設の維持管理に対する考え方につきましてのご質問にお答えいたします。

現在、市立の障害福祉施設といたしましては、ふれあいの里内にありますひびきはばたき園、身体障害者・老人福祉センターや摂津交流センターバクの家、みきの路がございます。最も建築年度が古い建物といたしましては、昭和５８年建設のひびき園であり、築３５年が経過いたしております。また、身体障害者・老人福祉センターは昭和５９年建設、はばたき園は平成元年建設、摂津交流センターバクの家は平成４年建設であり、最も新しい建物でありますみきの路は平成１４年建設で、築１６年が経過いたしております。いずれの施設におきましても、建物全体に経年劣化が進んでおりますことから、計画的に保全を行っております。今後におきましても、施設の運営に支障が生じることがないよう、引き続き施設の保全を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　それでは、ここからは一問一答方式で質問してまいります。

最初に防災空地についてでありますが、先ほどの答弁では、緊急時、災害時の活用方法について答弁がありました。ただ、多くの市民の皆さんからいいましたら、今、

防災空地と言われても、どこがそうなのかというのもありますし、平時においてどう活用されているのか、ここのところについての関心が高いようにお聞きしておりますが、この点について市の見解をお伺いします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　防災空地のご質問でございますが、万一の災害時に、市が迅速に災害対応に活用できる更地という認識でございまして、平時におきましては、公園やちびっこ広場、グラウンド等々、さまざまな形で市民の皆様にご利用いただいているのが現状でございます。

　また、別府コミュニティセンターや千里丘公民館前のパーキングにつきましては、運営事業者との契約の中で、災害時は公のために利用する旨を記載いたしておりますので、有事の際には防災空地として転用が即可能という状況でございます。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　今お答えいただきましたように、平時は、公園やグラウンドや、そういったところも防災空地と捉えているということですし、また、別府コミュニティセンターなどの横の残地はコインパーキングとして活用されてきたということで、具体的に個別でここからお聞きしていきたいんですけれども、その別府コミュニティセンターの隣地なんですが、現在はどのようになっているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　別府コミュニティセンターの隣地につきましては、当分の間、時間貸し駐車場として民間事業者に賃貸し、収益確保を図っているところでございます。

　以上です。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　今、民間の駐車場ということでありますけれども、以前契約していた事業者のほうは、今は撤退をされていて、新しくなるということで、違う事業者にかわるということで、閉鎖状態になっている状態ですよね。そういった中で、市の収益をここで確保するという点からしても、本当にこれで妥当なのかなという感がありますし、また、市民の方からしてみれば、あそこは防災空地ということで言われていたけれども、本当に災害時にあそこが利用できるのかという不安があるということで聞いておるわけです。

　続いて、旧味舌小学校の跡地も、ここは防災空地ということで今言われているかと思いますが、きのう、南野議員からの質問でもあったように、市民の皆さんからはスポーツグラウンドとして活用してもらえないかということもあったかと思います。現状については、きのうの答弁でも言われていましたように、ストックヤードということになっているわけですよね。そういったことでいいましたら、あそこを防災空地として市民の皆さんが見ているかといったら、なかなかそうでもないのかと思えてなりません。最初の私の質問のご答弁の中であったように、防災空地の明確な定義がないということがやっぱりそこのところの大きな理由なのかと認識しておりまして、私は、この間、いろんな地域、例えば神戸市や大阪市、そういったところは、防災空地はこういうところということで定義づけしていると思うんです。今年の１月に、川崎市が初めて、「本市初の防災空地、密集市街地に完成しました」みたいな、そういう報道があって、こういうのを見ると、やっぱりふだんから日常的に、防災の拠点として、そういう機能があるんだということが

市民に見える形で活用されていく、そんなことが大事なのかと思うわけであります。そういった点からも、本市の防災空地について一定見直しが必要だと考えます。

同時に、きのう南野議員が言っていましたように、旧味舌小学校の跡地については、あれだけ大きな土地ですから、ストックヤードといったって、全部資材置き場になるのかといったら、そうはならないと思うんです。活用できる分から、やはり市民に対して開かれた形で活用されることを要望として、この点については申し上げておきます。

次に、住宅の被災状況についてであります。

当初、一部損壊がほとんどでということだった大阪北部地震ですけれども、やはり半壊の住宅も増えています。それから、とりわけ今回、民間の賃貸住宅についてお聞きしておきたいんですけれども、もう住めなくなったという中で転居を迫られている方が大勢いらっしゃいます。そういった中で、そういう居住困難な方、住宅に困られている方が多い中では、公営住宅の役割というのが大きくなっていると思うのですけれども、摂津市の公営住宅の考え方についてお聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　公営住宅についてのご質問でございます。

公営住宅は、公営住宅法第１条に、目的といたしまして、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することと規定されております。このことから踏まえまして、経済的な弱者の方を救済するための住宅であるという認識でございます。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　そうした公営住宅の役割があるわけですけれども、今、市営住宅について、市が管理しているものですけれども、そこで救済策がとれるのかとれないのか、現状についてお伺いしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　市営住宅につきましては、現在、火災等の発生時の一時収容施設として、鳥飼八町団地に政策空家３軒を確保いたしております。しかしながら、他団地ではほぼ満室に近い状態でございまして、現在、震災被害者を受け入れる余裕はございません。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　現状、被災後、なかなかにしてやっぱり住宅にお困りだという方が大勢いらっしゃいます。まだ壊れたとはいえ、そこに居住されている方もいらっしゃる中で、この政策空家についても、できる限り活用の方向について考えていただければと思います。

続いて、府営住宅についても、私は多くの方から問い合わせを受けるんですけれども、具体的に正雀なんかでいうと、府営の、７棟の団地、ここは、その他の府営住宅とは別の特定公共賃貸住宅みたいなことで、扱いが別になっているということでありまして、空きが出てもその後の入居を受け付けていないということなんですが、具体的には空きがあると思うんですが、その点についても、市からもここを活用できないのかという働きかけができないのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。
○井口総務部長　府営住宅の空き状況についてのご質問でございますが、府営住宅の指定管理者に確認いたしましたところ、府営住宅の空き室につきましては、通常の退去に伴う定例の募集程度しか戸数がないため、被災者向けの特別な対応は難しいと聞き及んでおります。しかし、生活圏が変わってもということであれば、今回の大阪北部地震でしたら、大阪府内の南側の地方では少し空きがあるのかということもお聞きをいたしております。
○嶋野浩一朗議長　弘議員。
○弘豊議員　通常の空き室募集で、そこは受け付けていないということなんですけれども、やっぱり公共の団地の中にそういう空き室があって、そこが活用されていないというのを見ると、やっぱり多くの方がどうなっているんだと、無駄じゃないかということも言われるわけであります。そういった点では、府に働きかけることを積極的に市のほうでも取り組んでもらえたらと思います。

それと、もう１点、大阪府が従前から、あんぜん・あんしん賃貸検索システムというのを取り組んでおられます。おととしあたりからつくられたシステムで、ホームページなんかで見ると出てくるわけです。高齢者であったり障害のある方、シングルマザーや外国人の方、なかなか賃貸を一人で個別で見つけにくい、そういう方に対して紹介するような、そういう制度が府のほうで立ち上げられているということを知りました。ただ、震災以降、これを活用されているかといったら、なかなか知られていないというのも大きいのかと思いますが、市としては、これを被災者に対しても周知や活用、そういったことをされるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。
○嶋野浩一朗議長　総務部長。
○井口総務部長　今ご紹介ございました大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の中のあんぜん・あんしん賃貸検索システム、こういう制度がございます。これは、府と不動産業者が協議会を立ち上げ運営されているサービスでございます。市民の方が賃貸物件を検索するツールとしては一定有効であると認識をいたしておりますし、市としましても、この制度が周知されるような方法を研究していきたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　弘議員。
○弘豊議員　このシステムがつくられてはいるものの、なかなか登録している物件の件数が多いわけではありません。また、耐震なんかもできているような物件をということで載せられておりますので、家賃がやっぱり今住まわれているところよりも大分高くなるみたいなことで、見てみたけれども活用できないという方も少なくありません。そういった中では、これは市としても、大阪府や、また不動産屋や、そういったところ任せでなしに、また、かかわれる部分で後押しをしていけるような制度に、より活用できるようなものにしていくことを働きかけてもらえたらということで、これは要望としておきたいと思います。

いずれにしても、今、多くの皆さんが、まだまだ、転居を迫られていて、年内に見つけてほしいと言われているけれども見つかっていないんだとかいう相談も受けたりしています。そういったことからしてみたら、喫緊の課題として住宅確保の方法を市としても考えていただけたらと思いますし、また、中長期的にも、市営住宅をさらに拡充していく方向、また、鳥飼八町団地

を今の状況から今後どう考えていくのかということもお考えがあると思うんですけれども、前に推し進めていっていただけたらと、これも要望としておきます。

次に、公衆浴場についてです。この公衆浴場の問題は、私も以前に、ふれあい入浴の問題等々で、市内の銭湯をもっと活用できるような方向にならないのかということで取り上げてきた経過もありますけれども、いよいよ市内にはあと１軒しかないという状況になっております。６月の震災のときには、鶴野地域でガスがとまって、市内の公衆浴場を無料で利用いただくということで、先ほど言いました正雀のお風呂屋もそのときは無料開放に協力していただいていた、そういうところがもう廃業になってしまっているということであります。

今、全国的に浴場がなくなっていることにかかわって、国のほうも以前から、これは憂慮すべき問題だということで、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律というものがつくられています。その第３条で、「国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。」と、こう定められているわけでありますけれども、そういった点からも、改めて、摂津市として公衆浴場の確保についてどう進めていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　公衆浴場の確保についてのご質問にお答えいたします。

公衆浴場の確保につきましては、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第６条におきましても、国又は地方公共団体は、公衆浴場の確保を図るため、助成等についての配慮に努めるよう明記されております。このことにつきまして、これまで本市におきましては、公衆浴場に対して、固定資産税の３分の２の減免、上下水道の特別料金の設定、ふれあい入浴事業の実施など、経営支援に努めてきたところでございます。今後につきましても、引き続き支援を継続し、公衆浴場の経営安定化に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　現状、もうあと１軒しか市内にないということですから、そこがもうやっていけないということにならないためにも、今の点についてはしっかりやってほしいと思いますし、やっぱり１軒では足りないという思いも多くの市民の方はお持ちかと思うので、引き続きそこはお願いしておきたいと思います。

同時に、この公衆浴場の確保のための特別措置法の中には、公衆浴場を健康増進や住民の交流の場として、住民の福祉向上に活用するよう、そういう記載もされております。以前に私、民生常任委員会の視察で松本市のほうへ行ったときにも、健康づくりの観点から、やっぱり公衆浴場が有効に活用されているということも伺いましたけれども、そういった点からも、市のこういった活用について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　公衆浴場の活用につきましてのご質問にご答弁いたします。

議員がご指摘のとおり、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の第４条におきまして、国及び地方公共団体は、住民の健康増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉向上のため、公衆浴場の活用について適切に配慮するよう努めなければならないとされております。一方で、同法第４

条第２項におきまして、公衆浴場の経営者は、国及び地方公共団体が住民の福祉向上のために実施する施策に協力しなければならないことも記載されております。

このことにつきまして、本市では、ふれあい入浴事業におきまして、月１回、６５歳以上の方や小学生以下の方の入浴を無料とし、多くの市民に公衆浴場に触れていただく機会を設けるとともに、公衆浴場の経営者の方に対しましては、その事業補助として補助金を交付しているところでございます。公衆浴場につきましては、人と地域のつながりを促進する効果もございますので、今後、公衆浴場のさらなる活用についても研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　今の答弁のように、やっぱり公衆浴場の役割とか地域の中での位置付けについては、本当に重要なものがあると私は実感しています。この間、よく子ども食堂という取り組みが全国的に広がっていますけども、大阪市内でも、子ども浴場、銭湯を子どもたちにふれあいの場として開放していく、そのために募金なども募ってやっているような、そういうところがあるということも見聞きしております。そういったところからしても、本当に市内で大事な問題の一つとして取り上げて、今後も取り組んでいっていただけたらと思います。

具体的に、今、正雀地域の中で、公衆浴場をこれまで利用していた人が、それがなくなって、じゃあ、かわりに何か利用できるものがないのかみたいなことで要望もたくさん聞いております。例えば、銭湯ではないですけれども、入浴できるような設備、温水プールや体育施設、そういったところのシャワーが利用できないのかみたいな声も聞いたこともありますし、そういった点では、庁内で横の連携も含めて検討していっていただけたらと、これは要望としておきます。

次に、保育士の確保についてです。

この問題については、やっぱり民間保育所の処遇、待遇、そういったところが一つは大きいのかと思っております。私は、以前、公私間格差是正制度という制度を大阪府が設けて、民間の福祉職員に対して、公務員と同水準まではいかないですけれども、そこまでの待遇を保障できるような制度というのがあったころに福祉の現場に携わっていた経験があります。しかし、多くの福祉サービスというのが、民間参入というか、多様な事業形態の中で、社会福祉法人にだけそういう補助がということの理由もあってか、削られてしまったんですよね。それからやはり待遇がずんずんと苦しくなっているということも以前の同僚からもお聞きしたりするわけです。そういった点からも、民間保育所の確保について、どういった支援を摂津市として行えるのか、行っているのか、お聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　国のほうでは、教育、保育に要する費用として設定されます公定価格に処遇改善加算が行われ、給与面での改善が図られております。本市におきましては、民間法人が保育士のために借り上げた宿舎の経費に対する補助を行っており、保育士の確保支援を行っているところでございます。

また、平成２８年度には、保育士の業務負担を軽減するため、民間法人が保育支援システムを導入する場合の経費に対する補助を実施し、保育士の離職防止を図ってお

り、今議会におきましても、１年分の補助金の予算計上をさせていただいております。

一方、保育所等で保育に携われることができる人材として、子育て支援員の養成を昨年度から実施しております。子育て支援員は、子育て支援分野に関して必要な知識や技能等の講習を修了した者で、一定の要件のもと、保育士にかわり保育所等に配置することができることから、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　現状取り組んでいる中身についてご答弁がありましたけれども、やはりそれでは不十分だというのが今の実態ではないのかと思っております。今後、政府のほうもいろいろと補助も含めた支援策を検討しているようですけれども、市として、現在の取り組みに加えて、今後どのような取り組みが考えられるのか、この際、答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　全国的に待機児童解消のため施設整備が行われておりますけれども、本市におきましても、施設の建て替えや創設により定員・総員の増加を図っております。以前から保育士不足が叫ばれる中、施設整備が進むことにより、一層保育士の確保は難しくなっており、これは全国的にも同じ状況でございます。

そのような中、一部の自治体では、保育士の確保支援に向けて独自の事業を実施しているところもございます。本市といたしましても、他の自治体の事例を研究し、また、摂津市保育連盟と協議しながら、有効な保育士確保支援策を研究、検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。

○弘豊議員　一部の自治体では、保育士不足の中で基準を緩和して、そういうことをやろうとしているところもありますけども、そうではなくて、しっかりとした体制を確保していく中で保育士の処遇も改善していく、そんな方向を検討していっていただけたらと思います。

次に、最後、障害者福祉の関係の施設についてですけれども、公共施設等総合管理計画の中で、障害者総合支援センターについての記載があったかと思うんですけれども、この建物についてお聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　旧商工会館に移転しました障害者総合支援センターの機能及び建物の維持管理につきましてお答え申し上げます。

障害者総合支援センターは、平成２９年１０月に、教育センターの１階から旧商工会館へ移転をいたしております。これは、これまでの教育センター１階では、相談室が２室しかなく、増加する相談に対応することが困難であったため、スペースの確保が可能な旧商工会館へ移転をしたものでございます。

現在の障害者総合支援センターの機能といたしましては、障害者総合相談支援センターウィング、茨木・摂津障害者就業・生活支援センターのほか、障害者団体用会議室、障害者団体用倉庫、障害者の店「陽だまり」がございます。

また、建物の維持管理に関してでございますが、この建物は、摂津宥和会が商工会と賃貸借契約を締結し、使用しているものでありますことから、摂津宥和会において維持管理を行っていただいているものでございます。

○嶋野浩一朗議長　弘議員。
○弘豊議員　現在の障害者総合支援センターについてですけれども、ある意味、相談支援の機能しか十分には役割を果たせていないんじゃないのかと思うわけで、以前から障害者センターについて、この１２月、障害者週間などもある中で、当事者や団体の方からも要望があると思うんですけれども、そういったものについての考え方についてお聞きしておきたいと思います。
○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。
○堤保健福祉部長　現在の障害者総合支援センターにつきましては、増加する相談に対応するために移転を実施したものでございます。障害者が気軽に集える場所となっていないということにつきましては認識をしているものでございます。障害のある方が住み慣れた地域でより安心して暮らせる環境を整えるためにも、障害者が気軽に集える場所として、障害者総合支援センターの必要性は感じているところではございますが、新たに土地を確保し、施設を建設することは困難であると考えておりますことから、現有施設の活用を基本に検討いたしたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　弘議員。
○弘豊議員　必要性は認識もされているということなので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思います。
○嶋野浩一朗議長　弘議員の質問が終わりました。
　次に、藤浦議員。
　（藤浦雅彦議員　登壇）
○藤浦雅彦議員　今年は大変自然災害の多い年となりましたけれども、災害に強い摂津市の構築の決意を込めまして、順位に従いまして一般質問させていただきます。
　まず１番目、「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者等の住宅確保要配慮者の入居促進を図ることについてですが、今年発生した大阪北部地震や台風２１号で転居を強いられた高齢者から相談を受けましたが、家が見つかっても連帯保証人になってくれる人がなかなか見つからずに随分苦労されていました。同様のケースは多かったのではないでしょうか。
　さて、２０１７年１０月より住宅セーフティネット法がスタートしておりますが、私は、直感的に、この法律の充実が高齢者などの保証人問題の解決の鍵になると思いました。この法律は、１番目、住宅確保要配慮者と言われる低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代の人たちの入居を拒まない住宅として、大阪府などに賃貸住宅の登録制度を設置する、２番目には、登録された賃貸住宅の改修費や低所得の入居者への経済的な支援、３番目には、大阪府に居住支援法人登録制度を置き、賃貸住宅の入居に係る情報提供、相談、見守りなどの生活支援、連帯保証人にかわる家賃債務保証等の業務のあっせんを行い、また、家賃債務保証を行った居住支援法人には、国の機関である住宅金融支援機構により保証の肩がわりをします。こうした三つの大きな柱から成り立っています。
　１番目に、市内には賃貸住宅の登録物件がないですが、この制度の周知はどのようにされているのか、また、制度の趣旨として、空き家、空き室を活用した住宅セーフティネットの可能性が述べられていますが、どのように認識をされているのか、ご答弁をお願いいたします。
　次に、２番目、私道舗装工事助成制度の創設についてですが、これまでに、道路のアスファルト舗装改修の市民要望に、市の認定道路ではないという理由で未改修にな

ってきたケースがあります。１回目に、市として、道路舗装改修についての方針についてご答弁をお願いします。

次に、３番目、耐震改修補助制度の各市の対応が違うことについてですが、今年は大阪北部地震が発生し、耐震改修に対する市民意識が大変高くなっていると思います。１回目に、現在実施されている耐震改修補助制度の内容と、第２期耐震改修計画及び今回の災害後の申請状況についてご答弁をお願いいたします。

次に、４番目、災害発災後の情報伝達・避難所開設の検証についてですが、現在、大阪北部地震、台風２１号の発災後の対応の検証は取りまとめ段階だと思いますが、情報の伝達についてどうであったのか、また、避難所開設についてはどうであったのか、現在までの検証内容をご答弁お願いいたします。

次に、５番目、持続可能な開発計画（ＳＤＧｓ）の市民周知と教育実施で達成を目指すことについてです。

先日、大阪万博が決定をいたしましたが、テーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」、目指すものに「国連が掲げる持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が達成される社会」となっています。このＳＤＧｓの概要と取り組みについてご答弁をお願いいたします。

次に、６番目、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減・京都アピールを受けた取り組みについてですが、１回目に、食品ロス削減について、これまでの本市の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

次に、７番目、民間保育所のアレルギーを持つ子どもの対策についてですが、近年、アレルギーを持つ子どもが増加し、対応が重要視されていますが、１回目に、本市における保育所等でのアレルギーを持つ児童に対する取り組みの現状についてご答弁をお願いいたします。

次に、８番目、学童保育のサービス向上についてですが、昨年に大阪府下の実情を調べたことがありましたが、本市の状況は、延長保育、土曜日保育、学年延長、どれをとってもワーストワンであったと記憶していますが、実情と認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、９番目、平成３０年度の公立学校施設整備費についてですが、先日国会で成立した平成３０年度補正予算に基づいて、公共学校施設整備費についての内示があったようですが、どのようなものであったのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、１０番目、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてですが、１回目に、歯と口腔の健康に及ぼす影響について、どのように認識をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、１１番目、たばこの受動喫煙防止の新たな取り組みについてですが、１回目に、これまでの受動喫煙禁止についての到達点についてご答弁をお願いいたします。

次に、１２番目、不育症の周知と患者支援の補助制度創設についてですが、平成２７年９月議会で我が党の福住議員が同じ質問をされていますが、その際の答弁で市のホームページに情報提供すると言われておりますが、ホームページを見てもよくわかりません。最初にそのことについてご答弁をお願いいたします。

１回目、以上で終わります。

○嶋野浩一朗議長　答弁を求めます。建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　住宅セーフティネット法についてのご質問にお答えいたします。

住宅セーフティネット法の運用につきましては、大阪府がＯｓａｋａあんしん住まい推進協議会を設立され、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度として不動産業者と賃貸住宅の登録を受け付けており、大阪府のホームページなどにより容易に検索できるようになっております。

空き家対策への活用につきましては、空き家対策として空き家の有効利用にも取り組むこととといたしておりますことから、所有者への啓発などにおいて、空き家活用の一例として情報提供することも検討してまいりたいと考えております。

次に、私道舗装工事助成制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が舗装改修を実施しております道路は、道路法第８条で規定する市認定道路、及び、摂津市法定外公共物の管理に関する条例第２条で規定する道路、いわゆる市が管理する道路であります。建築基準法上の道路で、第４２条第１項第２号の開発道路で市が移管を受けていない道路、また、第４２条第１項第５号の大阪府が位置を指定する位置指定道路などにつきましては、原則私道となりますので、陥没などの部分的な損傷箇所があれば、補修などによる応急対応はいたしますが、全面的な舗装の改修は行っておりません。

舗装改修につきましては、市が管理しております道路が約２３０キロメートルあり、老朽化が進む中で、市民からの苦情、要望なども多く、また、幹線道路の計画的な改修なども進めており、市管理道路におきましても舗装改修が追いついていない状況にありますことから、市が管理義務を負います市管理道路の舗装改修を優先している状況でございます。

次に、耐震改修補助制度に対しまして、各市の状況が違うことについてのご質問にお答えいたします。

まず、耐震改修補助制度につきましては、昭和５６年５月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を対象としており、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された建物の補強工事に対して補助を行うもので、所得制限など一定の条件はありますが、最大１００万円を補助する制度でございます。また、建物除去工事や耐震シェルター工事に対しましても最大４０万円を補助するものでございます。

次に、耐震改修促進計画の取り組みでありますが、民間住宅の耐震化率は、平成２９年１２月時点の推計では約８３％であります。また、平成２９年度の申請状況につきましては、耐震診断補助は１３件、耐震改修補助は９件で、そのうち除却が５件であります。今年の申請状況につきましては、地震、台風の影響もあり、所有者の耐震化への関心も高まっており、１１月末時点で耐震診断補助は３９件、耐震改修補助は８件で、そのうち除却が３件となっております。

○嶋野浩一朗議長　続いて、総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　災害発生後の情報提供及び避難所開設についてのご質問にお答えをいたします。

災害発生後の情報伝達につきましては、大阪北部地震の際には、ホームページ、エリアメール、テレビの地上波デジタル放送、防災行政無線等を通じて防災関連情報をお知らせしたところでございます。この中で、防災行政無線につきましては、屋内では聞き取りにくい場合もございますの

で、同じ内容を専用ダイヤルで聞けるサービスを用意いたしており、広報誌等で電話番号を周知させていただいたところでございます。

これらの情報伝達に関する課題の一つといたしまして、パソコンやスマートフォン、携帯電話などをご利用されない方にいかにして迅速に緊急情報を伝えるかがポイントでございます。この点につきましては、多くの自治体が頭を悩ませているところでございますが、ご近所同士の声かけ等、地域内での情報伝達は非常に重要な手段ではないかと考えております。

次に、避難所の開設についての課題でございますが、夜間や休日にいかにして迅速に避難所を立ち上げるかが課題の一つでございます。この課題を解決するには、緊急防災推進員等による避難所開設訓練に加え、地元の自主防災会の皆様方にもご協力をいただく必要がございます。また、防災サポーターの養成にも現在取り組んでおりますので、これらを併せ持って総合的に対策、訓練を重ねて、避難所のスムーズな開設に結びつけたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　持続可能な開発計画（ＳＤＧｓ）の概要等についてのご質問にお答えをいたします。

ＳＤＧｓは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、２０１５年９月の国連サミットにおいて採択されました国際目標であり、２０３０年を年限とし、貧困、健康、気候変動対策など１７のゴールと、それを達成するための具体的な１６９のターゲットで構成されております。国の取り組みといたしましては、実情に即して内容を再構築し、健康長寿の達成や環境の保全をはじめといたします八つの優先課題について重点的に取り組みを進められているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

（山田環境部長　登壇）

○山田環境部長　食品ロス削減についてのこれまでの本市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昨年度は、廃棄物減量等推進員を対象に、京都市でごみ種別の分析調査を実践されています京都大学大学院准教授の浅利美鈴先生に、食品ロス削減に関する講演をしていただきました。また、３０・１０（さんまるいちまる）運動や食べきり運動を、市のホームページや広報誌、さらには商工会にもご協力をいただき、商工会ニュースでもＰＲするとともに、環境フェスティバルでは啓発チラシの配布を行いました。

今年度につきましては、昨年度に引き続き、広報誌やホームページ、環境フェスティバルを利用した啓発のほか、ごみ減量化・環境絵画展でのポスター掲示や、おいしい食べきり運動実施中ののぼり旗を作成して摂津まつりで掲げるなど、さまざまな機会を捉え、食品ロスの削減をＰＲしております。

また、啓発活動のほか、昨年、適量で残さず食べる運動に賛同する自治体でつくる、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に加盟し、先進自治体の事例や成果等の情報収集にも努めております。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　保育所等でのアレルギー対応についてのご質問にお答えいたします。

保育所等に入所している乳幼児は、就学児童に比べ、アレルギー疾患を有する子ど

もの割合は高い状況でございます。また、子どもが幼小のため、自己管理ができないという状況もございます。

そのようなことから、厚生労働省では、保育所職員が保育所での具体的な対応方法や取り組みを共通理解するとともに、保護者を含め、保育所を取り巻く関係機関が連携しながら組織的な取り組みができるよう、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを作成されております。公立、民間を問わず、このガイドラインを活用しながら、職員間の連携はもとより、除去食や代替食の提供、取り違えがないようお盆や食器の色を変えるなど、さまざまな対応を行っております。

続きまして、学童保育についてのご質問にお答えいたします。

本市における学童保育室のサービス状況でございますが、対象児童は小学１年生から３年生までとなっており、開室時間は午後５時３０分までとなっております。また、土曜日の開室は第４土曜日のみの開室となっており、他の自治体と比較すると、受け入れ体制に係るサービス状況は低いものとなっております。

なお、今年度における大阪府内自治体の実施状況につきましては、大阪市を除く府内４２団体のうち、利用学年の延長を実施しているのは３８団体、障害児のみ４年生以上の受け入れを行っているのは３団体でございます。平日の開室時間について、午後７時まで開室している団体は２８団体ございます。また、土曜日の開室について、毎週実施している団体は３５団体という状況となっております。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　平成３０年度の国の補正予算に伴うブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金についてのご質問にお答えいたします。

今回の臨時特例交付金は、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊や、猛暑による健康被害の発生状況等を踏まえ、子どもたちの安全と健康を守るため創設されたものでございます。

現在、小・中学校へのエアコン設置状況につきましては、普通教室や支援学級教室への設置は完了いたしておりますが、特別教室につきましては、音楽室や図書室など一部の教室を除きエアコンが設置されておりません。今回、残りの理科室や美術室などへの設置に向け、臨時特例交付金を申請したところ、内示がございました。今後、実施設計、設置工事に向けて準備を進めていく予定でございます。

なお、大阪北部地震による小・中学校等施設ブロック塀撤去、復旧工事につきましては既に完了いたしておりますが、その財源につきましては、今回の臨時特例交付金よりも補助率の高い災害復旧事業に伴う国庫負担金を活用する予定でございます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　歯と口腔の健康に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

歯と口腔の健康につきましては、単に歯周病や虫歯の予防だけでなく、そしゃくや嚥下などの口腔機能の維持・向上に取り組むことが必要であります。虫歯や歯の喪失等による口腔機能の低下は、食べることやコミュニケーションの意欲低下、全身の運動機能の低下につながり、フレイルや要介護状態を引き起こすきっかけとなるため、健康寿命に大きな影響を及ぼすことになり

ます。さらには、糖尿病や心臓血管疾患などの生活習慣病や認知症への影響も懸念され、健康寿命の延伸におきまして、重要な分野の一つであると認識しておるところでございます。

続きまして、受動喫煙防止の取り組みとして、これまでの到達点についてのご質問にお答えいたします。

平成２９年４月１日に摂津市健康づくり推進条例が施行されて以降、同年１２月には、ＪＲ千里丘駅と阪急摂津市駅周辺及び両駅間を結ぶ市道千里丘三島線を路上喫煙禁止地区に指定し、地区指定後には、駅、街頭での啓発活動や、各種イベントでのＰＲ、啓発看板等を設置するなど、さまざまな啓発活動に努めてきたところでございます。これまでのところ、大きなトラブルもなく、ポイ捨てされたたばこの吸い殻も減少する傾向にあると認識しておりますが、一部、市民から周知が行き届いていないなどのご指摘もありますことから、引き続き啓発活動の強化等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成２７年９月議会における不育症に関する答弁についてのご質問にお答えいたします。

平成２７年９月議会におきまして、大阪府の不育症に関する相談事業についてのホームページで情報提供に努めると答弁いたしましたが、その後、大阪府特定不妊治療費の助成制度及び不妊についての相談をご紹介するページから、大阪府の不妊対策事業のページへご案内する形でご紹介をさせていただいているところでございます。リンク先である大阪府のページでは、不妊対策事業の中で不妊と不育の相談を一括してご案内しているため、そのような対応をさせていただいておりましたが、不妊と不育症の定義が異なるため、不育症で悩まれている方には大変わかりづらいものとなってしまっていたことにつきましては真摯に反省し、現在は、タイトルに「不育症」を明記し、探しやすいように修正しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。２回目からは一問一答でお願いしたいと思います。

まず、１番目の住宅セーフティネット法についてですが、摂津市内において賃貸住宅の登録物件はないですけども、居住支援法人の登録件数が１件あります。この居住支援法人は、住宅確保が難しい高齢者などに対してどのような役割を担っているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　住宅確保要配慮者居住支援法人と申しますのは、住宅セーフティネット法に基づき、高齢者をはじめ、低額所得者、被災者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人など、住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、都道府県が指定するものでございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この登録されている法人は、今回の災害時に高齢者の転居等にどのようにかかわっておられるのか、わかる範囲でご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　住宅確保要配慮者居住支援法人の制度でございますが、現在、始まったばかりでございまして、本格的な周知

活動も今年度から取り組まれているような状況でございます。市といたしましては、地震や台風などの災害で家屋が損壊し、住み続けられなくなった高齢者からの相談に対し、新たな住まいを探す一助として窓口の情報提供に努めてまいったところでございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　今後、ますますこういった高齢者が増えていくと思いますけども、その問題について、今後どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　高齢者の住まいにつきましては、生活の基盤となるものでございます。高齢者が安心して生活できる住まいに関する情報を収集、提供できるよう、大阪府や関係部署、居住支援法人等事業者と連携し、住宅確保の支援に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　中間見直し予定の住宅マスタープランの中の見直し指針１１に、住宅確保要配慮者への住宅の確保と支援については、官民が連携して、重層的な住宅セーフティネットの確立に向け、公営住宅や民間賃貸住宅を活用した取り組みに努めるとあります。これはまさに住宅セーフティネット法のことであると思います。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯の人たちの居住問題解決の鍵になると思います。この施策を市の総力を挙げて推進していただくことを要望しておきたいと思います。

また、登録される居住支援法人として、摂津市社会福祉協議会がその業務に当たることが最適であると考えています。府下でも２市が登録をしているようですけれども、本市でもぜひその可能性を探っていただくように要望しておきます。

次に、２番目の私道舗装工事助成制度の創設についてですが、市管理道路の舗装改修を優先しているという答弁でございましたので、これまで歴代担当者からは私有財産に予算を使うことはできませんと回答されてきましたので、一歩前進と受けとめたいと思います。

こうした問題に助成制度を設け、先進的に取り組んでいる市もあるようですが、わかる範囲でご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　私道舗装工事助成に対します２回目のご質問にご答弁させていただきます。

府内では１６市で私道の舗装改修工事に伴う助成が行われております。助成の内容につきましては、工事費の一部を上限金額を設けて助成する市が多い状況にあり、北摂では吹田市、豊中市が実施しております。

各市の助成の要件につきましては、市に寄附することを前提としたものや、道路幅員を４メートル以上とするもの、また、全ての権利者が同意をしていることなど、各市さまざまな要件を付した上での助成となっております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　私もいろいろ調べましたけども、さっき出てきました豊中市の場合に、私道の公道化を促進するために、私道について、市に寄贈するために発生する舗装工事費、側溝整備費、分筆測量費等の一部を助成する制度があります。私道を市道に整備できる画期的な制度であると思いますが、こういった制度はどうですかね。また、そのために私道の実態把握が必要だと

思いますが、併せてご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　豊中市では、寄附により公道とすることを前提として、私道の舗装改修工事に対して、その費用の一部を助成されております。また、登記上の問題などにより公道にできない私道に対しましても、私道の所有者が行う舗装改修工事に対しまして、その費用の一部を助成されております。

本市といたしましては、市管理道路の舗装改修が追いついていない状況にありますことから、市管理道路を優先すべきと考えておりますが、今後、私道の取り扱いにつきましても検討が必要と認識しており、各市の状況なども踏まえ、助成や寄附についても研究してまいりたいと考えております。

また、私道の状況把握につきましては、応急対応を実施した箇所などにおいては、所有者や道路幅員、延長などについて、部分的には把握をいたしておりますけれども、全体的な把握はできていない状況でございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　市内には、昔から住宅地であったような区域とか、また、古い開発地で一部私道が存在します。また、それ以外にも、大阪府が指定を受けた位置指定道路というのがありますが、合わせるとかなりの延長になります。中には、損傷がひどくて、高齢者が歩行するのに困難な状況の道路もあります。私道舗装工事助成制度の創設について、実現いただけますように強く要望いたしましてこの質問を終わります。

次に、３番目の耐震改修補助制度についてですが、本市の特性として、万博などで早くから都市化が進む中で、狭い敷地での建売住宅の分譲が進み、購入後に手狭になって増築をされているものが多く、違反建築物となっていますが、所有者には自覚がありません。そうした建物の耐震改修の相談を受けることがあるんですけども、そういうものに対して、市としてどのように対応されているのか、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　旧耐震基準の木造住宅耐震改修補助の交付申請につきましては、まず、事前相談を受け、耐震診断による耐震性の不足が判明した壁や柱などの補強設計について、専門技術者を交え協議いたしております。しかし、増築などがあります場合には、本来建築確認を受ける必要がありますことから、建築確認を受けずに増築されている違反建築物の場合には、耐震改修工事の際に、増築部分の撤去など、法に適合するよう是正指導を行っておりますが、指導に応じていただけない場合は、補助金の交付申請はご遠慮をいただいているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　業者に耐震診断を依頼したら、摂津市では違反建築のため耐震改修補助制度は受けられませんが、大阪市なら大丈夫ですと言われたと、ある市民からお聞きをしました。それを受けて、府下全市に私は聞いてみたわけですが、そうしますと、大阪市や堺市を含めて１３の市が違反を問わないと、命を守ることが最優先という市もありました。残りの大半は集団規定に違反しないこととしていましたけれども、全体的には北摂は厳しい対応だと感じました。こういったことについてどのように認識されているのか、ご答弁をお願いい

たします。
○嶋野浩一朗議長　建設部長。
○土井建設部長　耐震改修補助につきましては、大地震による建築物の倒壊などに対しまして、安全を確保するために、建築物の安全性の最低基準を定める建築基準法の遵守を基本とし、特定行政庁であります大阪府の指導に基づき、本市の補助金交付要綱に基づき執行しているところでございます。
○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。
○藤浦雅彦議員　国の制度で、市によって対応がこんなにばらつきのある制度は私も初めてでありますが、私も建築業界におりましたので、法律を守るということはよく理解できますし、また、命を守ることが最優先というのも間違っていないと思います。この問題は市民に不公平感が残ったままになっていることにあります。このことを胸に刻んで、今後の国の動きを注視しながら柔軟な対応をお願いしたいと思います。これは問題提起としておきたいと思います。
　続いて、４番目の災害発生後の検証についてですが、情報伝達の課題の一つに、パソコンやスマートフォン、携帯電話を使えない人に対する情報伝達があるとの答弁でした。今年の大阪北部地震の発生後に、芦屋市の山中市長が義援金をみずから届けていただきましたけども、その際に、当時、市議会議員をされていたときに起こった阪神・淡路大震災のお話を聞かせていただきました。ライフラインも長期間途絶えた中で、最初は市議会議員としてさまざまに市民要望を届けておられましたが、一向に対応がままならない中で、議会で話し合って、議員が広報板に市からの情報を掲示することを担当したと言われていました。私はこれを聞いて、大変いい取り組みだと直感いたしました。大災害時に市内にある広報板を直ちに災害広報板とし、さまざまな災害情報を掲示し、その役目を例えば郵便局に委託するなどのことを提案したいと思いますが、どう考えられるのか、ご答弁をお願いいたします。
○嶋野浩一朗議長　総務部長。
○井口総務部長　災害広報板のご質問でございます。
　本市では、災害時において、復旧・復興の支援メニューなどを迅速にお届けする必要があるため、基本的にはホームページを利用しました情報発信を行っているところでございます。しかしながら、その時々の状況に応じた広報手段も必要と考え、このたびは、罹災証明の申請を７階講堂で受け付けさせていただいた際に、講堂の壁に各支援メニュー等を掲示するなどの広報も実施してまいったところでございます。
　議員がご提案の災害広報板につきましては、多くの市民の目に触れる広報板を活用したものというご趣旨でございますので、貼り出し作業等も含め、今後、広報課と協議、検討を進めてまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。
○藤浦雅彦議員　その広報板ですけども、少しばらつきがあります。設置位置について再構築することも必要だと思いますが、ご答弁をお願いします。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　広報板につきましては、現在、市内におきまして２０５台設置をいたしております。議員からもございましたように、広報板の設置が地域によって偏在しているということは認識をいたしているところでございますが、昨日からの総務部長答弁にもございますように、災害時にお

ける広報手段のあり方も全庁的に検討いたしており、広報板の設置場所の再構築につきましても併せて研究をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　災害広報板の取り組みについては、ぜひとも実現に向けて検討をお願いしたいと思います。

　また、今年７月に安威川の避難準備情報が夜１１時を過ぎて出されたときに、自宅からタクシーで避難所に向かった職員が２時間程度かかったということをお聞きしました。昨日は、長期避難になったときに、自主防災会の協力要請の議論がありましたけれども、避難所の開設についても、自主防災会と管理者で避難所運営計画を作成し、開設訓練を実施するとともに、鍵を自主防災会に預けておくことが必要になると思いますが、どのように認識されているのか、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　避難所開設のご質問でございます。

　避難所を速やかに開設いたしますには、事前の準備、伝達が必要でございますが、職員だけではなかなか対応ができていないのが現状でございます。そのため、自主防災会のご協力をいただきたいと考えておりまして、この旨、自主防災訓練の際には避難所運営の訓練も実施していただきたいというような要望もさせていただいているところでございます。深夜に災害が発生した場合、職員が解錠するよりも、自主防災会の方、地元の方のほうがいち早く到着できるということでございますので、鍵の受け渡しに関しましても今後研究を進めていきたいと思います。ただ、鍵のことですので、なかなか問題もございます。慎重に取り扱っていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　地域で避難所の鍵を預かることについては、先日行われました三宅地域の自主防災訓練の中の情報コーナーで市民から出ていた意見でした。役所だけでは限界があると思いますので、一斉でなくても、できるところから市民との協働に取り組んでいただけるようにお願いし、要望といたします。

　次に、５番目のＳＤＧｓについてですが、職員や市民に対する周知、これをどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　ＳＤＧｓは、さまざまな課題につきまして、持続可能な循環型社会を目指す取り組みでございます。本市総合計画と重なるところも多いということで考えております。

　今後でございますけれども、庁内での職員向けの研修や機会を捉えて、ＳＤＧｓの理念・意義の周知を行うなど、本市職員にＳＤＧｓの理解促進を図ってまいりたいと考えております。

　また、ホームページでの周知等々でございますが、各種施策にリンクさせるなど、先進事例なども踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　また、小・中学校で教育に取り組んでいる自治体もありますけれども、摂津市ではどのように取り組まれるのか、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　小・中学校でのＳＤＧｓの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまでも、本市の小・中学校では、２００４年に国連で提唱されました、子どもたちが環境問題や人権問題等を身近な問題として捉え、その解決を目指す学習、いわゆるＥＳＤに取り組んでまいりました。議員がお示しのＳＤＧｓは、これらの取り組みを目指す目標を国際的に整理したものと捉えております。教育委員会といたしましては、今後は、ＳＤＧｓに示された目標を意識したＥＳＤの取り組みをさらに推進するよう、各学校を指導してまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　このＳＤＧｓの取り組みは、地球温暖化防止、食品ロス削減や貧困の撲滅など、あらゆる取り組みに共通しますが、まずは、市民にＳＤＧｓを周知し、国連に市民の思いを集めながら、来る大阪万博を迎えていく取り組みが重要だと思います。本市にあっても、今検討中の総合計画や、その他の計画にも関連づけていくことが重要だと思います。環境先進市として推進をぜひ要望したいと思います。

最後に、市長に、このＳＤＧｓの達成に向けての思いについてお答えいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　森山市長。

○森山市長　藤浦議員の質問にお答えをいたします。

ＳＤＧｓ、どちらかと言えば耳新しい言葉だと思います。ちょっと難し過ぎて、この言葉は何かほかにないかと、そういう印象を持っておりますけれども、今おっしゃったように、このＳＤＧｓは、環境問題、平和とか女性とか子ども等々、その取り組みはさまざまな分野に広がっているといいますか、及んでいると思います。その精神は、みんなで一緒になってというか、力を合わせて、困っている人がいたら手を差し伸べるというか、そういった精神があろうかと思います。

摂津市では、ご案内のとおり、平和都市宣言、環境創造都市宣言、子どもの安全安心都市宣言、それから健康都市宣言などの宣言がございます。また一方で、五つの心を実践しよう、人間基礎教育の徹底にも取り組んでおります。この宣言、また人間基礎教育の精神も、このＳＤＧｓと符合するところがたくさんあります。そういうことで、これからのまちづくりの中で、こういった推進等々を通じて、各分野におけるＳＤＧｓの取り組みにつなげていければと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　よろしくお願いいたします。

続きまして、６番目の食品ロス削減についてですけども、３０・１０（さんまるいちまる）運動にちなみまして、今年１０月３０日に第２回食品ロス削減全国大会ｉｎ京都が開催され、本市も全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の会員市として参加をされましたが、そこで京都議定書にちなんで採択された京都アピールというのがありましたが、これはどういったものであったのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

○山田環境部長　食品ロス削減全国大会での京都アピールについてのご質問にお答えいたします。

本年１０月３０日に開催されました第２回食品ロス削減全国大会では、事業者や学識経験者、行政などから事例発表とディスカッションなどがあり、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減・京都アピール

が採択されました。このアピールでは、市民、事業者、行政など、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、もったいない、しまつの心といったすぐれた文化を浸透させるとともに、具体的な取り組みを通じて、食品ロス削減に向けた機運の醸成や理解と実践の輪を拡大させ、環境に優しいライフスタイル、ビジネススタイルへの転換・定着を図り、持続可能な社会を実現するとしております。

本市におきましても、このアピールの趣旨を踏まえまして、食品ロスの削減に向けて、できることから着実に取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　私もこの会議には参加をさせていただきましたが、大変具体的な取り組みを含んだグレードの高いアピールであったと思います。本市として、この京都アピールを受けて、今後どのように具体的に取り組んでいかれるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

○山田環境部長　まず、直近の具体的な取り組みといたしましては、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会において、現在、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを展開されておりますので、本市におきましても、忘年会や新年会などをターゲットにした啓発チラシを作成し、既に自治会回覧をしていただいているところでございます。

また、食品ロスにつきましては、食品メーカーや卸売、小売、飲食店、家庭など、食べることに関連するさまざまな場所で発生しております。そのうち、家庭から発生する食品ロスが全体の半分近くを占めるといったデータもございますことから、今後は、外食だけではなく、家庭での食品ロス対策にも目を向けて、国や府、同協議会と連携を図りながら、さまざまな機会を捉えて、さまざまな方法を用いて啓発に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　家庭での食品ロス対策に目を向けるとの答弁でございましたけども、家庭に余っている食品の寄贈を呼びかけながら食品ロスの意識を浸透できる取り組みにフードドライブがありますが、実施されてはいかがでしょうか。また、意識啓発のためのパネル展なども有効です。環境分野では、早くから民間や市民との協働でさまざまな取り組みが行われていますが、この食品ロス削減の取り組みも市民と協働で行うことについて、併せてご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

○山田環境部長　ただいま、議員から、食品ロス削減に向けて、フードドライブ、パネル展、市民との協働といったアイデアをご提案いただきました。先ほど答弁させていただきましたとおり、本市は全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会にも加盟して、いろんな情報収集に努めておりますことから、先進自治体の事例や成果等も情報収集しております。これらの情報、それから、ただいまのご提案などを参考にさせていただき、今後も食品ロス削減に向けて取り組みを進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この食品ロス削減につきましては、国において、今、法律化されようとしておりますし、市民との協働でさらに活発な取り組みをお願いし、これは要望といたします。

次に、７番のアレルギー対策についてで

すが、先日、アレルギーの子ども二人を持つ母親から相談をいただきました。二人目の子どもを出産し、育児休暇の期限の２年ぎりぎりまで受け入れ場所が決まらず、結局、上の子どもとは別の公立保育所に入れることになりました。決断をするまでには、職場を退職しようか、また、２か所のかけ持ちで送り迎えができるか、不安の中、大変苦労されておられました。本来は同じ園に受け入れられることが望ましかったわけですが、民間保育所がもっとアレルギーのある子を受け入れられるようにするために、市としてはどのような支援ができるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　保育所等における食物アレルギーの対応として最も重要なことは、食物の除去に関する管理でございます。公立の保育所では、アレルギー疾患を有する子どもの情報を共有するため、朝のミーティングなどで日々確認をしながら、共通認識を持って対応をしております。

　一方、民間保育所等に対する本市の支援でございますけれども、公私立園長会等において、アレルギー疾患を持つ児童の対応をはじめ、新しい保健の知識を引き続き発信していく必要があると考えております。平成２８年度には、公私立の主任保育士を対象に、食物アレルギーとエピペンをテーマに研修を実施しており、今後も定期的に研修を実施してまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　アレルギーを持つ子どもが増えている一方で、働かれる母親も大変増えております。こうした困った状況にならないように、市としてできる限りの支援と対策をお願いし、要望といたします。

　次に、８番目の学童保育のサービス向上についてですが、これまで、平成３１年度より延長保育の実施を計画されていましたが、方針を変更されたようです。これはきのうの議論にもありましたけれども、改めてその内容についてご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　本市では、平成３１年４月からの学童保育の延長保育の実施に向けて、保護者説明会や子ども・子育て会議の開催等、この間、取り組んでまいりましたが、委託事業者の相手方に関して検討を行った結果、延期とさせていただくこととなりました。延長保育の実施に当たりましては、一部の学童保育室の運営を民間事業者へ委託することにより、指導員の人員体制を整えた上で、市内全ての学童保育室で実施したいと考えております。今後も引き続き、委託の候補となります事業者に対する情報収集に努め、早期に延長保育が実施できるよう進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この問題は、他市にできて、なぜ本市にできないのかと、これまで何度も言ってまいりましたけれども、いまだにめども立っていない。しかも１ミリも進められていない状況が続いております。学童保育に通わせる保護者から何度もサービス向上の要請を受けてきました。そして、私ども公明党は何度も要望もしてきましたが、まだ何ら変わっておりません。昨日も民間委託について大変厳しい議論がありましたが、これは時間をかけてじっくり取り組まなければならない大事な問題です。平成３２年４月実施のめどもついていない中で、民間委託ができなければ一切のサービス向上ができないのであれば、あま

りにも希望がありません。

せめてつなぎになるような取り組みを提案したいと思います。これは例えばですけども、土曜日保育クーポン券制度、市内の保育所・園、また幼稚園、ファミリーサポートセンターなどで使えるもので、土曜日だけの分ですけども、もと通っていた保育所とか保育園とか幼稚園が受けてくれれば、なおよい制度になると思いますけれども、こういったつなぎになる制度の創設について、どのように評価されるのか、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　現在の取り組みとは異なる形でのサービス向上の検討を行えないかというご指摘でございますけれども、現在の取り組みにつきましては、子ども・子育て会議でご議論をいただき、意見書もご提出をいただいております。また、今年度の取り組み経過も踏まえた上で、利用者に対してご説明していくことも重要であると考えております。まずは、最短で平成３２年度から延長保育が実施できるよう注力していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　暫時休憩します。

（午前１１時５４分　休憩）

（午後　１時　　再開）

○嶋野浩一朗議長　再開します。

一般質問を続けます。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この質問は、長い間、学童保育の延長を待っていただいて、やっと平成３１年４月から始まると喜んでおられた方が、結局できないということで、本当にがっかりされている、そんな思いを受けて質問させていただいているわけでございます。以前には、土曜日保育を月に１日追加したりとか、開室時間を午後５時から午後５時半に延長したりということもありました。だから、ちょっとでも、３０分延長でもいいし、土曜日だけでもいいし、何とかサービス向上ができないかという思いを訴えさせていただいております。委託先が社会福祉法人もしくは学校法人に限定をされたということで、平成３２年４月と言われていますけど、民間委託は委託で、これはしっかり時間をかけてやっていただかなければならないという問題でありますし、そういう意味で、何とか保護者の立場に立ってしっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、明年の重点テーマは子どもがその一つになっていますので、それは、確実に足を引っ張っている一つがこの学童保育問題であると思います。そういう意味では、解消できるように全力で取り組んでいただきたいということを要望して、最後に教育長に決意を述べていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　教育長。

○箸尾谷教育長　昨日もご答弁申し上げましたけれども、今回、平成３１年４月から時間延長を行うということを申し上げておきながら、それがかないませんこと、子どもたち、保護者には本当に申しわけないと思っております。今おっしゃっていただきましたように、平成３２年４月からの時間延長に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、次に９番目の学校施設整備費についてですけども、特別教室への空調設備設置については今年から５か年計画で実施すると認識をしておりましたけれども、今後どのようになるのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　特別教室へのエアコン設置につきましては、ご指摘のとおり、平成３０年から５か年計画を策定し、実施設計、工事を順次行う予定にいたしておりました。今回、臨時特例交付金の内示をいただきましたので、これを活用することが可能になりました。したがって、計画の前倒しについて、今後、関係部署と協議をしてまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。
○藤浦雅彦議員　既に実施設計が行われています第一、第二、第三中学校は違う補助金を使われていると思いますけども、それぞれの補助率がどのようになっているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　ご指摘の３校につきましては、今回の臨時特例交付金ではなく、計画に沿った形で通年事業の交付金事業の申請を行っておりました。今回、この特例交付金の対象には除外はされておりますが、現在、その旨を大阪府に確認を行っているところでございます。
　なお、補助率につきましては、臨時、通常の交付金とも同じ３分の１となっております。
○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。
○藤浦雅彦議員　今回の国の補正予算を使って体育館にエアコンを設置することも可能だそうですし、また、明年度予算にもさらに盛り込まれる可能性も高いと思います。体育館へのエアコン設置について、平成３２年以降の取り組みについてご答弁をお願いいたします。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　近年、猛暑、酷暑が続く大変厳しい気象状況が発生しております。体育の授業や中学校の部活動、学校施設開放事業への大きな影響が懸念されるところであり、また、災害時には避難所としての機能もございます。そういう意味で、体育館へのエアコン設置についての必要性は十分認識いたしておるところでございます。今後、教育事業全体の中の優先順位を見定めながら検討してまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。
○藤浦雅彦議員　平成３１年度での小・中学校の特別教室へのエアコン設置の円滑な実施と、２０２０年以降に体育館にエアコンの設置をお願いし、要望といたします。
　次に、１０番目、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてですが、歯と口腔は健康にとって密接に関係し、大変に重要であることと思いますが、そうしたことから大阪市や吹田市では条例化をしておられますが、本市ではそうした考えはないのか、ご答弁をお願いいたします。
○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。
○平井保健福祉部理事　歯と口腔の健康づくりに関する条例を制定することについてのご質問にお答えいたします。
　昨年４月１日に施行された健康づくり推進条例におきましては、歯の健康や口腔ケア等の文言を個別に記載してはおりませんが、健康づくりにおきましては、歯科健診等の歯科保健事業の推進も含めまして、市民の歯と口腔の健康維持についても包含しているものと認識しておるところでございます。さらには、本市の健康増進計画でございます健康せっつ２１におきまして、歯と口腔の健康の重要性について記載し、歯科健診率の向上等の取り組みに努めていくこととしております。引き続き、歯と口腔の健康づくりの重要性について、周知等に

努め、歯科保健事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　よくわかりました。今後とも、歯と口腔の健康づくりの取り組みの強化をお願いするとともに、歯科健診率の向上に努めていただくようにお願いしたいと思います。要望といたします。

次に、１１番、たばこの受動喫煙防止の新たな取り組みについてですが、国の健康増進法の改正や大阪府での子どもの受動喫煙防止条例の成立、明年７月の国立循環器病研究センターの開業等を受けて、本市の今後の予定についてご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　受動喫煙防止に関します本市の今後の予定についてのご質問にお答え申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が間近に迫る中、本年７月に健康増進法の一部を改正する法律が公布されまして、全国的に受動喫煙防止に対する施策の進展が期待されているところでございます。今後、法改正により、来年夏ごろには、学校、病院、児童福祉施設のほか、行政機関の庁舎等において、原則敷地内禁煙となります。そのほか、駅など多数の者が利用する施設や飲食店などでも、原則屋内禁煙が義務化されることとなります。また、大阪府におきましては、２０２５年の万博開催が決定し、新たな条例制定も念頭に、国よりも厳しい受動喫煙防止施策について検討されているところでございます。

本市におきましては、来年７月の国立循環器病研究センターの開業により、いよいよ健都のまちづくりが本格的に動き出すに当たりまして、この機運を絶好の機会と捉え、さらに路上喫煙禁止地区の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。具体的には、既に地区指定しました２地区と同様に、１日当たりの乗降客等が多い阪急正雀駅周辺や、本市の健康施策の象徴的な場所となる健都におきまして、路上喫煙禁止地区の指定に向け、調査等に取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　先ほど、来年７月の国立循環器病研究センターの開業を絶好の機会と捉えるとおっしゃられましたけども、さらに踏み込んで、例えば摂津市の子ども受動喫煙防止条例を制定することとか、また、千里丘地域全域を路上喫煙禁止地区に指定することで、さらに本市の取り組みを大きくＰＲしていくこともできるのではないかと思います。

そうしたことについて、最後に市長にお伺いしたいわけですけども、こうした受動喫煙防止の取り組みは、市民団体と協働で実施することが必要だと思います。千里丘地域を市民との協働で受動喫煙防止に取り組むモデル地域として、この際に、国立循環器病研究センターが開業しますから、そのときに、もう全域を防止地域として指定することで摂津市の取り組みを大きくＰＲすることになるのではないかと私は思いますけれども、そういったことも含めたご意見をお伺いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　森山市長。

○森山市長　たばこについてでございますけれども、国で法律ができましたが、その折もいろんな角度で侃侃諤諤の議論が展開されたことを覚えておりますが、つい最近、大阪府でも議員提案で受動喫煙防止の条例ができたかと思えば、今度は行政が、それよりさらに厳しい条例を今用意していると

聞いております。東京都も、国の法律ができた後にまたきついものをつくったようですけれども、それぞれ趣旨は同じだと思いますけれども、どうもわかりにくい、これが本音でございます。

摂津市には、よく出てまいります健康づくり推進条例を設けておりますが、その中にも、今言ったような条例、法律等々全てと言っていいほど、その趣旨を踏まえた内容にもなっております。今後は、やっぱり整合性が大事だと思います。ばらばらではないですけれども、そういう意味で、国の法律、また、大阪府の条例等々との整合性、これをしっかり図って、より効果あらしめるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

それと、千里丘地域全体を禁止にしたらどうかというご提案でございますが、健都ができますので、ご提案の趣旨は理解できますけれども、全体となりますといろんな課題がございます。住民感情、また、地域とのバランスとか土地の権利関係等々、課題はやっぱり少なくありませんので、今すぐうんと言うわけにもまいりません。

それから、協働の話でございますけれども、確かに路上での受動喫煙対策につきましては、行政だけで細かく監視していく、これは非常に容易ではありません。市民と協働で受動喫煙防止にかかわる施策を進めていくこと、これが実現すれば非常に有効な取り組みであると考えております。どのような形で市民の皆さんと協働できるのか、今後、これはまたしっかりと研究していきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　私も千里丘に住んでいるということもありますし、この受動喫煙防止地区の拡大については幾らでも協力する用意がありますので、市長、決断をお待ちしております。

次に、１２番目ですけども、不育症の周知と患者支援の補助制度創設についてですが、不育症について、まずどのように認識をされているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　不育症の認識についてのご質問にお答えいたします。

不育症につきましては、一般的に妊娠しても流産や死産等を繰り返してしまう場合とされております。不育症が疑われた場合、その原因となるさまざまなリスク因子について検査し、リスク因子に合わせた治療が行われますが、治療を受けることで、最終的にはほとんどの方が出産することができると言われているところでございます。しかしながら、不育症の治療には、一部保険適用されるものがあるものの、多くは保険適用外となり、多額の費用がかかる状況でございます。また、流産や死産などを繰り返すため、妊婦やそのご家族の心理的な負担も大変大きいかと存じます。

現在、保健福祉課におきましては、こうしたご相談をいただいた場合には、適切に専門機関等につなげるため、まずは大阪府の電話相談や面接相談等をご紹介している状況でございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この不育症の問題ですけど、明年、重点テーマの一つが子どもということになっております。そして、不育症の補助制度を既に導入している市もありますけども、その状況を見ましても、予算全体の中では本当に少ない中で、大変費用対効果も大きいということでございますの

で、この補助制度を創設することをぜひとも前向きに検討していただきたいと思いますけども、市長にそのご意見をお伺いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　森山市長。

○森山市長　いつも言っていますけれども、もうちょっとで平成が終わりますけれども、この平成の３０年間は、次の時代に多くの課題といいますか、宿題を先送りすることになると思いますが、そのうちの最たるものの一つ、これが少子化でございます。ということで、子育て支援は行政にとっても非常に大切な取り組みの一つでございます。

今、不育症のことについてご提案、ご指摘があったわけでございますが、この不育症の治療にはかなり多額の治療費が要るとお聞きをいたしております。妊娠を希望される家族や関係者の皆さんには非常に大きな負担になろうということは承知をいたしております。

この不育症、また、不妊治療につきましては、子育て支援のその手前の課題といいますか、問題でございます。子どもを産むことに対する支援ということになるわけでございますので、行政としては、こういう分野においてどのような役割を担うべきなのか、先進市の取り組みも研究する中で、今後の課題にしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　厚生労働省の実態調査によりますと、妊娠された方の１０％から２０％が流産をされるとされていまして、そして、妊娠した女性の１６人に１人は不育症であると言われています。そして、適切な検査や治療をすれば、多くの出産が望めるということでございます。必要なことは、まず、不育症の周知啓発をするということ、そして、気軽に相談できる窓口へ紹介するということ、そして、治療に対する補助制度の創設でございます。その創設に向けて、ぜひとも前向きな検討をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　藤浦議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

（三好俊範議員　登壇）

○三好俊範議員　それでは、順位に従いまして質問させていただきます。

一つ目に、大阪万博における摂津市の立ち位置についてです。

先日、日本時間１１月２３日未明に、２０２５年大阪万博が開催されることが決定いたしました。これは本当に大阪にとって、そして関西にとっても大変すばらしいことだと思います。

万博が開催される２０２５年というのは、私もたびたび質問させていただいているとおり、摂津市にとって、そして、日本全体としても大変厳しい財政状況が予測されております。そこに来る経済効果は約２兆円とも言われているこの大阪万博は、まさに摂津市において希望の星だと思っております。この経済効果、インバウンドは、摂津市として何としても獲得していかなければならないと考えておりますけども、今回のこの大阪万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」です。これは本市におけます健都のテーマとも極めて近いものであると思っております。既に吹田市では、健都に万博のサテライト会場を持ってくるように動き出しておりますけども、健都イノベーションパークは摂津市・吹田市合同で行っているものでございます。

そこで、この大きな機会を、健都のＰＲ、また、健康・医療のまちづくりの促進にどのように活用していこうとお考えなのか、お尋ねいたします。

二つ目に、摂津市の災害復興状況と対策についてです。

これは、今回の一般質問でもさまざまな議員が質問しておりましたけども、私からもお聞きいたします。

大きな被害が起きた今回の大阪北部地震、台風２１号ですが、まずは、現在における復興状況について、どう思われているのか、藤浦議員の先ほどの答弁と重なる部分もあると思いますけども、お尋ねいたします。

三つ目に、摂津市の教育についてです。

私は、この摂津市の教育全般について、何度も何度も委員会、本会議で質問させていただいております。この摂津市の教育の充実におきましては、夫婦共働き世帯の急増、摂津市の予測される人口減少、摂津市の財政状況の悪化についての対策として、本当にさまざまな観点から必要性を訴えてまいりました。生産年齢人口が減少する中、先ほども申し上げましたが、女性の就業率が上昇しており、今後、子どもの食育、そしてまた学童保育が重要な課題となっております。

そこで、食育と学童保育の取り組み、現状、そして来年以降に持ち越された学童保育の延長について、これも繰り返しになるかもしれませんけども、今後のタイムスケジュールについて、改めてお伺いいたします。

１回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　大阪万博を契機とした健都を中心としたまちづくりの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

大阪万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」で、サブテーマとしまして「多様で心身ともに健康な生き方」、「持続可能な社会・経済システム」が掲げられております。このことは、本市の健都における、世界をリードする医療クラスターの形成、あるいは、循環器病の予防と制圧の拠点として、効果的な予防医療の確立に向けた健康・医療のまちづくりのコンセプトと合致しており、加速化させるものと考えているところでございます。

オリンピックと並ぶ世界的なイベントであり、世界各国の人たちが集まる交流の場となる万博が関西・大阪で開催されることは、本市の取り組みが全国、世界へ発信できる大きな好機ともなりますので、７年後の大阪万博を見据え、機会を逃さず、これまで以上に関係機関と密な連携のもと、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　大阪北部地震や台風２１号によります市内の家屋被害状況、また、復興状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、罹災証明の発行件数をもとに被害状況をご説明いたしますと、１２月１０日現在で、地震と台風を合わせて半壊が６２件、一部損壊が３，７７４件となっております。また、罹災証明の申請状況といたしましては、発災直後は１日に１００件を超える申請でございましたが、ここ数日は１日に数件程度の受付となっております。

次に、復興状況につきましては、被災住宅修繕支援金制度を創設いたしまして、復

興の後押しをさせていただいているところでございますが、修繕業者や瓦などの補修資材が不足しておるため、修繕のめどが立たないといったお声も少なからずお聞きする状況でございます。このため、完全な復興にはしばらく時間を要するものと認識をいたしております。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　本市の食育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成１７年に制定された食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けられております。各学校では、食育全体指導計画を作成し、市内に５名配置されている栄養教諭等を中心に、給食の時間をはじめ、関連する教科などで、バランスのよい食事や、かむことの大切さ、中学生に必要な栄養と食事など、食に関する指導を行っております。また、地域の方や農業委員の方々と連携し、小学校３年生では鳥飼なす、小学校５年生では稲を自分たちで栽培・収穫・調理することを体験することで、生産の大変さ、食べ物の大切さなどを学ぶ取り組みを行っております。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　学童保育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

現在、学童保育の延長保育について、民間事業者のお力をお借りする形で、最短で平成３２年４月実施に向け進めておるところでございます。

保護者の方々の不安の一つに、民間委託実施に伴う指導員の入れかわることへの不安の声が多くあり、その不安を解消するには、現状の保育内容等の引き継ぎ保育が重要となってまいります。そのため、来年度の早い時期に事業者の選定を行い、委託の準備期間をより長く設けてまいりたいと考えております。引き継ぎ保育では、事業者に摂津市の学童を肌で感じていただくために、受託校以外の学童保育室も見学していただくことや、保護者、指導員の顔合わせの場として全体懇談会や個人懇談会の開催、新旧指導員間での保育の引き継ぎ、学童保育室での子どもたちとの関係づくりなど、事業者と話し合いを密に進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　２回目からは一問一答方式で質問させていただきます。

万博のテーマと本市の健康・医療のまちづくりのコンセプトは一致しているとのことですけども、万博を機に、摂津市の健康・医療のまちづくりをどのように推進していくのか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　万博のテーマと本市の健康・医療のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

万博のテーマでございます「いのち輝く未来社会」のビジョンは、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を生かして輝きながら暮らし続けることのできる社会の実現でございます。このことは世界共通の願いであり、まさに本市の健康寿命の延伸に向けた取り組みに合致していると考えているところでございます。

今後、万博のインパクトを生かし、現在本市が取り組んでおりますウオーキングや生活習慣病予防事業の推進、さらに、予防医療や循環器病の予防・制圧モデルの取り組みなど、健康寿命の延伸に向け推進してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　ありがとうございます。この件につきましては、後ほど総括してお話しさせていただきます。

次に、大阪万博と健都イノベーションパークでの企業誘致の関連について、市としてどう捉えているか、お尋ねいたします。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　ライフサイエンス分野において、さまざまな産業が集積している強みを有する大阪において、健康関連をテーマといたします万博の開催は、本市が健都イノベーションパークにて取り組んでおります、健康と医療をキーワードに先進的な研究開発を行う企業や研究施設等の集積によりますイノベーションの創出をコンセプトといたします企業誘致に合致いたしているものと認識いたしているところでございます。

このような点を踏まえ、万博が開催される７年後には、全区域において企業進出が完了しているとともに、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等との事業連携による健康・医療の取り組みの推進が図られていることが望ましい姿であると考えております。２０２５年の万博開催を機に、これらの取り組みを効果的に発信し、健都を国内外に向けて広く存在感を示すことができますれば、企業誘致の大きな成果と言えると考えております。
○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　企業の誘致におきまして、医療関係の研究施設等を限定するという話ですが、土地のほうは売却すると聞いております。誘致するのは基本的に企業なわけで、誘致したはいいが、会社ですので、経営状況が悪化すれば撤退という可能性も大いにあると思います。その点について、市長はどうお考えか、お尋ねいたします。
○嶋野浩一朗議長　市長公室長。
○山本市長公室長　お話にございましたように、すぐに撤退ということは当然避けなければいけないという考えでございます。そのために、企業誘致につきましては、進出事業者の公募段階におきまして、参加者の資格要件等々の中に、経常損益や営業キャッシュフロー規模等々の財務諸表により経営状況の健全化と安全性を確認するということを考えております。

また、健都イノベーションパークへの進出におきましても、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を中心に医療クラスターを形成していく上で、企業間連携を促し、シナジー効果を発揮させる仕組みづくりを、大阪府、吹田市等関係機関との連携により構築してまいりたいと考えております。
○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　この点につきましては、かなり長い時間かかっているのかと認識しております。市長公室長は、先ほど、７年後までに必ず完成しているとおっしゃいましたけども、必ず７年後には、日本の、そして世界の人を迎え入れる状態にしておかなければいけないと思っております。もし企業誘致が失敗した場合、すぐに対応可能なように、第２の策、第３の策と今のうちから考えておくべきではないでしょうか。この点については要望としておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、万博開催までに摂津市全体でさまざまなまちづくりを進め、いろんな形で本市に人を呼び込むことができればと考えております。例えば、現在、ＪＲ千里丘駅西地区におきまして再開発事業に取り組んでおり、このまちづくりについても、万博開

催に間に合えば、本市にとっても万博の効果を呼び込めるのではないかと思っておりますけども、万博開催までに千里丘駅西地区における再開発事業を完成させることができるのかどうか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　建設部長。

○土井建設部長　千里丘駅西地区の再開発につきましては、現在、街区整備計画案の見直しを行っており、その後の法手続や工事期間として、事業完成までおおむね１０年を見込んでおります。

再開発事業では、地権者の方々との十分な合意形成が必要であることからも、万博開催の２０２５年までに事業を完成させることは難しいと考えておりますが、地権者の方々からは早期の事業完成を望む声もいただいておりますことから、できるだけ早い事業の完成に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　かなり難しいとのご答弁だったと思います。ただ、今後、摂津市においても他人事ではない、この大きな大阪万博という事業がやってくるわけですけども、全体として再開発は無理でも、一部完成等、あらゆる方面から本市における可能性を模索していっていただきたいと思っております。まだ決まったところとはいえ、あと７年しかないわけでございます。先ほど、健康・医療のまちづくりは摂津市のコンセプトと一致しているとの答弁もいただきましたけども、ぜひとも摂津市全体、それこそ正雀も鳥飼のほうも全て巻き込むような活性化ができるようなまちづくりをしていただきたい、そして、未来につながるようしっかり考えていってもらいたいと思っております。この件につきましては、また今後も随時質問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

万博については以上です。

続きまして、災害復興状況と対策についてです。

家屋被害について、藤浦議員からもありましたとおり、認識はいたしました。まだまだ時間はかかるということですけども、半壊６２件、正直な話、とても人が住めるような状況ではないと思います。ただ、一刻も早い完全復興、市民の方々の安心のためにも、それらの方への例えば追跡調査、電話聞き取りでも構いませんので、アフターフォローのほうをしっかりとしてもらえればと、これは要望としておきます。

続きまして、災害の対策についてです。

ほかの議員の方々も質問されていたので、現在、対策の会議が進行中で、内容についてもある程度理解いたしました。その会議の中でぜひとも取り入れていただきたいことがありますので、質問させていただきます。

今回の大阪北部地震、台風２１号、そして平成３０年７月豪雨におきまして、市の情報伝達能力は必ずしも万全とは言いがたい内容でした。今後の災害時には、先ほど藤浦議員は携帯などを持っていない方々への対策でしたけども、僕の場合は携帯とかを持っている方々への対応ということで、ＳＮＳの活用などで市から積極的な情報発信を行うべきではないかと思っております。ＳＮＳというのは、瞬時にこちらから発信できるものですので、スピード感はものすごいあると思っておりますけども、その点について市の見解をお聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　災害時におけます情報発信

手段としてのＳＮＳの活用についてのご質問でございます。

防災行政無線でありますとかエリアメール、テレビ、ラジオなどを活用いたしまして、避難情報、また、避難所開設情報などの災害情報を現在発信しているところでございます。しかしながら、被災者の置かれました状況によっては、必ずしも情報が伝わらない場合もございます。ＳＮＳを含むあらゆる情報手段を駆使いたしまして情報伝達することが何より肝要かと考えております。

また、ＳＮＳにつきましては、情報発信機能としてだけでなく、災害時の情報収集機能としての用途も見込まれますことから、防災行政無線やエリアメールなどと連動した機能もあることからも、議員がご提案のＳＮＳの活用を含めまして、引き続き効果的な情報発信の方法を探ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　ありがとうございます。例えばですけども、摂津市の災害用のＳＮＳを作成すれば、例えばツイッターとかであれば、市民の皆様がフォローをしていただければ、こちらが何か書き込めば自動的に通知が行くようになります。例えばですけども、大雨のときとかは、本当に人は因果なもので、大雨が降ると、つい危ないとわかっていても近くの川の様子を見に行ったりしてしまって、そして、二次災害、三次災害の事故に遭ってしまうわけです。まして、摂津市は川に囲まれた地形でもあります。例えば水位が今幾らぐらいとか、そういう細かい情報をＳＮＳで書き込むだけですので、こちらについては本当に実現が難しい話ではないと思っております。すぐにでも対応できると思いますので、要望とさせていただきます。お願いいたします。

次に、資機材倉庫についてお尋ねいたします。

自主防災会、各小学校区ごとにコミュニティ資機材倉庫がありますけども、保管されております資機材の数量について、また、その数量で今後予測される大規模な災害について対応できるのか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　防災資機材のご質問でございます。

コミュニティ資機材倉庫に保管しております主なものは、懐中電灯として２０個、バールが１５本、剣先スコップ１０本、油圧ジャッキ４台、発電機２台、段ボールトイレ等々でございます。

災害の規模によりましては不足することも懸念されますが、行政が全てを充足することは非常に困難でございます。このことから、自主防災会の皆様にも資機材の充実をお助けいただくようにお願いしておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　今の答弁から、大規模災害の際には足らないと認識しているけども、自主防災会に資機材の充実をお願いしているとのことですけども、これらの備品は市の備品ではないのか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　資機材につきましては市の備品でございます。しかし、万一の際には地元でご活用いただけますように、自主防災会の皆様には倉庫の鍵をお預けしておりまして、資機材の使用も一任をいたしているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　今、自主防災会に鍵を預

け、また、使用も一任しているとの答弁でしたけども、具体的に言えば、各自治会長が鍵を持っていると私のほうは認識しているんですけども、ちょっと想像してもらいたいんですけども、例えば、ものすごい災害、南海トラフ大地震が今後起きると言われていますけども、阪神・淡路大震災のような規模の地震が起こった場合、そこらじゅう瓦れきだらけで、瓦れきの下敷きになっている人を助けるために、その瓦れきを持ち上げて引き上げないといけないわけですね。そのために必要なのが油圧ジャッキです。油圧ジャッキがあれば瓦れきを押し上げることができるからですけども、自治会長は、もしそういう状況になったとき、救出のために恐らく小学校に走るかと思います。そして、鍵を持っていますから資機材倉庫をあけるわけですね。しかし、そのとき、もう既にほかの自治会長がほかの方の救出のために油圧ジャッキを持ち出していれば、その倉庫には必要としていた油圧ジャッキはありません。希望を抱いて倉庫にたどり着いたのに、待っているのは本当に絶望なわけです。

そこで、次に何をするか。どっかに油圧ジャッキが余っていないかと市にどうにかして問い合わせをすると思います。すると、現在のこの状況ですと、市からの返答は、わかりません、把握していませんという返答に恐らくなるかと思います。きのう、松本議員の質問に対する副市長の答弁ですか、阪神・淡路大震災の際には、自衛隊や消防に助けられた人よりも、家族と地域の方々に助けられた人のほうが多かったと、割合としては９割を超えるとおっしゃっておりました。また、自発的な防災への参加が努力義務、そして、自助・共助を公助で支えることが重要だとおっしゃっておりました。この状況が、正直、どこが公助で支えているのかと疑問に思います。助かったはずかもしれない命を市が把握していなかったことによって失われてしまったら、一体誰を恨んだらいいんでしょうか。私ならちょっと許せないと思います。せめて、誰がどのように持ち出すか、詳細なマニュアルづくり、認知が必要だと思いますけども、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　資機材の件でございます。いずれの資機材も数量には限りがございます。災害時に不足することも考えられますので、隣接する自主防災会同士で資機材を融通し合っていただくなど、日ごろから共助を発揮していただいて、連携体制を築いていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、持ち出し状況の把握につきましても、自主防災会で使用されておられる使用者の把握、また、その管理を行っていただけないか、こちらについても要望させていただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　今の段階で災害時に不足することが予測されているわけです。当然ですよね。各小学校区に自治会が一体何個あるのかと。基本的には十数個あるかと思います。備品の数の充実というのは本当に急務だと思いますけども、改めまして、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　備品の充実につきましては十分認識をしておりまして、現在、市では、出前講座や自主防災訓練などあらゆる場面を通じて、資機材ですとか備蓄の大切さを市民の皆様に訴えているところでござ

います。こうした周知・啓発を引き続き進めるとともに、行政としても備蓄資機材の充実に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　恐らく、今行われています防災に関する会議では、今年起こった災害についての不足について話し合われているかと思います。しかし、一番大切なことは、今回のことを教訓に生かし、今後来る大災害においても対応可能な摂津市をつくることだと思います。今述べたことは単なる一つの例でしかありませんけども、まず守るべきは命だと私は思っています。今後についてしっかり対策を練ってもらうよう要望して、この質問を終わります。

次に、摂津市の教育についてです。

本市の食育と学童保育の取り組みについては理解いたしました。子どもに学力をつけていくためにも、規則正しい食生活が必要なのではないかと考えております。例えば、朝食をとっている子ととっていない子では学力の差が出てくると、さまざまな論文等でも明らかにされております。そこで、本市の児童・生徒の朝食喫食率と学力の関係性についてお尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　朝食喫食率と学力の関係性についてお答えいたします。

平成３０年度全国学力・学習状況調査では、朝食を毎日食べていると回答した本市の小学６年生の割合は、全国に比べまして４．７ポイント低い８０．１％、中学３年生は７．２ポイント低い７２．５％でございました。また、朝食を毎日食べていると回答いたしました児童の同調査、例えば、小学校国語Ａの平均正答率は７２．３％、食べていないと回答した児童・生徒の平均正答率は５５．３％と、１７ポイントもの差がございました。これは他の教科でも同じ傾向を示しており、朝食喫食率と学力については相関関係が見られると考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　朝食を食べていない中学生が約２７．５％もいるという実態、朝食を食べている子と食べていない子の学力の因果関係、差が本当にはっきりわかりました。

また、昼食時にパンやおにぎりしか食べていないような生徒がいるとも聞いておりますけども、そのような状況と生徒への対応について、どのように考えられているか、お尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　平成２９年度に実施しましたアンケート調査では、約９０％の生徒が家庭からの弁当を持参しております。選択制中学校給食を食べている生徒は約５％、コンビニ、スーパー等で購入した弁当、おにぎり、パンを食べている生徒の割合は約５％という結果になっております。

成長期の中学生にとって食は大切なものであり、栄養士や家庭、それから担当教員、養護教諭等がそれぞれ連携しながら、食育や健康に関する生徒への個別指導を行っております。今後も、食育の推進を図るとともに、一人でも多くの生徒に安心・安全で栄養バランスのとれた中学校給食を食べてもらえるよう、献立の工夫や試食会の実施等、さらなる改善に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　スーパーやコンビニ等で購入したお弁当やおにぎり、パンを食べている生徒の割合は約５％とのことですけど

も、子どもというのは、例えばパンを買うために親からお金をもらうんですかね。例えば５００円もらったとすると、思春期ですので、自分のお小遣い欲しさとか買いたいものがあるからといって、例えばパン１個とか、成長期の自分の体を犠牲にして節約してしまうことが大いにあると思います。世間は、朝食を食べろ食べろと、朝食はいいものだと、必ず食べるものだとよく言われておりますけども、中学校になれば、朝食べていればお昼は少しでもいいんでしょうか。そんなわけはないと思います。ましてや、アンケートの結果では、ここには今はなかったですけれども、全く食べていない子も数名程度いました。そういった子たちのケア、そして学力向上のためにも、ぜひもう一度、中学校給食全員喫食を導入することを考えていっていただけないでしょうか。今後の中学校給食全員喫食について、あり方について改めてお聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　これまで、喫食率の向上に向けて、さまざまな改善策を講じてまいりましたが、直近の平成３０年１学期末の平均喫食率は４．４％でございます。まだまだ課題があるものと認識いたしております。

先ほど申しましたアンケート結果で、事前にコンビニ等で購入したパンやおにぎりを食べている生徒が５％程度存在することから、短期的には、そのような生徒に栄養バランスのとれた中学校給食を利用してもらうことが重要であると考えております。

今後は、女性の社会進出や家族構成の変化など、社会情勢に注意を払いながら、現在のデリバリー選択制の喫食率向上策や、全員喫食とするなら、その手段や環境整備など、より適切な中学校給食のあり方について、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　これは事例ですけども、先日、１２月１２日、東京都町田市で、中学校給食に関する請願審議が町田市の委員会で審査されました。署名は２万３，１６８筆にも及んだそうです。それにもかかわらず、お弁当をつくりたい人の気持ちを尊重、給食は手抜きといった理由で不採択に終わりました。東京都では、全員喫食がないのは町田市を含め４市だけだそうです。インターネット上での話にはなりますけども、こんな市には住みたくない、時代おくれ、引っ越すといった内容であふれ返っておりました。摂津市は今、喫食率５％前後ですかね。この町田市は喫食率１３％を超えているそうです。摂津市の目標は１０％ですから、それを超えているところでもこういった実態が起こっているわけです。大阪府においては、全員喫食はまだまだ普及はしておりませんけども、そういったことにならないためにも、ぜひとも早急な方向転換を期待しております。要望として終わります。

続きまして、学童保育の延長を平成３２年４月に実施するとのことですけども、必ず実施できるのでしょうか。私は委員会で何度か質問させていただきましたけども、今回、平成３１年４月から実施するということで動いておりました。そのときにさまざまな問題点を指摘させていただきました。そのときには、まあ大丈夫というような返答をいただいた記憶がありますけども、実際にはその問題点が理由で延期となりました。今年度、実施のために説明会を開き、実施予定と告知されました。それに

期待し、例えば、会社にフルタイムの変更要望や、今している仕事をやめ、新たな就職先を探そうとした人たちもいるかもしれません。実際には延期、先行きも極めて不透明と言わざるを得ません。人一人の人生が変わってしまうかもしれない話です。そこのところの重要性をしっかり考えていただきたいです。

今後、学童保育の充実も必要と思っておりますけども、学童保育事業のサービス向上として、今、延長保育の実施を進めておりますけども、今後予定しているサービスについてお尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　延長保育以外のサービス向上についてのご質問にお答えいたします。

学童保育事業におけるサービス向上内容といたしましては、現在実施に向け取り組んでおります延長保育のほかに、学年延長、土曜日の毎週実施の大きく３点がございます。とりわけ、延長保育とともに保護者ニーズが高い学年延長を実施するためには、さらなる指導員の雇用に加えて保育士の確保が必要になってまいります。児童数の増加が見込まれる学校では、校舎内での空き教室の調整や、学校敷地内での学童保育室を新設する場所の確保も困難となることから、今後の児童数の動向にも注視し、慎重に進めていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、安定的、継続的に学童保育事業運営を行い、保護者ニーズに対し優先順位をつけながら、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　この学童保育の延長というのは、土曜保育、学年延長を実施するための布石だったはずです。しかし、今後、問題は本当に山積みなわけです。本当に今後しっかりと対応していくよう要望して終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　三好俊範議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、防災対策についてですけれども、この件は多くの議員も質問をされておられます。大阪北部地震から半年がたちまして、今もまだブルーシートが屋根の上には多く張られたり、そして、先ほども答弁でありましたけれども、屋根等の瓦を修理する業者がなかなかない、資材もないというような状況がまだまだ続いております。

震災時、特に初動時におきまして、さまざまな反省点と改善策があろうかと思いますけれども、９月に台風２１号が発生いたしまして、その台風２１号への反映はどうされたのか、そしてまた、多くの議員から、そしてまた市民からの要望もありましたけれども、その対応状況についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、学力向上についてですけれども、この点も、私もそうですし、多くの議員が以前より質問をされております。現在、本市の児童・生徒の学力の課題を教育委員会としてはどのように捉えているのか、そして、解決のためにどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、学童保育室の民間委託についてですけれども、この点、多くの議員が民間委託について質問をされておられます。私

は、他の議員と観点が違いますので、その点を質問させていただきたいと思います。

以前より質問をさせていただいておりますけれども、現在、市内で社会福祉法人等が自主事業として行っております児童の預かり保育、いわゆる放課後に市の補完をする放課後の保育を実際に社会福祉法人がされておられます。その保育への補助をするための要件というのはどういうことがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続いて、健都イノベーションパークについてですけれども、ニプロ株式会社、国立健康・栄養研究所が進出されると伺っております。現在、この企業誘致の進捗状況と今後の方向性についてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、続きましてＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げについてですけれども、これは最高裁で実質敗訴となった件であります。その後に市独自で一級水準測量をされたということでありまして、これは平成２９年、昨年度にされております。現在の取り組み状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

１回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　震災時の反省点と改善策、また、市民の要望に対する対応状況についてのご質問にお答えをいたします。

大阪北部地震の発災直後、多くの市民の皆様から、瓦の落下やブロック塀の倒壊など、さまざまな危険箇所の通報が寄せられました。これらに対しまして、総務班が電話対応に当たり、その内容を消防や建設部などの関係部署へ引き継ぐことで通行規制などの初動対応を行ってまいりました。

この初動期の反省といたしましては、市内全体を見通して災害対策本部に的確な情報を伝えるべき総務班が、問い合わせ対応で手いっぱいとなり、本来の役目を十分に果たせなかったことが挙げられます。そこで、台風２１号の際には、市民班が電話対応に従事するなど、地域防災計画に基づいた役割を各班が的確に行うことで、地震初動期と比べまして円滑に対応することができたのではないかと考えております。

また、一連の災害におきまして、市民の皆様から寄せられた要望の中で多くございましたのはブルーシートの調達でございます。これらの要望につきましても一定対応はできたのかと考えております。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　学力の課題とその解決策についてのご質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒の学力の課題は、基礎的・基本的な学習内容が定着していないこと、学習意欲の低さなど、さまざまございます。児童・生徒に確かな学力を育むためには、日々のわかりやすい授業と落ちついた学習環境が必要であると考えております。

そこで、教育委員会では、教員の授業力向上のための研修の充実や、指導主事が学校を訪問し、指導助言を行っております。また、児童・生徒が興味・関心を持ち、学習内容をより理解できるように、タブレットＰＣやプロジェクターなどＩＣＴ環境の整備を行い、わかりやすい授業を進めているところでございます。

また、落ちついた学習環境を維持するために、児童・生徒や保護者に対してカウンセリングを行うスクールカウンセラー、児童相談所など関係機関と連携を行うスクー

ルソーシャルワーカーなどの専門家、児童・生徒の学習支援を行う退職教員など、外部人材を学校に配置し、学校が抱える問題行動や不登校、学力低下など、課題の解決につながるよう支援をしております。

その結果、平成２６年度の小・中学校合わせて３２６件あった暴力行為発生件数が、平成２９年度では１０７件と約３分の１に減少するなど、以前に比べまして各学校の学習環境は格段に落ちつきを見せております。

今後も、教員が子どもたちに向き合い、学習指導に専念できる状況を整えるため、環境面や人材の支援と各学校の授業改善の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　社会福祉法人等が自主事業として行っている児童の預かりに対する補助についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内の社会福祉法人の複数の保育園等で自主事業を行っておられ、多くの児童を預かっておられることは認識をしております。学童保育事業のサービス向上は、子育て施策の中でも喫緊の課題であると認識しており、実施に向け取り組んでいるところでございます。しかし、より効果的・効率的に事業を推進していくためには、市単独補助金の創設は困難であると考えております。

現在、国・府の学童保育事業に係る補助金といたしましては、施設整備や運営に対する補助制度がございます。民間事業者が学童保育事業を開始し、その補助金を活用するためには、まず、市町村への事前届け出をしていただき、設備の基準、職員の配置等を規定している摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たしていただくことが必須であると考えております。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　健都イノベーションパークへの企業誘致の進捗状況と今後の方向性についてのご質問にお答えをいたします。

健都イノベーションパークの全体面積、約４万平方メートルのうち、吹田市所有地でございます３区画、約１万６，０００平方メートルにつきましては、議員からもございましたように、ニプロ株式会社が吹田市との間で売買契約をされており、正式に健都イノベーションパークへの進出が決定いたしております。

また、同じく、吹田市所有の１区画、約４，４３０平方メートルにつきましては、国立健康・栄養研究所の健都移転に伴い、入居を予定しているアライアンス棟の整備・運営事業者の募集受付を開始されましたが、参加資格要件を満たす事業者がなかったため、該当なしという結果となり、当初設定していた公募スケジュールにおくれが生じている状況にございます。

本市といたしましては、アライアンス棟の整備・運営事業者の選定結果による市場の反応も見きわめつつ、公募等誘致推進を考えておりましたが、このような状況を踏まえたスケジュールの前倒しが必要であるとも考えております。今後も、関係機関と連携・協力しながら、情報収集に努めるとともに、各種業界に対するＰＲ活動など企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

（山田環境部長　登壇）

○山田環境部長　ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げについてのご質問にお答えいたします。

現在は、地盤沈下を発生させないということを第一に、昨年度から市独自で実施しております一級水準測量を継続し、地盤沈下の監視をしております。今年度の測量につきましては、新たに鳥飼北小学校に水準点を設置するとともに、ＪＲ東海との協議により、新幹線鳥飼基地内にある既存の水準点の使用も再開し、昨年度に比べ、観測地点を２か所増設して、１１月５日から２８日までの間、実施したところでございます。今年度の測量で得られた結果が確定いたしましたら、昨年度の結果と比較し、地盤の隆起、沈降を確認することになります。今後も、市民の安全・安心を守るため、水準測量を継続実施し、地盤沈下の未然防止を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、２回目からは一問一答方式でさせていただきたいと思います。

先ほど、答弁で、ブルーシートの調達については迅速にできたというような答弁でありましたけれども、私はそういう思いとはまた違う思いを持っています。市としてはそうなのかもわかりません。でも、市民の立場からすると、迅速に公平に配布できたのか、そういうところは思っております。

まず、その前に、市民周知について、現状と課題をどのように考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　支援の情報の周知等の現状と課題というご質問でございます。

市民の皆様への復興支援の情報等の発信につきましては、ホームページや自治会回覧、広報車など、その時々に応じた広報手段を活用いたしまして、罹災証明申請開始やブルーシートの配布などについてお知らせをしてまいったところでございます。特に、復興支援の情報につきましては、迅速・正確に多くの皆様に知っていただく必要がございますことから、ホームページの活用を中心に据えた情報発信を行っているところでございます。

しかし、大規模災害では、停電などによりますホームページが閲覧できない場合も想定されますことから、引き続き、災害時の情報伝達手段につきましては、有効な方策はないものか、被災地の例なども参考にいたしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　今、答弁で、市民周知で広報車というようなことをおっしゃられましたけども、以前、ここの場でも、広報車が動いていないのではないかというような議論もあったと思います。その点はちょっと答弁と実際が違うのかと思っております。以前の質問でも、立ち上げた防災対策検討委員会というのがあるということでしたけれども、そこではどのような検証をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　総務部長。

○井口総務部長　先ほどの広報車の件でございますけれども、これは、ある地区でございましたが、入浴施設、浴場の無料サービスをさせていただくときの支援として広報車で回らせていただいたということで、一例として挙げさせていただきました。

それから、この災害の経験を生かしまし

て、今、検証中でございますけれども、今後どのように生かしていくのかということでございます。また、検証はどのような中身で進められているのかというお問いかと思いますが、現在、副市長をトップといたしました災害対策検討委員会の中で、災害対応について検証しているところでございます。具体的には、委員会の下部組織となります防災対策検討幹事会というものを立ち上げまして、各班への活動アンケートやヒアリングなどを通しまして、各班の役割や連携についての確認、見直しを行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　なかなかこの辺は難しいと。言葉ではいろいろと言えると思うんですよね。実際がどうなのかというところ、そこが一番大切なところであって、他の議員も多く質問をされておられますけれども、地震の場合は、出勤中、出勤前、そのような時間帯でありました。それが、例えば、もう勤務に来られている時間とか、もう家に帰宅されている夜中とか、電車がもう通っていないとか、そういうさまざまなことを想定していかなければならないと思います。

　市民の周知のほうも、防災スピーカー、メール、ホームページ、広報車、ありとあらゆる部分を使って、市民側が嫌でも情報が入ってくるというような形をとるべきだと思うんですけれども、藤浦議員も自治会の広報板というような質問もされていて、三好俊範議員もＳＮＳというような質問をされておられました。規模によって、市域全体、もしくは特定の地域、さまざまな被害というところがあろうかと思いますので、そこは、ぜひともさまざまなことを想定していただいて、今まで地震、台風で起こったことがもし仮に今起こったら、市民から多くの要望があったわけですから、現在、もし起こったら、もう対応ができるようになってなあかんわけですよね。ですから、これ以上は言いませんけれども、よく市の立場でおっしゃいますけども、市民の立場に立って、被害に遭われた方、災害に遭われた方の立場を思っていただいて、ぜひとも考えていただきますように、その都度その都度、市民、議員から要望なり声が上がったことに対応できるように、その点はよろしくお願いしたいと思います。

　続いて、学力向上についてですけれども、全国学力・学習状況調査で、全国平均、近隣市と比べ、本摂津市というのは低い状況にあります。学力向上には、学校では一生懸命されているとは思うんですけれども、家庭学習が大切と考えます。教育委員会からも家庭学習が大切だと以前からも答弁がありますけれども、その家庭学習の状況について、どのような状況なのか、お答えいただけますか。

○嶋野浩一朗議長　教育次長。

○北野教育次長　平成３０年度全国学力・学習状況調査の国語、算数など全ての結果が昨年度を上回った学校は、小学校で６校、中学校で１校ございました。これら全ての学校で家庭学習の時間の増加が見られております。学力向上のためには家庭学習がやはり重要であると認識いたしたところでございます。

　しかしながら、児童・生徒の質問肢において、平日の授業時間以外に全く勉強しないと回答した小学校６年生の割合は、全国と比べて７．０ポイント高い９．５％、中学３年生の割合は、８．４ポイント高い１３．３％でございます。この課題は非常に大きいと捉えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。
○森西正議員　これは摂津市だけに限ることではないんですけども、核家族であったり、そして、ひとり親家庭であったり、なかなか家庭学習が厳しいという家庭があります。家庭学習を進めるために、教育委員会、学校としてはどのような方策・対策を考えておられるのか、お聞かせいただけますか。
○嶋野浩一朗議長　教育次長。
○北野教育次長　各学校では、児童・生徒に対し、例えば、家庭学習の必要性や時間の目安などを指導するとともに、宿題とは別にプリントを準備し、自由に持ち帰って家庭で学習できるような工夫を凝らしております。また、保護者に対しては、児童・生徒の学習に対して関心を持ってもらうために、学校だよりの配布や個人懇談などで、家庭学習の必要性や方法を具体的にお伝えしております。

　教育委員会といたしましては、中学校区で課題を共有し、連携して取り組んでいる家庭学習習慣の取り組みなどの好事例を学校に紹介するとともに、学校を通じて、毎年、啓発リーフレットの配布や、摂津市学力定着度調査の結果を返却することで、保護者に家庭学習の必要性を伝えてまいります。
○嶋野浩一朗議長　森西議員。
○森西正議員　摂津市の第４次総合計画の中で、平成３２年で全国学力・学習状況調査で正答率が３０％未満の児童・生徒の割合が小中各教科でゼロ％というような目標をされておられるわけですよね。実際、現実としてはなかなか厳しいような現状であろうかと思うんですけれども、教育長に最後にお聞きをしたいんです。この学力向上について、今まで就学前教育実践の手引きということで、就学前の学習が大切であるとか、小中一貫の手引きをつくられたり、小学校、中学校が一貫として教育されるというような方針で摂津市の教育委員会は進められてきたわけです。学力を向上させるために教育長としてはどうしていくべきだというところをお聞かせいただきたいと思うんですけども。
○嶋野浩一朗議長　教育長。
○箸尾谷教育長　学力向上というのは、大きく分けて、学習面での取り組みと生活面での取り組み、両方がないとやっぱり学力向上は果たせないだろうと思っています。

　ただ、学習面での向上で考えますと、ちょっと細かな話になるかもしれませんが、例えば、子どもたちが学校の授業で習った学習内容を理解するということがまず必要だと思います。それと同時に、その習った内容を定着させるということも必要だと思うんですね。そういうことで、教育委員会としては、先ほど教育次長のほうからも説明しましたけども、まず、わかりやすい授業をして、あるいはＩＣＴなんかも活用しながら、子どもたちの興味・関心も引き立てながら学習理解を深める取り組みをしてまいりました。また、定着に向けては、宿題をたくさん出してみたり、あるいは、宿題でも使えるようなプリント、こういうものを用意して、子どもたちが家へ帰っても、例えば問題集が買えなくても、このプリントを使えば定着が図れる、そんな取り組みもしてまいりました。

　ただ、私は、学習内容の理解、定着だけじゃなくて、この両方を貫くというか、下支えする学習に対する意欲、これがやっぱり摂津市の子どもたちには少し欠けているのかと思うんですね。何のために勉強するのか、なぜ勉強しなければならないのかと

いうことが、摂津市の子どもたちにはなかなか理解してもらえていない子がいるのではないかと思います。これは学校だけでなかなかできる話ではない。学校の先生は当然勉強しろとは言います。言いますけれど、子どもたちからとってみたら、もうそんなん織り込み済みの話でして、先生はそういうもんやと思っているわけです。だからこそ私は、ご家庭で、何のために勉強せないかんのか、勉強したらどうなるのかというのを、子どもたちに、言葉だけじゃなくて、ふだんの生活の中で感じ取らせていただきたいと、ああ、勉強するって大事なことなんだということをわかってもらえるような、そういう家庭教育ではないですけど、家庭の中の営みをぜひお願いしたい。これは別にひとり親家庭であろうが何だろうが関係ない話でありまして、そういうふうにご家庭でも勉強する意欲を養うような取り組みをぜひお願いできたらと今考えているところです。そういう取り組みをしていただけるように、まずは、学校での取り組みはこんな取り組みをしておりますということを、学校が内にこもるんじゃなくて、どんどん保護者、市民の方にも発信していって、ぜひ子どもたちの健全な育成に一緒に手を携えて頑張っていただきたいということを今後も教育委員会としては進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　摂津市には、いいお手本といいますか、本田圭佑選手がおられて、本田圭佑選手は、我々と同じような食べ物を食べて、鳥飼北小学校を卒業しているわけですから、６年間、この摂津市の中で鳥飼北小学校で育って勉強して、みんなと同じグラウンドで学んだわけですよね。それでも世界のトップレベルまで成長したわけです。そこには、頑張る、諦めない、そういうところが大事だと、彼を見ていて、まさしくそのとおりを実践してくれていると思うんです。みんなでも、我々でも、摂津市の子どもたちでも、頑張れば世界で活躍できるようになるんだと、そういう手本を見せてくれていると思いますので、ぜひとも子どもには、頑張る、諦めない、そういうことをぜひとも教えていってあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いてですが、学童保育室の民間委託についてですけれども、先ほど答弁いただいて、市内の社会福祉法人等が学童保育事業を実施するための基準をもし満たしていたら、要件を整えた場合は事業者に対しての補助というのは考えられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　今年の９月に、厚生労働省及び文部科学省から新・放課後子ども総合プランが公表されました。その中では、新たに開設する学童保育の８割は学校内での実施を目指し、既に小学校外で実施している場合についても、小学校の余裕教室等を活用することが望ましいとされております。現在、民間事業者が行う学童保育に対する補助金制度は設けておりませんが、今後、国の考え方に伴う補助金制度の動向や、各事業者の事業参入のご意向や受給のバランスなども勘案し、必要に応じて子ども・子育て会議などで制度の創設の必要性の議論を行うことになるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　現実には、市の現在の学童保育室を補完しておるような状況でありま

す。学童保育室というような位置付けでないですけれども、多くの児童の放課後保育をしているというような状況でありますので、小学校に隣接する社会福祉法人が自主事業を現実的にされておったりします。今は、小学校の中で直営でされている部分と、それと、小学校に隣接するところで自主事業でされているというような状況になっておるわけです。そういうこともどうするのか、例えば統合していくのか、別々でという考えでしていくのか、そういうこともやっぱり考えていかなければならないと思いますし、摂津小学校は、児童数が１，０００人をこれから超えようかというようなマンモス校でありますから、学童保育室のほうも、多くの学童保育室が学校の中でというようなことにこのままいくとなるわけです。民間の社会福祉法人がその部分を補完するというような考えを持たれるところが多く出てこようかと思いますので、そういう部分も念頭に置いて今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、健都イノベーションパークについてですけれども、この点は、医療関係等、本市には、かかわりのある企業がたくさんあるわけです。研究所があったりとか、事務所があったりとか、支店があったりとかというような企業がたくさんあるので、例えば、そういう近隣企業への直接折衝も必要ではないかと思うんですけれども、その点、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

○山本市長公室長　健都におきましては、健康と医療をコンセプトとした医療クラスターの形成の実現により、循環器病の予防医療研究で世界をリードする地域となるよう、その発展に寄与していただける企業の進出が重要であると考えております。

議員のほうから、直接的に企業への働きかけをということでございますけども、現在、効果的な誘致対象となる企業の発掘に努めているところでございまして、大手ゼネコン等に対し、建設業関連の協会を通じた企業進出に係る案内チラシを配布するなどのＰＲ活動を行っているところでございます。

健都イノベーションパーク全体を見据えますと、やはり市税という観点を見据えますと、固定資産税という大きな市税ということも我々は念頭にありますので、この点も踏まえながら、慎重かつスピード感を持って進めていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　市長にお聞きしたいんです。今、固定資産税という話がありましたけれども、健都イノベーションパークにどういう企業が進出していただくかということで、将来の本市の財政、歳入というのが法人税という意味でかかってくるわけですよね。仮に法人税がゼロと、それが数億円、数十億円あるというような企業とでは、今後の摂津市のまちづくりに大きく変わってくる問題だと思いますので、私は、市長がリーダーシップをとって、健都イノベーションパークに企業が進出していただくような働きかけとかをしていただくべきだと思っておりますので、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　森山市長。

○森山市長　森西議員の質問にお答えをいたします。

この問題は今に始まった話ではなくて、国立循環器病研究センター誘致が決まって、それからニプロが決まったあの段階

で、吹田市の市域ではありますが、吹田市の残っている二つ、その横に摂津市があるんですね。すぐ探そうと、早いこと探して売ろうやないかという短絡的な発想で私は担当職員にも言った。ところが、そこで、国立循環器病研究センターから横やりじゃないですけれども、意見が入ったんです。あのまちづくりは医療クラスター会議という会議があるんですね。国立循環器病研究センター、吹田市、摂津市、経済団体、大阪府、いろんなものでまちをつくっていく組織ができ上がっとるんですね。そこで重要事項を決めながら今まで来たんですけれども、あの医療クラスター、摂津市の部分のイノベーションパークのまちづくりは、国立循環器病研究センター当局は非常に慎重に、なおかつ重要に考えています。私は、その会議に出ても、もううちはすぐにでもどっかに売りたいと。もちろん、関連産業といいますか、そういうことも意識しながらですけれども、いや、これは、今、まず吹田市がニプロに売却を行われたと、この後、それを見きわめながら、少し時間がかかっても、この全体のまちづくりに合った事業所・企業誘致を考えていますのでということにそのときなったんです。それから吹田市の残りの部分も一向に動こうとしません。そんなに急ぐことないとは思いませんけれども、我々としては、今後、固定資産税、法人税、市民税、いろいろ直接、間接、影響があります。ただ、企業を誘致する場合の減免措置とか、いろんなことがありますから、一概に即全てがというわけにはまいりませんけれども、やっぱり摂津市にとってはプラス材料はたくさんあるわけでありますから、一日も早く、将来を見据え、そういった事業所の誘致を積極的に、また、そういう場でも発言し、今、我々も行動を起こしていっております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　もし一つの企業の本社が移転をするということになると、そこの企業からするとやっぱり大変なことです。それは時間のかかることでありますから、時間がまだあるということではなくて、そこは早急に国立循環器病研究センターのほうにも物を申していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げについてですけれども、昨年、水準測量をされて、今年度、また水準測量をされている、その結果が地盤沈下が確認されたというようなことである場合、どのように対策をとられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。

○山田環境部長　水準測量の結果、地盤沈下が確認された場合の対応についてのご質問にお答えいたします。

環境省では、１年間に２センチ以上の沈降が生じている地域を地盤沈下の注意を要する地域としており、本市でも２センチの沈降を地盤沈下の判断基準として考えております。本市が実施します一級水準測量の結果につきましては、結果のいかんを問わずＪＲ東海へ報告することとしておりますが、仮に２センチ以上の沈降が確認された場合には、ＪＲ東海へ報告するとともに、沈降と地下水汲み上げとの因果関係について、専門家の助言を得るなどして早急に分析を進めていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長　森西議員。

○森西正議員　そしたら、その水準測量の結果はいつに出るのか、お聞かせいただきたいと思うんですけども。

○嶋野浩一朗議長　環境部長。
○山田環境部長　測量自体については、先ほど言いましたように１１月にしておりますが、今後、国土地理院のほうに報告しまして、確定というのは今年度末ぐらいになろうかと思います。
○嶋野浩一朗議長　森西議員。
○森西正議員　結果が今年度末ということであれば、もし地盤沈下が、ないほうがいいんですけども、２センチ以上下がっているということであったときには、何らかの対応をとらなければならないと思います。そうしますと、もう既に当初の予算書が作成されて配布をされていますから、仮にＪＲ東海への対応が必要であるならば、補正とかそういう部分というのが必要になってこようかと思いますので、その点、市長にそういう考えもとられるような考えがあるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思うんですけども。
○嶋野浩一朗議長　市長。
○森山市長　再度の質問にお答えをいたします。
　もう今まで何度も言っておりますけど、法律では問題ないから何をしてもいいというわけではありませんで、そういう場合、何らかの規制をするときは、お互いのいろんな話し合い等々で約束事を決めます。これがいわゆる５０年前の協定書でございますね。それをもって、地下水を汲み上げてもらっては困るということでずっと来たわけでございますが、ある日突然といいますか、この協定書破りをしたわけでありますから、法に訴えるということになってしまって、結果的には敗訴ということで、これは大変遺憾なことであります。
　ただ、一審は協定書そのものにも言及しないお粗末な判断だったと思うんですけれども、最高裁の判断は、協定書そのものの内容はしっかりと確認をしてくれたと思っています。ただ、わかりにくいのは、水を吸い上げてはいけないとは言えないとかいう文言が入ったことで、今、汲み上げが続いておるわけなんですけれども、あの協定書は生きているわけでありまして、最高裁も協定書そのものは認めているわけでありますから、あの協定書の内容に基づいて、やっぱり厳しくチェックを続けていかないかんと思いますが、今言われておりますように、もしも環境省が示す２センチうんぬんの沈下があった場合、私は、再び強硬な手段に出ざるを得ないかもわからないと。その前にしっかりと抗議をするわけでありますけれども、予算につきましては、これは皆さん賛成していただけると思いますけれども、また議会の皆さんの同意を得た中でと思っております。
　以上です。
○嶋野浩一朗議長　森西議員。
○森西正議員　もし仮に２センチ以上沈下をしていると、その因果関係を調べなければならないとか、そういうことがやっぱり発生するかと思いますので、そのときの研究費とか、そういう部分ももしかしたら必要になってくるかもわかりませんので、そういう措置を講じなければならないということが発生するかもわからないということだけお伝えをさせていただいて質問を終わりたいと思います。
○嶋野浩一朗議長　森西議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。
　日程２、議案第６９号など２６件を議題とします。
　委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。
　（渡辺慎吾総務建設常任委員長　登壇）

○渡辺慎吾総務建設常任委員長　ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

１２月３日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６９号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第７６号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）、議案第７７号、指定管理者指定の件（摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設）、議案第８１号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）、議案第９１号、摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件、議案第９２号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件及び議案第９３号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、以上７件について、１２月５日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長　文教上下水道常任委員長。

（安藤薫文教上下水道常任委員長　登壇）

○安藤薫文教上下水道常任委員長　ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

１２月３日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６９号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第７０号、平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）、議案第７１号、平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）、議案第８９号、指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）、議案第９０号、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）、議案第９３号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第９４号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件、以上７件について、１２月４日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

１２月３日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６９号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第７２号、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第７３号、平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第７４号、平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、議案第７８号、指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）、議案第７９号、指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）、議案第８０号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）、議案第８２号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）、議案第８３号、指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）、議案第８４号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）、議案第８５号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）、議案第８６号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）、議案第８７号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）、議案第８８号、

指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）及び議案第９５号、摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件、以上１５件について、１２月４日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第７２号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　議案第７２号について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第７２号は、国民健康保険特別会計において、２０１７年度の黒字額５億３，６１１万４，０００円のうち３億６，２６４万６，０００円を、基金をつくって積み上げるものです。

摂津市は、黒字になるのがわかっていながら、今年度、４，０００万円の値上げを市民に押しつけました。さらに、大阪府の国民健康保険統一化に従うために６年連続の値上げをしようと計画しています。しかし、大阪府の統一化には法的根拠もなく、全国でも大阪府だけです。市民の保険料を決める権限は市町村にあるわけですから、従う必要はありません。

大阪府が示す統一保険料は大変高額で、今年１１月には、北摂市長会から大阪府に向けて、最長６年間の方針に縛られることなく、期間の延長等を検討されたいと要望書が出されています。６年後の統一化の実現も危ぶまれる状態です。

そもそも、国民健康保険の加入者は、年金生活者、非正規労働者など所得の低い世帯が多く、高齢者の加入率が高いので、医療費がかかるという構造的問題があります。被用者保険と違い、事業主負担もありませんし、公費負担も制度スタート当初と比べて大きく減少しています。この２５年間に一人当たり保険料は６．５万円から９．４万円に引き上がる一方、国保加入者世帯は、平均所得は２７６万円から１３８万円に半減しています。国保料が負担できず滞納する世帯が１５％を超えています。

この構造的問題を解決するために、全国知事会は公費１兆円の投入を求めました。日本共産党は、この国保の構造的危機を打開し、公的医療保険制度を立て直すために、全国知事会の要望に賛成し、均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みに引き下げる提案を行っています。高過ぎる保険料が加入者の生活を圧迫している状態は、摂津市でも同様です。摂津市は、黒字なのに値上げを続ける計画をやめ、黒字を基金に積み上げるのではなく、高過ぎる保険料の引き下げを行うべきです。

よって、議案第７２号について反対の立場を表明し、討論を終わります。

○嶋野浩一朗議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　以上で討論を終わります。

議案第６９号、議案第７０号、議案第７１号、議案第７３号、議案第７４号、議案第７６号、議案第７７号、議案第７８号、議案第７９号、議案第８０号、議案第８１号、議案第８２号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議

案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号、議案第９１号、議案第９２号、議案第９３号、議案第９４号及び議案第９５号を一括採決します。

本２５件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、本２５件は可決されました。

議案第７２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

間もなく午後3時となりますけれども、このまま会議を続けさせていただきますので、ご協力よろしくお願いします。

それでは、日程3、議案第９６号など7件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　議案第９６号、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の主な内容といたしまして、本日、議案第１０２号として上程いたしております一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、増額補正を行うものでございます。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７８９万3，０００円を追加し、その総額を３４６億8，４４６万7，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきましては、款１８繰入金、項２基金繰入金１，７８９万3，０００円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、条例改正による職員の給与改定に伴う人件費を款１議会費から款９教育費までの各款において計上いたしております。

また、１８ページ、款3民生費、項1社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を４６万5，０００円、介護保険特別会計繰出金を３０万7，０００円、それぞれ増額いたしております。これらは、議案第１０２号の条例改正により、一般会計と同様に、特別会計で人件費の補正を行うことに伴い、一般会計からの繰出金を調整するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、３２ページからの給与費明細書に記載いたしております。

以上、平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第6号）の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　上下水道部長。

（山口上下水道部長　登壇）

○山口上下水道部長　議案第９７号、平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容といたしましては、本日、議案第１０２号として上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う増額補正でございます。

補正予算１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款水道事業費用は、既決額１９億５，４８０万６，０００円から１００万１，０００円を増額し、補正後の額を１９億５，５８０万７，０００円とするものでございます。これは、第１項営業費用において、既決額１８億８，８３２万円から１００万１，０００円を増額し、補正後の額を１８億８，９３２万１，０００円とするもので、その内容につきましては、１３ページから１４ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第３条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款資本的支出は、既決額１６億４，５９６万円から７万５，０００円を増額し、補正後の額を１６億４，６０３万５，０００円とするものでございます。

第１項建設改良費においては、既決額１４億７３５万８，０００円から７万５，０００円を増額し、補正後の額を１４億７４３万３，０００円とするもので、その内容につきましては、１４ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額７億４，５８０万円を７億４，５８７万５，０００円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金６億４，３７５万円を過年度分損益勘定留保資金６億４，３８２万５，０００円に改めるものでございます。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額３億６，５４４万４，０００円から１０７万６，０００円を増額し、補正後の額を３億６，６５２万円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は２ページに、予定貸借対照表は４ページから５ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は６ページに、給与費明細書は８ページから１２ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９８号、平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容といたしましては、本日、議案第１０２号として上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う増額補正でございます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款下水道費用は、既決額３８億１，６８６万８，０００円から２９万２，０００円を増額し、補正後の額を３８億１，７１６万円とするものでございます。これは、第１項営業費用において、既決額３０億８，１５１万２，０００円から２９万２，０００円を増額し、補正後の額を３０億８，１８０万４，０００円とするもので、その内容につきましては、１３ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第３条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第１款資本的支出は、既決額４６億３，１８０万８，０００円から１１万１，０００円を増額し、補正後の額を４６億３，１９１万９，０００円とするものでございます。

第１項建設改良費においては、既決額６億８，９１９万９，０００円から１１万１，０００円を増額し、補正後の額を６億８，９３１万円とするもので、その内容につきましては、１３ページの補正予算実施計画説明書に記載をいたしております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、既決額１２億８，８２７万９，０００円を１２億８，８３９万円に改めるとともに、補填財源は、当年度分損益勘定留保資金１１億９，３０２万８，０００円を当年度分損益勘定留保資金１１億９，３１３万９，０００円に改めるものでございます。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額９，８０１万９，０００円から４０万３，０００円を増額し、補正後の額を９，８４２万２，０００円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は２ページに、予定貸借対照表は４ページから５ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は６ページに、給与費明細書は８ページから１２ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　議案第９９号、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、本日、議案第１０２号として上程いたしております一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う増額補正でございます。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０３億４１８万１，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきましては、款４繰入金、項１一般会計繰入金４６万５，０００円の増額は、人件費の補正を行うことに伴う職員給与費等繰入金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費４６万５，０００円の増額は、条例制定による職員の給与改定に伴うものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、８ページからの給与費明細書に記載いたしております。

以上、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１００号、平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、本日、議案第１０２号として上程いたしております一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う増額補正でございます。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を６５億４，４４０万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入つきましては、款６繰入金、項１一般会計繰入金３０万７，０００円の増額は、人件費の補正を行うことに伴う職員給与費等繰入金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費３０万７，０００円の増額は、条例制定による職員の給与改定に伴うものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、８ページからの給与費明細書に記載いたしております。

以上、平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第３号）の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　議案第１０１号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、特別職の職員の給与及び市議会議員の議員報酬について、いずれも平成３０年度以降の期末手当の６月期と１２月期の支給月数を平準化する改定となっており、平成３０年人事院勧告に伴うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案第１０１号及び議案第１０２号に係る議案参考資料１ページから２ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

第１条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第７条第２項は、期末手当の６月期と１２月期の支給月数を平準化し、いずれも２．０２５か月分に改正するものでございます。

第２条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となっており、第６条第２項は、期末手当の６月期と１２月期の支給月数を平準化し、いずれも２．０２５か月分に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３１年４月１日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第１０１号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１０２号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差及び世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の月数の引き上げ等が示されました平成３０年人事院勧告に伴うものでございます。

給料月額は、本市の全会計の職員について給料表を見直した結果、平均で約０．１４％の水準の引き上げとなり、勤勉手当は、支給月数が０．０５か月分の引き上げとなり、また、平成３１年度以降の期末手当及び勤勉手当の６月期、１２月期の支給月数の平準化も含め、いずれも勧告どおりの対応を行うもので、地方公務員法に定めます情勢適応の原則、均衡の原則に基づき、既に法律改正がなされております国の一般職の職員の準拠した形で改正するものでございます。

本改正条例は、三つの条文から構成されており、第１条では、給料表及び勤勉手当の引き上げについて、第２条では、平成３１年度以降の期末手当及び勤勉手当の平準化について、第３条では、一般職非常勤職員等の報酬等の上限額について、それぞれ所要の改正を行っております。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

なお、議案第１０１号及び議案第１０２号に係る議案参考資料３ページから１１ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

第１条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第３条第３項の表は、任期付職員の給料月額を任期の定めのない職員の給与月額に準じて改正を、第２４条第２項第２号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数をともに０．０５か月分引き上げる改正を、別表第１は、任期の定めのない職員の給与月額について、国の一般職の職員に準拠した改正をそれぞれ行うものでございます。

第２条は、一般職の職員の給与に関する条例の来年度施行分の一部改正となっており、第２３条第２項は、再任用職員以外の職員の、第３項は、再任用職員の期末手当について、第２４条第２項第１号は、再任用職員以外の職員の、第２号は、再任用職員の勤勉手当について、６月期と１２月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うものでございます。

第３条は、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、第８条は、一般職非常勤職員の、第１６条は、臨時的任用職員の報酬や賃金の上限額について、任期の定めのない職員の給与月額に準じて改正をするものでございます。

附則といたしまして、第１項には、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は、平成３１年４月１日に施行する旨を、第２項には、改正規定の適用日を勤勉手当は平成３０年１２月１日とし、その他は平成３０年４月１日とする旨を、第３項には、旧条例の規定により支給された給与は、新条例の規定により支給される給与の内払いになる旨を、第４項には、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定いたしております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、全会計で総額１，９３７万２，０００円となっております。

以上、議案第１０２号の内容説明とさせていただきます。

ただいま、最初のほうに説明いたしました議案第１０１号の中で、「いずれも平成３０年度以降の期末手当の６月期、１２月期の支給月額」とご説明を申し上げましたが、「平成３１年度以降」の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長　説明が終わり、質疑があればお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本７件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
討論に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　討論なしと認め、討論を終わります。
議案第９６号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第９７号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第９８号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第９９号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第１００号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第１０１号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第１０２号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○嶋野浩一朗議長　起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
日程４、議会議案第１６号など８件を議題とします。
お諮りします。
本８件につきましては、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本８件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
討論に入ります。
通告がありますので、許可します。弘議員。
（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　日本共産党議員団を代表して、議会議案第１８号、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書案に対して反対の立場で討論を行います。

政府は、少子・高齢化に対応し、持続的な経済成長をなし遂げるため、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として取り組み、このうち、生産性革命を実現し、人工知能、ロボット、ＩｏＴなど生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現するのがＳｏｃｉｅｔｙ５．０の社会だと説明しています。

高度な先進技術の導入であらゆる課題が解決されていく超スマート社会を実現するとして、このＳｏｃｉｅｔｙ５．０を成長戦略や未来投資戦略２０１８の中心に据えて進めようとしていますが、その内容が広く国民に理解され、浸透しているかといえば、決してそうとは言えません。それは、貧困や格差の拡大といった国民生活の目の前の現実からあまりにかけ離れているからではないでしょうか。

本意見書案では、学校教育環境の整備の課題を中心に政府に求める内容となっていますが、深刻な教員の多忙化や人手不足の解決を後景に置いてＩＣＴ環境の整備を求めているようなもので、学校現場の実態に沿うものとは思いません。

また、学校教育現場に企業活動を持ち込む未来型教育テクノロジーの開発・実証についても、学校教育の質の向上以前に、公教育のあり方をゆがめることにつながりかねないということを指摘し、反対の討論とします。

○嶋野浩一朗議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　以上で討論を終わります。

議会議案第１６号、議会議案第１７号、議会議案第１９号、議会議案第２０号、議会議案第２１号、議会議案第２２号及び議会議案第２３号を一括採決します。

本７件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長　異議なしと認め、本７件は可決されました。

議会議案第１８号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成３０年第４回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後３時１７分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　嶋　野　浩一朗

摂津市議会議員　　増　永　和　起

摂津市議会議員　　三　好　義　治

☆　　添　　付　　資　　料

平成３０年第４回定例会審議日程

月　日	曜	会　議　名	内　　容	開 議 時 刻
12 ／ 3	月	本会議（第１日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			（議会議案届出締切　17:15）	
4	火		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
5	水		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			委員会予備日	
			（一般質問届出締切　12:00）	
6	木		委員会予備日	
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	本会議（第２日）	一般質問	10:00
19	水	本会議（第３日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議　　案　　付　　託　　表

平成３０年第４回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案　第 69 号　平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案　第 76 号　指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）
議案　第 77 号　指定管理者指定の件（摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設）
議案　第 81 号　指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）
議案　第 91 号　摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件
議案　第 92 号　摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件
議案　第 93 号　摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第６条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）

〈文教上下水道常任委員会〉

議案　第 69 号　平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案　第 70 号　平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
議案　第 71 号　平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案　第 89 号　指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）
議案　第 90 号　指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）
議案　第 93 号　摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第６条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案　第 94 号　摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案　第 69 号　平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案　第 72 号　平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案　第 73 号　平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案　第 74 号　平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案　第 78 号　指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）
議案　第 79 号　指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）
議案　第 80 号　指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
議案　第 82 号　指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
議案　第 83 号　指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）
議案　第 84 号　指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
議案　第 85 号　指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
議案　第 86 号　指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
議案　第 87 号　指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）
議案　第 88 号　指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議案　第 95 号　摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件

平成３０年　第４回定例会　一般質問要旨

質問順位

１番　松本暁彦議員	２番　楢村一臣議員	３番　水谷毅議員
４番　南野直司議員	５番　光好博幸議員	６番　村上英明議員
７番　中川嘉彦議員	８番　香川良平議員	９番　増永和起議員
10番　安藤薫議員	11番　弘豊議員	12番　藤浦雅彦議員
13番　三好俊範議員	14番　森西正議員	

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で２回目から一問一答方式)で質問をします。

１番　松本暁彦議員

1　ふるさと納税を活用した教育支援施策等について
2　海洋プラスチックごみ問題への啓発について
3　学童保育での延長保育等について
4　大阪北部地震等の教訓について
（１）大阪北部地震等の教訓資料について
（２）教訓を踏まえ自助・共助・公助の同時並行的な強化について
（３）教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討について
（４）教訓を踏まえ庁内を統括できる危機管理専門職の必要性について

２番　楢村一臣議員

1　正規職員の退職不補充や委託化に伴う災害対策への影響について
2　学童保育の民間委託について
3　待機児童問題の対策について
4　今後の選挙の開票事務体制及び千里丘新町の有権者増による投票所の問題について
5　阪急京都線連続立体交差事業について

３番　水谷毅議員

1　認知症対策について
2　待機児童対策について
3　発達障がい児に対する支援体制について
4　業務の効率化と働き方改革について
5　多文化共生について

４番　南野直司議員

１　（仮称）「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の構築について
２　幼稚園・保育所・こども園など、幼児教育の無償化について
３　幹線道路から摂津市に入る地点に、市の特色や魅力をデザインした看板を設置することについて
４　旧味舌小学校の跡地利用について
（１）建設予定の体育館施設整備方針について
（２）防災空地をスポーツグラウンドとして活用することについて

５番　光好博幸議員

１　健康寿命延伸への取り組みについて
２　府道大阪高槻線について
３　鳥飼地域の魅力発信について

６番　村上英明議員

１　風しんワクチン接種の公費助成について
２　災害時の保管・備蓄品について
３　市役所西別館の現金自動預け払い機について
４　ソーシャルインパクトボンド事業について

７番　中川嘉彦議員

１　市政と府政について

８番　香川良平議員

１　ふるさと納税について
２　市たばこ税について
３　投票率向上について

９番　増永和起議員

１　来年度の国民健康保険料を引き下げることについて
２　摂津市の女性職員確保と働く環境整備について
３　公設公営の学童保育を堅持し、延長保育等を実施することについて
４　東別府の市立第２７集会所の改修について

10番　安藤薫議員

１　大阪府中学生チャレンジテストについて
２　外国人技能実習生研修センター建設計画及び市内外国人労働者の実態に対する摂津市の対応について

11番　弘豊議員

1　防災空地の役割と現状について
2　大阪北部地震・台風２１号被災後の市内の住宅事情について
3　公衆浴場の確保に対する市の考え方について
4　深刻な保育士不足に対する対応について
5　公共施設等総合管理計画における障害福祉施設の今後の方針について

12番　藤浦雅彦議員

1　「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者等の住宅確保要配慮者の入居促進を図ることについて
2　私道舗装工事助成制度の創設について
3　耐震改修補助制度の各市の対応が違うことについて
4　災害発災後の情報伝達・避難所開設の検証について
5　持続可能な開発計画（ＳＤＧｓ）の市民周知と教育実施で達成を目指すことについて
6　持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減・京都アピールを受けた取り組みについて
7　民間保育所のアレルギーを持つ子どもの対策について
8　学童保育のサービス向上について
9　平成３０年度の国の補正予算における公立学校施設整備費について
10　（仮称）「歯と口腔の健康づくり推進条例」の制定について
11　たばこの受動喫煙防止の新たな取り組みについて
12　不育症の周知と患者支援の補助制度創設について

13番　三好俊範議員

1　大阪万博における摂津市の立ち位置について
2　災害復興状況と対策について
3　摂津市の教育について

14番　森西正議員

1　防災対策について
2　学力向上について
3　学童保育民間委託について
4　健都イノベーションパークについて
5　ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げについて

議決結果一覧

議案番号	件　　名	議決月日	結果
議選　第　4　号	摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件	１２月３日	決定
議案　第　75　号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	１２月３日	同意
認定　第　1　号	平成２９年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　2　号	平成２９年度摂津市水道事業会計決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　3　号	平成２９年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　4　号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　5　号	平成２９年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　6　号	平成２９年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　7　号	平成２９年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
認定　第　8　号	平成２９年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	１２月３日	認定
議案　第　69　号	平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第５号）	１２月１９日	可決
議案　第　70　号	平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）	１２月１９日	可決
議案　第　71　号	平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）	１２月１９日	可決
議案　第　72　号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	１２月１９日	可決
議案　第　73　号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）	１２月１９日	可決
議案　第　74　号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	１２月１９日	可決
議案　第　76　号	指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）	１２月１９日	可決
議案　第　77　号	指定管理者指定の件（摂津市立摂津市駅前第１自転車駐車場ほか１０施設）	１２月１９日	可決
議案　第　78　号	指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）	１２月１９日	可決
議案　第　79　号	指定管理者指定の件（摂津市立鳥飼体育館ほか７施設）	１２月１９日	可決
議案　第　80　号	指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）	１２月１９日	可決
議案　第　81　号	指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）	１２月１９日	可決
議案　第　82　号	指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）	１２月１９日	可決
議案　第　83　号	指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）	１２月１９日	可決
議案　第　84　号	指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）	１２月１９日	可決
議案　第　85　号	指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）	１２月１９日	可決
議案　第　86　号	指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）	１２月１９日	可決
議案　第　87　号	指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）	１２月１９日	可決

議案　第　88　号	指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）	１２月１９日	可決
議案　第　89　号	指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）	１２月１９日	可決
議案　第　90　号	指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）	１２月１９日	可決
議案　第　91　号	摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　92　号	摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　93　号	摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　94　号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　95　号	摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　96　号	平成３０年度摂津市一般会計補正予算（第６号）	１２月１９日	可決
議案　第　97　号	平成３０年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）	１２月１９日	可決
議案　第　98　号	平成３０年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）	１２月１９日	可決
議案　第　99　号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	１２月１９日	可決
議案　第　100　号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第３号）	１２月１９日	可決
議案　第　101　号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	１２月１９日	可決
議案　第　102　号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　16　号	公立小・中学校屋内運動場におけるエアコン整備促進に関する意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　17　号	外国人技能実習制度の抜本的見直しを求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　18　号	Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　19　号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　20　号	認知症施策の推進を求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　21　号	無戸籍問題の解消を求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　22　号	地域手当の在り方の見直しを求める意見書の件	１２月１９日	可決
議会議案　第　23　号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件	１２月１９日	可決